

平成 26 年

塩竈市議会会議録

(第150巻)

第2回臨時会 11月26日 開会
11月26日 閉会

第4回定例会 12月8日 開会
12月18日 閉会

塩竈市議会事務局

平成 2 6 年 1 1 月 臨時会 日程表

会期1日間（11月26日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
11. 16	水	本会議	会期の決定、諸般の報告、承認第1号、議案第83号	1

平成 2 6 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 1 日間（1 2 月 8 日～1 2 月 1 8 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
12. 8	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、請願第4号ないし第8号、議案第84号ないし第112号	1
9	火	休 会		2
10	水	”	総務教育常任委員会 10：00～	3
11	木	”	民生常任委員会 10：00～	4
12	金	”	産業建設常任委員会 10：00～	5
13	土	”		6
14	日	”		7
15	月	本会議	一般質問 13：00～ ①高橋 卓也 議員 ②菊地 進 議員 ③小野 幸男 議員 ④阿部かほる 議員	8
16	火	”	一般質問 13：00～ ⑤田中 徳寿 議員 ⑥志子田吉晃 議員 ⑦浅野 敏江 議員 ⑧小野 絹子 議員	9
17	水	休 会	議会運営委員会 13：00～	1 0
18	木	本会議	委員長報告 13：00～	1 1

塩竈市議会平成26年11月臨時会会議録

目次

塩竈市議会平成26年12月定例会会議録

(11月臨時会)

第1日目 平成26年11月26日(水曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
質 疑	3
菊 地 進 君	3
小 野 絹 子 君	6
承認第1号	9
提案理由の説明	9
採 決	10
議案第83号	10
提案理由の説明	10
質 疑	13
伊 勢 由 典 君	13
志 賀 勝 利 君	19
討 論	25
曾 我 ミ ヨ 君	25
採 決	26
閉 会	26

(1 2 月定例会)

第 1 日 目 平成 2 6 年 1 2 月 8 日 (月曜日)

開 会	29
議事日程第 1 号	29
開 議	32
会議録署名議員の指名	32
会期の決定	32
議長辞職勧告動議について	33
討 論	34
浅 野 敏 江 君	34
採 決	34
諸般の報告	35
請願第 4 号ないし第 8 号	35
議案第 84 号ないし第 112 号	35
提案理由説明	35
総括質疑	56
伊 勢 由 典 君	56
志 賀 勝 利 君	62
志子田 吉 晃 君	67
小 野 絹 子 君	71
菊 地 進 君	77
散 会	82

第 2 日 目 平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日 (月曜日)

議事日程第 2 号	83
開 議	85
会議録署名議員の指名	85
一般質問	85
高 橋 卓 也 君 (一問一答方式)	

(1) 社会保障について	85
①要介護認定者の障害者控除の周知について	
②介護施設の食費、居住補助費の削減について	
③後期高齢者保険料、後期高齢者への短期証発行について	
(2) 健康寿命の向上策について	86
(3) 教育について	87
①「教育委員会制度改革」への考え、対応について	
②教育予算、特に就学援助について	
③全国学力テストについて	
④道徳教育について	
(4) 浦戸の防潮堤について	89
(5) 災害公営住宅居住者のコミュニティー構築について	89
(6) 防災について	90
菊地 進 君 (一問一答方式)	
(1) 政治姿勢について	101
①財政の健全化について、財源対策は	
②定住問題と人口減少について	
③街の活気元気について	
④100円バスの拡充拡大の考え方について	
(2) 教育について	102
①通学路踏切の安全対策について (南錦町)	
②けやき教室について	
・不登校児童の実態と不登校対策について	
(3) 福祉について	103
①重度障がい者の親亡き後の福祉施設整備について	
②重度障がい者の自立支援について	
③老々介護の実態と行政の役割について	
小野 幸 男 君 (一問一答方式)	
(1) 薬物等への対応	117

①危険ドラッグについて	
(2) 児童福祉	117
①児童虐待について	
(3) 高齢者支援	117
①ひとり暮らし・高齢者世帯への支援について	
(4) コミュニティーの構築	118
①仮設住宅・災害公営住宅の孤立化防止について	
(5) 土木行政	119
①道路・橋梁等の路面下の空洞調査について	
②除融雪対策について	
阿部 かほる 君 (一問一答方式)	
(1) 地域経済対策について	133
①市の中小企業対策について	
②事業用水道料金について	
(2) 食による街の活性化策	133
①食・仲卸市場活用策について	
(3) 史跡の取り組みについて	134
①野田の玉川の碑のあり方	
(4) 貞山運河再生復興ビジョンに対する市の対応	134
①市の取り組みについて	
散 会	147

第3日目 平成26年12月16日 (火曜日)

議事日程第3号	149
開 議	151
会議録署名議員の指名	151
一般質問	151
田中徳寿君 (一問一答方式)	
(1) 富市復興戦略について	151

①塩釜港の整備について	
②第三次行財政改革推進計画について	
③しおがまサービスマインドについて	
(2) 道路整備について	153
①本塩釜駅前地区と新富町貞山通線の道路整備について	
②市民からの道路要望に対応する予算確保策について	
志子田 吉 晃 君 (一問一答方式)	
(1) 観光行政について	167
①全体的な観光行政としての取り組み	
②市内の津波高表示方法	
③塩釜港入口の景観	
(2) 市道と関連施設の管理について	167
①都市基盤の長寿命化計画と市道の計画的改修	
②防犯灯の設置と維持管理	
③有線テレビ用のポール	
④公園内の設備とフェンスの維持管理	
(3) 浦戸架橋 (生命の橋) について	168
①取り組みの方向性	
②意向調査	
(4) 市立病院事業について	168
①事業運営 (改革プラン) の取組状況	
②病床利用率と今後の方向	
③医師の確保策	
(5) 復興事業について	168
①全体的な進捗状況	
②次年度以降の構想	
浅野 敏 江 君 (一問一答方式)	
(1) 福祉施策	184
①被災後のDV・虐待・不登校の現状と対策について	

②「障害者の権利条約」批准後の本市の精神障害のある人の対応について	
(2) 教育支援	185
①要保護児童・生徒に対する修学旅行費扶助について	
②貧困の連鎖を断ち切るための学習支援を	
(3) 安心・安全なまちづくり	186
①大雨・洪水・高潮対策について	
小野絹子君（一問一答方式）	
(1) 第一小学校の学童保育の施設に関して	201
①水道の赤水対策と湯沸かし器の設置について	
(2) 子どもの医療費助成の拡充と病児保育について	201
①子どもの医療費助成を外来で中3までの拡充について	
②病児保育の対応について	
(3) ニューしおナビバスの運行の拡充について	202
①災害公営住宅への運行と反対まわりの運行について	
(4) ベンチの設置について	202
①通行している高齢者がひと休みできるベンチの設置について	
(5) 道路整備のその後の経過と取り組みについて	202
①藤倉二丁目側の歩道について	
②藤倉二丁目地内等の水路の鉄板の安全策について	
③国道45号から藤倉に入る道路の拡幅について	
④石田地域の道路の拡幅について	
(6) 加工団地の地盤対策について	203
(7) 塩釜商工会議所からの7項目の要望の対応について	204
散 会	218

第4日目 平成26年12月18日（木曜日）

議事日程第4号	219
開 議	221
会議録署名議員の指名	221

議案第84号ないし第112号（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	221
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	223
（産業建設常任委員会委員長議案審査報告）	226
討 論	228
曾 我 ミ ヨ 君	228
浅 野 敏 江 君	229
香 取 嗣 雄 君	230
採 決	231
請願第4号ないし第8号（総務教育常任委員会委員長請願審査報告）	232
（民生常任委員会委員長請願審査報告）	233
（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）	233
採 決	234
議員提出議案第7号	234
提案理由説明	235
採 決	236
議員提出議案第8号	236
提案理由説明	236
採 決	237
閉 会	237

平成 26 年 11 月 臨時 会	11 月 26 日	開会
	11 月 26 日	閉会
平成 26 年 12 月 定例 会	12 月 8 日	開会
	12 月 18 日	閉会

議案審議一覽表
議員提出議案

塩竈市議会 11月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度塩竈市一般会計補正予算)	原案承認	26.11.26
	議案第83号	一般職の職員の給与に関する条例及び 塩竈市一般職の任期付職員の採用等 に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	26.11.26

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第93号	塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第97号	平成26年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26. 12. 18
	議案第102号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	26. 12. 18
	議案第103号	工事請負契約の締結について	原案可決	26. 12. 18
	議案第104号	工事請負契約の締結について	原案可決	26. 12. 18
	議案第105号	工事請負契約の締結について	原案可決	26. 12. 18
	議案第106号	工事請負契約の締結について	原案可決	26. 12. 18
	議案第107号	財産の取得について	原案可決	26. 12. 18
	議案第108号	財産の取得について	原案可決	26. 12. 18
	議案第109号	財産の取得について	原案可決	26. 12. 18
	議案第110号	塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について	原案可決	26. 12. 18
	議案第112号	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について	原案可決	26. 12. 18
民 生	議案第84号	塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第85号	塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第86号	塩竈市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第87号	塩竈市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第88号	塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第89号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
民 生	議案第92号	塩竈市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第94号	塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第95号	塩竈市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第96号	塩竈市新型インフルエンザ等対策本部条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第97号	平成26年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26. 12. 18
	議案第99号	平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	26. 12. 18
産業建設	議案第90号	塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第91号	塩竈市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 12. 18
	議案第97号	平成26年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26. 12. 18
	議案第98号	平成26年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	26. 12. 18
	議案第100号	平成26年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	26. 12. 18
	議案第101号	平成26年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	26. 12. 18
	議案第111号	塩竈市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について	原案可決	26. 12. 18
	議員提出 議案第7号	東日本大震災復旧・復興に係る事業期間延長を求める意見書	原案可決	26. 12. 18

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議員提出 議案第 8 号	生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書	原案可決	26. 12. 18

塩竈市議会 1 2 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 4 号	「集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願	26. 11. 18	総務教育	継続審査	26. 12. 18
第 5 号	子ども・子育て支援制度実施に当たり全ての子どもの権利が保障される取組みを求める請願	26. 11. 26	民 生	継続審査	26. 12. 18
第 6 号	重度障がい者移送費等助成事業の制度改善を求める請願	26. 11. 26	民 生	原案可決	26. 12. 18
第 7 号	東日本大震災被災者の医療費の一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める請願	26. 11. 26	民 生	原案可決	26. 12. 18
第 8 号	しおがま・みなと復興市場の仮設店舗の移設を求める請願	26. 11. 28	産業建設	継続審査	26. 12. 18

平成26年12月8日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 4 号
受理年月日	平成26年11月18日
件 名	「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願
要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>安倍内閣は7月1日、集団的自衛権の行使容認を閣議において決定しました。</p> <p>これでは戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認をうたう憲法第9条のもとで、これまでの歴代の自民党政権も「認められない」としてきたことを大転換させる暴挙です。</p> <p>本閣議決定は、日本への武力攻撃がなくても「我が国と密接な関係にある他国」への武力攻撃があれば、自衛隊による武力行使を可能にしました。「武力行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」というこれまでの二つの歯止めをはずし、自衛隊の「後方支援」を戦闘地域に拡大して、武器使用についても制限を撤廃しました。このままでは武装した自衛隊が戦地で攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかであり、多くの国民は、他国の戦争に国民も巻き込まれるのではないかとの懸念と不安を抱えています。</p> <p>憲法前文と第9条が規定している恒久平和主義と平和的生存権の保障は憲法の基本原理です。それを国民投票を含めた憲法改正の手続きもなく軽々に変更し、あるいは法律を制定する方法でこれを根本的に変更することは、憲法を最高法規と定め（第10章）、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし（第98条）、国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課することで（第99条）、政府や立法府を憲法による制約のもとにおこうとした立憲主義の基本に反します。また憲法改正は主権者である国民に委ねられた重大な権利であることから、国民は憲法を改正する権限を有するとともに改正しない権限も有しており、その意味でも本閣議決定による解釈改憲は重大な国民への主権侵害といえるものです。</p> <p>憲法第9条のもとで「戦争ができる国」にするということは、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」した日本国憲法の平和主義を根本から否定するものです。立憲主義をふみにじり、時の一首相、一内閣が、「戦争をしない」と誓った日本の国のあり方を勝手につくり変えることなど、とても許されることはありません。</p> <p>よって、政府においては、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回し、関連法の立法措置を行わないよう強く求めます。</p> <p>以上の趣旨をもって、貴議会において政府に対して〔2014年7月1日</p>

	「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定を撤回すること及び集团的自衛権行使のための立法措置を行わないことを求める意見書」を提出して頂きたくお願い申し上げます。
提出者 住所・氏名	塩竈市錦町17-6 塩釜地方労働組合総連合（塩釜地方労連） 議長 東海林 昌利 多賀城市城南2丁目16-5 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟塩釜支部（国賠同盟塩釜支部） 支部長 相原 君雄
紹介議員 氏名	小野 絹子 議員 高橋 卓也 議員
付託委員会	総務教育常任委員会

平成26年12月8日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 5 号
受 理 年 月 日	平成26年11月26日
件 名	子ども・子育て支援制度実施に当たり全ての子どもの権利が保障される取組みを求める請願
要 旨	<p>【請願の理由】 来年度から実施予定の「子ども子育て新制度」の事業計画作成に当たっては保護者・地域住民・保育士・保育園経営者・幼稚園関係者の願いをよく聞き現行保育水準の維持・拡充を願います。</p> <p>【請願項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者・保育所（園）職員・経営者・地域住民にわかるような周知徹底を行って下さい。質疑応答のある説明会といった利用者目線の敷居の低い周知方法の徹底をお願いいたします。 2. 新保育制度の実施に当たっては、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任をふまえ、全ての事業・施設、全ての子どもに対して、格差の無い保育の提供を検討して下さい。障害を持つ子の保育は、子どもの権利保障・発達保障の立場から現行水準を維持・拡充して下さい。 3. 保育料値上げ・上乗せ徴収等はしないで、保護者の負担が増えない様にして下さい。また、保育料軽減措置を維持・拡充してください。 4. 現行の保育施設に対する塩竈市の単独補助事業〔塩竈市認可保育所補助金・市町村振興総合補助金（障害児保育補助）〕を維持し、全ての施設に適用させて下さい。保育士等の職員処遇改善のための補助事業を人材確保の観点からも継続拡充してください。 5. 学童保育については、市が責任を持って安心して過ごせる居場所づくりを行って下さい。施設の面積、指導員の人数・資格等については地域住民の意見を十分聞いて下さい。 6. 認可外施設の新制度移行後の処遇については、子ども・保護者・施設に不利益の無いよう、塩竈市として充分検討して下さい。
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	塩竈市花立町1番16号（あゆみ保育園内） 塩釜より良い保育をすすめる市民の会 会長 長沼 千恵
紹 介 議 員 氏 名	曾我 ミヨ 議員
付 託 委 員 会	民生常任委員会

平成26年12月8日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 6 号
受理年月日	平成26年11月26日
件 名	重度障がい者移送費等助成事業の制度改善を求める請願
要 旨	<p>【請願要旨・理由】</p> <p>塩竈市は重度障がい者（身障手帳1級、2級、3級）（呼吸機能障がい者で在宅酸素療養者、養育手帳A、精神障がい者手帳1・2級保持者）を対象に、福祉タクシー利用券（600円1枚）を月4枚、または自動車等燃料費助成券（1000円1枚）を月1枚交付しております。塩竈市の同制度について感謝申しあげます。しかし、現在、タクシー初乗りは670円、ガソリン1リットル約160円と値上げされております。同制度が障がい者の経済的支援助成として有益に活用される様改善を求めます。</p> <p>以下、下記の項目について塩竈市議会に請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【請願項目】</p> <p>1、重度障がい者移送費等助成事業において制度を改善し福祉タクシー利用券（1枚670円）、自動車等燃料費助成券（1枚・1200円）に改めること。</p>
提出者住所・氏名	塩竈市みのが丘5の23 塩竈市精神障害者家族会「東雲会」 会長 阿部 啓子
紹介議員名	志賀 勝利 議員 曾我 ミヨ 議員
付託委員会	民生常任委員会

平成26年12月8日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 7 号
受 理 年 月 日	平成26年11月26日
件 名	東日本大震災被災者の医療費の一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める請願
要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求め、国・県に対して意見書の提出を求めるものです。</p> <p>【請願理由】</p> <p>東日本大震災・福島原発事故から3年が経過しましたが残念ながら被災地では、生活の再建すらままならない状況が続いています。そのような状況の下で、いまなお被災者の多くは、将来への不安を抱え、長引く避難生活で疲労が蓄積して、体調不良や持病の悪化などが広がり、長期にわたる医療や介護が必要とされています。</p> <p>医療窓口負担免除措置再開では、昨年末12月27日に安倍晋三首相が宮城県内の視察にあわせて、被災地自治体への医療費（国民健康保険）の財政支援を強化すると発表され、それ以降、市長会や町村会が宮城県に対する支援の働きかけや各自自治体での再開に向けた検討が進められました。しかし、国からの給付増加に対する財政補助率の拡大等示された一方で、一部負担金等の免除措置に対する財政支援は認められず、また、後期高齢者医療制度及び介護保険については、追加的な財政支援は示されませんでした。</p> <p>そうした免除措置再開に十分な財政手当がない中、県内全市町村は大変な財政的な問題を抱えながらも対象を絞り込み医療と介護の減免を再開させています。</p> <p>被災地では、多くの被災者が収入の道を断たれ、生活の再建すらままならない状況です。将来への不安を抱え、長引く避難生活で疲労が蓄積し、体調不良や持病の悪化などが顕著になっています。</p> <p>国と県は生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらずに継続するための財政措置を講ずることを求める意見書を提出することを請願いたします。</p>
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	<p>塩竈市錦町17-6 塩釜地域社会保障推進協議会</p> <p>代表幹事 齊藤 則夫 代表幹事 虎川 太郎 代表幹事 内藤 孝 代表幹事 太田 正興</p>

	代表幹事 福岡 真哉
紹介議員名	曾我 ミヨ 議員 伊勢 由典 議員
付託委員会	民生常任委員会

平成26年12月8日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 8 号
受理年月日	平成26年11月28日
件 名	しおがま・みなと復興市場の仮設店舗の移設を求める請願
要 旨	<p>【請願趣旨・理由】</p> <p>しおがま・みなと復興市場の13店舗は、塩竈市から宮城県の防潮堤建設及び、塩竈市の避難デッキ建設着工のため平成27年1月中に仮設店舗から撤去することを求められています。元いた商店へ移転できない理由は復興の遅れ等によるもので1月の移転は困難であり先の見通しが立たない状況にあります。</p> <p>この間、仮設店舗は東日本大震災後の中から経営を継続して、被災の実情を来店した市民・観光客の皆さんに語り、その中で訪れるリピーターも増えています。私たち13店舗は店の本設にむけ全力を尽くす決意です。しかし、このまま来年1月解体されれば廃業せざるをえないことになります。</p> <p>一方で、中小企業基盤整備機構は、塩竈市が仮設店舗の移転を行えば移転費用を全額補助できると聞いています。この制度を活用し仮設店舗を移設し営業が続けられるよう請願いたします。</p> <p>以下、下記の項目について塩竈市議会に請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【請願項目】</p> <p>1. しおがま・みなと復興市場の仮設店舗を塩竈市の責任で移設すること。また、移設先が決まるまで解体しないこと。</p>
提出者住所・氏名	塩竈市藤倉3丁目3の14 しおがま・みなと復興市場 代表 佐藤 秀治
紹介議員名	曾我 ミヨ 議員 伊勢 由典 議員
付託委員会	産業建設常任委員会

議員提出議案第7号

東日本大震災復旧・復興に係る事業期間延長を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年12月18日

提出者 塩竈市議会議員

浅野	敏江	小野	幸男
嶺岸	淳一	田中	徳寿
志賀	勝利	香取	嗣雄
阿部	かほる	西村	勝男
菊地	進	志子田	吉晃
鎌田	礼二	伊藤	栄一
高橋	卓也	小野	絹子
伊勢	由典	曾我	ミヨ

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

東日本大震災復旧・復興に係る事業期間延長を求める意見書

塩竈市では、東日本大震災から、この3年9ヶ月間、道路・下水道の災害復旧事業と併せ、現在、災害公営住宅整備事業や防災拠点事業など復興事業に全力で取り組んでいるところです。

東日本大震災復興交付金事業について、復興期間を10年とした上で、復興需要が高まる「集中復興期間」を5年間と位置づけされてきました。

当初から、計画とされた期間での事業実施のために、職員不足を補うため、他自治体からの職員の応援を頂きながら懸命に取り組んできているところです。

「集中復興期間」は5年間とされ、その期限とされている平成27年度までにあと1年となります。

この間、懸命に取り組んできたものの、建設需要が高まる一方で、技術者等の人材不足に加えて、資材高騰など当初予想できなかった状況におかれているのが現状です。

つきましては、被災地域の着実な復旧・復興を途中で途切れることのないよう、下記の事項について、特段の配慮をお願いいたします。

記

復旧・復興事業が本格化する中で、技術者不足や資材高騰等により事業の円滑な執行が困難な被災地域の現状を踏まえ、災害復旧・復興事業の期間延長をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

関係機関あて

(内閣総理大臣・参議院議長・財務大臣・経済産業大臣・復興大臣)

議員提出議案第8号

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年12月18日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
嶺岸淳一	田中徳寿
志賀勝利	香取嗣雄
阿部かほる	西村勝男
菊地進	志子田吉晃
鎌田礼二	伊藤栄一
高橋卓也	小野絹子
伊勢由典	曾我ミヨ

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書

医療窓口負担免除措置再開では、昨年末12月27日、宮城県内の視察にあわせて、安倍晋三首相が被災地自治体への医療費（国民健康保険）の財政支援を強化すると発表、それ以降、市長会や町村会が宮城県に対する支援の働きかけや各自治体での再開に向けた検討が進められた。しかし、国からの給付増加に対する財政補助率の拡大等が示された一方で、一部負担金等の免除措置に対する財政支援は認められず、また、後期高齢者医療制度及び介護保険の一部負担金及び利用料減免については、追加的な財政支援は示されなかった。

そうした免除措置再開に十分な財政手当がない中、県内全市町村は現場の声を受け止めながら大変な財政的問題を抱え対象の絞り込み等、医療と介護の減免を再開させている。

被災地では、今なお生活再建の見通しが立たない被災者も多く、生活環境の変化による体調悪化等により、医療や介護支援が必要となる要介護認定者等も増加しており、被災者に対する様々な支援の継続が求められている。

よって、国・県においては、生活再建に至らない被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

関係機関あて

（内閣総理大臣・参議院議長・財務大臣・厚生労働大臣・宮城県知事）

平成26年11月26日（水曜日）

塩竈市議会11月臨時会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

平成26年11月26日(水曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第1号
- 第5 議案第83号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	健康福祉部長	桜井史裕君

産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼土木課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市立病院事務部 次長兼業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
市民総務部 政策課長	川村淳君	市民総務部 財政課長	阿部徳和君
市民総務部 税務課長	小林正人君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会委員長	柴田仁市郎君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君
選挙管理委員会 職務代理者	平間邦子君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
庶務係主査	小林久美子君		

午後 1 時 開議

○議長（佐藤英治君） 去る11月19日、告示招集になりました平成26年第2回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3番嶺岸淳一議員、4番田中徳寿議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（佐藤英治君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は1日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤英治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第22号和解することについては9月30日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により、11月19日議長宛てに報告がなされたものであります。

これより質疑に入ります。10番菊地議員。

○10番（菊地 進君） 私から、ちょっと教えていただきたいものがあります。

今回、和解が成立したのだということなんです、金額が和解金として200万円だと。そして、このもととなる物件のいわゆる幾らに対して、塩竈市としてお金をいただく権利があっただけなくて、こういうふうな差し押さえに至ったのか。そのもととなる差し押さえの金額が幾らだったのか。そして、200万円という数字は何が根拠になったのか、この資料だけ

ではわからないので、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今の議員からのご質問でございます。

この土地に係る具体的な滞納額等については、個人情報にもなりますので、具体的な金額はちょっとご説明いたしかねますが、今回の訴訟の当該土地に対します課税額及び延滞金の相当額と、今回の弁護士委託費用を含む訴訟費用、これを合算いたしますと200万円以下におさまるといふ状況でございます。それをもちまして、今回200万円という和解金の額が出てまいりましたので、これを了として今回和解をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 差し押さえの部分の、いわゆる未納額が200万円以下で裁判関係の費用も200万円で、それで和解なんだと、それは個人保護どうのこうのと言いますけれども、滞納額のお金が例えば190万円ありましたとあって、そういうのは答えられないのかなと。それがどうかというのは我々はわからないものだから、ただ説明だけで200万円にしますよといったって、ちょっと何を認めて、はいと言えればいいんですかというのが1点。

あと、こちらに、私びっくりしたのは1の2の資料の中で、差し押さえた坪かなと思うんですが、1,072坪あるのね。そのくらい差し押さえるということは大きいんじゃないかなと。そして、わからないから聞くんですが、1,072坪で200万円の和解で終わりといったら、ええっ、逆に差し押さえをしたほうが塩竈市民にとって1,072坪というのが大きな財産になるんでないかなんて、市民のためを思えばね、そう思いましたので、なぜこういうふうになったのかなと。すると、平米数で言えば3,539平米なんですよ。それ、坪単価にすると1坪1,865円の計算になるんで、「ええっ」と、こういうものの成り立ちがちょっとわからないので、そうすると例えば500万円くらいの滞納があつて差し押さえたのかなと、そういう思いがあつたので聞いたわけなんで、その辺詳しく話せないのかなと。ただ、市民にとってプラスになるかマイナスになるか、その辺がちょっとわからないので、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 小林税務課長。

○市民総務部税務課長（小林正人君） ただいまご質問いただきました未納額について今後どうなるのかということだと思いますけれども、今回の当該地につきましては、和解し、差し押さえを解除することになりますけれども、当該所有者の未納額につきましては、ほかに差し

押さえ等を行っている物件等もありまして、今後未納者につきましては納税をしていただきたいといった部分もありますので、納税交渉を継続しながら滞納額の整理を進めていく予定でおります。

また、次のご質問で、当該地、かなりの坪数で200万円でどうなんだというお話ですがけれども、こちらにつきましては、評価等を勘案しますと600万円から800万円、原野として鑑定した場合には600万円から800万円だと思います。

ただ、現状といたしまして、近々の取引事例があります。ことしの4月に裁判で競売している実績ですがけれども、非認知で同じような田畑となっておりますけれども、約1,200平米競売を行っております。そこで落札された金額につきましては、約80万円で落札されているといった実績もありますので、競売を行う場合は任意売却と比べて低い金額設定となっておりますので、この金額で落札されたのかなと思いますけれども、そういったものも勘案しながら200万円ということで和解に至った経過となっております。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） いろいろ金額の根拠を今示されましたけれども、そんなにあの伊保石地区安いのかなと思って、がっかりしました。市民の、私は近くに千賀の台団地とか向かい側にも団地があったりして、そしてその地域に住んでいる方々にすれば、こういった感じで競売だ何だとなっていて、今回は坪単価が1,865円くらいに計算するとなるんだけれども、そういうものが裁判でなりましたというと、実績になれば、今後あの辺で開発というか、自分たちで家を建てようだの何だのといった場合、土地が下がるんでないかなという心配をするんですよ。ですから、そういう思いをすると随分低いものだなという思いをして、だからどうするのやということはないんですけれども、ただこういった鑑定、そういうものをやっぱりわかりやすく、でないところにも書いてあるとおり、今後県道利府中インターと庚塚線の改良工事にも協力してもらおうとかとなっているんだけれども、ずっと下のほうへおりていったりした場合、こういう単価の交渉になったら市民が「何だこんなに安いのですか」というもことになるのでないかという心配をするものですから、今回確認のため聞いたわけで、今後とも市民にとってちょっとでも有利な、そして行政側からすればちゃんとした税金を納めてもらえばいいわけですから、こういった裁判だのにならないようにもまたしてもらわなくちゃだめだと思うんですけれども、そういった後々のことも考えていただいて、裁判の成り行き、我々は直接わかりませんが、この資料だけで、ですから、200万円が妥当なのかどうかはちょっと存じませんが、この資料

の中に図面があるように1カ所くらいの、これが200万円ですよというならわかるけれども、こんなにも広大な土地でね、ちょっとこれを見たって団地の間なんですよ。ちょっと安いのでないかなという思いがしたので、高い安いは和解の結果だから知りませんというか、わかりませんが、何か行政としてこの額が妥当だともちろん言うとは思いますが、和解したから、ただ残念でならないということだけ申し伝えて、終わります。

○議長（佐藤英治君） いいですか。16番小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） 私からも質問させていただきます。

この件につきまして、塩竈市は最初差し押さえが担保仮登記に優先するという事で主張してきたということで述べられているわけですが、実際に平成25年12月5日に裁判が申し立てされて、それで今日までかかってきた経過ということについて、ご報告願いたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 資料No.1、おめくりいただきました専決処分書に経過が書いてございます。若干、この経過についてもう一度ご説明させていただきたいところがございます。

今回の訴訟事件は、和解に至った件でございます。本市は、市税の滞納によりまして本市が差し押さえを行った土地に関しまして、土地を仮登記し債券を有する者が本市を被告として提訴した事件がこの事件の概要でございます。

まず、1、当事者でございますが、原告が2名、個人と会社、被告が塩竈市となっております。

この事件の関係を整理いたしますと、原告は土地を仮登記し、債権を有する者。土地を差し押さえいたしましたのが塩竈市。土地を所有して税の滞納により差し押さえをされたものが関係人ということでご説明させていただきます。

事件名につきましては、記載のとおり、仮登記に基づく本登記手続等請求事件となります。

事件の概要といたしましては、対象となる土地のこれまでの経過でございますが、平成3年9月に原告が金銭貸借契約の債務を担保といたしまして、関係人の母親と同人が所有する利府中インター線事業用地を含む土地について代物弁済契約を締結し、所有権移転、仮登記を行いました。その後、関係人が債務返済を履行しなかったため、仮登記から本登記への手続等をめぐり裁判が行われ、平成10年1月に返済債務額より仮登記した土地の評価額が上回ることから、原告側が関係人側に差額の清算金を支払うことにより本登記手続を進めるとした

裁判の判決が確定いたしました。

その後、本登記が行われずに経過しておりましたが、関係人が市税等を滞納していたため、本市では平成17年11月に上記土地に係る関係人の持ち分について差し押さえを行いました。

昨年の平成25年12月5日に原告側が仙台地方裁判所に対し、本市を被告とした所有権移転の承諾、つまり差し押さえの解除をしてほしいことを求める訴えを申し立てました。

本市といたしましては、当初から原告に対し差し押さえが担保仮登記に優先するため、本登記請求はできないことを主張してまいりましたが、裁判所からの和解が勧告されたことや、この間、平成26年1月20日から26年9月31日まで7回にわたる口頭弁論が開かれております。このような和解が勧告されたことを踏まえまして、本件が6月議会や8月の総務教育常任委員協議会でもご説明いたしたところでございますが、対象となる土地が利府中インター線事業用地を含む土地でもありますことから、早期解決を行うために本年9月30日をもってこの和解に応じた内容となっております。

和解の条項につきましては、ここの4番目に記載してございますが、特に2で本件の和解金額が200万円であること、並びに5番のところに宮城県が行っている一般県道利府中インター線の道路改良事業につきまして、お互い協力し、事業促進寄与をするという内容を含んだ和解となっている経過でございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） 利府中インター線に直接かかわる用地の分での差し押さえ分についての200万円なんだという受けとめ方でいいんですね。

○議長（佐藤英治君） 神谷総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今回の件につきましては、土地があくまでも利府中インター線にかかっている土地であったということも踏まえて、このような内容となっております。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） 前に総教の説明だったと思いますけれども、500万円ぐらいがかかるんじゃないかというような感じとか、債務負担行為とか、そういうことが示されたような記憶をしているわけなんです。それが200万円が終わったということで、それが妥当なのかどうかという点ではありますが、そういう点では200万円が妥当と判断して和解に応じたということのようであります。

そこでお聞きしたいんですけども、実は利府中インター線は去年の7月から利府中インタ

一線そのものはストップしております。買収行為がストップしております。きょうも県に確認しましたところ、やっぱりこの和解によって一定の、先ほど総務部長も読み上げましたけれども、宮城県が行っている一般県道利府中インター線の庚塚道路の改良事業についてお互いに協力し合い事業の促進に寄与すると、原告らと被告についてはね。それが和解の項目の中に入っているということで、これから利府中インター線の買収に取りかかる大きなきっかけになってくると思うんですが、遺憾ながら1年半近くも買収が進まないでいたということで、地域の人たちは今再開したら連絡しますからと言われて、今日まで来ているということなんですね。そういう意味で、私がこの和解が大きく利府中インター線の事業の促進に寄与してほしいということを願っているわけですが、それは全議員そういう気持ちでいると思います。当局もそうだろうと思いますが、そういう点でやっぱり県に対して今後どういう取り扱いをしていくのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、担当から詳しくご説明をさせていただきましたが、当該路線については、全ての用地取得ができなければ工事の着工ができないという前提条件があったわけですが、その前提条件に対して今回の案件が大きいのしかかかってきたわけでありまして、一つは市民の共有の財産をいかにということの思いでありました。それは担当部長からご報告させていただきました。なおかつ、我々としてもこの用地が解決し今後利府中インター線の整備が進んでほしいということは、再三、仙台土木事務所にはご報告かたがたお願いをいたしております。当然のことではありますが、この問題解決によって用地取得が今後進むものと我々も期待いたしているところであります。

○議長（佐藤英治君） 神谷総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） ただいま議員から500万円のお話がありましたので、ちょっとその件でございます。

以前、協議会のときのご説明をさせていただくときに、議会で専決処分の指定をしている金額がございます。これが500万円以下の和解等であるということのご説明をさせていただいた記憶が私自身ございますので、ただこれは和解金の額そのものということでご説明をしたものではございませんので、そこをお間違えのないようお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） そうです、専決処分ではね、確かに500万円以内というお話はされてい

ました。それは、そこまで見ているということも含めてだったろうと思います。

いずれにしても、今回の和解に至ったという点では率直なところ大変時間がかかったなと思います。それで、結果的に200万円でおさまったのかなという感じなんですけれども、いずれにしてもこういったことが今回の和解でできたことがやっぱり利府中インター線の事業の促進に大きく寄与できることを願って、私の質問を終えたいと思います。

○議長（佐藤英治君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第4 承認第1号

○議長（佐藤英治君） 日程第4、承認第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました承認第1号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するものとして、平成26年11月21日付で専決処分をさせていただきました案件について、その承認を求めるものであります。

当該専決処分の内容であります。平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙に係る補正予算でございます。

以上、承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。私からの提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） これより質疑に入ります。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、承認第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、承認第1号については原案のとおり承認されました。



日程第5 議案第83号

○議長（佐藤英治君） 日程第5、議案第83号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第83号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号は、「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

平成26年の人事院勧告を踏まえ、本市の一般職の職員等の給与につきまして、本年度は平均で0.3%、期末勤勉手当の支給月数を0.15カ月引き上げる一方、平成27年度以降の給与につきまして平均で2%引き下げる等の改正を行おうとするものでございます。

なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 私から議案第83号一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。恐縮ですが、説明の都合上、資料No.3、第2回塩竈市議会臨時会議案資料の7ページを

お開き願います。

職員給与等の取扱についてでございます。今回提案いたします条例改正は、先週開催いたしました各常任委員協議会で概要をご説明させていただきましたとおり、平成26年の人事院勧告に基づき所要の改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、まず1、民間給与との格差等に基づく給与改定で、I. 月例給の(1)行政職給料表でございますが、若年層に重点を置いて平均0.3%引き上げ、また初任給については2,000円を引き上げるものでございます。米印に記載しておりますとおり、本市では条例ではなく規程で定めております技能労務職員、水道事業企業職員、病院事業企業職員の給料につきましても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げを行います。

なお、この扱いにつきましては、以下の通勤手当、期末・勤勉手当、あるいは給与制度の総合的見直しに係る部分についても同様の扱いとなるものでございます。ここの下の表には、例として職務の級に応じた改定額をお示ししております。

次に、(2)通勤手当でございますが、車での通勤など交通用具使用者に係る通勤手当につきまして、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げを行おうとするものです。下の表には、距離数に応じた改定額をお示ししております。

次に、II. 期末・勤勉手当につきましては、一般職の期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間3.95月から4.10月に、0.15月分引き上げを行おうとするもので、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分をいたします。下の表にございますように、平成26年度につきましては、6月期の勤勉手当は既に支給済みでございますので、12月期の勤勉手当を0.15月分引き上げいたしますが、平成27年度以降は6月期と12月期の勤勉手当を0.15月分の2分の1であります0.075月分引き上げるものでございます。

条例の施行は、平成26年12月1日から施行いたしまして、給料及び通勤手当の月例給与の改定につきましては、平成26年4月1日から遡及適用を行おうとするものでございます。

次の8ページに移っていただきまして、2、給与制度の総合的見直しでございます。

まず、I. 地域間、世代間の給与配分の見直しであります。 (1) 給料表等の見直しにつきましては、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、行政職給料表の水準を平均2%引き下げるものでございます。なお、若年層等が該当いたします1級の全号級及び2級の初任給に係る号級は引き下げを行わず、50歳代後半層におけます官民の給与差を考慮し、3級以上の級の高位号級者につきましては、最大4%程度の引き下げとなります。また、40歳代や

50歳代前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から、5級、6級に号級を増設するものでございます。

米印の2つ目にありますように、これまで55歳を超える職員、行政職給料表ですと6級相当職以上に対しましては、平成22年度から実施されている給料等の1.5%の減額支給措置につきまして今回の給料水準の引き下げに伴い廃止をいたすものでございます。下の表には例として職務の級に応じた改定額を示してございます。

(2)の地域手当の見直しであります。この手当は、物価等も踏まえつつ、民間賃金の高い大都市あるいはその近郊に勤務する職員に支給されるものでございますが、給料表水準の引き下げにあわせて、級地区分をこれまでの6区分から1区分増設いたしまして7区分にし、あわせて支給割合を見直しいたすものでございます。

なお、本市はこの地域手当の支給地域には該当いたしません、県等への派遣職員など、支給対象地域に在勤する職員には、支給することとなるものでございます。

Ⅱ. 実施時期等でございますが、給与制度の総合的見直しは平成27年4月1日に施行し、米印にありますように、新給料表への円滑な移行のための経過措置といたしまして、3年間の現給保障を行うものとなります。

3の人事院勧告を受けた国の制度改正への動きは記載のとおりとなっておりますので、ご参照願います。

この資料9ページには、これまでの人事院勧告と本市の給与改定の状況についてお示しをしておりますので、これも後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、改正条例についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが資料No.2、平成26年第2回塩竈市議会臨時会議案の1ページをお開き願います。

ここにありますように、改正条例第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。上から7行目の条文にあります第13条第2項第2号ただし書きにつきましては、交通用務使用車に係る通勤手当を使用距離の区分に応じて引き下げを行う改正でございます。

その10行ほど下にございます第24条の4は、平成26年12月期の勤勉手当の支給に関して、再任用職員以外の職員について現行の100分の67.5から100分の82.5に0.15月分、また再任用職員については現行の100分の32.5から100分の37.5に0.05月分、それぞれ支給率を引き上げるものでございます。

ページをめくっていただきまして、別表第1といたしまして、2ページから5ページ目までにつきましては、平成26年4月に遡及適用いたします平均で0.3%引き上げを行う行政職給料表でございます。

続きまして、6ページをお開き願います。ここに記載しております第2条でございますが、これは平成27年4月1日から施行されます一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

2行目の条文でございますように、第12条の2第2項では、地域手当につきまして級地区分をこれまでの6区分から1区分増設いたしまして7区分にし、あわせて支給割合の改正を行うものでございます。

その6行下にあります第24条の4では、勤勉手当の支給に関しまして、平成27年度以降は6月期と12月期に引き上げ月数が振り分けられますことから、再任用職員以外の職員については100分の82.5から100分の75に、また再任用職員については100分の37.5から100分の35に改正するものでございます。

ページをめくっていただきまして、別表第1として7ページから10ページにかけましては、平成27年4月から適用いたします平均2%引き下げを行う行政職給料表でございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

第3条及び第4条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。本市では現在該当はございませんが、研究者等専門性の高い特定任期付職員に対する給料月額並びに勤勉手当等の改正を行うものでございます。

なお、11ページ以降、14ページまでにつきましては、附則として条例の施行日、経過措置等を規定いたしているものでございます。

また、議案資料No.3の1ページ目から6ページ目にかけては、今回の条例改正に伴います新旧対照表を記載してございますので、ご参照願います。

議案第83号の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤英治君） これより、議案第83号の質疑に入ります。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君） それでは、今、説明、提案があった条例について何点か質疑をさせていただきます。

1つは、こういうふうな議会に前段の民間給与との格差等に基づく給与改定、月例給とか、

それから行政職表とか交通手当あるいは勤勉手当、こういうものの期末手当などのプラスと
いいますか、そういうものの改定が最初述べられました。

主には給与制度の総合的な見直しというところに的を絞って質疑をしたいんですが、前段は
その一定の改善ですので、それはそういう提案ですが、今回の特に人事院勧告を踏まえた関係
での取り扱い、議会にきょうかかって本会議で採決するという形になるわけですが、労働組合
との関係ではどういうふうになっているのか、最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 労働組合でございます。塩竈市職員労働組合連合会に対しまし
ては、11月12日の時点で正式な文書申し入れはさせていただきながら、18日も再度協議を行う
という手続をとらせていただいているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） ということは、この点で労働組合は妥結をしていないということなんで
すか。

○議長（佐藤英治君） 神谷総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 私ども例えば給与あるいはいろんな勤務条件に係る件につきま
しては、誠意を持って組合と協議をさせていただくという手続をとらせていただいているとこ
ろでございます。これまでこの点に関しては2回ほど協議を持たせていただきましたが、中身
としては組合として合意をしたという状況ではない中で、今回当局の責任において条例の提案
をさせていただいたという状況でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 文書で申し入れがあつて、2回ほどの協議の中で当局の責任でというこ
とですね、わかりました。

いずれにしても、議会に最終的な判断は委ねられたというのが今回の人事院勧告の中身のな
かと思えます。

そこで、まず1点最初にお聞きしたいのは、説明がございました3のところの一番後ろ、9
ページのところに、2%の削減、前段にも触れられましたけれども、2%の50歳代からの引き
下げを行う、ただしこれは3年間は今の給与体系で引き続き支給をするけれども、3年後には
2%削減ということです。そういう内容でよろしいんですか。

○議長（佐藤英治君） 確認。神谷総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） それぞれの級によって率は違いますが、平均しますと2%になるという率の考え方でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そうしますと、2%の減ということです。これは3年後ですね。3年後というのはちょっとお答えになっていないので、もう一回、改めて。

○議長（佐藤英治君） 神谷総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 申しわけございません。基本的には、給料が下がることのないよう、3年間については現給を保障するという考え方でございます。ただ、当然その期間の間に昇級をしていく方もおりますので、その金額を上回っていく職員の方も当然いらっしゃるということになります。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そうしますと、50歳以上の方の関係で、昇級はあるにせよ、今の3年間は現行保障、しかし3年後には2%減と、こういう形になるようです。

そこで、影響を受ける、今現在でお聞きしますと市の職員は643人とは聞いていたんですが、50歳代の方々が今現在どのぐらい該当する方がいらっしゃるのか。ないしは3年後といいますからちょうど47歳ぐらいの方が50歳になると2%減ということになっていくのかなと思うんですが、その辺のいわば職員に与える減額の影響等々についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋市民総務部次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） 今現在、職員数、今回一般職の提案でございましてけれども、病院、それから水道含めまして議員おっしゃるように六百四十数名でございまして。そのうち、高年齢層の方が3年間の経過措置が終わると最大で4%の減になるということでございましてけれども、人数的には百十数人と考えているところでございまして。以上でございまして。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） もう一つ聞いていたんですね。つまり、今現在47歳ぐらいかな、つまり50歳を迎える方々の人数はどのぐらいでしょうかと、こういうことなんです。わかりますか。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） 3年間でその間に57歳の年齢の方はもう退職になると思いますので、今現在56歳からそれから五十一、二歳ぐらいまでの方が該当になるのかなと思うのですが、その年齢の方が大体110人ぐらいかなと考えております。

○議長（佐藤英治君） 47歳以上。伊勢議員、もう一回確認してください。

○17番（伊勢由典君） いずれにしても、聞いていることの関係で、ちょっと、そうですね、年齢の問題を聞いたんですけれども、ちょっと回答にならなかったのも、後ほどでも結構でございます。

そこで、言ってみれば本来は人事院勧告というのはこれまでの代替措置といえますか、労働組合がその当時、人事院勧告というのは、本当は1948年に公務員の労働基本権というのが一方的に当時のアメリカ占領軍のもとで剥奪されて、それで人事院勧告制度が始まったというのが人事院勧告をめぐる歴史の出発点です。その後、プラス勧告をしていたんですけども、実は1982年から勧告、賃上げの完全凍結というのがあって、主には2002年以降は基本俸に初めてマイナス勧告2.03%ですか、あるいは2005年で給与水準の引き下げ、マイナス4.8%、こういうことでこの間ずっとマイナス勧告が主な内容で進められてきたというのが現実です。

我が市で、先ほどこの資料をよく見させてもらいました。この3です。そうしますと、我が市の給与という点で改めて振り返ってみますと、平成21年ですか、12月期でマイナス減の0.02%、期末手当もここで0.35%、あるいは平成22年、55歳以上、議論しているのは55歳、50歳代の関係で、一般的には平均では0.10%ですけども、55歳以上で0.15%、それから平成24年、ちょっと間あかしますが、55歳以上昇給停止というのがあって、そのほか平成25年には7月1日から平成26年の3月末までですか、特例の減免というのがあったようです。これは三角の4.5%から三角の1.8%。

そこで、こういうことで一番こういった減額で最近50歳代の方々の減額ということをしきりに勧告の中に組み入れているわけですが、この根拠となるものは何なんですか、50歳で。これは法律という形になるんでしょうし、50歳代の方々に対して的を絞って、こういうマイナス勧告なり凍結、昇給停止なりというのは、どういうことなのかなということを最初に根拠、理由をお尋ねします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来、この制度の趣旨については議員からお話をいただいています。現在も、労働基本権を制約するという代償措置として、社会一般の諸情勢に適応した適正な給与を支給するという機能を維持するためにこのような取り組みを行ってきているところであります。先ほど紹介いただきましたが、本市におきましては、平成21年、いや実はその前から給与の削減ということに取り組んでまいりました。私は、職員に対しては、いわゆる本市には人事委員会的

な組織がない以上、基本的には人事院勧告を尊重させていただきますということを申し上げてまいりました。それは、プラス改定でもマイナス改定でも同じですよということで職員の方々には常日ごろからお願いをしてきているところでもあります。その結果が先ほどの資料3の9ページに一覧表として載せさせていただいている内容であります。職員にとっては大変厳しい削減ではあったかと思いますが、それは公務員として当然乗り越えなければならない課題であると私は認識いたしております。

ご質問の、高齢者にとって厳しいというようなお話でありました。人事院の調査の中では、年齢、学歴、経験年数、役職等を詳細に比較して、それらの給与体系と民間を比較しているようでもあります。そういった結果として、50歳代後半の給与が民間を上回るという判断に立たれてそのような措置をされると理解をいたしております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 実はどうもその話、どうなのかなと思って、労働運動の本で2014年国民春闘白書データブックというのがありまして、全労連、それから労働総研というところで研究したものがあります。そこで見ますと、これは50歳代後半の方に的を絞った議論になっていますのでそこにちょっと定めておきたいと思いますが、実は民間給与との差という点でいいますと、52歳から55歳で公務員、これは全国平均ですからね、押し並べてそういうふうに捉えていただきたいんですが、53万6,789円、民間は57万2,198円。56歳から69歳、退職前までは54万9,446円、そして民間は57万9,620円。ざっと前段のやつは3万5,000円、あるいは後段の56歳から69歳は3万円。実は民間給与が下がっていると、賃金が上がらないといっても、実は人事院勧告の実態調査というのを国公労連がこうだと言うのね、国家公務員労働組合連合が行って、そこで調べたものでいうと、人事院勧告の公務員の給与は確かに例えば50歳代前半で53万円、あるいは56歳から59歳で54万円、しかし民間は減ったとはいっても前段のやつは57万、そして後段のやつは57万9,000円と。つまり、民官格差といっても、人事院勧告の根拠が私は間違っているのではないかと、一言で言うと。私はそう思うんです。給与体系の中で、そういうデータが出ているわけですから、果たしてこの人事院勧告で本当に妥当なのかなと。よく、民間が下がっているから公務員も下げるんですと、こういう論法で絶えずやってきたのですが、実際数字を押し並べて検討してみますとそういう形になっているんですが、その辺はいかがでしょう。データをお持ちでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 個別のデータは別にさせていただきたいと思いますが、今回人事院で調査をされておりますのが、全国約1万2,400の民間事業所であります。約50万人を対象に、個人別の給与の実態調査を行っているようであります。今、伊勢議員のご説明がどういった業種の方々がその金額かということは私も知り得ないわけではありますが、国がこのような調査を行った結果ということについては我々は信頼をしまいたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 今述べたやつの調査は、民間の賃金については、賃金構造基本統計書というのがあって、製造事業所の労働者の所定内賃金、男性で大卒と、こういうものでつくったようであります。

いずれにしましても、人事院は今までは代償措置と言われていたものがやはり、さま変わりして給与そのものの本俸そのものを減にしていくという勧告がされているというは実際だろうと思うんですね。それで、やはり本俸というのはつまり基本的な給与体系ですから、給与ですから、つまり退職金にも影響が及ぶものなんですよ。影響を及ぼすと。そうすると、人事院勧告そのもののこういった中身でこのまま実施されますと、退職した際に影響が及ぶんだらうと思うんですが、本俸の削減というのはそういうことになるかどうかちょっと確認だけさせてもらいます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段部分について、議員から製造業というお話をいただきましたが、ご案内のとおり人事院勧告に基づく調査につきましては、製造業だけではなくて、例えば農林、漁業、運輸、通信、卸、小売、サービス事業など各業種の事業所、あらゆる方々を対象に行っているものでありますので、この比較を製造業だけをもって比較をされるというのはやっぱりいかがかと我々は考えさせていただきたいと思います。申し上げましたように、やはり全ての業種を調査の範囲として判断をするべきではないかと考えているところであります。

後段部分については、担当よりご説明いたさせます。

○議長（佐藤英治君） 高橋総務部次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） 退職金のご関係でございますが、給与月額が基本になりますので、影響してまいります。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 影響及ぶと。つまり、マイナスでの退職金にならざるを得ないと、こういうことになると思うんですね。

そこで、この人事院勧告について、実際に例えばこれ2013年10月1日付で総務省が発表したもので、例えばそれぞれの地方自治体での人事院勧告の実施で言いますと、確かに我が市のように国の要請を踏まえて減額というのが1,069、既に抑制済みというのが211あるそうなんです、その当時ですよ。減額実施予定協議中が31団体、検討中が203団体、議会で否決したのが20団体、予定なしというのが255で、これは今回議会のほうに、塩竈市の場合には労働組合との関係でまだ協議中ということのようですから、いずれにしても議会の側の対応が求められると、態度が決められると、こういう問題になろうかと思えます。

先ほど職員の関係で言いますと、六百数十人ですか、の方々のさまざまな影響、百何十人だかの方々の影響が3年後ということのようですから、そういうことでの中身を帯びていて、地方公務員と申しますか、市の職員の給与の給与体系のあり方を私たち重大な問題として課題として採決を求められているわけで、この点から私どもはこの引き下げには反対。前段のやつは期末手当とか勤勉手当とか、それは賛成をするところですが、後半の50歳代の方々の3年後の給与の削減については、やはり反対の意思を表明しておきたいと思えます。大体、勧告の中身について以上の立場を踏まえておきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） 5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君） 私からも若干質問させていただきます。

まず、この0.3%と期末・勤勉手当の支給の0.15カ月を引き上げるということで、費用的にはどのぐらいの金額になるのか教えてください。

○議長（佐藤英治君） 高橋総務部次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） 水道、病院含めまして、影響額は5,500万円ぐらいを考えてございます。来年につきましては、新陳代謝ございますので、それがさらに縮小すると。3年後につきましては先ほど申しましたように、3年間の経過措置終了後になりますので、その後はまた今度抑止効果が働くという形になります。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 3年後には2%高齢者の方を引き下げると。ここの時点でどのぐらいの効果が見込まれるんですか、この引き下げることによって。

○議長（佐藤英治君） 高橋総務部次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） あくまで試算でございますけれども、全会計で1,000万円強でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 5,500万円上がって1,000万円ぐらいマイナスになると、3年後からですね、単純に数字だけ合わせると。人事院勧告で、先ほど市長から尊重するという事なんですが、私なんかは地元の給与ということでよく質問させていただきます。給与ベースはどうなんですかと。そうすると、とっていないからわからないよというお話になるわけですね。今回の例えば、期末・勤勉手当というか、要するに賞与という事柄ですよ。今まで3.96が4.12になりますよ。今塩竈の事業所でこれだけのボーナスが払えているところ、どこがあるだろうかと単純に実態経済として疑問に感じるわけです。その辺については、当局としてはデータとかはありますか。

○議長（佐藤英治君） 高橋総務部次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） 先ほど市長が答弁いたしましたように、私どもでは独自の人事委員会というのは持っていませんで、給与自体を私どもが調査するというものは、そういったものは持っていません。そういうところで、総務の副大臣から基本的には民間に準拠しなさいと、あるいは県の人事委員会の勧告を尊重しなさいという形でございます。私どもとしましては、まずは人事院勧告を遵守した上で、地方公務員法第14条で民間に準拠しようと、情勢適応の原則というのがありますし、また地方公務員法の24条3項で民間と均衡を図った給与水準を保ちなさいというような原則がございます。私どもとしましては、先ほど市長が申しましたが、人事におきましては、全国1万2,400の事業所、事業規模も各種でございますし、それから地域、それから産業の状態もさまざまな事業所の50万人を対象に実態調査していますので、基本的にはこれを遵守してまいりたいというのが基本姿勢でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 私の見方としては、民間のほうが先ほど高いような数字が出ていたけれども、ネットなんかで検索しますと、民間と公務員の平均給与で結構公務員の給与のほうが高かったりというデータも出ているわけですが、人事院が調べているそういった給与データベースがどういうものというのは私も詳細は存じ上げませんが、単純に考えますと塩竈は塩竈という地域経済の中で、やっぱりこの中でそういった事業所の給与ベースが一つの税収のベースになるわけですから、そうするとその税収のベースに基づいて給与というのは支払わ

れなければいけないわけですし、全国平均、全国平均というのわかるんですが、やっぱり地域経済の実態に見合ったそういった給与というものを考えていかないと、これからどんどんそのままにしておくと、人件費で人は減らしているとはいうものの今回も年間5,500万円の増額になっていくと。そして、美術館が開館して毎年二千二、三百万のお金が出ていく。それから、箱物をまたつくるみたいですから、そうするとそういったところにまた保守メンテナンスの経費がまた何千万円とかかってくるというようなことを考えたときに、先日もちょっと資料で見させていただきましたけれども、去年は5年間で38億円の歳入不足、これがことしには41億円を超えるということで歳入不足が生じるというようなデータも出されている中で、勧告だからといってじゃあ給与を上げていて大丈夫なんだろうかとという心配も出てくるわけですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段の給与ベースについてであります。これは、給与ベースは国と県、それから県内の市町村でもそれぞれ違った額を決定させていただいています。これは、議会に給与体系についてはご承認をいただいて、それぞれ運用させていただいております。ただ、今申し上げておりますのは、その給与体系を増減させることについては、国の率を準拠させていただくということでご説明をさせていただいておりますので、決して我々地方公務員が国家公務員と同じ水準の給与をもらっているということではないということをご理解をいただければと思っております。

2つ目の質問であります。今、確かに震災復旧・復興ということで、今後さまざまな施設が整備されます。一番わかりやすくご説明をさせていただければ、例えばポンプ場が2つ、3つ、ふえてきます。あるいは下水道施設についても貯留管ができる。さらには避難道路の整備、さまざまな整備を行ってまいりますので、震災復興が一定程度完了した段階で管理運営費が増大するであろうということについては我々も予測をさせていただいております。

そういった行政需要の増大に対処するために、かねてから例えば財政健全化計画でありますとか、定員適正化計画というものに取り組んでまいりました。ただし、平成23年3月11日の東日本大震災の発生であります。その際に議会にも今まで取り組んでまいりました行財政改善改革プランでありますとか定員適正化計画については一時凍結をさせていただきたいということをご理解をいただいております。皆さんもこういう状況であればやむを得ないだろうということで、全ての議員の皆様方からご理解をいただいたという認識であります。集中復

興期間がご案内のとおり平成27年度までであります。残念ながら集中復興期間に全てを完了させるということはなかなか難しいかとは思いますが、職員挙げて最大限努力をさせていただきたいと思っております。こういった復興が一定程度終了した暁には再度行財政計画プランでありますとか、あるいは定員適正化プラン、またしっかりと取り組みまして、市民の皆様方により安心・安全な環境を提供させていただく努力をしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 私も言い方が悪かったかどうかわかりませんが、私は決して公務員と塩竈市の給与が同レベルだとか何とかという話をしていないわけではなく、ただ各自治体の公務員給与というのは各自治体の地域経済に見合った中での決定が一番財政を圧迫しないで済むんじゃないかという考えをお話しただけであって、そしてこの先5年間、税収面においても予想としては減少傾向にあるという中で、こういう経費が増加していたときに財源不足を補う案が出されていますけれども、結局その中で本当に大丈夫なんだろうかと。税収がこれから5年間先、少しずつ減っていつにいつという予想を立てられているわけですから、そういった中で経費が増加していく、それをどうやって埋めていくんだらうかという心配をしているだけのことであって、人事院勧告を何としてもやっぱり守らなければいけないものなのか、これを守らなくてもいいよというものなのか、その辺のお考えはどうなんですか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段の今後の財政見通しとして41億円の不足額が生じるということについては、各常任委員協議会の中でご説明をさせていただいておりますが、その際にあわせてその金額についてはこういった対応をしてしっかりと市民の方々にご心配をかけないように取り組みますという中身も説明させていただいておりますので、それについては計画どおりしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の人事院勧告を尊重するのかというご質問でありましたが、先ほど来、申し上げておりますとおり、地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則というものがございます。あるいは第24条3項には均衡の原則というものがああります。また、公務員の労働基本権制約の代償措置としてこのような制度がとられてきているということについては、我々は基本的には尊重いたしてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 尊重するのは結構と思いますけれども、自治体によっては人事院勧告を実施しないという自治体なんかも新聞なんかで拝見するわけですが、そういうことも含めてやはり財政健全化というところに向かっていかないと塩竈市の場合なかなか難しいんじゃないかなとは思っています。

それと、給与ベースで質問のたびに塩竈市は調査していないというお話をいただくわけですが、例えば毎年給与支払い明細書ですか、そういうのを市に提出するわけですね。そういったところのデータベースというのは当然市であるわけですから、ソフトをつくる時にそういった正規雇用というか、定期的にちゃんと雇用している方々だけのチェックを入れて、そこだけ抜き出して平均給与をとるということぐらいは、私は今のコンピューター社会の中でやってできないことではないんじゃないかなと思うんですが、そういうところまではやっぱり考えられませんですか。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） 繰り返しになりますけれども、民間の給与と国家公務員の給与がどちらがどういうふうに違うかというのを比較するというのはやはり客観的なデータが必要だと思われま。やはり従業員の規模別ですとか、あるいは大都市部だけじゃなくて、地方、満遍なく日本全国を地域区分で見てやる必要もありますし、もちろん東北地方のこの地域も対象になると思いますけれども、さらには製造業だけではなくて、卸、小売ですとか、サービス業、そういった各業種も含めた上での分析が必要だと思われま。そういった客観的な分析を我がほうでまずできるかといいますと現実的には不可能かなと思っております。まず、税務データにつきましてはプライバシー、税務情報を勝手に流用することはできませんのでそれはまず考えられないという形でございます。こういった客観的なデータを分析する機関としては人事院勧告というのがございます。我が市では今まで全て給与体系につきましては人事院勧告の給与表を準拠しているところでございます。それを減額措置はさせてもらっていますけれども、給与表をベースにした減額措置でございますので、給与表自体は全く今まで準拠しているところでございます。近隣におきましても基本的には準拠という形でございますので、我がほうはこの考え方でやらせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） るる説明いただきましたけれども、必要のない説明が随分多かったですね。私が質問したのは、ただ塩竈市としてシステム上チェックを入れて塩竈市内の給与所得者の平均給与をとれませんかというお話をしただけであって、人事院勧告さんとかそういったことは一切関係ない。そういうことはできるかできないかということをお聞きしているわけです。

○議長（佐藤英治君） もう一回、先ほど答えたんですけれども、副市长。

○副市长（内形繁夫君） 塩竈市の職員の給与の決定についての志賀議員のお話がありました。

我々といたしましては、塩竈市の職員の給与の決定に当たりましては、給与決定あるいは給与の水準に当たりましては、先ほど来より説明しておりますとおり、人事院勧告を遵守して、そして地方公務員法を遵守して決定してまいりたいということで考えております。以上であります。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 私の質問に対して、答えが違うんですよ。私が言っているのは、塩竈市の市民の方々の給与所得者の平均を出すのに塩竈市に住んでいる方は市役所に毎年給与明細書というのを給与所得のある詳細を出すわけですから、そのときに何かチェックを入れることによって平均給与というのはデータベースとしては出せるんじゃないですか、そういうことができないんですかと聞いているのであって、ただそれができるかできないかの答えだけでいいんですよ。言っている意味わかりませんか。

○議長（佐藤英治君） 市独自でできるか、できないか。高橋次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） 税情報につきましては、地方税法上の守秘義務がございますので、そのデータを他の統計等に利用することはできないと考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） そうすると、人事院勧告は個人情報の守秘義務を破っているわけですか。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） 人事院では、独自の調査でございまして、ご協力を得てやっているものでございます。決して税情報とか個人情報をみだりに抽出してやっているわけではないということでございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） はい、わかりました。じゃあ、そういった市民の方の了解を得られれば
できるということで考えてよろしいですか。可能であると、そういうことが。

○議長（佐藤英治君） 副市長。

○副市長（内形繁夫君） 志賀議員おっしゃっている市民の賃金のデータ、それをとるためには、
とる目的というのは、塩竈市の職員と比較をすることなんですか。その辺、ちょ
っとお聞かせいただければ。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） そのとおりでございます。

○議長（佐藤英治君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 先ほどから答弁しております。塩竈市の職員の給与につきましては、
人事院勧告の遵守をしながら決定してまいりますので、ご理解をいただきたいと思
います。
以上であります。

○議長（佐藤英治君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お謀りいたします。ただいま議題となっております議案第83号については、会議規則第37条
第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議案第83号については委員会付託を省略することに
決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 議案第83号一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職
の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に反対する討論を行います。

条例改正の内容は、一つは民間給与との格差に基づく給与改定と、もう一つは給与制度の総
合的見直しの改正となっております。

第一に、今回の条例改正は平成26年度の人事院勧告を受けて11月12日の国会で可決されたこ
とに伴い改正するものとしておりますが、人事院勧告そのものが労働基本権制約の代償を果
たす役割となっているにもかかわらず、この役割をみずから投げ捨てるということになって

いることでもあります。

第二に、民間給与との格差に基づく改定では、期末・勤勉手当など若干の引き上げがされるものの、一方では給与制度の総合的見直しによって本俸の引き下げを行うことが抱き合わせで改定されるものになっていることです。問題なのがこの総合的見直しで、行政職報酬給表（１）で、民間の賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえて本級表の水準を引き下げる。今後３年間は現給は保障するものの、３年後からは引き下げるということを認めるかどうか、この条例にかかっております。特に、３級以上の級の号俸が５０歳代後半層で平均２％、最大で４％ほど引き下げるということは到底認めることはできません。国会質疑の中でも今回の総合的見直しによって全国では一般職国家公務員で２００億円減少することと、地方公務員で２、１００億円のマイナスになる勧告であり、このことによって全職員の約６割に当たる１４万３、０００人の給与が下がることが明らかになっております。

本来、公務員の賃金というのは、職務給の原則により全国共通であるはずであります。特に２００５年の勧告で導入された地域手当によって地域間格差が持ち込まれてまいりました。今回の見直しによって地方自治体へ波及されれば、１、５０７自治体の地方公務員の給与引き下げとなり、国、地方全体で２、５００億円のマイナスになることも明らかにされております。２、５００億円ものマイナスとなるということは、地方をますます疲弊させ、さらに地域間格差を拡大するものにほかなりません。

よって、議案第８３号一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。

議案第８３号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第８３号については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後２時２５分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年11月26日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会議員 嶺岸淳一

塩竈市議会議員 田中徳寿

平成26年12月8日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

平成26年12月8日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 請願第4号ないし第8号
- 第5 議案第84号ないし第112号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

追加日程 議長辞職勧告動議について

出席議員(17名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 浅野敏江君 | 2番 | 小野幸男君 |
| 3番 | 嶺岸淳一君 | 4番 | 田中徳寿君 |
| 5番 | 志賀勝利君 | 6番 | 香取嗣雄君 |
| 7番 | 阿部かほる君 | 8番 | 西村勝男君 |
| 10番 | 菊地進君 | 11番 | 志子田吉晃君 |
| 12番 | 鎌田礼二君 | 13番 | 伊藤栄一君 |
| 14番 | 佐藤英治君 | 15番 | 高橋卓也君 |
| 16番 | 小野絹子君 | 17番 | 伊勢由典君 |
| 18番 | 曾我ミヨ君 | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君

市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼土木課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市立病院事務部 次長兼業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
市民総務部 政策課長	川村淳君	市民総務部 財政課長	阿部徳和君
健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君	健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君
健康福祉部 健康推進課長	相澤和広君	健康福祉部 保険年金課長	並木新司君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	建設部 定住促進課長	佐々木誠君
建設部 下水道課長	佐藤寛之君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会委員長 職務代行者	太田忍君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君	選挙管理委員会 委員長	坂井盾二君
公平委員会委員長 職務代理者	佐浦弘一君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君

議事調査係長 鈴木忠一君

庶務係主査 小林久美子君

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） 去る12月1日、告示招集になりました平成26年第4回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5番志賀勝利議員、6番香取嗣雄議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（佐藤英治君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は11日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

（「動議」の声あり）

5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君） 佐藤議長の辞職勧告を動議したいと思います。（「賛成」の声あり）

○議長（佐藤英治君） ただいま動議ありまして、この動議は、1人以上の賛成者がただいまありましたので、志賀議員から佐藤英治、私に対する辞職勧告の動議成立を認めます。

暫時休憩し、議会運営委員会を開きます。

午後1時05分 休憩

午後1時15分 再開

○副議長（鎌田礼二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

追加日程 議長辞職勧告動議について

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤英治議長の辞職勧告動議が提出され、1人以上の賛成者がありましたので成立しております。

佐藤英治議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りします。佐藤英治議長の辞職勧告動議を追加日程とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君） ご異議なしと認め、佐藤議長の辞職勧告動議を追加日程とすることに決しました。

佐藤議長の辞職勧告動議を議題といたします。

動議提出者の趣旨説明を求めます。5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君） 市民クラブの志賀でございます。

佐藤英治議長辞職勧告案の動議の趣旨説明を行います。

6月定例会、9月定例会において、2度も佐藤英治議長の辞職勧告案が賛成多数で議決されたにもかかわらず、いまだ議長職を辞することなく、また反省の様子も見えず、その言動は憂慮すべき状態となっております。

例えるならば、公的な場で辞職勧告を自虐ネタとして挨拶に盛り込んだり、曾我副議長の抗議の辞職を「責任をとって辞職した」などの発言は、近隣市町議員の多くの方からひんしゆくを買い、塩竈市議会議長の職責の品格をおとしめております。さらに、辞職勧告に対する私的な言いわけのチラシを議長名で配布し、これを読んだ市民の方からは、「何を言いたいのか理解できない。こんな文章力では議長として恥ずかしいだろう」といったような意見が寄せられております。自分勝手に言いわけのための公開討論会を開いたり、議会人としてのルールを逸脱した行為を繰り返しております。市民クラブが開催した14回の市政報告会、先月11月に開催された塩竈市議会報告会の会場においても、参加した市民の多くの方から「なぜ辞職しないのか」との疑問の声が上がっております。

佐藤議長誕生は、我々元新生クラブがまいた種であります。その責任を大いに感じているからこそ、あえて佐藤議長に対する3度目の辞職勧告を提案する次第でございます。

塩竈市市議会議長の職責の名誉を守るために、議員各位のご賛同賜りたく報告させていただきます。

○副議長（鎌田礼二君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告がありましたので、発言を許可いたします。

1 番浅野敏江議員。

○1 番（浅野敏江君） 佐藤英治議長辞職勧告動議に賛成の立場で討論いたします。

佐藤英治議長は、昨年9月議会において、旧新生クラブ、日本共産党市議団の推挙により議長に就任されました。しかし、ことしに入り、議長に推薦した現市民クラブ、日本共産党市議団より、6月議会、9月議会の2度にわたり議長辞職勧告が出されました。その主な理由は妥当とは思えず、私たち公明党、自由民主の会、政策の会は、議長擁立に賛成した会派ではありませんが、この辞職勧告動議には賛成いたしませんでした。しかし、その後、私たち3会派がとめるのも聞き入れず、議長は議長辞職勧告を求めた市民クラブと公開討論会を開催したり、また記者会見を開いてご自身の正当性を表明しています。

東日本大震災より間もなく4年、今4度目の厳しい師走の環境でお暮らしになっている被災者の方がまだ多数おられます。今最優先して議会が取り組むべきことは震災復興です。そのようなとき、いたずらに議会の対立を生み、議事運営に支障を来す行為は到底許容できるものではありません。よって、この際、佐藤英治議員には議長職を辞することを公明党、自由民主の会、さいせいクラブ一同で議長に辞職を求めます。

以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○副議長（鎌田礼二君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

では、採決いたします。

佐藤英治議長辞職勧告動議について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（鎌田礼二君） 起立全員であります。佐藤英治議長辞職勧告動議については、動議のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時24分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤英治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告1件、例月出納検査の結果報告1件並びに企業会計例月出納検査の結果報告1件であります。さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成26年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第4 請願第4号ないし第8号

○議長（佐藤英治君） 日程第4、請願第4号ないし第8号を議題といたします。

今定例会において所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第84号ないし第112号

○議長（佐藤英治君） 日程第5、議案第84号ないし112号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第84号から112号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」であります。子ども・子育て支援新制度がいよいよ本格化されることに伴い、放課後児童クラブの利用対象児

童を小学校6年生まで拡大いたしますとともに、開設時間を午後6時30分まで延長利用できるようにするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第85号「塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例」であります、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第86号「塩竈市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」であります、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第87号「塩竈市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例」であります。これは平成27年4月1日から、浦戸を除く市内全域の地域包括支援センター業務の委託を開始するに当たり、塩竈市地域包括支援センター運営協議会を地域包括支援センターの設置等に関する事項を協議する市の附属機関とするとともに、条文を整理するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第88号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産を行った場合の出産育児一時金の額につきまして、現在の支給額を維持するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。これは国民健康保険税の算定方式を変更し、資産割を廃止させていただくとともに、医療保険分の課税額を引き下げ、所得割額を「100分の7.80」から「100分の7.70」に、均等割額を「2万8,400円」から「2万8,000円」に、また平等割を「2万8,000円」から「2万6,000円」に改めるなど、所要の改正を行おうとするものでございます。1世帯当たりの平均改定率は、マイナス3.33%となるものであります。

次に、議案第90号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」であります、市営錦町住宅、市営浦戸桂島住宅及び市営浦戸野々島住宅の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第91号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」であります、一般汚水に係る従量使用料を1立方メートル当たり2円から5円の引き下げを行うため、所要の改正を行おうとするものであり、平均改定率はマイナス2.10%となるものであります。

次に、議案第92号「塩竈市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」であり

ますが、新たな診療科目を追加するとともに、診療科目の名称を変更するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第93号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」であります。が、児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第94号「塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」であります。が、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定めるため、新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第95号「塩竈市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」であります。が、同様に介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第96号「塩竈市新型インフルエンザ等対策本部条例」であります。が、新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定される市町村対策本部を設置するため、「塩竈市新型インフルエンザ等対策本部」の設置に関し必要な事項を定めるため、新たな条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第97号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」から議案第101号「平成26年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第97号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」であります。第10回塩竈市復興交付金事業計画の交付額決定に伴う基金への積み立てのほか、「海岸通地区震災復興市街地再開発事業」などの復興交付金事業、「塩竈市災害公営住宅等入居支援事業」など復興実感の予算の計上に加え、喫緊に整備が必要となる「道路維持費」や来年4月からの「放課後児童クラブの年齢拡大に伴う増設費用」などを計上し、歳入歳出それぞれ67億7,475万3,000円を追加し、総額を450億1,985万3,000円とするものであります。

歳出といたしましては、第10回東日本大震災復興交付金の決定に係る基金積立金といたしまして、

海岸通地区震災復興市街地再開発事業といたしまして 69億9,143万8,000円

新浜町杉の下線道路事業といたしまして 2億4,204万2,000円

第一小学校敷地内整備を予定しております、飲料水兼用耐震性貯水槽整備事業といたしまして 4億4,627万1,000円

て 5,702万4,000円

災害関連事業のうち、災害公営住宅等入居支援事業といたしまして 1,920万円

漁港施設災害復旧費として野々島北防波堤の詳細設計といたしまして 2,000万円

通常事業分として、放課後児童クラブ運営事業費として来年4月からの対象年齢拡大に備えるため第三小学校のクラブ整備費 481万4,000円

市内パトロール等の結果、早急に対応が必要な道路の維持費といたしまして 580万円

点検の結果、安全基準に満たない公園遊具の撤去のための公園街路維持管理費といたしまして 350万円

「しおのまち音楽祭」菅野潤&ザルツブルガー・ゾリステン・スプリングコンサートに係る遊ホール協会事業費補助といたしまして 101万9,000円

を計上いたしております。

また、歳出の減といたしましては、「がん検診推進事業」や「市営住宅給水方式変更工事」など、既に確定した国庫補助事業に係る決算整理に向けた事業費の減といたしまして 790万4,000円

を計上いたしております。

また、下水道事業特別会計への繰出金が 14億9,790万円の減となっておりませんが、介護保険事業特別会計、北浜・藤倉の区画整理事業特別会計への繰り出しにより差額は 8億2,728万1,000円

の減となっております。

これらの財源につきましては、

第10回東日本大震災復興交付金などの国庫補助金といたしまして 69億8,760万5,000円

県補助金として 320万9,000円

繰入金は財政調整基金などの基金から2,716万7,000円繰り入れをいたしておりますが、東日本大震災復興交付金基金からの繰入金を2億2,485万2,000円減額いたしており、その差額は1億9,768万5,000円の減といたしております。

また、地方交付税3億2,430万円の減は平成24年、25年度の復興交付金事業等の精算に伴います「震災復興特別交付税」の減によるものであり、平成25年度繰越金を充てるものであります。

なお、地方債は公営住宅整備事業に係る減額といたしまして 2,220万円

を計上いたしております。

債務負担行為につきましては平成27年度からの新規6事業の設定と1事業の変更を計上いたしております。

1番目であります、本庁舎電話機器6年間の賃貸借として	1,470万円
次に、NEWしおナビ100円バス運行事業5年間の委託費といたしまして	4,796万円
災害公営住宅等入居支援事業として3年間で	6,380万円
災害公営住宅の伊保石地区整備事業として27年度	1億円
学校給食調理業務一部委託の3年間の委託料として	5,504万8,000円
体育施設管理運營業務委託の3年間の委託料として	2億4,690万円

の6件を追加いたしております。

また、災害公営住宅の清水沢地区、北浜地区の整備事業費の債務負担限度額を5億2,900万円増額し、69億970万円とするとともに、県施工によります事業期間を協議により平成28年度までと変更いたすものであります。

次に、議案第98号「平成26年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります、歳入歳出同額の15億2,200万円を減額し、そのうちの5億2,200万円を区画整理事業に係る「藤倉・北浜地区下水道事業」として債務負担行為を追加し、ポンプ場築造に係る越の浦地区下水道事業の債務負担行為限度額を10億円の増額変更としまして総額を27億8,000万円とするものであります。また、26年度の事業費の変更に伴い地方債の限度額も2,140万円と変更いたすものであります。

次に、議案第99号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります、介護事業勘定では、浦戸地区に開設する包括支援センター準備のため歳入歳出同額の116万6,000円を追加し、総額を49億1,539万3,000円とし、介護サービス事業勘定でも、浦戸地区包括支援センターに設置するケアプラン作成のための電算機器整備費として33万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ総額を1,223万1,000円とするものであります。

次に、議案第100号「平成26年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」であります、移転補償に係る事業費を追加計上し、歳入歳出それぞれ3億7,516万2,000円増加の12億5,716万2,000円とするものであります。

次に、議案第101号「平成26年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」であります、移転補償に係る事業費を追加計上し、歳入歳出それぞれ2億9,489万6,000円増加の8億8,989万6,000円といたすものであります。

続きまして、議案第102号「工事請負契約の一部変更について」であります。これは平成26年6月25日に議決をいただき工事を進めております「第三小学校東校舎の大規模改造工事」であります。施工調査によりまして、内装、外壁、外廊下補修等、工事内容に変更が生じたので、契約金額2億2,032万円に1,853万2,800円増額し2億3,885万2,800円に増額変更するものであります。

続きまして、議案第103号から第106号までは、「工事請負契約の締結について」であります。

まず、議案第103号につきましては、寒風沢及び桂島の旧小学校を「(仮称)浦戸ステイ・ステーション」へ改修する「浦戸地区集落再生促進施設整備工事」でございます。

去る10月21日に一般競争入札の公告を行いましたところ、3社から参加の申し込みがあり、11月7日に入札を執行した結果、株式会社ヤマムラ仙台支店が2億8,080万円で落札し、11月27日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第104号「塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設(C棟)新築工事」であります。地上3階、鉄筋コンクリート造のA棟1万9,990平方メートル、地上4階、鉄筋コンクリート造C棟2,712平方メートルの新築工事一式のほかに既存施設の解体工事等も含んでおります。

本市では初の試みとなります特定建設工事共同企業体または単体企業のいずれも参加できる混合入札方式による一般競争入札によりまして、公告を去る10月22日に行いましたところ、1つの特定建設工事共同企業体と1つの単体企業の参加申し込みがあり、11月21日に入札を執行した結果、五洋建設・鈴木工務店特定建設工事共同企業体が78億3,000万円で落札し、11月27日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第105号「26-復・交 港町一丁目・海岸通地区津波避難デッキ整備工事」でございます。これは延長372.76メートル、幅員4メートルの歩道橋状の鋼構造物となります。去る10月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、1社から参加の申し込みがあり、11月21日に入札を執行した結果、東北ドック鉄工株式会社が14億1,480万円で落札をし、11月27日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第106号「25-災 第3769・3771・3772号下水道災害復旧工事」であります。これは市内7カ所の雨水マンホールポンプの設置工事であります。去る10月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、11社から参加の申し込みがあり、11月21日に入札を執行した結果、浅野環境ソリューション株式会社東北営業所が1億9,850万4,000円で落札し、11月27日に仮契

約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

次に、議案第107号から109号までは「財産の取得について」であります。

まず、議案第107号につきましては、錦町地区におけます災害公営住宅の建設に当たり、独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてきたもので、平成24年2月1日に基本協定を締結し、調査設計、基本設計及び造成設計を行い、平成24年12月11日に買い取り予約契約を締結しまして、実施設計を進め、平成25年5月20日に造成工事及び建物工事に着手をいたしましたところであります。

取得する財産といたしましては、土地につきましては、8筆、6,666.93平米、建物につきましては、鉄筋コンクリート造・共同住宅3棟40戸、延べ床面積2,877.02平米であります。

これまで都市再生機構と協議を進め、平成26年11月28日に取得金額が確定し、同日をもって取得金額16億7,053万3,480円で、錦町地区災害公営住宅等譲渡仮契約を締結いたしましたので、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき、ご提案を申し上げるものであります。

次に、議案第108号につきましては、桂島地区におけます災害公営住宅の建設に当たり、独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてきたもので、平成24年2月1日に基本協定を締結し、調査設計、基本設計及び造成設計を行い、平成26年6月20日に買い取り予約契約を締結いたしまして、平成26年6月28日に建設工事に着手をしてきたところであります。

取得する財産といたしましては、木造平屋建て・長屋2棟8戸、延べ床面積529.95平米であります。

これまで都市再生機構と協議を進め、平成26年11月28日に取得金額が確定し、同日をもって取得金額2億5,095万2,040円で、桂島地区災害公営住宅等譲渡仮契約を締結いたしましたので、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき、ご提案を申し上げるものであります。

次に、議案第109号につきましては、野々島地区におけます災害公営住宅の建設に当たり、同じく独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてきたもので、平成24年2月1日に基本協定を締結し、調査設計、基本設計及び造成設計を行い、平成24年6月20日に買い取り予約契約を締結いたしまして、平成26年6月28日に建設工事に着手をしてきたところであります。

取得する財産といたしましては、木造2階建て・共同住宅2棟15戸、延べ床面積1,027.10平

米であります。

これまで都市再生機構と協議を進め、平成26年11月28日に取得金額が確定し、同日をもって取得金額4億4,563万1,760円で、野々島地区災害公営住宅等譲渡仮契約を締結いたしましたので、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき、ご提案を申し上げるものであります。

次に、議案第110号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」でございますが、塩竈市体育館及び塩竈市温水プールの指定管理者について、選定委員会の審査を経て候補者となりました特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定管理者に指定をしようとするものであります。

続きまして、議案第111号「塩竈市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について」であります。これは宮城県に委託いたしておりました東日本大震災に係る災害等廃棄物処理の事務が完了したことに伴い、塩竈市と宮城県との間の災害廃棄物処理の事務の委託を廃止することにつきまして、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づく関係普通地方公共団体の協議を行うに当たり、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第112号「宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」であります。財団法人宮城県市町村振興協会の名称変更に伴う宮城県市町村自治振興センター規約の変更につきまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。私からの提案理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） それでは、議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.1、定例会議案、それから資料No.4、定例会議案資料をご用意お願いします。

まず、資料No.1の1ページ、2ページをお開き願います。

議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例の改正理由でございますが、2ページの提案理由に記載してございますとおり、子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴い、本市が行っております放課後児童健全育成事業の対象を小学校6年生まで拡大するとともに、放課後児童クラブの開設時間を午後6

時30分まで延長利用できるようにするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

資料№4の3ページをお開き願います。

まず、1の条例改正の目的でございます。前段ご説明さしあげたとおりでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)開設時間の延長といたしまして、学校授業日及び土曜日を除く学校休業日については、現在午後6時までとしております開設時間を、保護者が申請し許可を受けた場合に、午後6時30分まで延長利用できるようにするものです。

(2)入級要件の変更でございます。現在の小学校「3年生まで」を「6年生まで」に拡大するものでございます。

次、(3)延長時間利用料の設定でございます。現在月額3,000円となっております利用料を、午後6時30分まで延長利用する場合には月額3,500円にしようとするものでございます。

次、(4)放課後児童支援員の設置でございます。現在の指導員を資格を必要とする支援員とするものでございます。米印に記載してございますとおり、支援員は、基本的に1つのクラブ当たり2人以上の配置が必要でございますが、そのうち1人を除き資格を要しない補助員の代替が可能となっております。

なお、必要な資格としては、下の囲みの中に記載しておりますとおり、保育士、社会福祉士、教員免許などがございますので、後ほどご参照をお願いします。

3の施行日等につきましては、平成27年4月1日施行を予定いたしております。

ただし、支援員の設置に関する部分については、いわゆる子ども・子育て支援法の施行の日となります。ただし、この施行日についても、現在のところ、来年の4月1日と見込まれているところでございます。

4ページをお開き願います。

今回の条例改正の検討を行うに当たりまして実施いたしました保護者に対するアンケートの結果を記載しております。特に開設時間の拡大については、6番、調査結果の質問2のところをごらんいただきたいと思います。18時30分までが26%、希望時間の記載なしと、現在の開設時間でよいとする方が51%でございます。それを含めると合わせて77%、約8割の方が18時30分までの時間延長で対応可能となっておりますので、今回ご提案のとおりとさせていただいたものでございます。

また、1ページと2ページには新旧対照表を記載しておりますので、ご参照をお願いしたい

と思います。

議案84号については以上でございます。

続きまして、議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。引き続き、資料No.1、資料No.4をご用意願います。

まず、資料No.1の8ページをお開き願います。

議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。この条例改正の理由でございますが、8ページから9ページにかけての提案理由に記載してございまして、国民健康保険税の算定方式を変更するとともに、基礎課税額の税額を引き下げるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

資料No.4、定例会議案資料の15ページをお開き願います。

まず、1の目的でございます。国保被保険者の負担軽減を図るため、算定方式を変更するとともに基礎課税額（医療保険分）の算定に係る税額を引き下げるものでございます。

2の改正概要といたしましては、平均改定率がマイナスの3.33%、平均改定額が1世帯当たり年額で5,339円の引き下げを行うものでございます。

3の改正内容です。（1）の税額改定の算定方式の変更及び税額の改定内容の表をごらん願いたいと思います。

大きな改正点といたしましては、次の3つでございます。

一つ目が、区分の欄中、医療分、後期支援分、介護分ともに資産割をそれぞれ削除いたします。

二つ目でございます。医療分の平等割額を現行の「2万8,000円」から「2万6,000円」に2,000円引き下げるものでございます。

三つ目でございます。さらに応益割合等の調整のために医療分につきましては所得割を現行の「7.8%」から0.1ポイント引き下げまして「7.7%」にし、さらに、均等割を「2万8,400円」から400円引き下げまして「2万8,000円」に改正するものでございます。

下の表、医療分（均等割、平等割）に係る軽減をごらんいただきたいと思います。区分の欄中、均等割の低所得者に対する7割、5割、2割の軽減適用値の税額を記載しております。下段の平等割につきましては、特定世帯及び特定継続世帯における税額もあわせて記載しておりますので、ご参照をお願いしたいというふうに思います。

(2) 施行日等でございますが、平成27年4月1日施行とし、平成27年度以降の年度分の保険税について適用を考えております。

次に、16ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、区分ごとの現行と改定後の税率等の比較表を記載しておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

次、17ページをごらん願います。

4の国民健康保険事業特別会計収支見通しでございます。税額改定した場合における平成29年度末までの国民健康保険事業特別会計の収支見通しを記載いたしております。表の上段に歳入、中段には歳出、下段には財政調整基金の残高を記載してございます。今回の税率、税額の改定では、適用期間を平成27年度、28年度の2カ年間とすること。それから、平成28年度末における実質基金残高を本市の財政規模から算出した適正基金保有額でございます約3億円を基準とすること。資産割課税を廃止し、ほかの医療保険制度との整合性を高めること。この3つの点を基本方針としておりますことから、平成28年度末の実質基金残高としては、下段の表の最下段右から2つ目に記載してございます2億9,200万円を確保しております。

次、18ページをお開き願います。

5の税額改定後のモデルケースでございます。7つの課税モデルを記載しております。

また、10ページから14ページには、新旧対照表を記載してございますので、ご参照をお願いしたいというふうに思います。

議案第89号については以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 続きまして、議案第91号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。議案資料の1と議案資料の4にて説明いたします。

まず、議案資料の1の12ページをお開き願います。

「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」の提案理由でございます。一般汚水に係る使用料（従量使用料）を引き下げるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、具体的に説明いたします。

資料の4の、まずは最初23ページをお開き願います。申しわけありません。説明の都合上、次の24ページ、横の表のところをお開き願います。

2の汚水経費のうち使用料対象経費及び使用料の実績と次期計画期間との比較表でございま

す。平成24年度から今年度までの26年度3カ年の下水道の経営につきましては、計画的な運営に取り組んできたことにより、表中の太枠で囲んであるところですが、資本費割合は、目標の71.7%を達成し、72.1%となる見込みでございます。

具体的な取り組みといたしましては、地方債償還に係る起債団体借換債を活用した低利な地方債への借りかえや、人件費などの維持管理費の縮減に努めてきたところです。

また、使用料収入におきましては、東日本大震災の影響もあり減少傾向にあるものの、24年度から26年度の3カ年につきましては毎年12億5,000万円台で推移する見込みでございます。

次に、このページの右側の計画表をごらんください。次期計画期間につきましては、前期間と同じ3カ年とし、27年度から29年度までの計画とするものでございます。下水道の使用料収入は、普及率が25年度末で約99%になっておりますけれども、今後は人口の減少等の影響により減少が見込まれておりますが、現行料金体系にて次期計画期間の使用料を算定いたしますと、表中の太枠で囲んであります資本費割合は73.7%となり、目標の71.7%を上回る見込みでございます。

このようなことから、資本費割合を71.7%以内とするため、使用料を平均改定率マイナス2.1%とする引き下げを行うものでございます。資本費割合につきましては、71.7%を目標としておりますが、改定額等の調整の結果、71.3%となっているものでございます。

恐れ入りますが、同じ資料の23ページ、前のページにお戻り願います。

具体的な改正の内容でございますが、(1)の下水道事業財政計画期間は、平成27年度から29年度までの3カ年としております。また、(2)の下水道使用料単価の比較表をごらんください。(3)には排水量に応じた使用料金の比較お示ししておりますけれども、いずれも消費税を除いた金額となっております。

(2)の表でご説明いたします。水量につきましては、1立方メートルを1トンという表現で説明させていただきます。まず、基本使用量でございますが、現行の600円は据え置きとさせていただきます。従量使用料でございますが、10トンまでは5円の減で140円、11トンから20トンまでは5円の減で155円というふうに変更いたします。一般的な標準家庭で使用しております月20トンというところの欄を見ますと、3の排水量20トンの欄をごらんください。現行使用料「3,650円」が「3,550円」となり、100円、2.7%の減となるものでございます。

また、前ページの22ページには塩竈市下水道条例一部改正の新旧対照表を記載しております。

今後とも効率的な事業展開を図り、健全な下水道事業の経営に努めてまいりたいと考えております。

以上で議案第91号の説明を終わります。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） それでは、私から議案第97号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号4の39ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします金額は、表中、補正額の欄に記載がありますとおり、一般会計67億7,475万3,000円、特別会計では、下水道事業特別会計が15億2,200万円の減額、介護保険事業特別会計149万7,000円、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計3億7,516万2,000円、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計2億9,489万6,000円、合計では、一番下段にございますように、59億2,430万8,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は679億6,321万3,000円となり、補正前に比べますと9.5%の増となります。

次に、42ページ、43ページをお開き願います。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず、歳出からご説明をいたします。ここでは、歳出予算を目的別に分類しております。

補正額の欄で、費目2の総務費69億9,143万8,000円ですが、右側の備考欄をごらんください。東日本大震災復興交付金基金費といたしまして平成26年度第10回配分によりまして交付決定を受けました復興交付金の基金への積立金を計上してございます。

費目3の民生費2,457万5,000円ですが、右側の備考欄で、塩竈市災害公営住宅等入居支援事業は、被災世帯が市内の災害公営住宅あるいは市内の公営住宅に移転する場合の移転費用の補助金を、介護保険事業特別会計繰出金は、浦戸地区包括支援センターの開設準備に伴います一般会計からの繰出金を、放課後児童クラブ運営事業費は、第三小学校仲よしクラブのクラブ増設に伴います工事費等の準備経費を計上しております。

費目4の衛生費700万円の減額ですが、健康増進事業費といたしましてがん検診推進事業の事業費確定に伴います減額補正でございます。

費目8の土木費3億1,230万3,000円の減額ですが、右側の備考欄で、道路維持費は道路交通の安全確保のための緊急補修工事費用、公園街路維持管理費は経年劣化等によります市内公園

の危険遊具撤去費用、下水道特別会計繰出金、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計繰出金、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計繰出金は各特別会計の復興交付金事業に係ります一般会計からの繰出金でございます。そのほか、新浜町杉の下線道路事業や海岸通地区震災復興市街地再開発事業など、主に復興交付金事業の予算計上となっております。

なお、下水道事業特別会計繰出金では、年度内執行が見込めない事業を減額補正し平成27年度の債務負担行為に変更等を行っておりますため、土木費全体としては減額補正となったものでございます。

費目9の消防費5,702万4,000円ですが、第一小学校敷地内の飲料水兼用耐震性貯水槽を整備いたします復興交付金事業でございます。

費目10の教育費101万9,000円ですが、市民交流センター管理運営費といたしまして文化庁補助金が交付されたことによります「しおのまち音楽祭」に係る遊ホール協会に対する事業補助金でございます。

費目11の災害復旧費2,000万円ですが、漁港施設災害復旧費として野野島北防波堤の復旧に係る詳細設計委託費でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

前のページ、40、41ページをお開き願います。

補正額の欄で、費目10の地方交付税3億2,430万円の減額は、平成24年度及び25年度の復旧・復興事業の精算に伴います震災復興特別交付税の減額でございます。

費目14の国庫支出金69億8,760万5,000円は、平成26年度第10回配分の交付決定を受けました東日本大震災復興交付金の追加のほか、交付額の確定に伴いますがん検診推進事業補助金の減額などがございます。

費目15の県支出金320万9,000円は、第三小学校放課後児童クラブ拡大のための放課後児童健全育成事業費補助金の増額補正でございます。

費目18の繰入金1億9,768万5,000円の減額は、復興交付金事業の財源でございます東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額補正のほか、本補正に係る所要一般財源のための各財政調整基金繰入金などがございます。

費目19の繰越金3億2,812万4,000円は、震災復興特別交付税の減額に伴います平成25年度決算の繰越金の計上でございます。

費目21の市債2,220万円の減額は、発行可能額の確定に伴います公営住宅建設事業債の減額

でございます。

飛んで、44、45ページには歳出予算の性質別比較表を載せてございます。また、46ページは、投資的経費の内訳書でございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

議案第69号、一般会計補正予算の概要については以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） 続きまして、一般会計補正予算のうち、海岸通地区震災復興市街地再開発事業につきましてご説明を申し上げます。

同じく、資料No.4の57ページをお開きいただきたいと思います。

本事業につきましては、本年3月に都市計画の決定を受けまして、その後、準備組合のほうで事業計画の策定が行われております。12月2日には権利者の意向を踏まえました都市計画の変更について、本市都市計画審議会でご承認をいただき、現在は平成27年1月の事業認可申請に向けた準備が鋭意進められているところでございます。来年2月に見込まれております事業認可及び本組合の設立後には権利返還計画の策定へと推移いたしますことから、事業の円滑な進捗を図るために、復興交付金第10回申請にて認められました権利返還計画の策定事業費、こちらを補正予算に計上いたすものであります。

1の事業費の内訳でございます。敷地地盤調査、建設設計等の策定費は3億255万3,000円でございますが、組合負担分の20%、こちらを除きました2億4,204万2,000円、これが今回の補正額となるものであります。

2の財源内訳でございますが、今回の補正額のうち、復興交付金の補助率4分の3、いわゆる75%に当たります1億8,153万1,000円を東日本大震災復興交付金基金から繰り入れるものでありまして、残りは震災復興特別交付税というふうになるものであります。

説明としては以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） それでは、議案第99号、塩竈市介護保険事業特別会計補正予算についてご説明をさしあげます。引き続き資料No.4をご用意お願いします。

63ページをお開き願います。

補正の概要等については、前段ご説明のとおりでございますので、浦戸地区包括支援センターの設置についてご説明をさしあげます。

まず、1の概要でございます。現在、市内3カ所に設置されております地域包括支援センタ

一は、高齢者数の増加や地域的な偏りを解消するため、来年4月から5カ所に増設を予定しております。このうち、浦戸地区のセンターについては直営を予定いたしておりますので、その必要経費を計上するものでございます。

2の設置場所でございます。野々島でございますブルーセンター内を予定しております。

3の業務内容でございますが、包括的支援事業ほか、本土地区内のほかのセンターと同様の業務を予定しているところでございます。

次、4の事業費及び財源の内訳でございます。内訳表の下に事業費の内訳というふうに記載されているところがございます。包括支援センター開設に必要な業務用パソコンや机等の事務用備品、手すりの設置初め記載の内容でございます。内訳表のとおり、それぞれの会計勘定に区分して計上いたしておりますので、ごらん願いたいというふうに思います。

5の今後のスケジュールでございます。補正予算をお認めいただきましたら、ケアプラン等の作成準備、備品の発注・搬入等を経まして、4月にはオープンさせてまいりたいというふうに考えてございます。浦戸地区の高齢者やご家族にとりましてより身近なところで相談ができる環境が整うものと期待しているところでございます。

介護保険事業特別会計の補正予算については以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） それでは、議案第102号、工事請負契約の一部変更につきましてご説明させていただきます。

資料番号1の33ページをお開き願います。

この議案は、平成26年6月25日に議決をいただきました塩竈市立第三小学校東校舎大規模改造工事の工事請負契約の一部を変更することにつきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいたごうとするものでございます。

それでは、変更内容の具体的な内容につきましてご説明いたしますので、資料番号4の66ページをお開き願います。

4の金額をごらん願います。変更前の請負金額「2億2,032万円」を「2億3,885万2,800円」に変更しようとするものでございます。

変更内容についてご説明申し上げます。

6の変更内容の表をごらんいただきます。

まず、表の（１）防水改修工事につきましては、屋上防水剤で煙突部分を覆うものでありますが、施工実施に伴います調査の結果、煙突部分を穴埋めしない場合に屋上防水剤に亀裂が入ることが判明いたしましたので、モルタルによる充てんを行う下地調整を追加するものでございます。なお、表にございます番号と対照させまして写真による表示を行っておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

次に、表の（２）外壁改修工事でございますが、①の壁浮き補修につきまして、外壁のモルタル面が構造体から剝離しており、エポキシ樹脂注入によります補修を追加したほか、②の壁亀裂補修、③の壁欠損補修の数量が確定したことによるものでございます。

次に、表の（３）内装改修工事につきましては、①の壁浮き補修、②の壁亀裂補修、③の壁欠損補修の数量が確定したこと、及び④の建具額縁追加につきましては、東側外壁に面しました窓の木製枠につきまして断熱材の充てんにより壁の厚さが増すことによりすき間が生じることが判明いたしましたので、新たに窓枠を設置するものでございます。また、⑤の腰壁ラワン合板下地追加につきましては、内壁腰壁の仕上げ剤を壁に直接張ることとしておりましたが、壁にゆがみがあることが判明し、下地剤を張ることで壁のゆがみを吸収するものでございます。

次に、表（４）の内装改修工事につきましては、使用環境の向上のため、①のコンピュータールーム内の床をOAフロア用に仕様を変更し、②の各トイレ床張りについてトイレブース、衛生器具を一旦全撤去する方法に改めるものでございます。

次に、表（５）の外廊下改修工事につきましては、校庭側の外廊下について、モルタル面が浮いていることが判明いたしましたので、エポキシ樹脂充てんによる補修を追加しております。

次に、表（６）の電気設備工事につきましては、仮職員室の電気設備を追加しております。

また、表（７）の機械設備工事につきましては、１階部分の排水に支障があることが判明いたしましたので、補修工事を追加したものでございます。

以上によりまして、契約変更の増加額は税込みで1,853万2,800円となるものでございます。

議案第102号の説明は以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 続きまして、議案第103号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

資料番号１、定例会議案の34ページ並びに資料番号４、議案資料の68、69ページをお開き願います。

資料番号1の34ページでご説明をさせていただきますが、工事名は浦戸地区集落再生促進施設整備工事でございます。

工事概要は記載のとおりであります。寒風沢にあります旧浦戸第一小学校、桂島にありませぬ旧浦戸第二小学校を漁業体験従事者等が宿泊できる施設、地域住民が交流する施設、さらに防災避難施設の役割も果たす、仮称ではございますが、浦戸ステイ・ステーションとして整備するものでございます。

本件につきましては、市議会6月定例会において補正予算をお認めいただき、8月に入札を執行いたしました。落札に至らず、一部設計仕様の見直しを行いまして11月7日に再度一般競争入札に付した結果、株式会社ヤマムラ仙台支店が2億8,080万円で落札し、11月27日に仮契約を締結いたしましたものでございます。

なお、資料番号4の議案資料68、69ページには、各施設の工事概要、平面図並びに工事契約台帳をお示ししておりますので、後ほどご参照のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 議案第104号についてご説明を申し上げます。

まず、資料番号1、定例会議案の資料の35ページをお開きいただきたいと思います。35ページでございます。

議案第104号、工事請負契約の締結でございますが、工事名は塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）新築工事でございます。

4の契約金額でございますが、78億3,000万円でございます。5の契約相手方は、五洋建設・鈴木工務店特定建設工事共同企業体でございます。

具体的な内容でございますが、資料番号4、定例会議案資料70ページのほうをお開きいただきたいと思います。70ページでございます。

A3の資料の左下でございますが、配置図のほうをごらんいただきたいと思います。この議案につきましては、魚市場の整備事業でございます。荷さばき所のA棟、補完施設C棟、この配置図上のこちらの2つの建設工事を発注したものでございます。

この資料、同じく左側の上のほう、2の経過及びスケジュールでございますが、10月に水産庁の特定漁港漁場整備事業計画の変更が官報に公告されまして、事業費の増額が認められました後、11月に一般競争入札に付し仮契約を締結しております。今議会でお認めいただきました後、工事に着手し、28年3月の竣工見込みとして進めていきたいというふうに考えてございま

す。

工事の概要でございますが、魚市場A棟新築工事一式、魚市場補完施設（C棟）新築工事一式、既存施設解体工事一式となっております。

なお、A棟の新築工事には、魚市場の早期完成のためA棟の附帯施設として設置する仮設荷さばき所の整備も含んでおるものでございます。仮設荷さばき所につきましては、下の配置図の右上のほうに黄色く付されているものでございます。

4、その他に記載しておりますとおり、A・C棟の電気設備、機械工事につきましては発注に向けて現在準備を進めているところでございます。同じページの右側にはA棟の施設概要を記載してございます。

また、次のページ、71ページのほうには、C棟の施設概要を記載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。さらに、次のページの72ページのほうにも工事契約台帳がございまして、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） 続きまして、議案第105号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案資料No.1の36ページをまずお開きいただきたいと思っております。

今回の工事名でございます。26-復・交 港町一丁目・海岸通地区津波避難デッキ整備工事となります。

工事概要につきましては、後ほど資料のほうでご説明申し上げます。

こちらのほうの契約でございますが、去る10月28日、一般競争入札の公告を行いまして、11月21日に入札が執行されております。

契約金額につきましては、14億1,480万円。

契約の相手方は、東北ドック鉄工株式会社というふうになってございます。

こちらのほうの竣工期間期限といたしましては、平成27年度の28年3月25日というふうに予定してございまして、9月補正で既にお認めいただきました債務負担行為にて今回2カ年の工事として契約を行うものでございます。

それでは、工事の概要につきましては資料No.4の、こちらの73ページのほうでご説明申し上げます。資料No.4、73ページをお開きいただきたいと思っております。A3判横長の資料となります。

まず、図面のほうの工事概要のほうをごらんいただきます。図面の中央左にあります。こちらの工事の中身でございますが、歩行者用の橋梁の上部工事及び下部工事というふうになります。工事の箇所につきましては、港湾区域内にございますマリングート塩釜からおかぜ通りに沿いながらショッピングセンターまでの区間でございまして、延長といたしましては372メートル、有効幅員が4メートルのデッキを整備するものでございます。

図面右下の上部・下部工の断面図をごらんいただきます。構造は、上部・下部工とも鋼構造物の橋梁構造というふうになります。上部工での幅員は4.8メートルというふうになってございますが、安全対策のために左右に高さ1.1メートルの柵を設けるために有効幅員は4メートルというふうになるものであります。下部工でございまして、今回、道路のほうを横断いたすということになりますので、有効の高さは4.7メートルから4.5メートル、こちらの高さを確保してございます。また、基礎構造につきましては、合計で31カ所のくい打ちを全て支持層まで今回は施工いたしまして、橋脚の安全対策を行うというふうな構造にしております。

次の74ページにつきましては、こちらは入札の結果でございますので、工事契約台帳、こちらのほうはご参照いただければというふうに思います。

議案第105号の説明は以上となります。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 続きまして、議案第106号、下水道災害復旧工事の説明をいたします。

資料No. 1と4を準備願います。資料No. 1の37ページ、議案第106号の工事請負契約の締結についてということで、工事名25-災 第3769・3771・3772号下水道災害復旧工事でございます。

工事の概要は、雨水のマンホールポンプ設置工事7カ所と、それからそれに附属する電気設備工事一式でございます。契約の方法は一般競争入札で、契約金額1億9,850万4,000円、契約の相手方が浅野環境ソリューション株式会社東北営業所となっております。

詳しい説明は資料4の75ページをお開き願います。

本工事の工事する箇所の位置図でございます。今回の工事は、宮町地区、それから北浜地区、新浜地区の一部におきまして震災による地盤沈下の影響で、どうしても自然流下による雨水排水ができない箇所にマンホールポンプを設置して、ポンプにより強制排水するものでございます。

図面は、赤丸で表示した箇所がそのマンホールポンプの設置箇所、引き出し線を表示してお

りますのが、そのマンホールポンプの箇所の名称、それからポンプの口径、台数となっております。宮町地区は2カ所に口径300ミリのポンプを各2台、北浜地区においては3カ所に口径300ミリのポンプを各2台、新浜地区は2カ所に口径300ミリのポンプを各3台ずつ配置し、合計しますと全体的に7カ所に合計16台のポンプを設置して、それから関連する電気設備の工事も行います。

なお、これらに接続する雨水管渠、マンホールの復旧とか、マンホールポンプの部屋につきましては、別途土木工事で施工いたします。

以上で議案第106号の説明を終わります。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 私から議案第107号、108号、109号の財産の取得についてご説明を申し上げます。

いずれも災害公営住宅として独立行政法人都市再生機構が整備した住宅等の取得を行おうとするものでございます。説明の都合上、資料No.4、議案資料の77ページをお開き願います。

本案件は、錦町地区災害公営住宅及び土地を取得しようとするものでございます。錦町地区につきましては3棟40戸、取得金額16億7,053万3,480円で取得をいたそうとするものでございます。

次のページ、78から79につきましては、取得金額の内訳をお示ししてございます。

続きまして、議案第108号につきましては、同じ資料の80ページをお開き願います。

80ページ、議案第108号につきましては、桂島地区の災害公営住宅の取得でございます。桂島地区2棟8戸を2億5,095万2,040円で取得しようとするものでございます。

81ページにつきましては、取得金額の内訳を示してございます。

続きまして、議案第109号につきましては、同じ資料82ページをお開き願います。

82ページは、野々島地区災害公営住宅の取得でございます。野々島地区は2棟15戸を4億4,563万1,760円で取得しようとするものでございます。

83ページには、取得金額の内訳をお示ししてございます。

なお、議案資料1の38から41ページにつきましては、本取得議案を掲載してございますので、後ほどご参照願います。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） それでは、議案第110号、塩竈市スポーツ施設の指定管

理者の指定につきましてご説明いたします。

資料番号1の42ページをお開き願います。

本議案は、塩竈市スポーツ施設の指定管理者候補者として選定いたしました特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定管理者として指定するために、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

指定管理者候補者の概要をご説明いたしますので、資料番号4の84ページをごらん願います。

指定管理者候補者の概要でございますが、団体名は特定非営利活動法人塩釜市体育協会でございます。7の経過に示しておりますように、平成18年4月から指定管理者として体育館及び温水プールの管理運営を行っております。

85ページをごらん願います。

指定管理者の審査結果についてご説明いたします。まず、選定結果でございます。平成26年10月8日に第1回の選定委員会を開催し、約1カ月間の募集期間を設けまして募集を行ったところ、塩釜市体育協会1者から申請があり、11月13日に第2回選定委員会を開催し申請者へのヒアリング及び審査を行っております。審査の概要に記載しておりますように、5名の選定委員により施設運営等に関する20項目を5段階で評価し、合計を100点満点とし70点以上を獲得した団体を指定管理者候補者として選定するというところでございます。

審査の結果でございます。選定委員の平均ポイントが74.8点となり、選定基準70点を上回っており、また総括に記載しておりますように、市民サービスの向上と生涯スポーツの実現に向けた提案等が確認されましたので、特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

86ページには選定基準項目と評価点数の表を記載してございます。また、87ページ以降に募集要項を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第102号につきましては以上でございます。

○議長（佐藤英治君） これより議案第84号ないし第112号の総括質疑に入ります。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして総括質疑を行います。

質問の第1は、議案89号、塩竈市国民健康保険の条例一部改正について伺います。

日本共産党市議団は、これまで国民健康保険の引き下げを求めてまいりました。2年前に3.22%引き下げに続き、今回の提案は平均改定率マイナス3.3%、そして1世帯、年で5,339円

のこうした引き下げが提案されております。引き下げに当たって、国民健康保険特別会計の基金は、さきの民生常任協議会で8億1,600万円、平成25年度としておりました。

質問は3点でございます。

一つは、今回の国民健康保険についての引き下げの政治的判断についてお尋ねをいたします。

二つ目は、国民健康保険の3.3%引き下げに当たりまして、財政調整基金をどのくらいの額で取り崩しての引き下げなのか、お尋ねいたします。

さらに、3点目は、今後のさらなる引き下げについてお考えがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、下水道条例の一部改正の条例について伺います。

従量使用料金、一般汚水使用料金、1立方メートル当たり2円から5円の引き下げ、平均従量料金でマイナス2.10%としております。当市議団も同様に下水道料金の引き下げは求めてまいりました。標準世帯で20立方、月100円となるとお聞きしました。これは標準世帯であります。

そこで、質問は、下水道特別会計の収支でどこを見直し、先ほど説明ありましたが、改めて、マイナスの2.10%の引き下げになったのか、お尋ねいたします。また、さらなる引き下げを今後行うお考えがあるのか、お尋ねいたします。

質問の3番目は、塩竈市災害公営住宅入居支援事業についてお伺いいたします。

この件は、2月議会において、通常引っ越し費用と言われているものですが、その支援を施政方針の質問の中で我が党が求めてきたものであります。今回、東日本大震災の被災に遭われた仮設住宅、みなし仮設住宅について、お住まいの方々が災害公営住宅に移転する際、1世帯20万円の引っ越し費用を支援するものとしております。

そこで、質問についてであります。3点お尋ねします。

一つは、2月当初、市長の答弁では、当時、ふるさとしおがま復興基金は、被災のさまざまな支援に使うということで5,800万円ほどしか残らないのでご容赦願いたいとの回答でございました。そこで、質問は、今回の提案に至った経過についてお尋ねいたします。

二つ目でありまして、また、既に引っ越しをされております伊保石災害公営住宅に移られた方々、あるいは錦町も12月下旬とお聞きしましたが、引っ越しされて災害公営住宅に入居されると聞いておりますが、これらの方々にもできるなら12月中の支給が求められると思いますが、お尋ねいたします。

3点目は、伊保石災害公営住宅にお住まいの方の中には、仮設住宅で別世帯として入居していましたが、伊保石災害公営住宅に入居して、同じ1戸建ての住まいに別世帯の方が同居しているという、こういう形になっている方もいらっしゃると思います。それはそういう点で、この1世帯というのは1戸の家に何軒かの世帯ということで勘案して支給するのかなど、お尋ねをしたいと思います。

議案97号、平成26年度一般会計補正予算67億7,475万3,000円についてお伺いいたします。

1点目は、海岸通震災復興再開発事業についてであります。今回補正額で2億4,204万2,000円が計上され、組合負担分6,051万1,000円、事業規模としては3億255万3,000円を示しております。その内訳は、先ほど説明がございましたように、敷地の地盤調査、権利返還の諸費用としております。しかしながら、海岸通再開発の事業は、準備組合であり、再開発に必須の本組合に至ってはおりません。そこで、質問は次の4点でございます。

一つは、当準備組合は当初57件としておりますが、組合を抜けた方がいるとお聞きしました。何件ぐらいの件数なのか、まず最初にお尋ねします。

次に、組合を抜けた方々の関係で、再開発事業はどのように変更されるのか、二つ目、お尋ねいたします。

3点目は、今後の事業認可に当たっての見通しについてお伺いいたします。

4点目は、再開発事業1区・2区のおよその事業内容についてお尋ねいたします。

次に、学校給食の調理業務委託についてであります。

平成27年度から平成29年度までの3カ年間、5,504万8,000円の債務負担行為が設定されました。提案の資料説明で、学校給食の正規職員及び非常勤職員の中途退職が相次いで、安定した運営が難しくなったとしております。そこで質問ですが、2点でございます。

1点目は、一般職員、当初予算の中で示された資料では26人ですが、何人ほどおやめになったのか。非常勤の職員17名としておるようですが、何人ぐらい退職されたのか、お尋ねします。

次に、委託についてでございます。二つの学校で、第一中学校、第二中学校の合わせて790食、年間で338日としております。学校給食の委託を始めることでの安全面、衛生面での点は万全なのか、お聞きします。

最後になりますが、NEWしおナビ100円バスの運行についてお尋ねします。今回の債務負担行為、平成27年度から31年度4,786万円が設定されております。質問は2点です。

伊保石、清水沢、錦町など、災害公営住宅の運行は考えているのか、お聞をしませう。

二つ目は、現在1台で運行されておりますが、逆回りも含めてさらなるもう一台追加の運行もお考えなのか、お尋ねしたいと思ひます。

通告しておりますので、ご回答よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から、大きく4項目についてご質問いただいておりますので、一つ一つお答えをさせていただきます。

初めに、国保税の引き下げに至った経過についてであります。前回の9月定例会におきまして私から国民健康保険事業特別会計の財政調整基金が約8億になるというようなお説明をさせていただいたところでありますが、昨年12月定例会では、国保会計の見通しについて、改めて再度説明をさせていただいております。その後、想定を上回る国の特別調整交付金の追加拡充交付が発表されるなど、大きく情勢が変化をいたしてまいりましたことから、今回、国保税の引き下げを提案させていただくものであります。

財政調整基金の今後の動向についてということでありました。今回の改定は、平成27年、28年度の2カ年間の税額を定めるものでございます。社会保障制度改革の推移によりまして、急速な制度の変更等も今後行われる予定であります。具体的に申し上げますと、県一本化というものもあるわけでありまして、そういった状況の変化も見通した内容で検討させていただきました。現行税率で、平成28年度末における実質基金残額については、先ほど担当のほうからご説明をさせていただきました。塩竈市の国保会計規模であれば約3億円弱ぐらいというような基金残が必要であるというお話をさせていただいたところでありますが、現行の料金で推移しますと3億8,000万円程度になる見込みでありますので、8,000万円の基金を活用して、今回、税額の引き下げを行わせていただいたということでありませう。さらなる引き下げということでありませう。まずはこのような改定でしっかりと国保会計が運営できますよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、下水道料金についてであります。汚水経費については、従来から受益者負担の原則により使用料で賄うということにいたしてまいりましたが、ローカルルールといひませうか、塩竈市としては75%を使用料で充当させていただくということに料金算定をいたしてまいりました。ただ、前々回の料金引き上げの際に、議員の皆様方から資本費割合をもっと引き下げて、そして市民の方々の負担軽減を図るべきではないかというご意見をいただきました。具体的に申し

上げれば目標71.7%ということでありました。こういったことで、でき得る限り市民の負担を軽減すべきというお話でありましたので、24年度から26年度の現計画の策定に当たりましては、資本費割合についても71.7%を遵守するというで料金の引き下げを行わせていただいたところでもあります。この結果、24年度から26年度の現計画の資本費割合につきましては、先ほど建設部長から説明をさせていただきました。71.7%を下回る71.2%で目標達成ができる見通しであります。

次期の下水道財政計画につきましては、27年度から29年度と3カ年間にいたしております。資本費割合については、引き続き71.7%を目標にということに取り組もうとしているところですが、現行の料金で算定をいたしますと73.7%ということで、71.7%を上回る形となりました。目標の71.7%以内とするために、今回、平均改定率マイナス2.1%とする下水道使用料の引き下げを提案させていただいたところでもあります。

ちなみに、この引き下げにより次期計画期間の今現在での3年間の資本費割合についてはおむね71.2%というふうに想定をさせていただいているところでもあります。

さらなる引き下げというお話でありました。先ほど申し上げましたとおり、まずはこのような引き下げによりまして下水道会計が健全に経営されますよう、さらなる努力を重ねてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、公営住宅入居支援事業について、経過についてであります。たびたびこの要請をいただきましたときに、私からはふるさとしおがま復興基金については底をついているというようなお話をさせていただきました。今の状況も変わっておりません。ただ、その際は、国が国の財源である東日本大震災復興基金交付金のうち、津波被災住宅再建支援分につきましては、総務省令で津波により滅失し、または損壊した住宅の再建に係る事業を実施するというふうに規定されておりました。したがって、一番大きな事業費をこういったことで残念ながら使えないという意味で説明をさせていただいてまいりました。災害公営住宅への入居が本格化するに当たりまして、当該規定につきまして、平成26年10月30日付で宮城県の市町村課から、持ち家の自力再建への支援が原則ではあるものの、防災集団移転でも、災害公営住宅入居者への移転費用は補助対象となっており、国の制度とのバランスを考慮し、災害公営住宅入居者への移転被災支援についても、市町村の判断で対象としてよいという内容が示されたわけですので、このことを踏まえまして、これまで多くの議員の皆様方からぜひというお話であった災害公営住宅入居支援制度を実施させていただく内容であります。

したがいまして、14億7,750万であります、今、国からの支援が。その残金も使えるということになりましたので、このような対策をさせていただきながら、地震被害による災害公営住宅入居者に対しては、実は国では対象といたしておりませんが、その部分に先ほど議員からご質問いただきましたふるさとしおがま復興基金を充当させていただいておりますので、津波以外の対象者につきましても同様の対応をとってまいりたいというふうに考えているところであります。

また、既に伊保石地区災害公営住宅に入居されている方々には、遡及適用するのかというご質問でありましたが、当然のことながら、遡及適応させていただきたいと考えております。

別々の仮設住宅に入っていた方々等については、今後の課題とさせていただきたいと思います。

大分、時間がなくなってきましたので……

○議長（佐藤英治君） 簡潔に。

○市長（佐藤 昭君） 端的に説明をさせていただきます。

海岸通地区市街地再開発事業57名の権利者がおられましたが、4名の権利者の方から、現在の土地利用を継続したいという申し出がありました。したがいまして、57名から4名の方を除いた53名ということで、今回、面積あるいは内容等の変更をさせていただいたとあります。

事業計画の見直しについてのご質問でありました。準備組合において調査、測量、事業計画の策定が進められております。ただし、今回の計画変更で、一部そういったものも見直しを迫られているということをご理解いただきたいと思います。

全体の事業内容であります。準備組合では本市の中心市街地である海岸通地区の再生と復興を担う事業として位置づけ、商業を初めとする複合機能の導入により、もてなしのまちを創出し、中心市街地を再生するにふさわしい複合再開発施設を計画していくということであります。

具体的な内容については省略をさせていただきます。

○議長（佐藤英治君） 学校給食は、時間オーバーしたので、総務常任委員会で。（「今」の声あり）今もらいますか。そうですか。皆さんに合わせます。

○市長（佐藤 昭君） 学校給食調理についてであります。ご案内のとおり、学校給食調理員については、退職者不補充という考え方で取り組んできております。25年度までには9校に1校2名の18名の給食調理員を配置できました。学校に正規職員2名という体制でありましたが、

今回2名の方が途中退職をされております。また、28年度までにはさらに2名の方々が退職をされるという見通しでありますので、塩竈一中・二中については、今回、給食調理の一部業務を委託というふうにさせていただいております。一部と申し上げましたのは、給食については資材調達、調理配膳、片づけ等の流れがありますが、調理あるいは片づけといったようなことについて委託をさせていただき、安全面については、引き続き、衛生管理マニュアルどおり、学校給食にかかわる栄養士等が対応してまいります。

NEWしおナビ100円バスについても、ご質問いただきました。

今回の債務負担の内容については、基本的には現行路線をとということにさせていただいております。ただし、たびたび見直し等のご要請をいただいております。そういったことについては、今、担当課のほうでこの変更をするためには地域公共交通会議というものがございまして、これはタクシー業界でありますとか、公共交通機関の運営にかかわる方々で組織されるものであります。こういったところに変更内容をご理解いただかなければならないといったようなことがございまして、こういった方々と意見を交換させていただき、今後、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第84号ないし第112号の総括質疑を続行いたします。

5番志賀議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。総括質問をさせていただきます。

私のほうの総括質問は、NEWしおナビバスについて質問させていただきます。

NEWしおナビバスの運行が開始されて5年がたとうとしているようですが、多くの市民の方が利用されていることと思っております。その利用状況と収支状況についてお伺いいたします。そして、今回、契約更新の時期となり、その事務手続の流れについてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員からNEWしおナビ100円バスについて2点ご質問いただきました。

まず初めに、現在の運行内容についてというご質問でありました。今お話しいただきましたとおり、20年10月から12月までの無償試験運行を経まして、21年1月から有償試験運行を行わせていただきました。その後、プロポーザル方式による公募を経て委託事業者を決定し、22年2月から本格運行開始をさせていただきました。運行種別といたしましては、道路運送法第4条に基づきます乗合旅客運送として、27人乗りバス1台による東南部、北部、西部の3コースで1日4便の運行を行っているところであります。

なお、利用状況収支につきましては、後ほど担当のほうからご報告をいたさせます。

今後の契約に向けた取り組みについてもご質問いただきました。本議案をお認めいただきました後、NEWしおナビ100円バスの安定した運行を確保していくために、平成27年度から31年度までの5カ年間の契約を締結してまいりたいと考えております。また、事業者の決定に当たりましては、経費はもちろんでありますが、安全性、安定性などに配慮した質の高い運行を行うため、プロポーザル方式による選定を行ってまいりたいと考えております。公募は、議決をいただいた後、12月の下旬から開始し、来年1月中旬を目途に選定を行い、1月下旬には契約締結を目指してまいりたいと思っております。

理由であります、決定される委託事業者が新規事業者であった場合、道路運送法上の手続等、運行するための準備期間が一定程度必要となりますことから、1月下旬には契約を調べ、2月・3月、準備期間として、4月からの運行に備えてまいりたいというふう考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） それでは、私のほうからNEWしおナビ100円バスの利用状況、それから収支の状況についてご説明申し上げます。

平成25年度の状況でございますけれども、乗車人員総数といたしましては4万9,334人、一日当たりの乗車人員にいたしますと約200名の方にご利用いただいているという状況でございます。

収支状況でございます。委託金額の総額といたしまして795万5,640円でございます。それに対します運賃収入でございますが480万9,850円、運行委託費として支払っております金額は、委託金額から運賃収入を除きました314万5,790円という実績になってございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 今お聞きした795万5,640円という金額なんですが、これは全部の金額なんですか、それとも1系統だけの金額なんでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 1系統か、1つか。

川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） ただいまのご質問ですけれども、全系統1日4便運行しております全ての金額でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） そうすると、ちょっと金額が合わない感じですね。（「2つある、NEWしおナビとしおナビ」の声あり）そう、しおナビとね。そのしおナビのほうはどうなんですか。ちょっと、じゃあ、済みません、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君） ここはNEWしおナビ100円バスの債務負担についてお願いさせていただいています。なお、しおナビについては、民間事業者が運行している路線であります。当然、事業認可も民間事業者が運行されておりますが、ただ、100円バスでお願いしておりますので、差額分については塩竈市から補填をさせていただくという契約内容で運行いただいております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） そうすると、NEWしおナビバスは、じゃあ、もう一回繰り返しますけれども、1日4回運行しているということで、その分の4回分が先ほど言われた金額ということでもいいわけですね。

それと、先ほどの市長からの説明で、平成20年に試験運行を始めて、21年から本格運行に入ったと。これを決めるときに、プロポーザル方式でやったというお話でしたが、じゃあ、プロポーザル方式にやったとき、公募をしたときに何社が説明会に来ていらっしゃり、何社が応募したのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（佐藤英治君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 現契約に基づきます公募型提案協議に参加を表明された事業者は6社ございました。そのうち、実際の提案書をいただいた事業者は全部で5社ございました。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） まず、このところで、ちょっと私、5年前にこのバスが決まったときにお聞きしたのは、何か応募期間が全くない中で締め切りの三、四日前に見積もり出してくれと言われたとか、それからあとほかにも何か見積もり期間が短かったんだというようなお話を聞いた記憶があるものですから、それで今回、また日程をお聞きしますと、12月下旬に公募して1月中旬には締め切りすると。そうすると、年末年始かかって、じゃあ、ちゃんと参加したい方々が積算が出るだけの期間があるんだろうかなというふうを感じるわけですね。1月下旬には決めたいというお話なんですけど……（「質問じゃないですよ」の声あり）こういった工程でやっぱり決めるということは公明正大性ということをしてはいる佐藤市長ですから、もうちょっと、呼びかけられた方々からそういう不満が出ないように、もうちょっと時間をかけて、やっぱり公募してから見積もり出すまでは最低1カ月ぐらいかけるとか……（「質問じゃないです」の声あり）そして、こういった問題が出たときに後でどうだこうだというようなことが起きないように……

○議長（佐藤英治君） 静かにしてください。

○5番（志賀勝利君） 方式を取り入れるべきではないのかなと私思うわけですがけれども、その辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段申し上げましたとおり、今回は債務負担をお願いいたしております。なお、今ご質問の点については、先ほども担当からご説明させていただきましたとおり、同じ期間でありまして6社ぐらいから引き合いがございまして、そのうち5社に参加いただいたということでもありますので、参加を希望される方々はこういったことについて十分関心をお持ちいただいているものというふうを考えておりますが、なお、公正を期してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 余り細部に入らないようにひとつよろしくお願ひします。

志賀議員。

○5番（志賀勝利君） バスの運行で一番影響を受けているのはタクシー業界の方だと思いますし、その辺もやはり勘案していただければと思います。

審査方法についても役所の庁内の方が審査されるわけですがけれども、こういったいろいろな審査、プロポーザル方式の審査もやっぱりもう少し透明性を図るという意味では、やっぱり外部の方も導入ということも、これに限らず、いろいろ検討されてはいかがなのかなというふうに感じております。

たまたま、ことしの10月に福岡県の春日市に産業建設常任委員会で行政視察に行ってきたわけですが、その中で、春日市の場合は14平方キロで人口11万人のまちと、そういう中で5系統もバスを運行している。そして1日1系統14便出しているというふうな話、確かにその分お金もかかっています。年間7,000万かかっているということでしたから。ただ、そういうこともこれからは多分いろいろな形で市民の方から利便性を求められてくるんだろうと思いますので、ぜひこういうところも今後の参考にさせていただいて。

それと、先日、たまたま二市三町議連の広域部会がございました。その中で、各町で100円バスを運行していると。これはもうちょっと広域行政のきずなを深めるために、100円バスについても広域の中で検討したらどうだろうかというようなご意見も出されたものですから、その点の意識が市当局におありになるのか、これから検討の余地があるのか。ちょっとその辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 公共交通機関のあり方についてというご質問だったと思いますが、我々提案しております債務負担に関連してということでご説明をさせていただきますが、本市17.8平方キロのまちであります。まちの面積によってさまざまな特徴を出した地方公共機関というものをそれぞれが工夫されていると思います。我が塩竈市におきましても、先ほどしおナビ100円バス、宮交さんであります。1時間で北回り、南回りという路線が大変大きな評価をいただいていたものというふうに私は考えておりますし、またNEWしおナビについてもこの議会の当時の若手議員の皆様方がいろいろ先進地をご視察されて、こういったことはどうだろうかというご提案をいただき、我々もそういったことを勉強させていただきながら、NEWしおナビ100円バスという形で運行させていただきました。確かに当初は3便でありました。やはりタクシー業界の方々も地域の交通をしっかりと担っていただいているということではタクシー業界と我々が共存共栄できればということで、当初は1日3便ということでありましたが、

多くの方々からせめて4便というようなお話をいただきまして4便に拡大をさせていただいた。時々刻々さまざまな部分を検証させていただきながら、我々はこの塩竈のまちが15分交通圏ということで、中心市街地に歩いて15分で行けますよ。あるいはさまざまな公共交通機関を使うことによって15分で中心市街地に出て行って、買い物をし、あるいは図書館を利用し、エスプを使っていただくというような形でありたいと考えておりますので、今後もしっかりとそのような政策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） しっかり検討していただけるとは思いますけれども、ちょっと言い忘れたので、もう一つ、春日市のいいところをお話しさせていただきます。

○議長（佐藤英治君） それは質疑になりませんから、志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 5系統のうち、バスセンターがあるんですね。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員、それは一般質問でやってください。

○5番（志賀勝利君） そういうところをこれから一つの課題としてお願いします。以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。私からは12月補正予算について2点総括質疑を行います。

まず1点目、今回の補正予算を計上するに当たりどのような考えに基づいて予算を編成されたか。特に復興交付金関連事業について、その基本的な考えをお聞きします。今回の補正予算には、当局の精力的な努力の結果、復興交付金事業の第10回配分として69億9,100万円が交付され、第10回配分までの復興交付金の合計は369億円、事業規模としては475億円となりました。そして、塩竈市の復興を加速させるための復興交付金事業の予算として、藤倉地区復興土地区画整理事業など主な4事業が計上されていますが、一方では、16億4,600万円が減額補正されています。これら全体的な復興交付金事業について、12月補正の意義を改めてご説明お願いいたします。

総括質疑の2点目は、議案第97号の一般会計補正予算のうち、通常事業の道路緊急維持補修工事についてお尋ねします。

580万円の予算が計上されていますが、この追加事業の現状と対応件数について、維持補修の予定地区は本塩釜駅周辺地区と新浜町地区となっていますが、この追加事業は予算的にも、

範囲的にも少な過ぎないか、この間の事情についてお聞かせください。

以上2点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員から12月補正予算の内容について詳しく説明をしてもらいたいというご質問でありました。

今回お諮りをいたしております12月補正予算につきましては、一般会計の補正予算額が67億7,475万3,000円、特別会計がマイナス8億5,044万5,000円で、合わせまして59億2,430万8,000円、増減率からいたしますとプラス9.5%という予算となっております。

一般会計では、本市の復旧・復興を加速させるための予算が補正額75億9,480万5,000円、そして長期総合計画実現のための予算が補正額1,513万3,000円、比重からいたしますとやはり復興を実感いただくための予算がかなり大きな割合に上ったものと考えております。

また、各会計への一般会計からの繰出金であります、補正額がマイナス8億2,728万1,000円であります。これは先ほどもご説明させていただきました。下水道事業で計上しておりました事業費を圧縮いたしまして次年度に新たに発注するという形にしたものによるところであります。

特に今回の補正予算につきましては、決算を意識した整理予算という考え方であり、具体的に申し上げます、大変恐縮であります、2月定例会については即決議案という形をお願いをし、委員会審査がないということでもありますので、ぜひ議員の皆様方には今時点での決算見込みとしてこのような形になりますということをご説明させていただき、委員会でその内容についてつぶさに審査を賜ればという思いであります。

二つ目ではありますが、26年度第10回配分にて交付決定を受けました東日本大震災復興交付金に関連します事業でありますとか、先ほどもご質問いただきました災害公営住宅に入居されまます被災者の方々への支援予算でありますとか、さらには市民サービスの一層の向上を図るための各種施策を予算化させていただいたものと考えております。

特に復興交付金についてというご質問をいただきました。やはり補正予算の中で事業費が大きい項目は交付決定を受けました東日本大震災復興交付金の基金への積立金が69億9,243万8,000円でございます、一般会計の補正前予算と比べますと18.3%の増加率となっており、また各種復興交付金事業につきましても、全会計を通しまして今回の補正予算の多くの部分を占めているところであります。

復興交付金事業につきましては、第10回配分での事業といたしまして、先ほど志子田議員からもご質問いただきました一般会計並びに北浜地区・藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計において予算を計上させていただいております。これはおかげさまで、移転者の方々との移転交渉が整いましたことによりまして、新たに土地家屋の補償費、用地費を計上させていただき、一層の事業促進を目指してまいるといふ主旨であります。

また、あわせまして、第8回以前に交付決定を受けました事業につきましては、新たに予算化する事業として、第一小学校前に飲料水兼用の耐震性貯水槽を整備させていただきます。一小にも避難者の方々が大量避難をいただきましたが、飲み水が十二分に提供できなかったという反省から、このような飲料水兼用の耐震性貯水槽を整備します。

また、決算整理に向けた補正予算といたしまして、一般会計並びに下水道事業特別会計におきまして、大きな予算の変動があったということについては、先ほどご説明させていただいたとおりであります。

このような復興交付金事業を活用し多くの被災市民の皆様にも一日でも早くふるさと塩竈の復興を実感していただけますようなお努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、道路維持費についてのご質問でありました。全体的な考え方と今回の補正についてというご質問でありました。

道路維持費につきましては、地区要望でありますとか、道路パトロールで発見された箇所、道路の安全を確保することを目的に、緊急性並びに路線単位での計画的な補修工事に努めているところであります。今年度は、通常の道路維持補修工事並びに災害復旧工事に伴う周辺整備工事を含めまして、当初予算では実は2,300万円をお認めいただき執行させていただいております。今回補正予算を計上させていただきました道路補修工事につきましては、緊急工事が必要となった側溝等の損耗が激しく一部排水機能が低下している場所として、新浜町二丁目の暗渠側溝新設15メートルと花立町地区の側溝入れかえ36メートルの工事を追加させていただいたところであります。

適切な維持管理を図るためにはまだまだ予算が不足しているのではないかとご質問でありました。来年度以降におきましても地区要望や道路パトロールによる補修工事箇所、多くの市民の皆様方からご要望を賜っております。年度当初予算にこのような要求をしっかりと反映できますよう、なお努力をさせていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） ご答弁ありがとうございます。

そういうことで2点聞きましたけれども、最初の1問目、復興実感のための補正ですということ、大分進んでおると思います。それと当局がいっぱい頑張って国のほうから予算、もらい過ぎるくらいもらったから、今年度中に使えないのかなと。それで来年度のほうに債務負担行為というところかなと。どちらのほうを中心に考えるか、予算の消化率が低いんじゃないかという考え方もあるけれども、いっぱいもらったからだという考え方もあると思います。そういう意味では、私は当局の今までの仕事のやり方、それから予算の獲得のことについては、大変感謝しているところでございます。その件については、引き続き復興を実感してもらうために大いにこれまでどおり頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、第2点目のほうの通常事業のほう、こちらのほうなんですよ。一番目の話からすれば、ずっと小さな、桁の小さな話で、総括質疑で580万円の話をするのかと思われるかもしれませんが、やっぱり実際の生活の実感として、やっぱり道路が直っていないというところが余りにも多過ぎて、そして協議会の表にも出ていましたけれども、112カ所、まだ未整備だと。その中で、今回は市長からただいま側溝関連でということ、そういうことでやりますというけれども、側溝関連でなくても、そのくらいあったときに何とかしてやりたいと。皆さんそうだと思うんですよ。係の方も「何とか仕事をしたいんだけど、予算がないんです」ということなんですよ。それで今回の補正ということでしょうけれども、そのほかにも、580万円ということではなくて、本当はもう一桁上くらいかけて早く直してもらいたいという気持ちがあります。

ちょうど12月の補正でこうなったということですから、2月の来年度の当初予算のときに、やっぱり2,300万円というものが少な過ぎるんじゃないかと。ぜひ、来年度の、27年度の道路維持事業のほうには職員の人が1年を通してずっとできるくらいの予算づけをしてほしいという意味合いを込めまして、12月の補正のところでは聞いておかないと27年の予算には反映されないから、そういう意味でお聞きしたんですけれども、そのように進めていきたいと思いますが、よろしく願います。その件について、何かありましたら願います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君） 私も日々市内を歩いたり、走ったりさせていただいておりますが、やはり道路の傷みについては同感であります。その都度、建設部のほうに参りまして、ここの道路

が傷んでいるから、市民の皆様方が本当に転んだりすると大変なので、直そうやという話を申し上げさせていただいております。我々のほうでももう少し頑張ればという部分もございますが、ぜひここはご理解いただきたいんですが。

もう一つは、市内全域で下水道が大変傷んでおります。先ほども下水道で10億単位の金を返しているんじゃないのかというようなご質問いただきました。それ以上に、下水道をまず整備しなければならぬという箇所が市内、特に津波被害区域の中にはかなり多くございまして、今そういったところを急ピッチで取り組んでおります。したがって、下水道を整備する前に、せつかく上を直しても、また下水道を整備するときに掘り返さなければならぬということで、せつかく投入した補修予算が無駄になってしまうということもございまして、全てがそうとは言いませんが、実はそういった箇所が非常に多くなってきております。今回も、下水道について、そういったことで先行してやろうということで、頑張つて予算は26年度で手を挙げたんですが、例えば越の浦のポンプ場なんかについてもなかなか事業調整が図れない。あるいはその他の地域でも同様でありまして、結果として、下水道予算を大きく減額をさせていただくようなことになっております。これからもそういった箇所について、でき得る限り早期に事業の促進が図られますことと、また新年度については、改めて市民の方々の負託にしっかりと応えられるような修繕費を計上できますようになお努力をいたしてまいります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） そういうことで、今の市長さんの答弁に期待を込めて、この質疑を終えたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党市議団の小野絹子でございます。伊勢議員に引き続きまして、総括質疑をさせていただきます。

第一に、議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてお伺いします。主な改正内容で2点お伺いします。

入級要件の変更で、現在の「1年生から3年生までの児童」を「市内の通学する児童」に改正し、具体的には1年生から6年生までの児童に拡大する内容となっております。児童の発達には、低学年の1年生と2年生、中学年の3年生と4年生、高学年の5年生と6年生とでは大きく違っております。なぜ一挙に6年生までの拡大になったのか。6年生まで入級対象を拡大す

れば、これまで以上の受け入れ体制を整えることが必要になります。施設拡充や支援員増員の体制をお考えになっての提案なのか、お伺いします。

さらに、放課後児童支援員の設置で、支援員について、市は、1クラブ2名以上の配置が必要。うち1人を除き、補助員の代替が可能であると述べています。これは1クラブ2名以上の支援員とうたっているものの、資格のある支援員は1名で、あとは補助員が1名ということになります。放課後児童クラブは学校の授業が終わって、子供たちの生活の場にもなるものです。支援員の果たす役割は大変重要になります。したがって、支援員は資格のある支援員を2名以上の配置をすべきだと考えます。6年生までの学年の拡大や最近多くなっている障がい児童の受け入れでの対応に支援員の体制をしっかりととるべきと考えますが、支援員対応についてどのようにお考えなのか、お聞きします。

次に、工事請負契約の締結について、2件お伺いします。

1件目は、議案第104号の塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設C棟の新築工事と既存施設解体工事が、一般競争入札で五洋建設・鈴木工務店が特定建設工事共同企業体を組んで3回目の入札で78億3,000万円、落札率99.72%で落札されて、今議会に議決案件として提案されております。今回仮契約をした業者は地元業者との共同企業体であり、契約が不調にならず、仮契約が調い議決案件としてこの12月議会に提案されていることに安堵しております。

お伺いしたいのは、入札に参加した業者2社とお伺いしておりますが、2社に対し、市は地元企業との共同企業体の要請をしたのでしょうか。また、1社が1回の入札後辞退した理由がわかればお聞かせください。

また、A棟の新築工事に仮設荷さばき所の建設が入っていることも先ほどの説明を受けましたが、この仮設荷さばき所の完成時期についてお伺いします。

全体の完成時期は28年3月31日になっておりますが、契約をする条件には入っているのでしょうか。ちなみに、B棟の建設工事ですが、業者は精いっぱいやっているようではありますが、かなりおこなっているように見受けられますので、今回の契約案件もおこなうことができないように求めるものです。とにかく安全に工事が進められるように期待しております。お答え願います。

二件目は、議案第105号、港町一丁目・海岸通地区津波避難デッキ整備工事を東北ドック鉄工株式会社が14億1,480万円での請負工事締結についてお伺いするものです。

津波避難デッキは、マリンゲート塩釜の2階から大型店の駐車場の2階までの歩道橋で、幅

員4.8メートル、有効幅員4メートル、橋の長さが372メートルとなっております。なぜ、避難デッキの幅員が4.8メートル、あるいは有効幅員が4メートルが必要なのか。当初、橋の長さは350メートルと聞いておったようでありますが、370メートルになったのはなぜなのか、お聞きしておきます。

9月議会でも申し上げましたが、マリゲートの東側に防災拠点避難施設が建設されることになっており、港町の地域住民の方々が避難できる避難ビルこそ必要ではないかと思えます。今回、津波避難デッキ建設を発注した理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、下水道事業の債務負担行為の設定についてお聞きします。

越の浦地区下水道事業の事業費の限度額が27億8,000万円と、藤倉、北浜地区の下水道事業の事業費の限度額5億2,200万円が27年度の債務負担行為として提案されております。特に越の浦地区のポンプ場の発注は6月議会、9月議会、12月議会と期待しておったわけですが、今回の発注はありませんでした。したがって、復興交付金事業の12月補正の中で、越の浦の下水道事業、いわゆるポンプ場の予算が10億円減額され27年度までの債務負担行為として27億8,000万円の設定が提案されているのでありますが、減額の補正予算と債務負担行為の設定についての理由と発注や工事の見通しについてお聞かせいただきたいと思えます。

以上で第1回目の総括質疑を終わります。

○議長（佐藤英治君） ただいま小野議員、最後の越の浦下水道の件については通告されていませんので。通告されて……（「97号で」の声あり）行政のほうで通告されていますか、下水道。ないね。ないということで。

じゃあ、当局から。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小野議員から議案第84号、97号、104号、105号についてご質問いただきました。下水道については、債務負担ということで、その中でお答えさせていただければと思えます。

初めに、議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について、なぜ今6年まで拡大をするのかというご質問であったということでもよろしいのでしょうか。ちょっと聞いていない。今、その放課後児童クラブを今までは3年までであったものを、なぜ今回6年まで延長するのかというご質問でもよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）これは子ども・子育て支援新制度に基づきまして、恐らく宮城県内でも全ての小学校で基本的にはこのような取り組みをされるものと思っておりますし、我々塩竈市におきましても子供さんたちにで

きる限りこういう機会を提供させていただきたいということで、6年まで拡大をさせていただくという考えであります。

なお、あわせて設置時間についても6時まででありましたものを30分延長させていただき、月額については、大変恐縮ではありますが、3,000円から、延長を希望される場合は3,500円、それから基本的には指導員については一定の資格を必要とするというような内容が盛り込まれているところであります。

そういった中で、指導員は全て資格を必要とする資格に書かれた方々であるべきではないかという、今そういうご質問でよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）私どものほうの資料をごらんいただければと思いますが、基本的にはそこに書いてあるとおりであります。ただし、この条例を制定する以前に放課後児童クラブに一生懸命かかわっていただいた指導員の方々が数多くおられるわけでありまして、そういった方々がこの資格要件だけですと外れるということになりますので、引き続きそういった方々にも放課後児童クラブにぜひご協力をいただきたいという思いを込めまして、過去に経験を有する方についても指導員としての資格要件とするという形にさせていただいているはずでありますので、ご確認をお願い申し上げるところであります。

次に、初めに、104号についてご質問いただきましたので、工事請負契約についてご説明をさせていただきます。A棟並びにC棟につきましては、落札率、今申されましたように、99.72%でありました。先ほど提案理由のほうでもご説明させていただきましたが、今までこのような工事についてはJV、共同企業体による参加を前提とさせていただいてまいりました。しかしながら、そういった要件で縛ることによって参加者の数が非常に少なくなっているという現状であります。結果としては、参加いただかないという案件もございますし、落札率もかなり高どまりになりつつあるというような現状であることはご理解いただけるかと思えます。したがって、今回から新たに単体での、要するにJVを組まなくて参加をしたいという方々についても参加できるという複合方式というような、既に宮城県等では取り組んでおられるようではありますが、本市におきましても今回この工事で初めてそのような方式を採用させていただきました。結果として、JVが1社と単体での参画が1社という2社でありましたが、依然として高どまりになっているということでもあります。4社ないし5社から引き合いがあったようではありますが、なぜ参加しなかったのかというご質問であります。そのことについては各会社の実情が……（「残り」の声あり）違うんですか。

○議長（佐藤英治君） 回答を続けてください。

○市長（佐藤 昭君） よろしいですかね。（「地元は」の声あり） 2社がこの物件に関心を示されて入札にご参加をいただき、仕様書とかそういったことを取り寄せた業者の方々の中で、2ないし3社がそれぞれ社内の事情がございまして参加をいただけなかったというのが実情でございまして。

次に、A棟、C棟については、債務負担等について28年3月末までということで設定をさせていただいております。このことにつきましては、水産庁から、今回、塩竈市魚市場の関係の予算をお認めいただく際にあくまでも期間は集中復興期間内ですということをかたく申しつけております。したがって、今回の債務負担につきましても、27年度中ということでありまして28年3月ということになりますので、このような工期設定を今予定をさせていただいております。

ただし、今回の魚市場につきましても、現在先行しております宮城県の岸壁の災害復旧工事が終わらないと工事が着手できないでありますとか、荷さばき所、船の係留場所、荷役車両の駐車場所の確保等々さまざまな調整が必要な工事内容となっております。したがって、今申し上げました期間内で大変厳しいということは、我々としても実感をいたしておりますが、一方では、水産庁からお認めをいただきました予算の縛りがそういうことでありますので、そういった中で、我々ができる対応策がどういったことであるか、また業者の方々にはでき得る限り短期間にこの工事を完成させていただきたいという思いは変わっておりませんので、その内容について、今回、契約案件をお認めいただきましたら、早急に受注業者の方々と工程調整をさせていただきたいと思っております。

次に、津波避難デッキであります。

延長350メートルが372メートルになったということについては、マリゲートとの取り合わせ、あるいはショッピングセンターの部分の取り合わせの関係で、結果的に22メートルぐらい長さが伸びたということでもあります。

それから、幅員の4メートルについては、これは後ほど担当のほうからご説明をいたさせますが、例えば自転車等も上を走れるような構造にしていた結果として、4メートルではないかと理解をいたしておりますが、なお、このことについては後ほど担当から詳しくご説明をさせていただきます。

最後に、下水道についてご質問いただきました。

越の浦地区下水道については、今回も残念ながら契約案件として提案できなかったということについてはおわびを申し上げるところであります。ただ、何度もご説明させていただきますが、JR仙石線の下をくぐり、それから国道45号線の下をくぐっていくというような場所があります。それから、ポンプ場を建設する場所が非常に軟弱な場所があります。重機械を入れることがかなり難しい、一時期は船を浮かべて、そこからくいを打とうとか、さまざまな検討をさせていただきましたが、そういった施工条件を整えるまでに時間がかかってしまったということでもあります。26年度当初12億円を計上させていただいておりましたが、先ほど来、ご質問いただいておりますとおり、10億円については27年度予算に回させていただき、これから基礎工事部分の2億円を発注させていただき、年度内にでき得る限り促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） 時間がありませんので、担当の方のは後からお聞きするとしまして、越の浦ポンプ場の関係は、本当に市長初め、それこそ担当の皆さんには、下水道の皆さんにはご苦勞をおかけしていると思います。とにかく、そういう点で少しでも早く進むようお願いしたいと思います。相手があることですので、間近なところだというふうにもお聞きしているのですから、そういう点でぜひご努力をお願いしたいというふうに思います。

先ほど、児童クラブの関係では、放課後の児童クラブでは、今度は支援員に必要な資格として、高卒者で2年以上、放課後児童健全育成事業または類似する事業に従事した方は支援員に必要な資格としてあるというふうに述べているんですね。ですから、初めて指導員として入るという方は補助員になるかもしれませんけれども、一般の人ですよ、ここに出ている資格のない人であれば。ですから、大方は、そういう意味では資格を持っている方、そのほうが特に6年生までやるというのであればなおのこと。そして、障がいの子供さんがふえているという状況の中では支援を手厚くしていく必要があると思います。そのことを私はやりとりはするつもりはありません。そのことを述べておきたいというふうに思います。あとは委員会でやっていただければいいと思います。

それから、魚市場の関係ですけれども、そういう点では、2社ですね。しかも、今聞いて、もともとはジョイント、企業体方式を進めていたけれども、今回から単体方式も取り入れたと。その単体方式で入札した業者が一回の入札をやめていると、辞退したんですね。それはなぜな

のかと。ですから、そういう意味で、いろいろな方法を工夫してやるというのはいいんですが、やっぱり地元企業を優先的にさせていく、地元企業を育てていく上でもぜひJVは進めていた
だきたいなというふうに思います。

時間になったんですか。ないんですか。

○議長（佐藤英治君） 時間で終わりです。時間です。

○16番（小野絹子君） 3分あるの、ないの。

○議長（佐藤英治君） 終わりです。

○16番（小野絹子君） 終わり……、はい。そういうことを述べて、じゃあ、私の質問を終えたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 菊地委員。

○10番（菊地 進君）（登壇） 市民クラブの菊地でございます。

12月定例会において一般補正が67億7,475万3,000円で、合計が450億1,985万3,000円とする提案であります。復興を加速させるための予算が75億9,480万5,000円ですが、約70億円を基金に積み立てるという提案と理解します。そのほか5億6,116万円の補正額で4つの事業をするということですが、新浜町杉の下線の事業費4億4,627万円の移転補償費の増額は理解いたしますが、海岸通地区震災復興市街地再開発事業の2億4,204万円について、海岸通1・2番地区再開発事業の具体的進捗状況がなかなか理解できません。事業認可、組合設立はどうなっているのか。

先ほど、伊勢議員も質問していましたが、この事業は塩竈の中心市街地の活性化に大変重要な位置を占めていると思います。組合設立後、速やかにという説明がありましたが、行政としてどこまで再開発事業にかかわっていくのか。また、支出を見込むものとありますが、支出を見込むだけで2億4,204万円も補正予算を計上して大丈夫なのか心配いたします。おくれればおくれるほど塩竈の活性化がおくれますので、早期事業推進を願いながら説明を求めます。

次に、清水沢災害公営住宅整備事業の1億8,117万円の減額とありますが、基盤整備の不用見込額とありますが、事前調査とか設計計画時期に精査できなかったのか、説明をお願いいたします。

第5次長期総合計画事業の補正額は1,513万円ですが、通常事業で市民の暮らしをどう捉えればいいのか、お伺いいたします。また、全体的に決算に向けた減額補正が余りにも多いように感じますが、これは事業のおくれと捉えてよろしいのでしょうか。また、一般会計繰出金も、

減額内容は主に下水道事業特別会計が約15億円の減額補正で、プラスは北浜と藤倉の区画整理事業に二つで約6億7,000万円です。この時期の増額補正の内容をお知らせください。

これで1回目の総括質疑といたします。ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 菊地議員から12月補正予算の基本的な考え方について何点かご質問いただきました。

初めに、海岸通1・2番地区市街地再開発事業についてのご質問でありました。ご案内のとおり、既に準備組合が設立されております。都市計画決定等の手続も終わっております。ただ、先ほどのご質問でもお答えいたしました、権利者が57名でありましたが、4名の方は現在地で今までどおりにこの土地を活用したいということで、結果としては53名の地権者になるということがようやくこの時期になりまして整理がついたところであります。ついつい先日も塩竈市の都市計画審議会にその変更内容をご説明させていただき、委員の方々から変更案についてご理解をいただいたという手順をとらせていただいております。これから先であります。この市街地再開発事業を進めるためには、法定の同意率というものがございまして、具体的に申し上げますれば、先ほど、53名と申し上げました。53名の3分の2の方が同意しないと、まずこの事業というのはスタートできないということでありまして、したがって、今確定した53名の方々に、役員の方々、理事の方々を手分けして、ぜひこの事業を進めることについて参加の同意をいただきたいということで、同意書を取りまとめられているようであります。塩竈市も職員を派遣したり、我々も毎週水曜日には勉強会に参加をしながら、行政としてのアドバイスをさせていただいているところであります。こういったことを今ぜひ年内に3分の2の同意をとりつけたい。先ほど申し上げましたように、1月末には本組合設立のためのさまざまな手続を終了し、2月には本組合設立の申請を県のほうに上げたいということで努力をされております。本当に我々も頭が下がる思いです。権利者の方々、単に自分たちのためだけではないと。中心市街地である海岸通1・2番地区からさまざまな情報をまた発信をしていって、自分たちの努力が地域全体に広がればという思いで、本当に八十数回の理事会を開催いただいております。私も半分ぐらいは出させていただいているつもりではありますが、今後も、我々行政としても、一心同体という思いで、まずはこの事業を進めさせていただきたいと思っておりますし、もう一つであります、塩竈市は公共駐車場用地があります。これは当然、我々も権利者でありますので、また議会のほうに詳しい計画内容が固まりましたらそういったことをご報告

させていただきながら、ぜひ本組合に参加することについて同意をお願いさせていただくことになるものと思っております。

大きく分けまして、今、1番地地区についてはマンションを建設するというを中心に取り組んでおられます。1階、2階、3階が事務スペースとか、あるいは教育施設みたいなものを整備していきたいというような考え方であります。2番地地区については、2階建ての店舗を4棟建てるという考え方のようであります。それをデッキで結んで、その中を自由に移動ができるというような考え方を持っておられます。また、あわせてホテルをぜひ誘致したいということでホテル構想も2番地地区の計画に入っております。全体としては、やっぱり60億近い予算がかかりますので、今そういったものをどのような形で調達していくかということで、権利者の方々は頑張ってくださいしております。我々も、今申し上げましたように、権利者というよりは行政として、この計画が何とか実現できますように、ともに頑張ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、清水沢地区で減額になっているようでありますが、なぜ当初から計画が見直せなかったのかというご質問でありました。実は、ご案内のとおり、太田球場と呼んでおりました場所に、災害公営住宅を3棟、それから上のほうに1棟の都合4棟建設することになっております。当初の発注の際には、太田球場を……。失礼、2棟と1棟です、訂正させていただきます。大変恐縮です。合計3棟です。170と戸を建てる計画でありました。太田球場に1メートルぐらいの土盛りをするということで、URさんのほうではそういった宅地造成を発注してほしいというお話でありました。我々も単純に受けとめて発注させていただきましたが、いろいろ内容を検討していくと、災害公営住宅を建てる時に当然基礎が必要となってまいりますので、基礎地盤を掘るんじゃないんですかというようなことについて意見交換をさせていただきました。URさんも施工業者の方々なんかと意見交換する中で、やっぱり1メートルの土盛りというのは後からでもいいと、建物を建てた後に、本当に必要であればその宅地回りを盛土すればいいのではないかというようなお話になりまして、今回、約1億近い予算を圧縮させていただいたというのが中身でございます。

それから、決算についての考え方については、先ほど志子田議員にもご説明させていただきました。

一つ目は、やはり決算に向けた内容をつぶさに議員の皆様方にもご説明させていただくべきではないかということで、決算整理に向けた途中経過として、その内容を委員会でご説明さ

せていただきたいと思っております。

もう一つであります、復興交付金事業であります。先ほど来ご説明させていただいております。ついつい先日も下水道事業を発注しましたが、残念ながら、不調に終わっております。したがって、今回ももう一件、契約案件をお願いいたすはずでありましたが、残念ながらできかねているということで、依然として大変厳しい状況が継続をいたしております。そういった中ではあります、市民の皆様方に復興を実感いただけるということを私はお約束をさせていただいておりますので、今後残された期間、最大限努力をしながら、26年度が市民の皆様方から復興実感の年であったなと言ってもらえよう、なお一層、職員と一丸となって頑張ってもらいます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。

海岸通の再開事業は本当に塩竈の中心市街地の開発というのは重要なので、その進捗状況、そして達成しますよう本当に願っている次第であります。

それで、2回目の質問として、ちょっと見方としてなんですが、先ほど海岸通地区震災復興事業、市長さん、60億円くらいというふうな話ですが、先日たまたま道路でというか、駅前では参議院議員のある先生に聞いたら、市長さんといろいろ塩竈市の復興について協議した中で、私も頑張っていますからというふうな、ある参議院議員さんがおられました。その中で、私もやっぱり海岸の1・2番地区、大変重要なので、何とか国のほうでもというふうなお話をしたら、困ったことに60億と、先ほど市長言ったけれども、それがプラス二、三十億になるかもわからないので、その辺になったら大変なので、国のほうでもちゃんと頑張るように言いますというふうな話なんかもありました。

そういう大きい話をしておきながら、先ほど、志子田さんもいわゆる、じゃあ、通常事業の1,513万円、先ほどは、志子田さんは道路関係を言っていましたが、今回は、公園の危険遊具の撤去というものをなされるというんですが、簡単に、全部の危険遊具の撤去をするということなんですか。前回の9月定例会で香取議員さんが「さっぱりやっていないんでないか」というのが今回こういうふうになってきたのかなと思うんですが、今回全部撤去されるのか、それをちょっと確認させてください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 日々、子供さんたちが遊ぶ場所あるいは運動する場所がありますので、

私もご指摘いただいた後、一件一件回りました。一つはやっぱり撤去しなければならないということをお自身として感じた部分、それからこれは小修繕で危険は解消できるのではないかといったものも私なりに拝見をいたしてまいりましたが、なお、協会のほうにそういったことをきちっと調査をしていただくようにという依頼をいたしました。その結果として今回上げさせていただいておりますので、上げさせていただいた箇所については全て危険だという判断で撤去をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。

子供たちが安心して近所の公園で遊べるな、やっぱりそういうものが塩竈市の子育てにつながるのではないかなと思いますので、今後なお一層子供のためをお願いしたいと思います。

最後にだけ、ちょっとお伺いしますが、いろいろな12月は決算に向けての補正ですよというふうな説明がされています。全般的に見て債務負担行為が多いいんじゃないか、これはあと一般質問でもしますけれども、基本的に債務負担行為も多過ぎるのではないかなと。いうのは、やっぱり予算の確定したものが次になされて、災害復旧の事業だからいいんですよ、貯金があるからいいんですよというものの、こういうことをしていくとなかなか大変ではないかなと。やっぱり債務負担行為というのものも、いわゆる契約の積み重ねで1年するものを2年するといいいんだよと。そういった考えもわかるけれども、事業関係の債務負担行為というものはその時期に来たら提案するような、そんな考えがないのか、それだけ、考え、方針を教えてください。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

債務負担行為というのは二通りあるんだと思いますが、例えば公共施設の清掃、運営といったようなものについては、これは5年とか4年という単位で、先ほどのNEWしおナビ100円バスについても、1年、1年更新というのは、これは逆に安全性を損なうことにもなりかねないのでという話であります。もう一つの工事の関係であります、やっぱり我々年間に、大体1年間かけてどれぐらいの工事量が消化できるかという蓄積はございます。おおむね5億とか、そういった金額が単年度事業としてはいっぱいいっぱいじゃないのかなというふうなことでありますので、例えば20億、30億というような1件工事がございますれば、どうしてもやっぱり2年なり、3年という期間で債務負担を設定させていただく。当然、単年度でできるものにつ

いては、議員のほうから激励いただきましたように、なるべく早くつくって皆さん方にご活用
いただくということで今後も頑張ってまいりたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思
います。

○議長（佐藤英治君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のと
おり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明9日から14日までを常任委員会開催のため
休会とし、15日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明9日から14日までを休
会とし、15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月8日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 鎌田礼二

塩竈市議会議員 志賀勝利

塩竈市議会議員 香取嗣雄

平成26年12月15日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

平成26年12月15日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷 古 正 夫 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐 藤 修 一 君
建設部次長 兼下水道課長	赤 間 忠 良 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐 藤 達 也 君
市立病院事務部 次長兼業務課長 兼経営改革室長	鈴 木 康 則 君	水道部次長 兼工務課長	大 友 伸 一 君
市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局長	鈴 木 正 信 君	会計管理者 兼会計課長	星 清 輝 君
市民総務部 政策課長	川 村 淳 君	市民総務部 財政課長	阿 部 徳 和 君
健康福祉部 子育て支援課長	木 村 雅 之 君	健康福祉部 長寿社会課長	遠 藤 仁 君
健康福祉部 健康推進課長	相 澤 和 広 君	健康福祉部 保険年金課長	並 木 新 司 君
産業環境部 水産振興課長	佐 藤 俊 幸 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武 田 光 由 君
教育委員会教育長	高 橋 睦 磨 君	教育委員会 教育部長	菅 原 靖 彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会 澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡 辺 常 幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	高 橋 義 孝 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	佐 藤 勝 美 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安 藤 英 治 君	議事調査係長	鈴 木 忠 一 君
庶務係主査	小 林 久美子 君		

午後 1 時 開議

○議長（佐藤英治君） ただいまから12月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 2 号に記載のとおりであります。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7 番阿部かほる議員、8 番西村勝男議員を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（佐藤英治君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

15 番高橋卓也議員。

○15 番（高橋卓也君）（登壇） 高橋卓也です。日本共産党市議団を代表して、一般質問を行います。

大きな一点目、社会保障について 3 点伺います。

一点目、要介護認定者の障がい者控除について伺います。

要介護 1、2 の方は障がい者控除の対象になり、また要介護 3 から 5 の方と要介護 1、2 でも寝たきりランク B 以上の方、または認知症ランク 3 以上の方は、特別障がい者控除の対象となります。しかし、少なからぬ要介護者がこの制度を認知せず、本来受けられるはずの控除を受けていないのではないかと危惧しております。以下の 3 点について伺います。

一つ目、塩竈市の対象者の人数。そして、対象者のうち控除対象者認定書の交付を受けるための申請書を提出した人数。

二つ目、対象者にこの制度についてどのようにお知らせしてきたのか。

三つ目、さらに本年度要介護者が控除対象者から漏れることのないよう、周知徹底の方策を講じていただきたいと思います。どのように進めているのかお伺いいたします。

次に二点目、高齢者の介護制度について伺います。

ことし 6 月 18 日、医療・介護総合推進法が成立しました。ここでは、特養老人ホームと施設入居者の居住費、食費の補助縮小の問題に絞ってお伺いいたします。

一つ目、居住費、食費の補助を受けている人数。全入所者に占める割合はどのくらいか。
二つ目、来年8月からの制度改悪によって、塩竈市で何人の方の補助が打ち切られるのか。
三つ目、施設入所者の居住費、食費の補助縮小について、市はどのように捉えているのか。
四つ目、国庫負担の引き上げを求めるとともに、市の一般会計を繰り入れて利用者の負担軽減や施設充実を求めるべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

次に、後期高齢者医療制度について伺います。

塩竈市の後期高齢者医療制度の保険料は、ことし4月から1人当たり平均で1,726円、3%の値上げになりました。その一方、年金は27年度まで3年連続で2.5%も減らされ、消費税はことし4月から8%に引き上げられました。そうした中での後期高齢者医療の保険料の値上げは、後期高齢者の皆さんに耐えがたい負担増を強いるものであります。

千葉県のパ安市では、2008年7月から2013年3月まで、高過ぎる後期高齢者医療制度の保険料を軽減するため、75歳以上の高齢者と65歳から74歳の寝たきり等の認定者のうち現役並み所得の人を除く医療費窓口負担1割の人に年額1万円を支給してまいりました。

一つ目に、こうした助成制度を市として考えられないのか伺います。

保険料を支払えない高齢者の中には、有効期限が切れているにもかかわらず行政の窓口相談に行けないなどして、短期保険証が手元にない高齢者もおります。高齢者を無保険者に追い込むことは、命そのものにかかわる問題であります。

二つ目に伺います。後期高齢者について、短期保険証の発行者数を伺います。

三つ目、後期高齢者に対する短期保険証は、医療が不可欠な高齢者に対して受診抑制を引き起こし、命にかかわる大きな問題です。自治体として対象者全員と面談し、福祉的措置をとり、短期証の発行をやめるべきだと思います。考えをお伺いいたします。

大きな二点目、健康寿命の向上策について伺います。

民生常任委員会の行政視察で、10月22日に三重県いなべ市の介護予防事業、元気づくりシステムと言うそうですが、この調査を行ってきました。いなべ市は人口約4万6,000人の市です。平成19年から「いなべモデル」と呼ばれる元気づくりシステムという介護予防事業に取り組んできて、1次予防対象者の健康増進と介護予防事業としてストレッチ体操、ウォーキング、ボール運動、レクリエーション等を自治体の集会所で実施し、現在では市内の体育館など4施設で週2回実施する拠点コース、93カ所の集会所へ週2回健康運動指導士が出向いて行う集会所コースを開いているそうです。さらに、この集会所コースを修了した参加者が研修を

受けて、元気リーダーとなり、自主的に活動する元気リーダーコース、このリーダーは現在374名もいるそうですが、などが活動しており、常時1,000名近くがこうした取り組みに参加しているとのことでした。

ちなみに、高齢化率は塩竈市が平成23年度末で27.5%、いなべ市は23.80%、介護認定者は塩竈市が17.2%に対し、いなべ市が15.7%です。元気づくりシステムの参加者調査では、16.2%の参加者が「受診回数が減った」と回答し、特にリーダーコースでは67.0%の参加者が「健康になったと感じる」と回答しており、「感じない」の1.0%を大きく上回っています。また、運動を1年間続けたグループと、続けなかったグループの医療費を比較する調査が行われたそうですが、その結果は続けたグループの年間平均医療費は21万3,272円、続けなかったグループが平均29万1,518円で、その差は7万8,246円、27%の違いがあったとのことでした。医療費の抑制効果を裏づける結果となっていると思います。この「いなべモデル」に倣った元気づくりシステムは、ことしの9月から福島県の伊達市でも実施されるということも伺いました。塩竈市でも実施できないか、意向をお伺いいたします。

大きな3項目め、教育の問題について伺います。

一点目は、いわゆる教育委員会制度改革についてです。ことし6月に教育委員会制度を定める法律が改悪されました。来年4月に施行されます。今後、この改編にあわせて塩竈市でも教育委員会に関する条例や規則が変えられることとなります。以下、お聞きいたします。

一点目、制度改革は首長の意向をストレートに反映しやすくする仕組みになり、政治が教育をゆがめるおそれがあると多くの国民や教育関係者が懸念を表明しております。教育行政は、日本国憲法に精神に従い、政治から独立して自主的な教育活動を守り育てるものでなくてはなりません。制度改革は、教育行政への政治の介入に道を開くものになり、教育委員会の独立性が大きく損なわれることになりかねません。見解をお聞きします。

二点目に、この問題について日本教育新聞社が全国の市区町村の教育委員会の教育長にアンケートを行った結果が、5月5日・12日合併号ですが、日本教育新聞に掲載されました。約半数の教育長が「有効な法改正とは言えない」というふうに答えております。また、「政府案では教育行政に対する市区町村長の権限が強まると思うか」という問いに対しては「強まると思う」が66.2%で、「変わらない」の21.4%を大きく上回りました。「教育委員会の独立性が担保されるかどうか」という設問では、「独立性が弱まる可能性がある」が60.2%、「現状と変わらない」は29.3%でした。このアンケートについて、教育長はどのように回答

されたのか、お聞かせいただければぜひお答えいただきたいと思います。また、現時点での教育長自身の考えをお伺いいたします。

三点目、教育委員会制度の見直し、この真の狙いは何であるとお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、教育予算、就学援助について伺います。

教育委員会にいただいた資料によると、小中学校の要保護・準要保護の児童生徒数は震災前の平成22年度は647人、全児童生徒数に占める割合は15.0%でしたが、震災後の23年度は被災就学援助児童生徒が240人ここに加わり、920人、21.5%にはね上がりました。26年度現在では、被災就学援助児童生徒は191人、全体で870人と人数上は減っていますが、その全児童生徒数に占める割合は22.1%と増加しております。

一点目に、この間の就学援助者数の推移についてどうお考えかお伺いいたします。

二点目、子供たちの教育を受ける権利を保障するために、準要保護認定基準の対象は現在の生活保護基準の1.3倍から少なくとも1.5倍とするよう市町村に助言すべきと考えます。これも教育長になるかと思いますが、所見をお伺いいたします。

大事なことは、どの子供にも求められる基礎学力を身につけさせるという上で、教育諸条件の整備が不可欠であり、教育予算の増額が切実に求められております。

三点目として、本来やるべきは教育予算を大きくふやすことだと考えますが、お伺いいたします。

学力テストについて伺います。

もともとこのテストの目的というのは、児童生徒への教育指導の充実や学習の改善に役立つというものですから、テスト結果を世間に公表する必要性はそもそもないはずのものです。調査の目的は、調査結果を把握・分析し、教育活動の成果と課題を検証して、教育指導の充実や学習指導の改善等に役立つことにあります。そこでお伺いいたします。

一点目、これまでどおり学校別には公表しない、学校にもさせない指導をするという原則を堅持していくのかどうか。この点について改めて考えをお聞きします。

次に、国による教育介入が強まれば、公表が進み、全国の学校間競争が一層激しくなるおそれがあります。学力テストは廃止すべきだと考えますが、文科省に廃止すべきだと求めるべきだと思います。考えをお伺いします。

道徳教育について伺います。

安倍首相は、これまで靖国神社参拝を行うなど過去の侵略戦争を肯定・美化する立場を行動で示し、戦後教育を「自虐的」と敵視した発言を繰り返し、これからの日本の教育を安倍首相流の愛国心で塗りかえようとしております。当時の下村文部科学大臣も、戦前の軍国主義教育の中心に置かれていた教育勅語を「至極真っ当」と評価いたしました。このような中で、今多くの市民が日本の教育が戦前戦中の軍国主義教育に逆戻りしていくのではないかという不安を感じております。愛国心を子供たちに殊さら強調するための道德教育について、どのようにお考えか所見をお伺いいたします。

次に、道德の教科化について考えを伺う旨、通告しておりましたが、限られた質問時間でもあり、また2018年度から教科化が危惧されるという時期的な問題もあることから、次の機会にただしたいと思います。恐縮ですが、道德の教科化については時間の関係で答弁は求めません。ご理解いただければと思います。

大きな四項目、浦戸防潮堤について伺います。浦戸の防潮堤の管理者は宮城県ですが、防潮堤の高さの問題について質問します。

この問題については、我が党は一貫して取り上げてまいりました。私も浦戸での聞き取りや懇談会に参加しました。その際、浦戸の皆さんから「防潮堤の高さの合意形成になるような懇談会はしていない」と、こういう声が数多く出されました。9月の議会で、市長は「島内各地区で再度説明会というものが必要だったら努力をさせていただきたい」と答弁しました。

一点目に、9月議会でこの答弁以降、説明会は開いたのかお伺いします。11月19日に浦戸振興推進協議会が市長宛てに内湾の堤防高を2.3メートルに見直すよう要望したと11月28日付の地元紙が報道しております。11月30日付の同紙でも取り上げられました。

質問の二点目に、この間の島民の皆さんの総意をどのように捉えているのかお伺いいたします。

三点目に、もちろん100%さまざまな市民の要望がかなうものではないということは承知していますが、浦戸の防潮堤の高さの問題も含めて市政運営に市長は市民の意思の尊重をどのように位置づけているのかお伺いいたします。

大きな五点目、地域コミュニティーの課題です。特に災害公営住宅にお住みになる方々と、地域にお住みになる方々とのコミュニティーをどのように構築するのかお伺いします。

大きな公営住宅団地のように、独自の町内会を形成するまでには至らない整備戸数の住宅がこれからつくられようとしております。恐らくは既存の町内会にそれは包含されていくのだ

ろうと思いますが、そのときに一体感が醸成される仕組みを準備する必要があるのではないかとと思いますが、見解をお伺いいたします。

最後に、防災対応について伺います。

一点目、防災計画に基づくわかりやすい防災マップ、いわゆる市民版を全世帯へお届けすることが求められると思います。また、水害浸水区域、情報収集方法、対処方法などを記載したマニュアルの周知も必要だと思えます。どのようにお考えか伺います。

二点目、自主防災組織をかなめとした防災講座や、リーダーの育成も急務かと思えます。考えをお尋ねします。

三点目、市内の小中学校では毎年6月に防災訓練を行っていますが、子供の防災教育についてどのように取り組んでこられたのかお伺いいたします。

以上、大綱6項目、27点について問いました。答弁はぜひ簡潔にお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま高橋議員から6項目にわたるご質問をいただきました。順次内容に沿ってご説明をさせていただきます。

初めに、社会保障についてお答えいたします。

要介護認定者の障がい者控除の周知についてというご質問でありました。

介護度が要介護1以上で認定されました方々は、ご質問のとおり障がい者控除が受けられます。また、要介護3から5までの方と、要介護1や要介護2であっても寝たきり度や認知度が高い方々については特別障がい者控除を受けられることとなっております。

本市の25年の対象者数というご質問でありました。

2,018名でありました。平成26年10月現在の数値であります、2,099名となっております。

周知ということについてお伺いいただきました。

本市では、このような方々には申請に基づき各年の12月31日現在、要介護度に応じた障害者控除対象者認定証を交付させていただいております。12月31日ということについては、所得の確認といったようなことを踏まえての対応であります。

また、周知の方法であります、この認定証の交付につきましては年末調整前の11月と確定申告時期の2月の2回、広報しおがまに掲載して周知を図っているところであります。

次に、介護施設の食費、居住費の補助費の削減についてのご質問でありました。

平成17年10月に、介護サービスを受けている在宅生活者と施設入所者との食費と居住費の公平性を図るという観点から見直しが行われ、原則的に利用者本人の自己負担ということになりました。しかし、非課税世帯である利用者につきましては、申請に基づき所得段階により負担額の軽減を継続することができ、その差額を特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われております。この給付の受給者につきましては、本年9月末日現在で419名であります。

なお、この補足給付の制度は本年6月の介護保険法の一部改正により、平成27年8月から該当要件の見直しを実施されることとなっております。見直しの具体的な内容であります、現在の所得要件のほかに、世帯分離しておられる配偶者につきましても、住民税が非課税であるほかに資産である預貯金等が単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下であることが要件に追加され、預貯金通帳等は介護保険担当窓口で確認をさせていただくということに変わるものと認識をいたしております。

次に、後期高齢者保険料についてご質問いただきました。

後期高齢者医療の保険料につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合において2年間で収支の均衡を図るべく設定されたものであり、今回の改定につきましても宮城県後期高齢者医療広域連合議会の承認を得たものであると認識をいたしております。

議員から提案がございました千葉県浦安市の後期高齢者支援臨時給付金制度については、平成20年度に後期高齢者医療制度への移行に伴い、保険料が増加した被保険者を支援するためのものであり、平成24年度をもって終了いたしましたとお伺いをいたしております。

本市におきましては、平成20年度の後期高齢者医療制度開始時に、これまでの健康保険から後期高齢者医療保険へ移行したことによる保険料額の増減について調査をさせていただきました。約75%の方の保険料負担が軽減されたという結果が出ておりましたことから、これまでこのような特別な支援策は講じてこなかったところであります。

また、保険料を初めとした自己負担のあり方についてもご質問いただきましたが、制度の根幹をなすものであり、市の独自対策というよりは後期高齢者医療広域連合において議論をされていくものと考えているところであります。

短期保険証の発行状況についてご質問いただきました。

本市におきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合の方針に沿って、平成25年度から保険料を長期にわたって滞納されている場合に、短期被保険者証を交付いたしております。本年

度11月末現在における発行数は18件であり、基本的には窓口においていただき、保険料の納付相談等をした後に手渡しで交付いたしておりますが、1カ月経過後は全て郵送させていただいているところであります。

短期被保険者証の発行を取りやめるべきであるというご質問であったかと思えます。

公平な保険料負担のあり方として、滞納者に対する納付勧奨や相談機会確保の観点から有効であると考えており、今後も滞納実態の調査を行いながら、短期被保険者証を活用させていただきたいと考えているところであります。

次に、健康寿命の向上対策についてご質問いただきました。

三重県いなべ市で取り組んでいる事例の本市での活用についてでございます。

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をあらわします「健康寿命」の向上につきましては、本市の「健康しおがま21プラン」第2期計画の基本方針の重要な一つと位置づけている課題であります。

本市の運動教室等の取り組みにつきましては、町内会組織を基盤として設置をさせていただいている健康推進員の皆様とともに、地域での自主的な運動教室等を推進するため、地区活動組織の育成等に取り組んでまいりました。具体的には、地区活動組織であるサークル団体等の皆様と協力し、高齢者の要介護化や生活習慣病の予防等のための例えばダンベル体操などについて、集会所等を活用し普及活動を行ってきたところであります。

また、各地区の継続的な活動を支援するため、運動指導士等の専門家の派遣や、各サークル・団体等のリーダーの皆様を対象とした講習会等を実施いたしております。本年10月現在、市内には52のサークル・団体等があり、1,052名の皆様が所属され、健康増進活動に取り組まれているところであります。

このような取り組みにより、本市の平成25年の健康寿命であります、男性が79.1歳、女性が84.1歳となり、平成21年の健康寿命が男性が76.9歳、女性が81.9歳でありましたので、健康寿命は緩やかに延びてきている状況でございます。このことは、とりもなおさず議員からご質問いただきました病院等の受診回数の減少の効果につながっているものと判断をいたしております。本市といたしましては、各地区で行われる運動教室を推進するため、各サークル・団体等に対するリーダー講習会や、地元の専門家等の派遣等を行い、市民の皆様が身近なところで運動活動等に参加できる体制の構築を図ってまいります。

次に、教育委員会制度についてご質問いただきました。

教育委員会制度改革への市長の基本的な認識というご質問でありました。

教育委員会制度を抜本的に見直す改正地方教育行政法が来年4月1日に施行されます。この法律の趣旨は、教育の政治的中立性及び継続性・安定性を確保しながら、地方教育行政における責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築、さらに首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るのが目的と認識をいたしております。

新制度では、教育委員長と教育長を一本化した新たな新教育長という責任者を置くことになっておりますが、1人の教育委員としての任命ではなくて、首長が議会の同意をいただき直接教育長としての任命あるいは罷免を行うこととなります。教育委員会の会議は、新制度では教育長が招集することとなりますが、改正法第14条では大きい権限を持つ教育長に対するチェック機能が確保されておりますので、教育委員会の独自性は損なわれることはないと判断をいたしております。

また、首長の関与と政治的中立性の確保をいかに担保できるのかというご質問でありましたが、市民の代表、PTAの代表などによる広く地域住民の意向を反映する教育委員会制度は引き続き存続いたしますので、従来の趣旨は担保されるものと判断をいたしております。

関連いたしまして、教育予算、就学援助についてご質問いただきました。

震災前と震災後の就学援助の状況についてご質問いただきました。

旧来は、世帯の所得に応じて認定される通常の就学制度とは別に、震災の被害を受けたことにより経済的に就学が困難となった世帯を対象とした被災児童生活就学援助制度が平成23年度から設けられました。認定者数であります。震災前とそれ以降について比較をさせていただきます。従来からの就学援助認定者の割合につきましては、平成22年度は647名、全体の15%でありましたが、23年度は15.9%、24年度は16.3%、25年度が17.4%と、この制度は年々増加をいたしております。また、被災就学援助費の認定者の割合であります。平成23年度が242人で5.7%でありました。平成24年度は5.1%、平成25年度は4.7%と若干減少傾向にある状況であります。

被災就学援助制度は今度どうなるのかというご質問でありました。

この制度につきましては、来年度以降については見直しがされるというような状況にあるとお伺いをいたしておりますが、市といたしましては今後とも継続されますよう国に強く要望させていただきたいと思っております。

全国学力テスト以下については、教育長からの答弁というご要請でありましたので、私から

の答弁は差し控えさせていただきます。

次に、浦戸の防潮堤についてでございます。

今回の東日本大震災は、人の命を守ることのとうとさと厳しさというものを改めて認識を深める大きな災害でありました。よく我々は「人の命は地球よりも重い」というような言葉を使わせていただきます。そういった趣旨で、まずは津波防災として津波から地域を守るためにとということで防潮堤の整備に今取り組みを始めております。私も23年でありました、全員協議会で本市につきましては4メートル30という高さが宮城県から示されましたというご報告を申し上げましたときに、ある議員から「市長、4メートル30なんていう高さでいいんですか。もっと高くするように市長は一生懸命交渉しなさい」というお話をいただいたことを記憶いたしております。その後、4メートル30の高さにつきましては本市が抱える地域性、具体的に申し上げれば港の機能、あるいは漁港機能との一体化ということで、余裕高でありました1メートルを引き下げるといようなことについて議会の皆様方にもご説明をさせていただき、市民アンケート等も行いながら、地域全体として3メートル30という高さについてご理解をいただいたものと思っております。

浦戸につきましても、当初は塩竈内湾の沖合にある島でありますので、島全体を4メートル30で守るといようなことを当初は考え方として示させていただきました。その後、島民の方々から「高過ぎる」といことで、もっと高さを引き下げるといようなお話をいただき、私も県に足を運びまして、浦戸地区についても現況の状況をご説明し、ぜひ高さについて引き下げよう要請をさせていただきました。平成26年2月でありましたが、浦戸のブルーセンターで島民の方々にご参集をいただきまして、県のほうから塩竈の内湾と同様に1メートルの高さを引き下げをさせていただきますという説明をされたところであります。たしか40名近い島民の方々にご出席いただいたと記憶をいたしておりますが、このような高さをお示しさせていただきました。これが私どもは浦戸の島民の方々の命を守るために必要な高さであるというふうに現在でも判断をいたしております。

11月20日でありましたか、浦戸振興推進協議会の皆様方から、さらに1メートル、2メートル30に見直してほしいというお話をいただきました。でも、その根拠となるものは実は全くないという状況でありました。私のほうからは、3メートル30という高さがこういった高さでありますと、我々は何としても今後浦戸に住み続けていただく島民の方々の生命、そして財産を守らせていただくためには、この高さが必要でありますということをご説明させてい

いただきました。なお、その際に「対策がないのか」というお話をいただきましたので、総合的な位置関係として防潮堤を3メートル30に高さを上げる際に背後の地域の皆様方がお住まいの地盤高もあわせてかさ上げをさせていただきたいというご提案をさせていただき、先ほど議員のほうから「理解を求める努力をその後いたしたのか」というご質問でありましたが、震災復興推進局の職員が浦戸のほうに出向きまして、今のような考え方について各地区で説明会を開催させていただいているところであります。

議員からは、島民の皆様のご意思の尊重についてというお話をいただきました。我々は、この島に50年、100年とお住みいただきたいというふうに考えております。したがって、本当に命を守るために今何が重要かということについては、繰り返し島民の方々にご説明をさせていただき、ご理解をいただく努力を引き続き継続させていただきたいと考えております。

続きまして、災害公営住宅入居者のコミュニティー構築についてご質問いただきました。

周辺住民の方々はもとより、場合によってはその災害公営住宅にお住まいの方々同士のコミュニティーということも大切ではないかというご質問でありました。

本市といたしましては、町内会などの自治会組織がまずコミュニティーの基本であるという考えから、災害公営住宅の入居者に対しましても地域町内会への加入もしくは入居者による新たな自治会組織の設立などを提案させていただきながら、地域との良好な関係の構築を図るための働きかけを行っているところであります。例えばことしの2月から入居いただきました伊保石地区災害公営住宅につきましては、入居者同士や地域町内会である伊保石清水沢一地区町内会との懇談会を開催いたしましたところ、入居者のほとんどが地元町内会に加入されるなど、入居者と地域との新たなコミュニティーが形成されつつあるものと考えております。今後も錦町地区あるいは浦戸地区と順次災害公営住宅に入居いただきますので、入居されます皆様方の主体的な意思を大切に、今後我々もともに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

防災マップについてご質問いただきました。

住民向け防災マップの作成状況についてであります。

本市では、昨年1月から公助・自助・共助を基本とし、それぞれの責務・役割、そして連携を明確にしながら、誰もが安心して安全な生活を送っていただける地域社会の構築を基本理念といたします新たな塩竈市地域防災計画を作成いたしましたところであります。

地域防災計画の本編につきましては、9月から本市のホームページ上で公開し、11月には冊

子といたしたものを各議員を初めとする庁内各課、さらに関係機関などに順次配付をさせていただいております。ただし、本編につきましては専門用語を多用いたしておりますことや、資料編も含まれますと1,000ページほどのボリュームとなるため、市民の皆様にとってはなかなか読みにくく、理解しづらいものでありますことについては十分認識させていただいておりますことから、例えば指定避難所や先ほどの判断基準などをマップ化したものを織り込みながら、市民向けの地域防災計画ダイジェスト版として市内全戸に配布することといたしております。現在、市民にわかりやすく、かつ常に身近に置いていただける内容とすべく取り組んでいるところでありますので、完成後は速やかに配付をさせていただきたいと考えております。

地域防災リーダーの育成についてご質問いただきました。

新たな地域防災計画では、「市民はみずからの身や地域はみずからで守る」という自助・共助の意識に立ち、平常時から自主防災組織による地域防災力の強化と、市民一人一人の防災知識の向上といったようなことが大変重要な課題であると考えております。このような中、現在75団体の自主防災組織や町内会の自主組織におきましては、それぞれの地域の実情に合った防災研修会や防災訓練を積極的に実施するなど、平常時から防災対策に取り組んでいただいております。

各団体等の研修の向上についてであります。塩釜消防署等と協力しながら、昨年度は16回、本年度は12回の防災研修会等を開催させていただいたところであります。また、昨年度から市民向けの防災研修会として開催いたしております「防災・減災フェスタ in 塩竈」におきましては、防災活動に精通した講師をお招きして、勉強会を開催させていただいております。

次に、小中学校に対する日常の防災教育についてご質問いただきました。

小学校低学年の生活科での「安全な登下校」を初め、社会科や保健の授業などを活用して、「安心して暮らせるまち」「自然災害への備え」と多くの単元で災害等について学んでおり、道徳では災害時の自助・共助にかかわる規範意識や公共心、そして公德心を養うよう努めているところであります。また、定期的に地震、火災等を想定しての避難訓練等を実施させていただいているところであります。6月の塩竈市総合防災訓練では、地域住民の方々とともに各学校にも訓練に参加いただき、防災意識の向上を図ったところであります。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 先ほどご質問いただきました教育新聞への回答はということでございますが、先ほど市長が答弁したとおりではあります、特に総合教育会議でございます。予算の立案、執行権を持つ首長と、教育行政の執行権を持つ教育長を含めて教育委員がじかに話し合いをして、教育について推し進めるというこの形は、非常にある意味今までにない効果があるんだろうなというふうに考えているところでございます。

それから、全国学力テストについてでございます。

学力テストの目的は、先ほど議員がお話しなされたとおりでございます。各学校の子供たちの学習状況の実情を把握し、そして子供のつまずきのところを見つけ、教職員の指導のあり方について反省をし、さらによい指導について考えるという所期の目的を達成するために適切に取り扱っていく必要があるだろうなど。その意味で、各学校の順位の公開等、過度な競争意識につながらないように、そういったことについては今までどおり公開をしないという方向で留意してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、学力テスト等の廃止についてであります、先ほど申し上げましたとおり来年も文部科学省のほうではこのテストについては実施するというふうに言っておりますし、先ほどの学力調査の意味合い等から、来年度も本市においても継続をしていく、参加をしていく予定でございます。

それから、教職員の増員、少人数学級についてでございますが、これは本市の学力向上の一つの手だてとして少人数指導ということも行ってきて、効果を上げてございますので、しかるべきとき、場を通じまして文部科学省、県教委のほうに要望してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、道徳教育についてであります、道徳教育は学習指導要領に位置づけられ、学校の教育活動全体を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目標としております。各教科等における道徳教育と密接な関係を図りながら、道徳の時間においては計画的・発展的に指導することにより、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めて、道徳的実践力を育成するものであります。そういった趣旨にのっとった指導を今後とも進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） 浦戸の防潮堤の問題について幾つかお伺いしたいと思うんですが、この

問題についてこの間の防潮堤計画の見直しについて、3月8日の朝日新聞デジタル版が報道しておるんですけども、このように述べています。岩手・宮城両県は沿岸で計画する巨大防潮堤の34カ所で高さを当初の計画よりも引き下げることが朝日新聞の調べでわかったと。行政主導で建設を急いできたが、景観を損ねるなど住民の意見を取り入れ始めた。宮城県では275カ所のうち13カ所で下げると、こういうことが報道されております。この間の経過については、毎議会のように市長のお話をお伺いしてよくわかっているんですけども、一つなぜ「こんな高いの必要ない」という意見が、本吉が巨大防潮堤の問題で随分有名になりましたけれども、地域でちゃんと協議会みたいなのをつくってやるという、これから検討するという方向だったと思いますけれども、なぜこのところに出てきたかという、こういうことだと思うんです、私。東日本大震災の後、しばらくは震災からの復旧そのものすらままならない状態であったと。それから余震もあったし、津波に対する恐怖心というのもやっぱりいまだにあります。そういうことで、将来の津波防災に関して冷静な議論や考えがなかなかできない時期が大分続いてきたんじゃないかというふうに私は捉えているんです。ですから、昨年からことしにかけて、お住まいの方から見直しの意見が、こういう表現はどうかわかりませんが、落ちついて考えてみたらと、こういう意見がどんどん出始めてきて、冒頭言ったように岩手でも宮城でも見直しがそういう意見を取り入れて始まっていると。それが実態だと思うんですよ。それを、市長のお考えを毎回お聞きしていますけれども、あのときの思いを忘れてはならないとか、あのときは防潮堤を早くつくれと議員もみんな言ったんじゃないかと、こういう物言いです。そういう願い、意見を酌み取ろうとしないのは、私は市民の気持ちに寄り添った現実的な対応とは言えないというふうに思うんですよ。見解をお伺いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 議論がうまくかみ合わないんじゃないのかなと思っっているんですが、まずは塩竈市も防潮堤の高さを変えた当事者でありますよね。ただ、それはやみくもに引き下げたということではなくて、4メートル30という高さは例えば地盤沈下でありますとか気象・海象といったような若干不確定部分を余裕高ということで上乘せをしたと。ですから、計画するほうからすればより高い安全度で地域を守りたいという思いでそういう高さを決められたものと思っております。したがって、根拠は3メートル30であります。その3メートル30という高さを決めた根拠については、もう一度確認をさせていただきますが明治三

陸津波、それから今次の宮城県沖地震の連動型といったようなもの、そして昭和三陸については参考数値として積算をされている。その中で算出された高さを包絡できるようなものを防潮堤の高さとして決定をしたということであります。ただ、我々の塩竈市のようにその高さの部分に余裕高を削ってもいいですという地域の合意形成がなされていれば、県は対応していただいたというふうに考えておりますし、今出されております見直しの中にも例えば防潮堤の位置を陸側から海側にずらします、あるいは海側から陸側にずらします、あるいは機械的な構造を組み込んで、具体的には起立堰と言うんだと思います、津波が来たときに機械的に立ち上げて、結果としては計画どおりの高さを守りますということで見直しをされたというような、さまざまなケースがございます。

繰り返し申し上げます。今回の浦戸の問題については、我々は3メートル30という高さをお示ししました。ところが、島民の方々から出された高さが2メートル30であります。でも、議員もご記憶をされていると思いますが、我々はチリ地震津波でこの湾内を2メートル70の防潮堤で囲ってきたわけであります。浦戸もしかりであります。浦戸は一部2メートル70をさらに超える防潮堤があるようでありますが、昭和35年のチリ地震津波から守るためだけでも2メートル70が必要であるということについては、全て地域の皆様方がご了解の上で今日まで取り組んできた。でも、ここに来て2メートル70からさらに40センチ切り下げるという高さについては、その論拠がなかなか私は説明できるものではないというふうに判断をいたしておりますので、島民の方々には今この議場でご説明をさせていただいているような内容をるるご説明をさせていただき、地域の皆様方の生活という環境を考えると時には防潮堤の高さと総体的な位置関係に宅地の高さがなりますように、漁業集落改善事業というんですかね、そういったもので地盤高を同程度引き上げをさせていただきますという説明会を今各地区単位で取り組まさせていただいているということを先ほどご説明をさせていただきました。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） 先ほど市長お話しした三つの津波からという、市長は昭和8年の昭和三陸津波を2回おっしゃって三つ目に……（「違う、明治三陸だ」の声あり）それで、その三つの中にチリ地震津波は出てこなかったの、そこは最後にお話しになりましたけれども、それでちょっと違う観点から質問をするんですが、それをかみ合わないと言われると困るんですけれども、防潮堤の建設は後世にわたって地域住民と海とのつき合い方というのを決定

づけるものだと、それはもちろん私も承知しておりますけれども、したがって防潮堤建設における地域住民との合意というのは必要不可欠だというふうに私思うんです。住民合意の手続を慎重に行う必要があると。さらにまた、この間行ってきた浦戸での防潮堤の建設、高さに対しての説明会では、例えば防潮堤に関する複数の提案を示して合意を図っているプロセスがあったのか、あるいは単に行政側が設定した防潮堤の高さ、位置等について住民に説明して了解をもらおうと、これだけの内容であったのかと、これでは十分に私は理解は得られないというふうに思うんです。

さらにお伺いしたいのは、防潮堤建設について今の問題も含めてですが、例えば地域住民との合意書の取り交わしであるとか、挙手制による意思決定であるとか、そういうことが実施されたのかと。でないと住民の総意があったというふうには考えられないと私思うんです。総意でなかったから、浦戸振興推進協議会の今回の11月に入ってから申し入れがあったのではないかというふうに思うんです。その点についてお伺いしたい。

さらに、時間もありますのでもう一点は、7月23日に仙台弁護士会が宮城県知事、仙台市長、宮城県議会、仙台市議会に防潮堤建設の問題について意見書を上げた。これは報道もされたのでご存じだと思いますけれども、これはどういうことを言っているかということ、沿岸住民の利益に重要な影響があることを踏まえ、防潮堤建設についての対立が見られる、これは行政と島民の皆さんなんですけれども、こういう地域については関係自治体、周辺住民、学識経験者らの協議会を設置するなどして、住民合意に向けた適切な措置をとってほしいということをおっしゃっているんです。私はこれは当然と。先ほど申し上げたように、新聞でも報道されたように気仙沼、本吉ではこういう住民合意に向けた協議会の設置が決まったというふうにも伺っていますし、その2点について、何回やってもちゃんとしないと、島民の合意だと言いますが島民が合意するような説明会はやっていないんだというふうに皆さんおっしゃっているんですから。そしてさらにこうしたきちんとした協議会の制度をつくるということが全体の正しい防潮堤建設に結びつくのではないかというふうに思うんですが、ご意見をお伺いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。簡潔にお願いします。

○市長（佐藤 昭君） 一点目は、しからば地域住民の方々がその高さをそれぞれ理論に基づいた決定ができますかということですよ。そういったことはかなり専門的な知見が必要でありますので、当然のことながら県におきましては宮城県内をブロック単位に分割して、こう

いった高さでやりますということを決定いただいたんだと思います。それは先ほど来申し上げておりますとおり、その地域にお住まいの皆様方の生命を守るというような大変重要なものとなりますので、そういった取り組みをなされてきたということでもあります。それから、合意と理解という違いになるかと思えます。最終的にはこういう高さについて地域の皆様方からぜひご理解をいただいていくということになるものと思っております。そういったことに基づきまして、2月に地元説明会を開催させていただきましたし、関係者の方々もその席においでになっていたかと思えますが、その内容はつぶさにお聞きになっておられると思います。そういったことに基づきまして、なお地域単位に説明をお願いしたいという話でありましたので、今各地域を回ります、景観云々という話でありましたら、そこにお住まいの皆様方が海を見ながら暮らしたいということであれば、防潮堤と宅地の高さの相対的な位置関係ではないかということで、宅地の地盤をかさ上げさせていただきますということの説明を行ってきたところがございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 以上で、高橋卓也議員の一般質問は終了いたしました。

10番菊地 進議員。

○10番（菊地 進君）（登壇） 市民クラブの菊地 進でございます。

平成26年12月、一般質問を行います。

質問の前に、東日本大震災から3年9カ月が過ぎ、あと3カ月で4年を迎えようとしております。あの3月11日午後2時46分の巨大地震、そして大津波、このことを私たちは忘れることのできない、また忘れてはいけない一日だと思っております。未来に向けて、復興のスピード化と言われる年でもありました。そんな気持ちで、市民の幸せのため安心・安全なまちづくりのためのキーワードは復興・発展、そして日本で一番住みやすい塩竈を目指して、市長の政治姿勢について一般質問を行います。

まず初めに、政治姿勢についてであります。

財政の健全化について、財政対策ということでお伺いしてまいります。

第3次行財政改革推進計画で、財政収支不足が41億9,900万円と示されていますが、毎年11月になると毎年同じような財源不足が示されますが、数年前から何が改善されているのか、それともどうしようもない構造的な収支不足なのか、抜本的な財政の考え方をとらないとダメなのか、第5次長期総合計画の進展が心配されます。

平成25年度決算では14億円もの黒字決算と言われても、市民生活は向上していない、復興住

宅、魚市場の整備、道路の整備が遅いとか、公園の遊具の改善も手をつけていないとか、津波被害のあった壺番館の入り口の掲示板の修理さえままならない。疑問に思いますが、税金の使い道と申しますか、補修・修理の改修費くらい支出して、市民のわずかな願いを聞いてあげられないものなのか、市長のお考えをまずお示ししていただきたいと思っております。

次に、定住問題と人口減少について。

2040年、地方消滅可能性都市リストが公表されました。人口急減社会への警鐘を鳴らしてきた日本創生会議座長の増田寛也氏が846各都市の実名を挙げておりますが、塩竈市の人口減少についての基本的な対策をお示してください。

次に、街の活気・元気について。

市民、住民の声と商業協同組合の人の声、商店経営者の声で、2割増商品券の再発行を願う声が聞こえております。ある商店主が「客単価が7月、8月と上がりました」と満足気に話されておりました。主婦の声としては「2割増商品券は大変魅力的で、家計に大助かりでした」という声が聞こえておりましたが、市長はそんな市民の声を把握しておられるのかお伺いいたします。再度2割増商品券の発行を願いたいと思っておりますが、市民のための施策として大変有効と存じますので、早急に実現いただきたいと思っておりますので、市長の街の活気・元気対策としてぜひお願いしたいと思っております。

次に、100円バスの拡充・拡大の考え方について。

NEWしおナビ100円バス、市内15分交通体系の拡大増便を願いたいと思っております。多くの議員からも質問されております。27人乗りの運行ですが、それプラス10人乗りの車を新規導入して、総合的に組み合わせて市民の利便性に応えるべきと思っておりますが、市長のお考えをお伺いいたします。日本で一番住みやすい塩竈実現のためにも、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、教育について。

通学路踏切の安全性について、錦町地区の件でございます。

未来を担う大切な子供の通学路の確保について、教育委員会としてどう把握しているのか。また、三小、三中へ通学する南錦町の大半の子供は踏切を渡って通学しているのです。今後、安全対策をどのようになされるのかお伺いいたします。

けやき教室について、児童の実態と不登校対策についてお伺いいたします。

けやき教室の運営は、塩竈市と多賀城市と七ヶ浜町の子供が対象なのでしょうか。ほかの松島町、利府町の子供はどうなっているのでしょうか。けやき教室のあり方について疑問を持

たれている教育関係者がおりましたが、行政間で何か運営方法とか、塩竈市杉村惇美術館でよかったのか、もっとよい環境がないか調査なされたのか。また、不登校の児童数の確認をいたしますので、中学生と小学生で何人ずつ不登校の児童生徒がおられるのかお示してください。

次に、福祉について。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も同じ地域で何不自由なくバリアフリーで生活することが一番だと思っています。そこで、重度障がい者の親亡き後の福祉施設整備についてお伺いいたします。何年もいつも私は質問の機会があるたびに質問いたしておりますが、行政からの明快な答えがありません。本当に困っている市民の悩み、思いを行政として考えてほしいと思います。このことが日本で一番住みたいまち塩竈に通じると思います。「万人は一人のために、一人は万人のために」、ぜひ思いやりの決断をお願いいたします。

障がい者の施設整備についてもお伺いしてまいりたいと思います。

行政は、計画行政で常に将来を見据えての計画を立案していますが、重度障がい者の親亡き後の親の不安解消のために、デイサービス施設の不足、ショートステイ施設の不足が見受けられますが、市長の思いやりの指導力でぜひ早急に施設整備に取り組んでいただきたいのですが、その決意をお願いいたします。あすなろは栄町に拡充されるというふうにお伺いしていますが、とてもよいことだと思っております。では、杏友園の実態とかはどうなっているのかも、おわかりであればお知らせ願いたいと思います。

重度障がい者の自立支援について。

塩竈市内で重度障がい者及び家族が安心して暮らせるためには、多くの行政の力がなければなりません。今回請願が出されておりましたタクシー券の基本料金の件、移動手段のかなめであるガソリン券の増額とかソフト面、そして通所・宿泊施設等ハード面の両面がそろって初めて福祉の向上が図られると思います。そのことが市長の初当選以来の「日本で一番住みたいまち」達成の目的になるのではないかなと考えておりますが、市長の思いやりのお答えをお願いいたします。

最後になりますが、老老介護の実態と行政の役割についてということで、お伺いいたします。

高齢化が本土で28%、浦戸地区では60%を超えていると思いますが、老人世帯の中で老老介護をしている実情をお知らせください。包括支援センターの増設が今回定例会に提案されて

おりますが、体力のない老人世帯の方の住環境と生活支援の対策を計画されておられるのかお伺いいたします。

これで第1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から3項目についてご質問いただきました。

初めに、私の政治姿勢についてのご質問でございます。

まず、財政健全化に対する財源対策についてのご質問でありました。

財政見通しでなぜ今後5カ年で40数億円収支不足が生じるのか、根本的な問題があるのではないかというご質問でありました。

11月の協議会におきましてご報告を申し上げました平成27年度から31年度までの今後5カ年間の収支不足につきましては、議員のほうからもお話いただきましたが41億9,900万円。前年度作成の財政見通しでは38億9,400万円でありましたので、差が3億5,000万円と拡大いたしておりますが、財源不足はおおよそ40億円前後で推移いたしており、単年度当たり平均で約8億円の収支不足が生ずることとなります。

収支差が生じる主な理由について、何点かご説明をさせていただきます。

第一に、市税及び地方交付税の慢性的な歳入不足であります。第二点目は、歳出の増として主に社会保障関係費の増による財源不足が原因であると考えております。市税につきましては、高齢化や人口の減少による市民税や固定資産税の減収など、今後5カ年間の市税の推移は残念ながら右肩下がりで見込んでいるところでございます。また、地方交付税につきましては国勢調査人口の減少が基礎となりますことと同時に、国の地方交付税の予算総額が年々圧縮をされており、今後も厳しい状況が続いていくものと予測をいたしております。また、社会保障関係費につきましては、扶助費が一定程度高どまりとなり、歳出全体を押し上げている状況であります。

しかしながら、毎年度生じる収支不足に対し、さまざまな財源確保策を講ずることによりまして、今後5カ年間の収支不足は解消できるものと判断をいたしております。具体的には、収納対策の強化による市税収入の確保や、市有財産の売り払いの推進、各種基金の活用などによる歳入確保策のほか、人件費総額の抑制や経常経費等の効率化を図るなど、歳出抑制策をあわせて推し進めることによりまして、収支不足を解消できる見込みでございます。今後さらなる行財政運営の健全化を図るためには、主に若い世代や働く世代の方々に本市に住ん

でいただくための定住促進策の推進のほか、震災で落ち込んでおります産業基盤の一日も早い復旧・復興を実現し、市税等の自主財源の確保が必要であるというふうに考えております。

なお、補修・修理もままならないのではというご質問をいただきました。大変恐縮であります。こういったことにつきましても、計画的な補修あるいは修理に取り組んでまいりたいということで、現在増加する維持管理コストを推計し、公共施設等総合管理計画を策定させていただき、年間に投入できる維持管理費の総額を改めてお示しをさせていただき、その施工順序等についても考え方をご説明させていただきたいと考えております。

次に、定住問題と人口減少についてご質問いただきました。

第5次長期総合計画の中で、国立社会保障人口問題研究所の平成32年度の将来推計人口は5万1,200人の予測でありましたが、定住促進対策に重点的に取り組むことによりまして、計画の最終年度であります平成32年度、将来人口を5万5,000人とする目標を掲げさせていただきました。この目標を達成するために、本市は平成25年、定住人口戦略プランを策定し、平成26年度予算におきまして定住促進枠を設け、例えば子供医療費の拡充や待機児童ゼロ等の施策を総合的に展開いたしております。

現在の人口動態を申し上げますと、本年10月末の住民基本台帳の総人口は5万6,086人となっており、平成17年に6万人を割り込んで以来、平成23年度に5万6,000人台になるなど、毎年500人ほど人口が減少いたしてまいりました。自然増減については、少子高齢化が進む中で依然として年300人程度減少が続いておりますが、一方で転入・転出の社会増減におきましては平成25年度におきまして127人の増を記録し、平成26年度10月末時点におきましても51人の増となっております。過去10年来、社会増減で300人ほど減少していた傾向によろしく歯どめがかかり、この社会増が短期的な状況かどうかはこれまでの取り組みの成果が発現されたのかどうかといったようなことを、総合的に検証をさせていただきたいと考えております。

国におきましても、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、地域で住みよい環境を確保していくために、本年9月3日に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、11月28日には「まち・ひと・しごと創生法」を公布いたしました。本市におきましても、この動きに合わせて「塩竈市まち・ひと・しごと創生推進本部」を12月3日に設置し、人口減少対策、定住促進対策に全庁で取り組んでまいります。

次に、街の活気・元気についてご質問いただきました。

商業振興やにぎわいづくりについてというご質問でありました。

街の活気・元気のためには、まちづくりの中でさまざまな活動を継続的に推進していくことが極めて大切であります。本市では、歴史・文化などの地域資源に加えて、新鮮で豊富な食材に恵まれた食のまちであり、現在土日にはマップを片手に街歩きをされている観光客や、豊かな人生あるいは豊かな時間を送るために、例えば「駅長オススメの小さな旅」や、「みやぎ寿司海道」、または「門前町食べ歩きツアー」、「おいしおがま食べ歩き」、「酒蔵めぐり」、そして「旅市」など、市内の飲食店や商店街に観光客を誘客する新たな旅行商品が醸成されつつございます。

さらに、現在商工会議所が事務局となり、市内の各業種団体などに協力を求めて、塩竈が持つ地域資源の魅力と活用方法を各種イベントを通して近隣商圈に発信し、継続的に塩竈を訪れ、楽しんでいただくきっかけとなるような「塩釜ゆめ博」の来年の開催に向けて準備委員会を設置し、検討を行っているところであります。今後、塩竈市もこのような動きに連動し、例えば杉村惇美術館の開館や、NPOによる旧えびや旅館を地域の交流拠点としてといったような商品を網羅しながら、街歩きを行っていただく観光客の誘致になお一層努力をいたしてまいります。

さらに、商店の活性化のために割増商品券事業の継続実施についてのご質問をいただきました。

市民の生活支援と購買意欲の喚起と、市内商店の売り上げ向上を目指す目的で、商工会議所に「塩竈ニコニコ2割増商品券事業」を実施していただきました。市からは、補助金として割増額と事務費分4,500万円の応援をさせていただいたところであります。ことし7月に商品券の販売と使用が開始されましたが、おかげさまで8月上旬には2万4,000セット全て完売となったところであり、商品券を使用できる登録業者も453店舗に達し、11月末現在で発行総額2億4,000万円、約92%に当たる2億2,000万円が使用済みであります。

また、商工会議所のアンケートによりますと、商品券の効果につきまして売り上げ増加が44%、新規の顧客獲得が32%という回答であり、次年度も実施をする場合には参加したいという事業者が92%に達するなど、高い評価をいただいたところであります。

政府におきましては、11月に消費増税後の個人消費の低迷や、円安が進行している現状を受け、個人消費の底上げを狙い、地域の実情に応じて割増商品券の発行などを行う自治体に対して交付金を設ける緊急経済対策の方針を固めつつあるというような情報をいただきました。

これらの動向を注視しながら、今後もできる限り取り組みますよう検討させていただきたいと考えております。

NEWしおナビ100円バス拡充・拡大の考え方についてご質問いただきました。

本市は、コンパクトな市域の中で市民の皆様の足として市内循環バスしおナビ100円バスと、その空間地域を走るNEWしおナビ100円バスを運行し、市内の公共交通機関の一翼を担っております。また、市内にはJRの4駅、加えて宮交バスによる営業バス路線、タクシー運行など、民間の交通事業者により市内の総合交通体系を支えていただいております。

ご質問の今後のNEWしおナビ100円バスの拡充・拡大につきましては、地域公共交通会議におきまして公共と民間による交通体系の役割分担、さらにはこのために必要な諸経費等につきましても議論を重ねさせていただきたいというふうに考えているところであります。

1点、心配の種がございまして、平成27年度以降の債務負担を今回計上させていただいております。952万1,000円を27年度の事業費として見込んでおりますが、当該年度分につきましては国の特定被災地域公共交通調査事業によりまして全額補助ということになっておりますが、28年度以降は残念ながらこの制度が廃止されるという情報が入ってきております。その後につきましては、県による3分の1補助しか見込めない状況でありますので、あわせて財源対策等につきましても的確に対応いたしてまいりたいと考えております。

教育についてお答えいたします。

通学路の踏切の安全対策についてであります。

安全対策につきましては、関係機関と合同点検を毎年実施させていただいております。今年度は11月11日から14日の期間に、市内小中学校から報告されました危険箇所を警察署、道路管理者、スクールガードリーダー等々と安全対策について点検をさせていただきました。

ご質問のありました南錦町の踏切であります。第三小学校及び第三中学校の学区内ですが、通路幅や待機スペースが非常に狭いというような状況であります。自家用車と歩行者が接触するおそれがあり、通学に利用する児童生徒の安全確保を要する箇所というふうに理解をいたしております。これまでも学校におきましては児童に対する注意喚起をしてきているところでありますが、現状が道路の拡幅等が大変難しいことから、さらに通学指導の徹底に努めていただきますよう、関係者に通達を出させていただいたところであります。

なお、けやき教室による不登校対策につきましては、教育長からご答弁をいたさせます。

次に、福祉についてご質問いただきました。

重度障がい者の親亡き後の福祉施策についてであります。先ほど議員からもご指摘をいただきました。このことについては、私もたびたびご質問いただいております。

現在、障がい者の高齢化、重度化や、親亡き後を見据え、全国の都道府県及び市町村によりまして第4期障害福祉計画の策定を行っているところであります。特に29年度までにグループホームへの入居体験の機会の提供や、ショートステイによる緊急時の受け入れ体制の確保などの機能を有した地域生活支援拠点施設を、市町村または圏域内に1カ所設置することを成果目標として設定させていただいているところであります。

この対策方針につきまして、私も9月5日に宮城県の保健福祉部をご訪問させていただきました。担当課長に今後のこの親亡き後の対応について我々も大変に悪戦苦闘していると、ぜひ解決策についてご教授いただきたいということをご相談させていただきました。県のほうからは、「障がい者の親亡き後については、地域のグループホームや、重度の障がい者であれば65歳を待たずに介護保険施設に入居できることになる」というようなお話を頂戴いたしました。私からは、しかしながら現在の介護保険施設はどこも満床ですよと。障がい者を入所させる現実的な受け皿となり得るのかどうか。また、ノーマライゼーションという観点で、介護保険施設では障がい者への十分な対応ができるかどうかということについても問題が山積しているのではないかという思いで、11月5日の宮城県市長会と知事の行政懇談会で私から知事にこの解決策についてご要望させていただきました。ぜひこういった地域生活支援拠点施設の整備を急いでいただきたいという内容であります。これに対し、知事からは「県や市町村が策定する第4期障害福祉計画には、地域生活支援拠点の設置も盛り込むことになる。計画に沿った施設や体制の整備を支援していきます」という説明をいただきました。また、施設整備に係る国や県からの支援策といたしましては、自治体が行う施設整備は残念ながら補助対象となっておりますが、社会福祉法人等の障がい福祉関連事業者が整備する場合には、補助基準額の4分の3の補助制度が設けられております。しかし、計画する全ての施設が採択されるという現状ではありません。このことから、11月12日には塩釜地区広域行政連絡協議会から知事に対して、本圏域において事業者による地域拠点施設整備の確実な促進に向け、国及び県の十分な財政支援措置が講じられますようにという要望をさせていただいたところでもあります。このような要請の結果かと思います、先ほど議員のほうからもお話いただきました。重度障がい者福祉施設ではありませんが、市内の社会福祉法人が計画した生活介護短期入所施設整備事業について二市三町で計画の推薦書を提出し、その後、県の保健福祉部長

に事業説明を行わせていただいたところ、国庫補助協議対象候補になり、計画実現に一步近づいたという報告を受けたところであります。

なお、杏友園さんにつきましては、このような整備計画を今中断されているというふうにお伺いいたしております。

同じく重度障がい者の自立支援についてのご質問でありました。

本市の平成26年3月末の障害者手帳所持者数であります。3,163人となっております。障がい別内訳では、身体障がい者で2,526人、知的障がい者で382人、そして精神障がい者で255人となっております。このうち、重度障がい者と言われる障がい者数は1,630人、全体の51.5%でございます。障がい別では身体障害者手帳1級、2級所持者の方は1,294名、知的障がい者で療養手帳A所有の方は160名、そして精神障害者手帳1級、2級の方が176名という内訳であります。

この状況を受けて、本市の障がい者自立支援の取り組みについてであります。障害者総合支援法に基づき生活介護やショートステイなど全国で統一して実施される障がい福祉サービスと、日常生活用具給付や訪問入浴など市独自で行っている地域生活支援事業によって、自立に向けた支援を行わせていただいているところでございます。

一方、このような利用者の増加に比較いたしますと、市内の居宅介護事業所数は11事業所ですが、いずれも飽和状態で、新たな利用需要に応えるのがなかなか難しいような状況であります。また、重度訪問介護及びショートステイの事業所はおのおの1カ所という現状であります。今後、本市といたしましては本人やご家族の生活状況に応じ、自立支援に向けた福祉サービスの提供、現在策定中の第4期障害福祉計画に反映させ、新たな事業所の参入を促すとともに、既存のサービス事業者との協力・連携を図ってまいりたいと考えております。

老老介護の実態と行政の役割についてご質問いただきました。

本市の65歳以上の2人暮らし高齢世帯の状況ですが、平成26年3月末現在で2,658世帯、本市全世帯の11.7%であり、年々増加いたしております。また、75歳以上の後期高齢世帯は1,033世帯、全世帯の4.5%、そのうちどちらかが介護を受けている世帯数は341世帯で、全世帯数の1.5%となっております。高齢者と言っても65歳以上の方々にはまだまだ元気で活躍をいただきたいというのが我々の思いではありますが、いずれ高齢化の一途をたどってまいります。転ばぬ先のつえということではありませんが、本市の高齢者の福祉の向上にな

お一層努力を傾けてまいりたいというふうを考えているところであります。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） けやき教室についてご質問いただきました。

まず、けやき教室の役割についてでございますが、教育委員会では学校不適應等の理由によって学校を長期にわたり欠席している児童生徒に対しまして、個々の状態に応じた指導を行うことにより学習意欲、自立心、社会性などを育て、学校生活へ復帰を図ることを目的に、けやき教室を設置しているところでございます。けやき教室は、学校と異なった雰囲気の中での学習、小集団の活動を通して、集団生活への適應を促すことや、適度な生活リズムを与えることによって学校生活への復帰を支援するために必要不可欠な施設であると認識しております。

平成26年度1学期の通所人数は、一月当たり二、三名でありましたが、2学期に入り9月は5名、10月は7名、11月は8名と増加傾向にございます。全て中学生でございます。

教育委員会といたしましては、昨今の塩竈市内の不登校の状況を踏まえ、けやき教室の果たす役割はますます重要になってくるものと考えており、今後ともけやき教室の一層の活用が図られるよう、学校に対して不登校の児童生徒や保護者にけやき教室を積極的に紹介するよう指導してまいる所存でございます。

次に、けやき教室に参加している市町でございます。

本年度、七ヶ浜町と松島町が独自に開校いたしまして、現在塩竈市、多賀城市、利府町の2市1町で運営をしているところでございます。

次に、本町分室にけやき教室があることが場所として適切なのかというご質問でございましたが、一つは本町分室にけやき教室ということが定着してきているということがございます。この場所は、駅からの距離、それから学習の場としての環境、3点ございますが、1つは学習の場として落ちついている、それから文化施設の中にあるということで、そういったものに触れることもできる、そして運動する場も保障されている、さらに今度は美術館ということで児童生徒以外のさまざまな方との交流も図られるというような理由から、他市町からは適当であると言われてございます。また、参考でございますが、県内に8カ所適應指導教室があるわけでございますが、ほとんどが青少年ホームであるとかコミュニティーセンターというような場所に設置をされておるところでございます。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） どうもいろいろ説明ありがとうございました。

まず、政治姿勢についてということなんですが、その中で財政の健全化についてですが、ちょっとお伺いしますが今回の震災復興関係でいろんな施設、おかげさまでつくっていております。総額でどのくらいの施設整備になるのか、その金額をお示しいただきたいと存じます。

○議長（佐藤英治君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） 復興事業だけでよろしゅうございますか。（「いえ」の声あり）全体でというお話ですと、今現在で押さえております数字が約1,100億円ほどになります。内訳として、震災復興交付金事業関係ですと約500億円ほどになるのではないかと試算でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） どうもありがとうございます。

なぜ聞いたかという、先ほど市長も説明の中でコスト関係のことを申されました。私たち、多摩自治体の勉強会に行ったとき、ランニングコストとかアフターケアのお金が施設整備した額の大体5%と。今、復興関係で1,100億円とか500億円とかというふうな話が示されました。そうすると、500億円にしても25億円のランニングコストが今後かかっていくであろうと。そうすると、財政も苦しいのにそういったもの、例えば国はある程度復興関係でつくりなさいよとお金はよこすんだけど、その維持管理というのは今後増大していくと思うんですよ。そんな中で、第3次行財政改革推進計画で5年間にわたって約42億円もの収支不足が考えられると。それプラス今度そういったものが来ると、塩竈の財政は一体どうなるのかなと心配するものですから、聞いています。ですから、先ほど細かい感じで言ったんですが、今回遊具関係の危険なものも予算化されて直しますよと言うけれども、そういうものとか、さっきも言ったんですが壺番館の入り口の掲示板が壊れたまま。あそこは第二市役所の玄関口じゃないですか。津波の災害の記念にあそこを、ここまで津波が来たからととっておくつもりなのかどうか存じませんが、人が一番往来する場所の入り口が3年9カ月もたって直せないというのはどういうことなのかなという思いもありますし、そういったことが市民から問われます。塩竈はお金がないのでという答えは私はしません。25年は14億円も黒字決算

になったと言っているんだから、直してもらうように市に言いますからとしか私は答えませんけれども、ですから本当に住民の方がこの塩竈の財政、道路直してください、何しててくださいというのを、本当に財政が苦しくてできないのか、先ほど市長は計画を立ててやりまよと答弁されていますけれども、その計画も例えば壺番館の入り口を直すのに私は50万円もかからないと思いますよ。あのケース一つ、50万円以上するんだと言われるかもわからないけれども、だったら例えば1,000万円くらいの予算で随時直していきますとか、そういう計画を立てているんだしたら私はいいいけれども、そういうのを立てているようにはなかなか思えないので、そういった考え方を市長の政治姿勢ということでお伺いしました。そういった意味で心配だなというのが頭をよぎります。以前はスクラップ・アンド・ビルドなんだよと言っていましたけれども、どうなのかなという思いがありますので、その2点、補修のお金と、スクラップ・アンド・ビルドの計画というのはどうなっているのかということをお示してください。

○議長（佐藤英治君） 阿部財政課長。

○市民総務部財政課長（阿部徳和君） 2点ご質問いただきました。

補修関係の事業の考え方でございます。

平成25年度、それから平成26年度当初予算におきまして、財政課といたしましては既存ストック再生枠というふうな予算上の特別な枠を設けまして、各課からの既存の財産の維持・補修、そういったものに関して計画的に進めるために、またその切迫度の度合いに応じて重点的に予算を配分できるようにということで、既存ストック再生枠というふうな予算、要求をいただいてそこに配置をしたというものでございます。

それから、今般の12月議会でもご提案させていただいておりますように、さまざまなその切迫度の中にも年間の一般財源の中では応え切れないものがございますので、平成25年度の決算の見合いによりまして可能な金額を補修のほうに回すということで今回道路の補修、それから公園の補修、そういったものに対応させていただいたものでございます。

それから、スクラップ・アンド・ビルドの事業の構築についてでございますけれども、これもこれまでのようにスクラップ・アンド・ビルド、それからスクラップした事業に対して事業がどれだけの効果があったのかということ各課のほうで予算要求の際に出していただきまして、それをメリットとして予算的にお返しするというふうなスクラップ・アンド・ビルドにメリットをつけた予算方式というものをここ四、五年導入してきておりまして、削減努

力によって生じた財源を担当課のほうにまた一定程度お返しをすると、そういった予算の作成をしておるところでございます。

先ほど壺番館の看板のお話がありましたように、各部、各課にしてみればそれぞれ事情もありますし、切迫度というのも非常に高いものがございます。その中で、復興事業ということで国の財源をベースにして国からいただいたお金、県からいただいたお金、そういったものをベースにして取り組む多額な事業としますと、一般財源で取り組む数千万円単位の事業というものが非常に微々たるものというふうな印象をお持ちになられるのかもしれませんが、25年度の決算の状況の中でもご説明申し上げておりますように、本市の一般財源の比率というのは74%ほどを依存財源に頼っております。4分の3がそういった今申し上げたような国やいろんなひもがついている予算というものが74%ほどになってございますので、残った一般財源をどのように分配していくかというのは非常に毎年頭を悩ますものでございます。今申し上げました既存ストック再生枠、それからメリットシステムと合わせましたスクラップ・アンド・ビルド、これにつきましては来年度も取り組んでまいりますので、なるべく震災の復興を実感いただけるような予算配分に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） ただいま菊地議員からご質問のございました壺番館の看板についてでございますが、ご質問のとおりあの看板は塩竈市の遊ホールの看板と、一体的なものですがその隣のほうでは壺番館全体の、いわゆる区分所有者会で持っている看板が併設されてございます。今ご質問ありましたように、我々は早急に新たに改修したいということで今手続を踏んでおりますので、その組合と協議を進めながら、所要の予算を確保しながら改修してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。以上であります。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。

塩竈の財政は、それなりの200億円くらいの一般会計の規模があります。それが本当に住民にとって有意義な予算の消化がされて、塩竈市民が満足してもらえれば、ああよかったなと思えばそれで私はオーケーだと思うんです。ただ、心配するのがそういった、細かいことばかり言っているとされるかもわからないけれども、細かいことができなくて大きなことをやっても成功するわけではないと思うんですよ。そういう概念からいうと、やっぱり小さな身

近なちょっとしたほころびをちゃんと直しておけば、大きなほころびにならないんですよ。

ですから、小さいうちに芽を摘んでおけばいいのではないかなと思います。

それで、維持管理費の件があります。500億円だ何だとなると、その5%だと25億円。経常収支比率がもう今でも硬直化しているのに、さっき4分の3が依存財源ですと、4分の1ですと言っても、なかなか本当に塩竈市民の要望に応えられるような施策ができるのかなと、そういう心配をするものですから、安定した、そして安心できる塩竈の財政があって、市民サービスにお金をいっぱい使ってもらうようにしてもらわなければいけないと思って質問していますので、今後も修繕費のこととか債務負担行為、先ほども市長は100円バスの債務負担行為をやっていたんだけどそれが来なくなると。5年間だか4年間の債務負担行為お願いしますとこの間各常任委員会に付託されて、ある程度聞いているとそれが賛成されていたと思うんですけども、そしたら今度国でその分お金がどうのこうのと言われても、なおさら塩竈の財政というのは厳しくなるのではないかなと、そういう思いがするから、ちゃんとしていると思うんですが、もっと綿密にできるものを早急にして、いっぱいお金のかかるようなものは本当に計画を立ててやってもらえればなと、そういう思いであります。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、教育のほうにちょっと行きたいんですが、けやき教室、月々ふえているというんですが、最初は少なかったんだけど、二、三名から七、八人になったということですけども、端的にその不登校の数字は103人でいいんですか、小中学校合わせて。教えてくださいと言ったんだけど教えられないんですが。103人ですか。113人ですか。それだけ端的に人数を教えてください。

○議長（佐藤英治君） 確認。（「議長、いいです」の声あり）菊地議員。

○10番（菊地 進君） 100ちょっといたかなと私は思っています。例えば103人にしても、8月、9月あたりが8人だというと、残りの90人くらいはどうなっているのと、それが心配なんです。けやき教室に来ているお子さんはいいですよ。けれども、けやき教室にも来られない子供の教育というのをどうするのかというのが、塩竈の未来を担う子供がそれでいいのかという思いがあるので、その対策がおありなのか。先生が毎日休んでいる子供に連絡をとって何をしていると、それもわかります。その連絡をとっただけでいいのか、それからどう進んでその子供を救うのか、教育を受けさせるのかというのが、私は一番重要な問題でないかなと捉えていますので、けやき教室に来られない子供の対応、対策を端的にお答え願ひたいと

思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 教育委員会での対応ということでございました。

まず、数については今手元になかったものですから、大変失礼いたしました。ただ、24年から26年度については大分少なくなってきたという現状でございます。

教育委員会の対応でございますが、一つは今申し上げましたようにけやき教室に来られる子供たちはかなり回復に向かっている子供というふうに捉えてございます。ほかの子供たちはどうなのかということでございますが、さまざまな原因がございますので、特に25年度からはスクールソーシャルワーカー、これは環境に働きかけることによって子供たちの状況を変えていこうと。スクールカウンセラーというのは直接子供と話し合いをしながら子供の心の中に直接働きかけるわけですが、スクールソーシャルワーカーは子供を取り巻く親であったり周りの環境に働きかけることによって、環境を変えることで子供の心を変えていこうというような方を週4回にふやしております。それで、学校、保護者の求めに応じてそういったところに働きかけておるところでございます。

それから、各校における不登校児童生徒個々の原因、状況がさまざま違いますので、指導主事2名、それからこのスクールソーシャルワーカーと同道をいたしまして、各学校を全て回って、状況を聞き取り、そしてその対応策について話し合いをし、実行していただいております。遅々としてなかなか結果は見えませんが、徐々にではあります。減っている状況を見ますと、効果が少しずつではあります。あらわれてきているのではないかと考えているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） いろんな多くの子供たちに接するのは大変だと思うんですが、その子供が塩竈を担っていけるような、そして正規に教育を受けて、本当に一般人になってもらえればいいことですので、今後とも教育委員会、そして学校の先生方のご尽力をお願いする次第でございます。

時間もなくなってきましたが、障がい者施設関係についてと老々介護について聞いていきたいと思っております。

先ほど来市長からはいろんな第4期の障がい者の計画関係で、今後いっぱい考えていきますよと。思い起こせば、浅野知事さんが住みなれた家に返すんだと、そして施設解体なんだと、

そこからちょっと大きな意味で、家庭、家族が十分に受け入れ体制ができている状況下で住みなれた家庭、家族に返すというのはわかるんだけど、全然なっていないと返されるというのも大変なことかなと思っていました。

それから、今回重度障がい者関係ではあすなろさんはいろいろな、二市三町でも協力体制、国の補助がいただけるような話で、本当によかったなと安堵しています。しかしながら、杏友園の例を言いますと、今60人の定員でございます。そして、介護施設関係と同じに待機者という方がおられます。杏友園では60人の今入っている方のほかに60人くらいの待機者がいるそうです。その待機者が入れるのはいつかなという、1年に1人くらいしか入ることができないそうです。という、今60番目の人は60年後くらいしか入れないのかなというふうな、計算上はなるそうです。それで、いろんな障がい者関係の施設ではありますけれども、何とか障がい者の人たちが本当に住みなれた塩竈、塩竈に居を移す方もおられますけれども、そういった方々を何とか救いたいんだと、そういう切実な願いがあることも事実でございます。そういった意味で、障がい者も健常者もこの塩竈でノーマライゼーションの理念のもとに住めるというのは、やっぱり住みやすさがあるからでないかなと思いますので、この福祉の充実した塩竈でもっともっと福祉が充実して、そして障がいのある人もない人もバリアフリーで生活できるような塩竈を目指せばいいのではないかなと私は思っています。それが回り回って人口減少の歯どめにもなるのではないかなというふうな思いをしていますので、便利なものは障がい者であろうが健常者であろうが一番助かることだと思いますので、そんな思いを込めまして市長に、時間がないんですけれども福祉に対しての思いやりのお言葉を賜りたいと存じますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど県に参りましてこの問題解決についていろいろご指導いただきたいと言ったことについては、受けとめていただいたかと思います。ただし、私も県に参ります際にこういった重度障がい者の方々が特別養護老人ホームにお入りになるというような想定は全くしていなかったわけでありまして。ところが、県の答えはそういう内容でありまして、こちらもう何十人待ちという状況の中での対応でありますし、なおかつそういった中に例えば1人、2人という形で重度の障がい者が入って行って、本当に安心して生活ができるかというようなことは申し上げさせていただきました。担当部ではなかなかそういったことから踏み出していただけなかったということで、市長会の際に村井知事にそのような要望をさ

せていただきました。知事はぜひこの第4期計画の中でそれぞれの拠点に1カ所ということでございますので、あと二市三町がしっかり連携しながら、何としてもそういった施設が実現できるように頑張っていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 以上で、菊地議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（鎌田礼二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番小野幸男議員。

○2番（小野幸男君）（登壇） 平成26年度12月定例会におきまして、公明党を代表し質問をさせていただきます小野幸男です。佐藤市長初め当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、薬物への対応、危険ドラッグについてお伺いいたします。

昨今、危険ドラッグを吸引し、呼吸困難を起こしたり死亡したりする事件が全国で相次いでおります。また、危険ドラッグの使用により幻想や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっております。県内におきましても、危険ドラッグが原因と思われる交通事故が相次いで発生しており、死亡した事例も出ているとお聞きいたしました。

危険ドラッグは、若い人を中心に乱用が広がっており、気軽に手を出しやすいと想定されております。私は、子供たちにも危険ドラッグの恐ろしさを広く伝え、手を出さない、出させない取り組みが重要と考えます。そこでお聞きいたしますが、学校教育での意識の啓発と教員研修での取り組みについてお聞きいたします。

次に、児童福祉、児童虐待についてお尋ねいたします。

公明党では、一貫して児童虐待対策に取り組んでまいりました。14年前に成立した児童虐待防止法では、児童虐待の定義が明確になり、虐待発見時の通告義務が定められました。2007年の児童虐待防止法の改正では、子供の生命や安全を第一義に、児童相談所の安全確認が義

務化され、立入調査権限も強化されております。

8月の厚生労働省の発表によりますと、2013年度に都道府県や政令市などの児童相談所に寄せられた児童虐待の相談対応件数は7万3,756件で、これは2012年度に比べ件数で7,000件、10.6%の増加となり、過去最高を更新しております。児童虐待は今もふえ続けており、深刻な事件が多発している中で、子供たちを守る幅広い抜本的な取り組みが求められております。そこでお聞きいたしますが、本市での児童虐待の現状と防止対策についてお伺いをいたします。

次に、高齢者支援、ひとり暮らし高齢者世帯への支援についてお聞きいたします。

超高齢化社会により、高齢者夫婦のみ世帯や単身世帯の増加など、軽度の生活支援を必要とする高齢者世帯がふえております。私もよく相談を受けますが、ひとり暮らしの生活支援は多種多様となっております。一日中誰とも話をしないで、相手はテレビだけという生活を繰り返す、そういった生活という話もお聞きしております。ひとり暮らしの方は、孤独から来る不安で眠れなくなることが多いとも伺っております。各地の取り組みを調べてみますと、見守りネットワーク支援による訪問事業と合わせ、安否確認や孤独感の解消を目的とした電話訪問事業などを実施され、好評を得ているようであります。そこでお尋ねいたしますが、本市でのひとり暮らしの方への孤独感の解消策への取り組みのお考えと、見守りネットワーク事業の現況についてお伺いいたします。

また、高齢者世帯が生活に関して困っていることとお聞きいたしますと、電球の交換、掃除、買い物、食事の準備、通院やごみ出しなど多様なものとなります。そこで、本市ではひとり暮らし高齢者世帯の生活上困っている現状についてどのように把握され、今後どういった対策に取り組まれようと考えられているのかお尋ねをいたします。

次に、コミュニティーの構築、仮設住宅、災害公営住宅の孤立化防止策についてお伺いいたします。

公明党宮城県本部では、6月から8月にかけて4回目となる仮設住宅アンケート調査を行いました。その調査結果を見ますと、入居世帯の家族構成は単身と2人を合わせて64.4%で、その多くが65歳以上の高齢者となり、少人数化、高齢化が進んでおります。健康状態についてお聞きしますと、「すぐれない」「悪い」と答えた人が合わせて22.9%となり、「近くに相談相手がない」という方が20.2%に上りました。また、「仮設住宅で今必要なことは」と聞いたところ、「見回り支援の強化」「介護支援の強化」「プレハブの修繕」などが続き

ました。さらに、現在心配なことは生活費などの経済面が最も多く、仮設住宅から災害公営住宅に引っ越す際の費用の支援の充実などを求める声が寄せられました。今回の調査でも、健康面での不安、見守り支援の強化を望む声が2割、また、近くに相談相手がいない方も2割もいることがわかりました。

今後、仮設住宅からの移転のめどが立たない方は、災害公営住宅への入居や自立再建の進展により取り残された感の精神的負担や、仮設住宅暮らしの長期化による先行き不安の増大などが心配されます。そこでお聞きいたしますが、今後は見守り支援にとどまらない相談体制の充実などを強力に推し進めることが必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

さらに、仮設住宅から災害公営住宅への移転により、それぞれの団地で新たなコミュニティーを形成することが求められてきます。災害公営住宅と既存地域との関係づくりや、自治会の設立の取り組みなどサポート体制の充実などが課題と考えておりますが、本市ではどのような対策を考えておられるのかお聞かせください。

次に、土木行政について2点お伺いをいたします。

一点目に、道路・橋梁等の路面下空洞調査についてお聞きいたします。

現在、各地におきまして国の防災安全交付金を活用した路面下空洞調査が行われております。平時においても道路の陥没による事故を未然に防ぐことや、災害時等の有事には消防や救急、避難所等への物資輸送などを担う命の道路の確保には必要な調査であります。災害時に物資を運ぶ緊急輸送道路を初め、病院、学校、福祉施設などの周辺道路の安全確保は、防災・減災の上から重要課題であると考えます。そこでお伺いいたしますが、本市での路面下空洞調査について調査計画時期、規模、路線などのお考えについてお聞きいたします。また、これまでの路面下空洞調査の実績がありましたら、結果とあわせてお聞かせください。

二点目に、除融雪対策についてお聞きいたします。

冬になると、除雪に対する声が大きくなってまいります。除雪車が除雪を行っても、交差点などの脇に高く積むだけで、なかなか排雪がされない。また、市民の方が自宅前の除雪をしても、雪を捨てる場所がなく、結局道路脇に積み上げることとなってしまいます。ことしの1月、2月も雪が多く、問題となったのが排雪作業だったと聞いております。そこでお伺いいたしますが、今期の排雪対策についてどのように取り組まれるお考えなのか、お聞きいたします。また、砂缶の設置について増設の要望も多いと伺っておりますが、設置計画についてお聞かせください。

さらに、市内を車で走りますと、勾配がきつく危険と思われる箇所があり、平成25年度2月定例会補正予算質疑の中で、定置式凍結防止材散布装置の設置について提案をしており、調査・研究をされるという答弁をいただいております。その後、どのような経過となっておりますのかお伺いいたしまして、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から5項目についてご質問いただきました。

初めに、薬物等への対応についてお答えいたします。

危険ドラッグについてであります。薬物乱用の恐ろしさは何回も繰り返して使用したくなる依存性を持ってしまい、また繰り返し使用しているうちに自分の意思では薬物の使用をコントロールできなくなってしまい、結果として身体と精神がむしばまれるということにあります。最近では、合法ハーブ、アロマ、お香などと称して薬物が店舗あるいはインターネットで販売されており、若い人を中心に乱用が広まってきており大変憂慮される状況となっております。警察庁の発表では、本年先月末までに危険ドラッグを使ったことが原因で死亡したと判定される方々の数は全国で111人に上り、去年1年間の10倍以上に急増しているとのことです。本市におきましても、未然に乱用を防ぐ取り組みが大変重要な課題と認識をいたしております。

学校教育での意識啓発や教職員への研修についてはというご質問ですが、7月の文部科学省からの通知によりますと、「脱法ドラッグ」の名称は「危険ドラッグ」とその呼称が変わり、危険性について認識・理解をいただく取り組みが強化をされているところであります。また、薬物乱用防止教育は、学校保健計画に位置づけられ、小学校では体育、中学校、高校では保健体育の時間はもとより特別活動、総合的な学習の時間あるいは道徳なども活用しながら、学校教育全体を通じて指導を行うことといたしております。さらに、全ての中学校、高等学校におきまして、年1回の薬物乱用防止教室を実施することとなりました。本市におきましては、小中学校を問わず教職員への周知徹底はもとより、保健の時間等を活用し、薬物乱用防止教育ビデオの活用や、ミニポスターを個人ごとに描かせるなど、学校ごとに特徴ある教育で取り組みを実施されております。また、近々中に専門家を派遣いただいていた薬物乱用防止教室の開催を計画している中学校もございます。また、学校のみでなく、家庭におきましても危険ドラッグの危険性を認識することが極めて重要であります。親、兄弟、家

族が一体となって危険ドラッグを絶対に使用しないことに取り組んでいただければと念願をするところでもあります。今後とも児童教育がしっかりとした知識を持ち、薬物に絶対手を出さないという取り組みを強化されますことを期待いたしているところでもあります。

続きまして、児童虐待についてご質問いただきました。

まず、虐待の現状についてでございます。

本市における平成26年11月末現在の児童虐待件数であります、虐待を疑われるものを含め69件と把握をいたしております。その内訳は、教育環境不良が66%と最も多く、次いで身体的虐待が17%、ネグレクトが10%、心理的虐待4%、不登校3%の順となっております。本市では、児童相談所を初め児童福祉・教育・保健医療・人権擁護・警察などの各関係機関で構成されます児童虐待防止のための組織である要保護児童対策地域協議会を設置し、定期的に要保護児童に関する情報交換や支援を行っているところでもあります。

なお、虐待に関する通報や相談件数につきましては、毎年増減はありますものの、震災後心配されていた急増は今のところ見受けられず、平成22年度が82件、平成23年度55件、平成24年度74件、平成25年度61件となっております。なお、平成26年度は11月末現在で27件と前年を下回る見込みとなっております。

次に、本市の児童虐待防止対策についてでございます。

先ほど説明いたしました要保護児童対策地域協議会におきまして、児童虐待に関する情報交換を行い、支援策を協議しながら児童の安全を見守っているところでもあります。その中でも特に不安要因が多いケースに関しましては、児童相談所や臨床心理士、スクールソーシャルワーカーなどの方々と交えて個別のケース会議を開催し、専門的観点から対応策などの助言をいただいております。そのほか、専門の相談員が相談に対応する家庭・児童相談のファミリーダイヤルを設置して、相談体制の充実を図っているところでもあります。また、児童にかかわるさまざまな関係者に呼びかけ、児童虐待防止研修会を開催したり、11月の児童虐待防止推進月間にはオレンジリボンキャンペーンを駅等で実施するなど、市民への啓発活動も積極的に取り組んでいるところでもあります。今後とも児童虐待防止にしっかりと取り組んでまいります。

次に、高齢者支援についてご質問いただきました。

まず、ひとり暮らしご高齢者世帯への支援についてお答えをいたします。

ひとり暮らしの方々への生活における不安解消策の考え方についてでございますが、高齢者の

方々はご自身の趣味を初め、町内会や老人クラブでの活動、また生涯学習として公民館事業への参画や、本市が実施いたしております転倒予防教室等の介護予防事業、社会福祉事務所が行っているお茶会などに数多く参加をいただいております。残念ながら参加しづらいという方々もおられます。特に男性の方々はこれまで地域とのかかわりが比較的希薄であり、余り参加に積極的ではないと言われており、ひとり暮らしの男性の閉じこもりの方々が地域全体の課題となっているところであります。やはり地域で元気で暮らしていくためには、本人の積極的な参加と、あわせて地域全体としての支えが必要でありますし、積極的に参加いただくことにより地域の一員としての役割が生まれ、生きがいにつながっていくものと考えております。

ご質問では、電話訪問事業を実施している自治体もあるとの内容でありましたが、電話訪問事業は介護の認定を受けていないひとり暮らしご高齢者に定期的に電話をかけて、地域ぐるみで安心して暮らしていけるよう支援をいたすものであります。本市では、これまでも介護認定を受けていないご高齢者の自宅を定期的にご訪問し、生活面や健康状態の聞き取りを行っております。健康状態が不安な方々には、さらに月1回程度ご訪問し、健康状態のチェックや生活上の悩みなどをお伺いいたしておるところであります。今後も引き続き地域の方々と連携しながら、ひとり暮らしの方の生活上の不安解消に努めてまいりますし、各地域の地域包括支援センターと一体となり、気軽に相談していただけますよう周知を図ってまいります。

次に、見守りネットワーク事業の現状についてご質問いただきました。

本市では、平成26年3月末現在で高齢者のひとり暮らし世帯と二人暮らし世帯を合わせて5,879世帯、全世帯の25.8%で、毎年増加をいたしております。高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活できるためには、やはり地域全体の見守りが大変重要であります。このため、週1回の弁当宅配や、緊急通報システム設置、認知症の方々が行き先不明になった場合のSOSネットワークを初め、地域を巡回している各業界の方々と協定を締結し、地域にお住まいのご高齢者の日常の見守り活動の機会をふやす努力を行ってきております。

具体的にではありますが、弁当宅配につきましては安否確認の意味で実施をいたしておりますが、本年から浦戸地区にも配達を行っているところであります。緊急通報システムにつきましては、一定時間反応しない場合には連絡される体制が組み込まれております。特に浦戸地区は甚大な被害を受けた地域であり、持病を持っている方々など生活に不安がある方々への

緊急通報システム設置がふえているところでもあります。SOSネットワークでは、行き先不明になった際にタクシー、JR、バス会社、放送局等の各業界に知らせる体制が整いつつございます。また、地域全体の見守り活動が必要でありますことから、平成23年度から配達や検針等の業務で地域を巡回している例えばみやぎ生活協同組合、郵便局、水道メーター検針業務委託事業者、あるいは河北新報販売所との協定書の締結を実施しております。最近、新聞販売職員が配達時、配達先の新聞がたまっていることに不安を抱き、自宅をのぞいたところ倒れられている姿を発見し、110番通報をいただいた事案等もございました。

次に、ご高齢者世帯の日常生活の困りごとの把握と、その対策についてであります。

本市では、ご高齢者の調査を定期的実施し、問題点の把握を行っております。また、本市窓口と各地区の地域包括支援センターでは、本人やご家族から直接寄せられる相談、要支援・要介護認定を受けている方々の担当ケアマネージャーからの相談、ご近所、民生委員からの相談、情報提供等がございます。本市や各地区の地域包括支援センターでは、相談や情報提供を受けますと対象のご高齢者の自宅を専門職員がご訪問し、状況確認を行わせていただいております。状況確認後、対象となるご高齢者に適切な対応を行うために、必要に応じ各地区単位での地域ケア会議を開催いたしております。また、より困難なケースの場合は、市全体で地域ケア会議を開催し、本市と地域包括支援センター職員でその対応についての検討を行っているところであります。

ご質問の掃除や買い物、食事の準備など等につきましては、介護認定を受けないひとり暮らしやご高齢者のみの世帯の方々には軽度生活援助制度があり、本市が必要と判断した場合には市が助成することによりまして、1時間当たり本人負担が160円で、1日2時間以内、週2日利用できる制度がございます。残念ながらこれまで利用している方々が介護認定に移行し、減少しておりますため、現在の登録者が16名という状況になっておりますので、今後もなおこの制度の周知に努めてまいります。

次に、コミュニティーの構築についてご質問いただきました。

仮設住宅、災害公営住宅の孤立化防止についてでございます。

仮設住宅入居者の見守り支援にとどまらない相談体制の充実などの必要性についてご質問いただきました。

現在、伊保石仮設住宅内にふれあいサポートセンターを設置し、運営は塩釜市社会福祉協議会にお願いをし、保健師や看護師、相談員など計10名体制により入居者の生活の支援に取り

組んでいるところであります。その運営内容としては、まず浦戸地区を含むプレハブ仮設住宅とみなし仮設住宅入居者の見守りや健康相談、生活相談を今年度は11月19日現在で延べ6,264件訪問し、顔の見える支援体制をとらせていただいております。また、ふれあいサポートセンターのほかにも、保健センターが11月末現在で948件、健康に関する訪問相談を行ったり、健康教室などの健康づくり事業を実施し、35回、295人の入居者に参加いただいたところであります。さらに、地域包括支援センターによる相談、あるいは警察署などとの連携による防犯対策などを行っているところであります。これらの支援関係の情報共有と課題解決のため、ネットワーク会議を月1回開催するなど、きめ細かい支援を行っております。加えて伊保石地区災害公営住宅に入居された31世帯を定期的に訪問し、声かけと相談活動を行ってきております。

一方、平成23年9月に最大204世帯、492人が入居しておりました仮設住宅は、自主再建や伊保石地区災害公営住宅への入居により、現在は147世帯、306人と縮小いたしております。今後、錦町地区や浦戸地区などで災害公営住宅への入居が進むにつれ、仮設住宅入居者が徐々に減少し、空き住戸が増加いたしてまいりますので、やはり取り残され感や防犯上などの精神的負担や不安が懸念されるところであります。このことへの対応として、これまで以上にきめ細かな相談体制や、支援団体との連携によるコミュニティー維持の場を提供してまいりたいと考えております。具体的には、復興庁が平成27年度新規事業として地域活動への参加など前向きに暮らしていける生きがいつくりの後押しとなるコミュニティー復興総合事業や、地域コミュニティー活動を活用した被災者生活支援事業を検討されておりますので、これらの制度活用について社会福祉協議会と連携しながら対応をいたしてまいります。

次に、災害公営住宅移転後、既存地域との関係づくりや自治会設立の取り組みサポートの充実についてであります。

先ほど高橋議員からも同様のご質問をいただきましたが、災害公営住宅へ入居されました方々に対しては、災害公営住宅にかかわる関係部課が協力しながら、入居決定後の入居者同士や地元町内会との親睦が深まるような懇談会の開催や、入居後のさまざまな課題等に対して入居者と一緒になって解決を図るための取り組みを行うなど、入居者が地域に溶け込めるようなコミュニティー形成に積極的なかわりをさせていただいております。また、本市では町内会等の自治組織の設立や運営に関する相談窓口を開設しながら、地域コミュニティーの核となる自治会活動への積極的な支援を行わせていただいているところでございます。

次に、土木行政について3点ご質問いただきました。

初めに、道路や橋梁等の路面下の空洞調査についてのご質問でありました。

道路陥没を未然に防ぐために、これまでの目視だけではわからない路面下の空洞をはかるために、地中探査レーダー装置を搭載した車両が既に調査を実施いたしております。県内では、この機械を持ったのが唯一白石市だそうであります。道路陥没発生時にその箇所の調査を実施されたとお伺いいたしました。おおよそ1キロメートル当たり27万円かかったそうであります。本市で例えば同様の調査を実施することといたしますと、管理しております市道認定路線延長が166.5キロメートル、全てで実施をいたしますと1キロメートル当たり27万円の経費をかけますと約9,000万円の調査となり、財政的には大変大きな負担になるものと考えております。

現在、本市におきましては道路ストック総点検事業に取り組んでおります。これは市道認定路線に係る道路車道部や歩道部のひび割れや亀の子状のクラック、わだち、縦断の凹凸や道路附属物の照明施設、さらには橋梁、トンネル本体や照明などについてもつぶさに点検・調査を実施いたしております。

本市といたしましては、議員ご提案の趣旨を踏まえ、今後これらの点検・調査結果で空洞が疑われ、陥没等のおそれのある箇所等につきましては、国の補助制度を活用し、区間を一定程度に限定し、空洞調査を活用する方策を検討し、より道路の安全性の向上を目指してまいりたいと考えております。

除融雪についてご質問いただきました。

排雪対策について特にとというご質問でありました。

今年2月の大雪時には、道路脇に除雪した大量の雪が長期間解けずに堆雪し、歩行者の支障になったことから、車道や歩道などの排雪作業を非常時の対応として市内に排雪場所2カ所、泉沢の調節池と伊保石公園ピクニック臨時駐車場を設け、地元建設業者のご協力をいただき、排雪作業を実施したところであります。

今年度であります、昨年度の反省を踏まえ、除雪業務委託の中に排雪作業も含め、さきに述べた排雪場所を指定し、12時間降雪深が20センチの雪量と予想される大雪警報発表時には迅速かつ円滑な排雪作業を組み合わせる実施をさせていただきたいと考えております。

また、砂缶についてもご質問いただきました。

今年度は8カ所を増設し、296カ所に砂缶を設置させていただきたいと思っております。

また、多賀城市の定置式の凍結防止剤散布装置を議員が勉強されて、塩竈市でも急勾配の道路でぜひこういった方式を採用してはいかがかというご紹介をいただきました。本市でも担当が多賀城市のほうに出向き、費用を確認いたしましたところ、大分大きな金額でびっくりして帰ってまいりました。塩竈市におきましては、当面は北側斜面等の凍結しやすい箇所については通常の除融雪作業の中で特に重点的な取り組みを行わせていただくことによって、対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） 丁寧なるご答弁をいただきましてありがとうございます。本当にもう質問することがないくらいご答弁をいただきまして、ありがとうございます。でも、その中でもちょっと質問をさせていただきたいと思います。

順次質問させていただきますけれども、まず危険ドラッグについてということで、答弁でもありましたけれども、危険ドラッグは誰でも身近に起こり得る問題ということで捉えております。そういった中で、やっぱり学校現場での教育、または先生方の研修とか、そういったところが大事になってくるのではないかなと思っておりますが、薬物の間違った使い方によってこうなるよとか、薬物乱用の恐ろしさなど、薬物乱用防止の教室というか、そういった取り組みも大切であると思っております。先ほども答弁でありましたように、薬物乱用によって体に与える危害の解説とか、または写真、映像を見ての理解をしていく取り組みなどがあります。また、販売に関してはハーブとかお香とか芳香剤などを装いながら販売されているという現状でありまして、とにかく危険ドラッグというか、こういったものには手を出さないということで、本当に教育的なところからしていきたいと思っております。小中高の先生方も、約3割がそういった有害性のある危険ドラッグについてはっきりと説明ができないというような、そういった調査結果も出ていることから、今回ちょっとお聞きをさせていただきました。

それで、先ほども研修の取り組みで講師を招いてということがありましたけれども、本市で講師として薬剤師の方とかを招いてPTA関係者等に対しても薬物乱用防止の普及啓発などの取り組みなどを行う計画はされているのかどうか、この点お聞きをしたいと思っております。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） お答えいたします。

実はスポーツ健康課のほうに問い合わせをして、講師の派遣等についても確認をしたところでございますが、文部省からの通知は7月から11月まで3回出ておるところなんです、本年度の薬物乱用の講演会についてはもう既に終わったということで、次年度以降準備をしますということでございました。各学校、薬物乱用についての教室を中学校では開くわけですが、その中で1校のみ今後危険ドラッグについての取り組みをするということで聞いております。

それから、青少年センターの前の所長さんが三小近くにありました脱法ハーブの店、何となくおかしいということで、警察のほうに連絡をして、結果的に逮捕していただいたというようなことで、水際で安全を確保できたということをご報告申し上げます。

以上であります。

○副議長（鎌田礼二君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。

危険ドラッグにつきましては、子供たちにとって少し難しい内容もあるかと思うんですけども、こういったことも繰り返し学習して、薬物乱用防止等につなげていただきたいと思いますし、またこういった研修を行うことで、子供たちが学校等でこういった薬物の危険性を学びますと、その知識というのはやっぱり家族の方にも広がって行って、また相乗効果というかそういったことも重要な取り組みではないかなと思っておりますので、この辺もよろしくお願いをしたいと思います。

本当に危険ドラッグ、死亡した人がことしは昨年の10倍だという結果も出ていますし、検挙は145人で昨年の2.2倍と。世代で見ると7割超が30代以下だということで、そういった調査結果も出ております。本当にこの危険ドラッグは覚醒剤または麻薬以上に作用が激しくて、死に至っていくというような、そういったことも言われておりますので、学校現場での教育等さらなる充実をさせるような取り組みをお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして児童虐待についてお聞きいたします。

児童虐待は先ほども答弁でございましたが、4形態と言われておりまして、身体的虐待が最も多くなっておりまして、その次に心理的虐待、そしてネグレクト、あと性的虐待と、そういった順となっているようであります。また、所在のわからない子供が全国で約2,900人いるということを聞いておりまして、本市では居所不明といえますか、こういったところはどうか

いうふうに捉えているのかお話を聞きたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 本市での所在不明の子供は何人くらいいるのかというご質問でございました。

たしか夏前、6月か7月ころだったと思います、全国的に所在不明の報道がされた時期でございますけれども、国のほうから私どものほうにもその調査の照会がございました。私ども教育委員会初め関係する部課と確認したところでございますが、その時点で所在不明の子供さんはおりませんでしたので、ご報告申し上げたいと思います。以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。ありがとうございます。

児童虐待の根絶に向けてということで、妊娠から出産・育児期まで切れ目なく相談しやすいような体制の構築など、そういったことも言われていますし、または相談窓口、警察、医療機関、学校関係等の連携の強化なども言われております。その中の一つで、虐待の疑いを感じたら児童相談所に連絡するなどみんなで見守る地域社会にしていくというような、そういったことも言われているんですけども、先ほど窓口相談件数とか答弁の中でありまして、よくわかりました。その中でも、やっぱり「こういった場合どうするんだろう」というような方も中にはいるのかなという感じがあるんですけども、そういったところを見つけた、疑いを感じたら児童相談所、または塩竈ではどこに連絡するんだというような方もいると思うんですけども、そういった周知の徹底の仕方というのは本市ではどのような状況と捉えているのか、その点お伺いしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 本市で児童相談虐待の兆候をつかんだときにどのように対応するかというご質問でございました。

先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、私ども児童に関する関係機関が集まりまして、協議会をつくって定期的に情報交換等、支援策について協議をしているところでございます。その中で、特に深刻なケースの場合には定例の会議のほかに個別にケース会議を開いて、認識を深めるためのより深い話し合いを行っているところでございます。その結果、児童相談所のほうに通告が必要という場合には、宮城県の中央児童相談所のほうに情報を伝えまして、県のほうでも一緒になって、一体となって対応していただくという体制をとっているところ

でございます。以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。

こういったことをやっぱり一般市民の方にもわかっていただいて、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思っております。近年では親が子供の前で暴力をふるう、面前というか、DV、ドメスティックバイオレンス、心理的虐待がふえている傾向にあるということでありますので、こういった児童虐待防止へのさらなる啓発活動と展開をお願いしておきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして高齢者支援ということで、答弁を聞きましたけれども、以前いろんなところで質問させていただいたことが実施されておまして、本当に充実した取り組みをしていただきまして、心から感謝申し上げますところでございます。

超高齢化が進みまして、高齢者世帯が急増してきている中でありますけれども、見守り、そして家事援助など高齢者の生活支援が重要性を増しているということでありまして、これは今行われている高齢者が住みなれた地域で医療や介護など必要なサービスを一体的に受けられるということで、地域包括システムでもこういった生活支援の部分の充実が求められているところでもあります。また、介護保険法の改正などによりますと、2015年度には介護保険制度の一環として認定者を対象にしてきた介護予防給付の一部が地域支援事業に移行されてくるというようなこともありますし、またこれによってNPO、企業、住民ボランティアによる多様な生活支援のサービスの提供が可能になってくるという部分も今ございます。法改正によって生活支援サービスコーディネーター制度が設けられるなど、取り組みのあり方を検討する協議体づくりなどもありまして、本当に自治体に求められていることは多いと思っておりますけれども、こういった高齢者の生活支援の充実の取り組みを後に回すのではなくて、とにかく早く取り組まれながら、充実を図られることをお願いしておきたいと思っております。

何点か市民の方からの声で、ひとり暮らしというとやっぱり家事援助がよく利用されているということでもあります。そして見守り、孤独感の解消策としては、先ほども訪問してきちんとやっているということでありまして、その中でも留守とか等で、そういった訪問のときに会わない方も中にはいるのかなということで、市民と話をしながら思うところなんですけど、要するにひとり暮らしの方が食事とかそういったものもつけれない、または住まいのことも考えて老人ホームはどこかないかとか、そういった悩みを抱えながら窓口に行くわけですけ

れども、窓口に来ると共生型の施設を紹介されたり、対応を親切にしてくれているということでもありますけれども、そういった中でも後々にやっぱりそういったところは嫌だとか、別なこともお聞きしたかったということで、そういったことをどこで聞いたらいいのかというのがわからない方がいるので、そういったときにワンストップで、一つのことを窓口相談していてもそのほかに何かないのかというか、そういった聞き取りとか、十分にやっているとは思いますが、聞きに行った方の性格上の問題もあると思いますが、もう少し聞いていただきたいという点もあるんですが、この点、ワンストップ型の相談窓口について今後さらなる充実に向けて考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいまご高齢者の生活不安等の解消についての相談への対応についてご質問いただきました。

基本的に私ども市内に3カ所設置されてございます地域包括支援センターで、高齢者の皆さんあるいはそのご家族からのご相談をお受けするという対応をとらせていただいているところでございます。ただ、相談内容等を担当から聞きますと、純粋に介護に関する相談というものもございまして、大体は生活上の不安とか、家族関係、あるいは経済的な問題、かなり幅広の相談をお受けしているという状況がございまして、それを受けまして、包括支援センターの職員はそれぞれ担当のほうにしっかりとその情報をつなぎまして、高齢者の方々の不安解消に努めているという状況がございまして。

それから、前にもご報告さしあげたとおりでございまして、包括支援センター、来年の4月から5カ所に増設ということを予定しております。それに向けて今準備をしているところでございまして、高齢者の皆さん、ご家族にとってはより身近なところで相談できる体制が今以上に整うのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。

地域包括センターも増設になりますけれども、こういったところに相談に行けばきちんと指導という方向性を見つけてくれるよというような、そういったこともまだわからない人もいるのかなということで、周知の徹底の部分でもお願いをしたいと思っております。

また、もう一つが高齢者の居場所づくりのことを言われるわけですね。デイサービスとかそ

うというようなイメージではなくて、普通の民間の空き家とか空き店舗とかそういったものを活用したところを言われるんですが、道とかで会って、うちに遊びに来てうちでお茶を飲みましょうと言っても、なかなか最近はうちには来たがらないというような状況もあって、外で会うんだったらそこでお話とか、いろんな懇談ができるのにとというような、そういった声がずっとあるわけですが、こういったところをどう考えているのかお話を聞きたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま高齢者の居場所づくりというご質問をいただきました。

私ども市内に1カ所ではございますけれども、桜ヶ丘の市営住宅の隣に老人憩の家がございますけれども、その場所を活用いたしまして生き生きデイサービスを提供している場をつくっているというところがございます。毎週定期的に1回程度でございますけれども、ご高齢の皆様がお集まりいただいて、例えばそこで軽運動をしたり、レクリエーションをしたりということで、そのような交流の場をつくっているところでございます。そのほか、生涯学習等でそういう場があるのではないかとこのように考えておりますので、特に介護ということにとらわれることなく、ご高齢者の皆様が地域の中で生き生きと暮らせる場を塩竈市としてもつくってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。ありがとうございます。

この点では、やっぱり中心街にも一つ、二つ、数は当局の判断にあれですけれども必要ではないかなということで感じておりますので、この点もご検討していただくようお願いをしておきたいと思っております。

あともう一つが、やっぱり車での送迎など外出支援のニーズも高くなってきているのではないかなという感じがあります。買い物、あとちょっとそこまで行くのに必要だという声もあるんですね。あとタクシー券なども足りないとかという声もありますし、75歳以上になると私たちにも何とかそういった券がもらえないだろうかみたいな、そういう話もあります。やっぱり乗り合い型のタクシーとかも必要になってくるのではないかなと思っております。あるところでは自家用自動車を使った有償旅客輸送の認められる道路交通法というか、78条を活用して取り組みをしているところがありまして、運転は地域住民の方で65歳以上の方にお願いをして、ボランティア的なところがあるみたいですが、こういったところは検

討できないかどうか。これも地域によってはできないところもあるのかなと思うんですが、どうでしょうか。今までデマンドタクシーの検討は十分なされているということでお聞きしていますけれども、こういった取り組みはできないものか伺いたします。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいまご高齢者の買い物支援について自家用車の活用というご提案がございました。

先ほど市長の答弁の中にも盛り込んでいる内容でございますけれども、現在軽度生活援助員という制度がございます。ひとり暮らしのご高齢者などの方が自宅で生活する場合に家事のお手伝いをさせていただく制度でございます。その中には、買い物というものも含まれておりますので、私どもとしてはまず第一にその生活援助員の制度をしっかりと定着できるようにPRに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。ありがとうございます。

コミュニティーの構築につきましては、いろんなお話がございましたので、とにかく新しいコミュニティーづくりは大事になってまいりますので、しっかりとしたサポート体制をとっていただきながら取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

また、土木行政におきましては空洞調査の点は今後検討されていくということですので、陥没してからでは遅いという点もありますので、この点もよろしく願いをしておきます。

また、雪の備えも、今期も寒さを感じておりますので、雪の備えを本当に充分にさせていただきながら、安全が図られる取り組みをお願いいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君） 以上で、小野幸男議員の一般質問は終了いたしました。

次、7番阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君）（登壇） 12月定例会一般質問をさせていただきます。自由民主の会の阿部かほるです。質問の機会を与您いただきました同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。

さて、平成26年もあとわずかな日を数える時期となりました。平成27年は東日本大震災から丸4年目を迎え、結果が求められている年でもあります。さらにスピードを上げて復興をなし遂げなければなりません。

去る11月7日、私たち議員全員、当局とともに市の復興状況の現場視察をいたしました。浦戸四島、錦町の災害公営住宅、岸壁等、新年に向けて一日も早く被災された方々が安心した生活が送れるように、工事関係者の方々も懸命な作業を進めていただいております。来年度は加速的に目に見える形で復興が進むものと期待しております。

そこで、今回の一般質問においては、今後の塩竈市の経済発展をどう進めていったらよいかを考え、質問をさせていただきます。

それでは、質問の第1、地域経済対策についてお伺いいたします。

東日本大震災で被災し、施設の復旧補助金の交付を受けた事業者に対して、東北経済産業局が10月に行った調査によりますと、売り上げが震災前の水準まで回復したと答えたのは全業者ではまだ40.3%、塩竈にとっても基幹産業である水産、食品加工業は19.4%、そのうち32.8%が売り上げは震災前の半分以下と答えております。そして、この業績が上がらない理由として、34%が既存顧客の喪失、そしてまた風評被害もその理由に挙げております。ほかの業種で売り上げを回復させた卸小売業、サービス業も31.8%と低水準であります。市内の事業者も同様で、特に最近はや安の進行によって原材料を輸入品に頼る水産加工業は、価格の高騰でその業績は低迷しております。このような経済状況の中、市は中小企業対策としてどのように考えておられるのか。また、支援策の一つに水道料金のある一定程度以上使用する事業者に対する軽減策も経済支援に有効ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

二番目に、食によるまちの活性化策についてお尋ねいたします。

宮城県は、沿岸部と山間部によって食文化の違いが見られます。塩竈市の魚の食文化の発信力は弱く、まだまだ内陸部には知られていないようです。魚食文化の発信元である仲卸市場は、関係者の創意工夫によって改善が進み、利用者も増加傾向にあると思います。関係者のご努力に感謝しているところであります。

しかしながら、塩竈市の食文化のブランド化は進んでいるとは思われないのであります。仲卸市場の活性化は、交流人口を盛んにすることと思います。私は子育て支援の事業を企画・実施しております。先日、仙台市内の親子40名ほどをバスで仲卸市場を案内いたしました。魚の話聞き、その魚を食べ、お土産を仕入れて大満足でした。この行事に参加した若いお母さん方の感想に「一般人も入れるとは知らなかった」「魚の種類が多くびっくり」などの意見がございました。行政、関係者、市民の皆さんが力を合わせてPRに努め、交流人口の

増加を図ることが必要ではないでしょうか。市のお考えをお伺いいたします。

三番目に、史跡保存の取り組みについてお尋ねをいたします。

野田の玉川の碑のあり方について。

昔、福島県の勿来の関に、地元自治体が有名な歌の碑を建てました。ある先生が「その歌は宮城県の勿来の地で詠んだ歌だ。教育によくない。史跡は史実に忠実であれ」と異を唱えました。その自治体では、「これは観光のためです」という事例がございます。

塩竈市にも歌枕に詠まれた地名が多くあります。その一つが野田の玉川。奥の細道に芭蕉が訪れたことで有名になり、その碑があるのでしょうか。ところが、その史跡が個人の屋敷の中にあることでも、地元で有名でございます。このたび塩釜駅前広場が整備され、道案内板に「野田の玉川まで400メートル」とあります。観光客が訪れましたら、個人の屋敷内の、それも玄関先の目の前に碑があったということです。史跡保存の姿勢が問われます。例えば近くの広場に移し、ミニ公園化するのも一つのあり方と思いますが、お考えをお伺いいたします。

四番目に、県の貞山運河再生復興ビジョンに対する市の対応についてお尋ねをいたします。

宮城県は、大津波で被災した貞山運河を復興のシンボルと位置づけ、関係市町と協力して再生する分野ごとにプロジェクトを立ち上げております。阿武隈川から旧北上川までの49キロメートル、うち御舟入堀と称される運河の一部、貞山堀が塩竈市に関係してきております。この貞山運河の歴史は古く、江戸時代までさかのぼります。その運河の開発は、当時の米など生產品の物流に大改革を起こして、新しい価値を生み出されております。そしてまた、塩竈のまちの形成にも大きな影響を与えたと言われております。県が指導するこの運河再生復興ビジョン実現の政策は、塩竈市の経済や交流人口、その他の分野にも深く関係するもので、長期的にはこの地域に大きな新しい価値をもたらし、地方創生の発信力になっていくのではないのでしょうか。今、市の具体的な対応が求められているのであります。市の取り組みをお伺いいたします。

また、この復興ビジョン実現の施策の一つに運河堤防に桜の木を植えて景観を創出するプロジェクト、桜植樹部会があります。この部会は、国、県、関係市町で構成しているのですが、なぜか塩竈市だけが抜けております。この部会の構成員として参加しないのか、その理由をお聞かせください。

以上、第1回目の質問といたします。ご答弁をどうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 阿部かほる議員から、本市の経済発展を中心に4点についてご質問がありました。

初めに地域経済対策について、特に市の中小企業対策についてお答えをいたします。

まず、水産加工業の中小企業対策についてであります。本市の水産加工業界であります。震災からの復旧・復興に一生懸命取り組んでいただきますとともに、震災直後の製造停止や風評などにより失った販路を何とか取り戻そうということで、今水産関係者挙げて努力をいただいているところであります。一方では、原油の価格高騰、あるいは原材料の円安の影響等によるもの、そして電気料金を初めとするさまざまなコストの上昇、そして消費税の引き上げなどが続いており、大変悪戦苦闘いただいております。中でも一番の問題であります。これら上昇したコストの製品価格への転嫁が、残念ながら大手との価格競争や販売店等の意向もあり、受け入れていただけないというところであります。先ほど議員のほうも引用いただきましたが、マスコミの報道によりますと10月に東北経済産業局からグループ化補助金の交付を受けた水産食品加工業の8割の方々にアンケート調査を出されているようですが、全て震災前の売り上げに戻っていないという大変厳しい調査結果であったというふうに認識をいたしております。

我々塩竈市の支援策であります。やはり販路の開拓・拡大が喫緊の課題であると考え、フード見本市やどっと祭への支援、さらには宮城県との協力のもとで県内外で開催される販売会や商談会への参加の呼びかけといったようなことに取り組んでおります。また、練り製品業界に対しましては緊急雇用の制度を活用して販路拡大へ向けたセールス活動の支援を行わせていただいておりますし、復興支援をいただいている自治体をそれぞれご訪問する際にも、本市の産品として練り製品や加工品を持参し、販売やPRにより販路拡大につなげるよう今努力をいたしているところであります。

また、宮城県では今年11月から毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と定め、月ごとの旬の食材を定めた販路拡大のためのキャンペーンを開始いたしました。本市でも11月には消費者の皆さんにまずはその趣旨をご理解いただき、少しでも多く魚を食べていただきたいということで、業界の皆様とともに市内スーパー3店舗のPRでそれぞれ活動を行わせていただいております。私も参加し、塩竈の魚の魅力を広く内外に発信をさせていただいたところであります。

次に、商業者の中小企業対策の取り組みであります。

東日本大震災による個人消費の低迷による本市商店の売上げの残念ながら減少というよう
な影響でありますとか、本年4月から消費税率の引き上げによる購買意欲の冷え込みに対す
る懸念などから、地域経済の活性化を図ることを目的に、先ほど菊地議員からもご質問いた
だきましたが、市では今年度塩釜商工会議所が実施している塩竈ニコニコ2割増商品券事業
に対して補助金による全面的な支援を行わせていただいたところであります。また、現在商
工会議所が事務局となり、市内の水産業や商業など各種業界団体などに呼びかけを行い、塩
竈が持つ地域資源の魅力と活用方策を各種イベントを通じて近隣商圈に発信し、継続的に塩
竈を訪れ、楽しんでいただく機会とさせてもらいたいということで、「塩釜ゆめ博」を来年
ぜひ開催をしたいということで、準備委員会を設立されております。本市といたしましては、
門前町として培われてきた歴史と文化、また海や港、新鮮な魚、あるいはそれらの食文化と
いうさまざまな魅力をこの「塩釜ゆめ博」に込めて、内外から多くの方々に本市を訪れてい
ただく機会になればということで、商工会議所とともに取り組んでまいりたいというふうに
考えているところであります。

なお、中小企業者に対する他の支援策といたしましては、復興特区として位置づけた民間投
資促進特区、いわゆるものづくり特区であります。同様に千賀の浦観光推進特区が設定をさ
れており、区域内対象事業者は指定を受けることによりまして設備投資や従業員の給与など
に対して税制上の特例措置が適用される制度であります。これまで既に51事業者が認定を受
けているところであります。さらに、二重債務問題を抱える被災中小企業者の方々の再生の
ため、債権の買い取り等を通じて被災事業者の債務負担を軽減し、事業の再生を支援するこ
とで、被災地区の復興に資することを目的として、東日本大震災事業者再生支援機構を設立
して、市内の中小企業者の方々にこの債務負担の肩がわりというようなことに取り組んでい
ただいております。市内の事業者も活用されているという情報を把握いたしているところで
あります。

次に、事業用水道料金についてのご質問でありました。

中小企業者の救済策として水道料金の減額についてのご質問でありました。

ご案内のとおり、水道事業は企業会計の原則に基づき、お客様が使用し支払っていただい
ている料金のみで経営をする、いわゆる独立採算方式で行われております。事業運営を健全・
安定的に継続していくことについて、多賀城市民を含む6万2,700名の利用者から強く求めら
れているところでありますが、そのためには適正な水道料金による収入の確保ということが

大切になるかと思っております。したがいまして、本市におきましては今定めております水道使用量別の料金体系、逦増料金というんですかね、そういったことで、大量に使う方々には結果として大きな負担をさせていただくという制度で取り組んでいるところであります。

一方、先ほど来お話をいただいておりますとおり、東日本大震災の影響がいまだに地域社会に大きな影を落としている現状であります。地域経済にとりまして中小企業が疲弊することは大きな課題でありますので、ご提案いただきました中小企業への限定的な支援といったようなことについては真摯に受けとめてまいりたいと考えているところであります。

次に、食によるまちの活性化策についてご質問いただきました。

食、仲卸市場の活性化についてであります。買い物だけではなくて学びや体験を組み合わせることでお客様を誘致できるのではないかというご提案でありましたが、この10月、仲卸市場内に新たにキッチンスタジオがオープンいたしました。もっと魚のことを知ってもらいたい、もっと魚を食べてもらいたい、そんな思いで完成したキッチンスタジオでは、例えば親子で魚のさばき方を学ぶ食育でありますとか、季節の魚を使った料理教室などの生涯学習、あるいは魚料理に関するイベントの開催や、一般団体等へのレンタルなども行っております。まさにこのスタジオ経由で、今後市内はもとより仙台圏域の皆様にも食文化の普及と発信、特に塩竈のお魚はおいしくて安いですよといったような情報を、ぜひ積極的に発信をしてまいりたいと思っておりますし、議員からご提案いただきました学びや体験をテーマとした観光ルートという点では、本年度から広域連携の中でさまざまな観光ルートづくりのメニューも提案をいたしているところであります。

宮城・岩手・山形3県の6市4町で構成されます「伊達な広域観光推進協議会」では、「伊達な学び旅」と称して防災学習、世界遺産、日本三景、松尾芭蕉といった歴史・文化や自然、食などを織りまぜて、地域の魅力を存分に楽しみ、体感いただくモデルルートをつくり、首都圏を初め関西圏、北海道に誘致活動を今現在展開いたしております。本市では、特に塩竈神社様のほか、かまぼこづくり体験、仲卸市場での買い物やマイ海鮮井つくりなど、食の分野を強く提案をいたしており、修学旅行や研修旅行の誘致など今後新たな観光需要の発掘に結びつけてまいりたいと考えております。

また、来年7月から9月にかけて、宮城県におきましては観光夏キャンペーンが実施されますので、仲卸市場を含め、塩竈市魚市場を初め、食のまち塩竈の魅力を最大限に生かすべく、関係機関と協力しながら引き続き旅行商品の造成やPR活動に積極的に取り組んでまいりま

す。

次に、史跡の取り組みについてご質問いただきました。

野田の玉川の碑のあり方についてというご質問でありました。

野田の玉川は、いにしえより歌枕として数多くの歌に詠まれてきた景勝地であります。ご質問の野田の玉川の碑は、江戸時代の天明7年に建立されたものであります。「夕されば潮風越してみちのくの野田の玉川千鳥鳴くなり」という能因法師の歌が刻まれていることでも有名でございます。

この碑は、かねてより個人の所有地内にあったものでございまして、土地の所有者のご厚志により、史跡めぐりに訪れる多くの方々にごらんいただく機会を提供いただいております。大変感謝を申し上げますところでありまして、土地所有者の方とは今後とも緊密な連携のもと、ご協力をお願い申し上げたいと考えております。

議員からのご質問は「野田の玉川の碑の移転を行い、公園化を図ってはいかがでしょうか」というご質問と受けとめさせていただきますが、基本的にこのような文化財はいにしえからの場所にあることによりましてその文化財の価値というものが非常に磨きがかかっていくのではないかというふうに我々は考えているところでありますので、できれば現在の場所に置くことによっていにしえをしのんでいただくということにもなるのかなと思っておりますが、今後の活用策につきましては、なお土地所有者の方々とはさまざまな視点から協議を重ねさせていただきたいと考えているところであります。

次に、貞山運河再生復興ビジョンに対する市の対応について、特に塩竈市が参加していないのではないかというご質問でありました。

仙台湾沿岸地域を縦断する歴史的な運河群であります貞山運河は、東日本大震災に伴う津波に対して一定の減災効果があったと言われておりまして、震災以降、沿岸地域で行われるさまざまな事業が同運河を基軸として相互に連携し合い、一つのグラウンドデザインに沿って展開されるべきとの考えに基づき、宮城県の土木部が中心となりまして、平成25年5月に貞山運河再生復興ビジョンが策定されております。この貞山運河再生復興ビジョンの基本目標の一つに「地域にとって誇りある歴史的な運河群としての再生」がありますが、その主要施策である運河群にふさわしい景観の復元・創出に、運河への桜の植樹計画が位置づけられております。貞山運河の美しい景観を再生し、人々が集う魅力的な沿岸地域の形成を図るために、運河沿いに桜の苗木を植樹し、復興と鎮魂のシンボルとするとともに、百年、千年の風

土をこの地域からつくり上げていこうという目的だと理解をいたしております。

桜の植樹に当たりましては、運河沿線自治体の復興まちづくり計画や、新しい土地利用計画を踏まえた配置とし、運河群の歴史や既存の景観、周辺自然環境との調和などを基本方針とされております。

ご案内のとおり、貞山運河につきましては蒲生干潟の七北田川河口から北に延びまして、砂押川河口である一本松石油基地入り口の貞山大橋付近までの約7キロメートルが御舟入堀と呼ばれる区域となっております。ただ、仙台港整備によりまして、この運河の土地を一部仙台港の区域に編入をしてしまったことによりまして、残念ながら全体を損なってしまったということでもあります。このような反省に基づきまして、今回新たにこのような計画を宮城県の土木部で再度進めさせていただくというまた別な背景があるものと理解をいたしておりますが、実はこの貞山運河として該当する区間が、市の境界であります貞山橋から貞山大橋までの西岸約400メートルの区間でございますが、この区間では現在ご案内のとおり防潮堤の建設工事が進められておりますほか、八幡築港線の4車線化、あるいは歩道設置といったようなものが進められている場所でもあります。現地の実態を踏まえますと、同ビジョンに基づいて先ほどご紹介いたしましたように桜が植樹できるというような具体的な地形が現状にはなかなかないために、残念ながらこの部会の構成員とはなれなかったというふうに理解をいたしております。このため、本市の新たな取り組みといたしまして、水辺空間への桜の植樹といたしまして貞山運河からは離れますがマリゲート塩釜西側の港広場でありますとか、塩釜駅アクアゲートからショッピングセンター南側を通るマリロード潮風、港町公園などに塩釜さくらの会のご協力をいただきまして、オーナー制度を活用しながら、桜の木の植樹を進めているところであります。将来、塩竈を訪れる皆様方に「海辺の桜も本当に素晴らしいですよ」と言ってもらえるような新たな空間をぜひ創出いたしてまいりたいと思っておりますし、本市が今事業主体となって取り組んでおります北浜地区の土地区画整理の全面緑地にも今後桜を積極的に導入してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（鎌田礼二君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問とさせていただきます。

初めに市の経済対策、今市長からいろいろお伺いしました。本当にそのとおりでございます。

震災から立ち上がった中小企業の皆さん、本当に苦勞なさっているような現状であります。補助金をいただいて再生したものの、なかなか販路が定まらない、あるいはなくなってしまったという方もおまして、大変今苦慮しております。企業ができること、あるいは中小企業、自営業もそうですけれども、それぞれにやっぱり商売ですから営業戦略、経営戦略、いろんなことを考えて一生懸命頑張っておられる。顧客へのサービス、あるいはPR作戦、さまざまあるかと思うんですが、なかなか経営が苦しくなると、ほとんどの方はコスト削減というものを考えてくるわけですね。しかし、電気、ガスというのはこれは企業がやっていることですので、なかなか削減はできないんですね。水道は実は独立採算、企業経営になっておりますので、私も承知しております、いただいたもので経営をしてと。そしてまたこの先、水道事業、老朽化しているということで布設がえの大きな事業が出てまいりますので、今今少しゆとりがあってもなかなかそういったことには応えられないというのも十分わかります。ただし、これは行政が抱えているものでございますので、行政ができる支援は何だろうか。平等に、そして水道料金がどんどん使えば使うほど高くなっていく、これは大変厳しいもので、私たちから考えますとたくさん使う人は少し割安になるんじゃないんですかというのが、ちょっと経済的な効果から言いますとそういう感じなんです。水道はそうじゃない。使えば使うほど高くなっていく。非常に厳しいんですね。なぜここで私が救済策としてそういうことを出したかという、水道は市の管轄でやっていらっしゃる。企業は経営が悪くなればなるほど経費節減になってくる。初めはそういったコスト削減なんです。その先は人件費の削減にかかわってくるわけですね。皆さん従業員の方を抱えていますので。人件費削減となりますと、雇用の減になってくるわけです。これは負の連鎖なんですね。どんどんよくなるんじゃなくて、本当に小さく縮まってしまおうような経営方針になっていくと。こういったことが現実に私たちは考えられます。もしここで経費の節減の部分で支援ができるのであれば、その分の経費でもって顧客へのサービス、あるいは新商品の開発、販路拡大へのPR作戦とか、そういったことが少しでも売り上げ増につながってまいりますれば、これは私たち行政、投入されたそういった支援というものも循環して戻ってくるんですね、税収として。市長も先ほどおっしゃいました2割増商品券もそうだろうと思います。4,500万円のお金をかけて地域活性化、でもそれはいろんな売り上げ増で税収として市に回ってくるお金だろうというふうに理解して、そういったことも経済循環ということで私たちは理解しております。こういったことで、水道事業は独立採算、企業会計ということで理解

しておりますけれども、市のほうでそういった支援はできないものかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 現状の水道会計の課題ではありますが、先ほど来さまざまな議員の方と議論させていただいておりますが、残念ながら本市は定住人口が減少しております。ご案内のとおり、定住人口が減っていくということは比例して水道使用量も減ってくるということをご想定せざるを得ないということでもあります。ちなみに、平成25年度決算ではありますが、水道料金収入であります前年と比較いたしまして約1,880万円の減というような状況でありますし、残念ながらこの傾向はなかなか歯どめがかからない。一方で、そういったことを補うためにということで、例えば窓口の民間委託でありますとか、今回も浄水場の委託でありますとか、さまざまな知恵と工夫でそれらのご負担を市民の方々にいただかない、させるようなことがあってはならないということで、今挙げてさまざまな取り組みを始めております。今ご質問いただいた件につきましても、このような環境の中で我々どういったことができるかということについてはしっかりと中身を精査しながら、一方ではあくまでも市民の方々からお預かりしております料金でありますので、そういったことをどんな形であれば使えるかというようなことについてまた議会の皆様方とご議論させていただきながら進めさせていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○副議長（鎌田礼二君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

実は本当に1件でも中小企業の方、あるいは事業主の方、もう商売立ち行かないわといったような方がいらっしやらないようにと強い思いを持ちました。それは、東京に出向いたときに若い方たちとお話をする機会がございました。一般のサラリーマンではございませんけれども、公務員あるいは準公務員のお勤めという方でしたけれども、震災から2年間、特例減額という枠組みで給与支給額、それから職責手当から毎月8%強、8.76%給料から引かれていたと。それから、ボーナスで約1割、9.9%ということで、この2年間、お子さんを育てている40代ぐらいの平均的な方のあれですが、そういったお話を伺いまして、実は私もすごい衝撃を受けたんですね。こういう子育てをしている若い方たちが、「震災だもの、みんなで協力しなければならぬ」ということで、大きな負担を負っていた。経済はまさしく魔法の手はないですし、こういったことで必ず誰かが負担したものがみんなの中で循環していくわ

けなのですね。私はそのお話を聞いて、「ありがたい。皆さん頑張ってやっていただいたんだな」と。この4月でこの特例減額が終わったそうです。「助かりました」とおっしゃっていました。確かにそうですね。子供2人も抱えて、皆さん頑張ってらっしゃる。あるいは3人もいらっしゃる方もいる。そういったことで、本当に感謝を持ちました。

そして、震災後この地域経済を見たときに、多くの事業者の皆さんが必死になって立ち上がって、何とか頑張ろうというときに、さまざまな理由をもって経営が厳しくなっていると。せっかくたくさん補助金あるいは交付金をいただいて立ち上がったのに、一件でも「だめだった」「もうやっていけない」、そういったことがないように、何とか皆さんで力を合わせて、そして支えて、頑張ってください。そういったことを思いましたものですから、ぜひ市でできる部分、全面的には申しませんけれども、例えば1年なり2年なりの期間を区切ってこういった措置もあっていいのではないかというふうに思いましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。産業基盤の復興と市税収入の増というのは本当に完全に結びついているものですから、一件でもそういったところがありますと従業員さんたちの生活、そういったものもつぶれるわけです。自然に市税は減ります。ですから、これは本当に経済というのはスパイラルに入っていきますので、よろしくどうぞお願ひをしたいと思います。

次に、食の発信に力を入れてくださいということなんですが、子育て支援の中でこういった企画をいたしました。「親子で塩釜仲卸市場わくわく探検」という題で企画したんですが、アンケートは「市場に来てびっくりしたことは何ですか」というような問いをかけました。びっくり驚いたという。そうしましたら、「マグロやサケなど切り身でない魚が見られたこと」と。これ本当に私たちは考えられません。それから、若いお母さんは「ずっと魚を干してみたかったのですが、干し方がわかりませんでした。お店の方に教わって、初めてカレイの一夜干しをつくってみます」というお返事もございました。そして、「市場の食材のおいしさの違い、驚きました」、それから「キッチンスタジオの企画にも参加してみたい」「季節で訪れて、店先に並ぶ魚の種類の違いを目で確かめてみたい」、こんなアンケートがたくさん寄せられております。魚の学習、そして水産加工品、かまぼこの原材料の魚の理解、それから塩竈ブランド、三陸塩竈ひがしもの、マグロ、存じ上げておりませんでした。仲卸市場の方には感謝です。実はひがしものを全部試食させてくださった。もう私はどきどきでした。このマグロが幾らしているのかというのは大体わかっておりますので、「そんなに出さなくていいですから」と言ったんですけれども、「いいから、いいから」と。そうしまし

たら、皆さんが「こんなマグロ食べたことない」「初めて食べました」と。もうすごいですということで、全員が海鮮丼にして食べてお帰りになってくださいました。こういった私たちはこんなすばらしい、私も気がつきました、これが塩竈のブランドであり、本当に大事な宝だと。こういった経験をしてもらい、足りないのはPRであるというふうに思いました。学ぶこと、私はある方から聞いたお話で気がついてこの企画をしたんですが、かまぼこの原材料になる魚が本身50%ぐらいしか使えないというんですね。なぜかまぼこがいい値段しているのかということがわかったんです、初めて。非常に大事ないいところしか使えないと、そういったことを学ばねばならないということを思いまして、こういった企画をしたんですが、交流人口の増加ということで大変リピーターも望まれます。ぜひこの辺をひとつ努力を重ねていただきたいというふうに思いますので、その辺のことは市長、どうでしょうか、今後の方針としては。ぜひルート開拓をしていただきたいというふうに思います。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本当に我々魚のまちに暮らしておりますので、1匹の魚を見る機会というのは確かに多いわけでありまして。つい先日も、兵庫県の養父市様と災害防止協定を締結しておりまして、魚市場の皆さんのご協力で養父市の市制施行10周年のときに三陸塩竈ひがしものを1本持って行きまして、現地で解体しました。全く山の中のまちであります。みんなが寄ってきまして、解体したマグロがわずか10分くらいで売り切れてしまったという現場を目の当たりにしてきました。やっぱりそれぞれの地域、地域で全く魅力が違うということを改めて体感してきたわけでありまして、今後はやっぱりその地域に行ったときに一番関心を持っていただけるような仕掛けを我々つくりながら、魚食文化を普及していかなければならないというふうに改めて考えたところでありますので、今後も今塩竈市のほうに震災復興で応援をいただいております各市には継続的にご訪問させていただきませんが、その際にまた新たに塩竈の食の文化をPRさせていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○副議長（鎌田礼二君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

お魚のお話をしていただきました仲卸市場の方ですけれども、この話を聞きまして、18日に今度中高年の方たちがぜひその話を聞きたいということで、実は仲卸にいらしていただけることになりました。こういったことで輪が広がっていくとすごくPRにつながるかというふ

うに期待をしているところでもあります。よろしくお願ひいたします。

それでは、3番目の史跡の取り組みについて、今野田の玉川のことが出ました。東北本線塩釜駅前広場が完成いたしましたして、11月29日に竣工式がございました。広々とした歩行空間を確保していただき、草枕にも詠まれました野田の玉川のデザインを歩道に施していただきました。そして、この広場完成には地域の方たちのご意見もたくさん取り入れていただきましたので、地域の方は大変喜んでおります。おかげさまでそういったことでも、一つ一つこういったたくさんの歴史遺産というものを私たちの身近なところで意識していくということも大事なんではないかというふうに思います。

そのほかに、奥の細道ということで籬島が国の名勝、奥の細道の風景地として追加指定されたということもお聞きしましたし、また市長が行かれたと思うんですけれども、日本三奇観光パートナーシップ協定が締結された。私も知らなかったんですが、御釜神社の「四口の神釜」というんですか、祭られている4器の鉄製の平釜、これが三奇の中に入る、不思議な現象があらわれるというようなことで、兵庫県の高砂市、宮崎県の高原町、その3カ所の観光パートナーシップが締結された。本当にうれしいことだと思います。こういったことをもっと市民の皆様にはPRをしていただきたい。私たち塩竈に住んでいて、これ知らないんですね、市民の皆さんが。こういった歴史遺産がたくさん塩竈にあるんだ、私はすごくうれしくなりました。観光客の皆さんが気をつけて楽しんでいただける歴史遺産がまたふえたということで、大変喜んでおります。そういったことで、史跡の保存あるいは観光客への対応、あり方を見直して、より多くの塩竈を訪れる方々に知らしめる努力が必要と思いますが、その辺一言おありになればお聞きいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、日本三奇のご紹介をいただきました。実は私も知りませんでした。全く存じ上げておらなかったんですが、高砂市の登さんという市長さんでしたが、御釜神社の藻塩神事に足を運んでいただいております。その際に名刺を交換させていただきながら、今後もさまざまなご指導をいただきたいというお話をいたしておりましたところ、震災後に市内の野球少年スポーツ団の方々を高砂のほうにお招きをいただきました。たしか40名ぐらいお招きをいただいたと思います。また、甲子園に連れて行っていただいて、夏の甲子園大会の、当時は古川工業か何かが出たときであります、野球の試合もを見せていただいたというご縁ができたわけであります。今後も相互にご交流を深めさせていただきたいというお話

をさせていただきましたところ、実は日本三奇というのがありまして、先ほどの宮崎の高原町と高砂市と、それから本市がぜひ今後も交流を深めてまいりましょうという意見が盛り上がりまして、実は高砂市の市制施行記念日に2つの市と1つの町が集まって、初めてそういったイベントを開催しました。これからは塩竈市民の方々にも広くそういった内容のご理解が深まるような取り組みをさせていただきながら、できますれば相互交流といったようなことにつながっていき、先ほど来議論させていただいておりますとおり観光交流、産業交流といったようなところまでつながっていければというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。どうぞ市民の皆さんに広く知らしめていただきたいというふうに思います。

それでは、4番目の貞山運河再生復興ビジョンに対する市の対応について、今お話をいただきました。これは大変大きなプロジェクトでございまして、短期的にはおおむね平成27年まで、被災した運河群及び沿岸地域の一日も早い復興、理念の共有化と参加ということで行われております。それから、中期的なものとしてはおおむね平成28年から平成32年までとして運河群及び沿岸地域における集いの場の再生と広域的な連携の拡大ということで出ております。そして、長期的にはおおむね平成33年度以降、運河群の歴史を未来へとつなぐ、100年先を見据えたビジョンの発展という、非常に県としては大きなプロジェクトになっております。そして、桜植樹に関しては来年3月21日、多賀城の緩衝緑地公園でシンボルツリーとして桜を植えるという大きなイベントが計画されております。運河群の周りですね、沿岸部の部分で桜を植えるところがなければ、決して連ねて植えるという意味ではなくて、まちの中でどこかその場所があれば、そこにシンボルツリーというような形で植えてもよろしいですよというお話をいただいております。それから、これに参加するというのは手を挙げてくださとおっしゃっていただきましたので、私先月25日に県庁に用事がありまして、河川課に出向きまして、このお話をよく聞いてまいりました。そうしましたら、どうぞ手を挙げてくださと。県は協力してくださる市町あるいは民間の方たちを待っていますと、そしてみんなで力を合わせてこのプロジェクト、あるいはしっかりとこの運河再生をやっていきたいというお返事をいただきました。今市長がおっしゃったように、塩竈の部分では非常に御舟入堀にしてもなかなか難しいのかな、あるいは貞山堀とも言う部分もあるんですが、ただ今道路も2

車線化していますけれども、買収があつて道路にする部分、ちょっとお話を伺ったんですが、ちょうど築港線のところですけども、残った土地を活用できないという方も実はいるんですね。その辺のことを市のほうでどのようにお考えになっているか。買ってほしいという方も実はいたんですね。もう残った土地は使えないので、買い上げてほしいという方の部分がありまして、そういった計画の中で県のほうともお話し合いをして、県のほうでそういったことも含めているんですね。全然そういう場所がなくてそういう事態になったときは私たちも考えましょうということも言っていますので、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（鎌田礼二君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） ただいまのご質問は、八幡築港線の道路整備に伴う貞山堀沿いの残地の活用ですか。（「はい」の声あり）今、県の担当のほうから残地があつて市のほうでどうのこうのという話はちょっと聞いていません。それで、そういったところも利用してという先生の趣旨だと思うんですけども、そのあたりは地権者さんと交渉しているのは県のほうですから、そのあたりは聞いてみないと。そのポイント、ポイントの植栽の意味はわかります、シンボリックにというのはわかりますけれども、八幡築港線は大分貞山堀と県道、大分大口な企業さんもありますので、大分用地は大変な作業で今進めているとは聞いていますけれども、そのあたりは確かめて、もしこういったものに使えるのであればということでもありますけれども、県のほうに聞いてみないと。確かめてみますので。

○副議長（鎌田礼二君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

なかなか壮大な復興ビジョンですし、それから塩竈市の場合は松島湾に入る、あるいは出るという非常に重要な拠点になっております。ただ、本当に緑地帯公園ができますとあそこにも桜が植えられるのかなという楽しみもございますが、ぜひこういったところとの連携、県のほうでは非常にそういったことも考慮して工事する、あるいは桜を植えるということで、本当に協力してくだされば私たちのほうでいろいろと連携してやりましょうというふうにおっしゃっていただいておりますので、ぜひこれを進めていただいて、少しでも塩竈市もそういったことに加われたらうれしいと思いますが、市長よろしく願いいたします。

では、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（鎌田礼二君） 以上で、阿部かほる議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日定刻再開したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後5時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月15日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 鎌田礼二

塩竈市議会議員 阿部かほる

塩竈市議会議員 西村勝男

平成26年12月16日（火曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）

議事日程 第3号

平成26年12月16日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷 古 正 夫 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐 藤 修 一 君
建設部次長 兼下水道課長	赤 間 忠 良 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐 藤 達 也 君
市立病院事務部 次長兼業務課長 兼経営改革室長	鈴 木 康 則 君	水道部次長 兼工務課長	大 友 伸 一 君
市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 正 信 君	会計管理者 兼会計課長	星 清 輝 君
市民総務部 政策課長	川 村 淳 君	市民総務部 財政課長	阿 部 徳 和 君
健康福祉部 子育て支援課長	木 村 雅 之 君	健康福祉部 長寿社会課長	遠 藤 仁 君
健康福祉部 健康推進課長	相 澤 和 広 君	健康福祉部 保険年金課長	並 木 新 司 君
産業環境部 水産振興課長	佐 藤 俊 幸 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武 田 光 由 君
教育委員会教育長	高 橋 睦 磨 君	教育委員会 教育部長	菅 原 靖 彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会 澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡 辺 常 幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	高 橋 義 孝 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	佐 藤 勝 美 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	安 藤 英 治 君	議事調査係長	鈴 木 忠 一 君
庶務係 主査	小 林 久美子 君		

午後 1 時 開議

○議長（佐藤英治君） ただいまから12月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番菊地 進議員、11番志子田吉晃議員を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（佐藤英治君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

4 番田中徳寿議員。

なお、田中徳寿議員は、一括質問一括答弁方式にて一般質問を行います。

○4 番（田中徳寿君）（登壇） 再生クラブの田中徳寿でございます。

今回の一般質問の機会を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様に厚く御礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして、市長並びに当局の熱意ある答弁を期待して質問させていただきます。

一番目として、復旧から復興へ向かうに当たり、我が塩竈市の富市戦略として、我が町の先人たちが港に埠頭を築いて航路の拠点になっていったことであり、また、天然の良港であるがゆえに塩竈市を栄えさせてきたと考えます。現在の港湾については、港湾施設の災害復旧事業が順調に進められていることに加え、平成24年10月に国際拠点港湾仙台塩釜港の統合一体化があり、また、これまでの国や県への要望活動により、今年度から貞山埠頭の大型岸壁の改良に向けて動き始めたようではありますが、今後、塩釜港区が、産業の振興や地域経済の活性化を図る上で果たすべき役割と、そのためにはどのような整備が必要であるのか、佐藤市長の見解をお伺いいたします。

二番目として、第三次行財政改革推進計画について、3 点お伺いいたします。

まず、市税の分析についてお伺いいたします。

①平成の時代になってから、市税の一番多いときはどのくらいの金額で、どのような市税項目が違うのか、お教えてください。また、個人市民税と法人市民税はどのようになっているの

か、現状をお伺いいたします。その中で、多賀城市の現状はどのようになっているのか、お教えてください。

②第三次行財政改革推進計画で市有財産の売却とありますが、積極的に行う姿勢が見受けられないのであります。それは、5年間で42億円という歳入不足に対して、5年間で約1億円という売却額を計上していることでもあります。土地を売却すると、次の日より固定資産税が発生してくることが考えられます。これが大切な考え方であると思料されますので、土地を売るためには工夫が必要であり、我が塩竈市のためになる施策であれば、スピードが要求されますので、それらを工夫して、資産の有効活用をしていくことが大切だと思われますので、どのような考えであるのか、市長にお伺いいたします。

③基金の活用とありますが、5年間で24億円もの基金を活用するとのことですが、これは何に基金を使うのかお伺いいたします。大切な基金、市の貯金を業務遂行するために使うのですか。それとも、何か事業を考えられるのかも、あわせて市長にお伺いいたします。

三番目として、しおがまサービスマインドとして取り上げていただきたく提案いたします。これは、去る11月4日、5日に、自由民主の会と我が会派の視察で訪れた大阪府寝屋川市のねやがわサービスマインドを勉強させていただき、当市にも取り入れていただきたく質問させていただきます。

現在の寝屋川市の市民サービス、市職員のイメージを、おもてなしの観点から検証し、「ふるまい」「サービス」「しつらえ」「よそおい」「情報」に分類した上で、市民サービスの向上を目指して、窓口対応マニュアルを作成し、市役所が市民の役立つところになるための一歩と感じました。そして、ねやがわサービスマインドとは、具体的にどんな意識なのでしょう。すなわち、自分たちが元気に仕事をするこゝとなしに、市民の皆さんが元気にはなれません。寝屋川市の職員は、いつでも、誰でも、どこでも、市民の皆さんに対して、丁寧、親切、正確、迅速、公平な、心の通った対応を元気に行うことにほかなりません。それは、プロフェッショナルとして市民サービスを遂行することであり、市民の皆さんにとっては、どの職員も同じオール寝屋川市役所チームの一人のメンバーということです。例えば、自分が担当でない場合でも、できるだけ案内、あるいは担当者の引き継ぎを親切、丁寧に行いましょう。常に市民目線に立ったすぐれた市民サービスを提供するためには、職員間、職場間での日ごろからのコミュニケーションと情報共有、そして、協力や連携が必要不可欠のことです。これらを、しおがまサービスマインドとして塩竈市発展のために取り入れ

るお考えはないのか、市長にお伺いいたします。

2番目として、東日本大震災から3年9カ月が過ぎても、本市のメイン地区である本塩釜駅前地区、市道、海岸通、4号線、5号線、6号線の道路と中の島地区のスーパー前の市道新富町貞山通線の道路整備がおこなわれているのは、何か問題点があるのか、市長にお伺いいたします。その上で、ぜひ道路を整備していただけるように、市長にお伺いいたします。

次に、さきの産業建設常任委員協議会で示された市民からの要望と、市職員によるパトロールによる道路整備の未処理の予算確保策について、今後どのように考えておられるのか、市長にお伺いいたします。これらの取り組みが行われていくと、これらにより内外で人が行き交い、そこに訪れる人やビジネス機会がふえ、人口減少に歯どめがかかり、地価上昇、所得増、税収増という経済効果も期待できるまちであり、元気都市塩竈が、「おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈」につながっていくと考えますので、よろしく願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま田中徳寿議員から、大きく2点についてご質問いただきました。

初めに、港湾整備の重要性についてという趣旨でのご質問であったかと思えます。具体的には、塩釜港の整備について、果たすべき役割はどのようなことなのかというご質問でありました。

ご質問にもありましたが、塩釜港区であります、平成24年10月の、いわゆる仙台港区、塩釜港区、そして、石巻港の統合後の国際拠点港湾仙台塩釜港におきまして、仙台港区と機能分担を図りながら、地域基幹産業の輸送拠点となる地域産業支援港湾と位置づけられました。例えば物流面では、地域の基幹産業である水産加工業の原材料を初めとした内貿ばら荷貨物、具体的にはセメント類といったようなことになるのかと思えますが、の輸送拠点、あるいは東北のエネルギー供給基地、いわゆる一本松の石油基地であります、の機能であり、さらには、観光面では日本三景松島観光の玄関口、そしてプレジャーボート基地として、また、防災面からは海上保安庁等の海上防災基地を有する広域海上防災拠点という多くの役割を、今後も担い続けるものと判断いたしております。

また、東北のコンテナ貨物の拠点として、荷役や輸送効率の強化が促進されております仙台

港区は、大型貨物に対応し、天然の良港でセオンドの高い塩釜港区については、ばら荷貨物、あるいは先ほど申し上げましたようなエネルギー供給基地としての役割を担っていくというような役割分担を果たしていくことになるものかなと思っております。

端的に申し上げれば、いわゆる仙台港と塩釜港は、わずか車で10分弱の距離であります。例えば、国際貨物については、塩竈市内の水産関係者のみならずさまざまな方々に、ぜひ仙台港のコンテナターミナルをお使いいただくということで利用促進を図ってまいりたいと思っております。また、ご案内のとおり、仙台港区は、特に小型船の船積みがふくそういたしております。場合によっては、3時間、5時間待ちが当たり前という状況であります。塩釜港区に入っただけであれば、いつでも荷役ができる、あるいは積みおろしができる。そして、なおかつ岸壁使用料については、ご案内とおり、宮城県におきまして今社会実験として無料というような取り扱いもいただいておりますので、こういったことをしっかりとPRをいたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、塩釜港区の役割を果たすために必要な港湾整備についてというご質問でありました。基本的に港湾の果たす役割であります。例えば港湾区域、あるいは隣接する地域に所在する企業活動をご支援させていただくということが、大きな役割になるものと考えております。例えば、塩釜港区で取扱貨物量を分析いたします。25年が247万1,000トンでありました。このうち石油・重油、いわゆる先ほど申し上げましたエネルギー関係の取扱量であります。124万トンであります。セメント類であります。57万4,000トンであります。この合計が181万4,000トン。実は、全体の取扱貨物量の73.4%、約4分の3がこのような大宗品目であるということになります。したがって、これからの塩釜港区の港湾整備を考えますときに、こういった貨物をよくベース・カーゴという呼び方をさせていただきます。要は、港を支える基盤となる貨物という理解でよろしいのかと思っております。そういったものがしっかりと、なおかつ短時間で、あるいは安い値段を提供できて取り扱っていただくというような埠頭整備が必要不可欠であります。先ほど申し上げましたように、安いという部分については、既にさまざまな社会実験に取り組んでおります。速くということであれば、塩釜港区は、小型船が入港し、船待ちをさせていただくというようなことはほとんどないと申し上げてよろしいかと思っておりますので、そういった港湾整備が、まずは不可欠ではないかと考えております。

もう一つであります。先ほど田中議員から、マイナス9メートルの大型岸壁というお話を

いただきましたが、実は、国際的には、マイナス9メートル岸壁はもう大型ではありません。しいて言えば中型岸壁と呼んでもよろしいのかなと思っておりますが、大型埠頭というのは、もう既に3万トン、5万トンクラスの船舶を扱う港であります。今後も塩釜港につきましては、今申し上げましたような小型船、そして、マイナス9メートルを中心とする中型船が、今申し上げましたような荷役効率が非常にいい環境の中で港湾作業を行っていただくということが大切な港湾整備のポイントになるかと思っております。そのような中で今年から、貞山地区におきましては、水深マイナス9メートルの岸壁整備に新たに着手をいただくことになっております。なおかつ、この岸壁が整備されますと、背後地には2ヘクタールの荷さばき用地が創出されることとなりますので、今まで取り扱えなかった中型貨物等も、この貞山地区で取り扱いができるということとなりますので、できる限り早期にこういった岸壁が整備をされますよう、県並びに国のほうに積極的な要望活動を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、第三次行財政推進計画について、何点かご質問いただきました。

初めに、市税の収入が最も多かった時期と現状の比較というご質問でありました。本市では、平成9年度の税込77億5,000万円が、市税収入額で最も多かった時期であります。税額が多い順に申し上げますと、固定資産税が31億円でありました。個人市民税が28億3,000万円、都市計画税が7億円、法人市民税が6億2,000万円となっております。その後、年々減少傾向となり、平成25年度であります。52億9,000万円と、市税収入額が最も多かった平成9年度と比較をいたしますと、24億6,000万円、32%の減少となっております。税額別では、固定資産税と都市計画税は、地価の下落や家屋の評価がえ等によりまして16億1,000万円、42%の減でありました。この金額が最も大きい減額でありました。次に、市民税が、納税義務者数や1人当たりの所得の減により7億5,000万円、27%の減、法人市民税は、法人所得に応じ課税される法人税割の減により2億3,000万円、37%の減という状況であります。

多賀城市との比較というお話もございましたが、多賀城市におきましては、平成25年度は68億円と、本市と比較いたしますと、15億1,000万円ほど多いという収入額となっております。多賀城市では、個人市民税が、納税義務者数や1人当たりの所得が本市と比較いたしまして高いといったようなことがこの原因となっているものと考えておりますが、なお、ご質問の法人市民税あるいは軽自動車税については、本市とほぼ同額というような状況であります。

次に、市有財産の有効活用による財源対策をもっと積極的に取り組むべきではないかと。今

回の税収不足額に対して、土地の売却でという部分が余りにも少な過ぎるというご質問であったかと思えます。

現在、市が所有しております普通財産面積であります、約18万8,000平方メートル、0.188平方キロであります。そのうち山林や原野というなかなか土地利用が難しい部分を除いた売り払いや活用可能な土地として所有している面積は、約3万8,000平米でございます。現在、3万8,000平米のうち93%の3万5,000平米は、例えば駐車場用地でありますとか、あるいは事業店舗用地として貸し付けをしているというような状況でございます。その運用益は、平成25年度決算で約3,800万円となっております。したがって、売り払いが可能な残りの土地であります、7%、面積として約3,000平米が実質売却可能な土地ではないかというふうに判断をいたしております。相続路線価から算出した評価額で約1億円となりますことから、今回の財政見通しの財源確保策、市有財産の有効活用の根拠とさせていただいたところでございます。

今後につきましては、貸し付けを行っている土地を、単に従前と同じ活用といたしたことなく、相手先と協議をしながら、場合によっては売却を模索することや、貸し付けにつきましても増収方策を検討するなど、資産活用、いわゆるアセットマネジメントの視点で検討を重ねてまいりたいと考えております。

なお、スピードが必要とのご指摘については、真摯に受けとめをさせていただきたいと思えます。

次に、財源確保策としての23億9,000万円の基金の活用についてご質問いただきました。

財政見直しにおける今後5年間の財源不足額であります、41億9,900万円でございます。が、その財源確保策といたしまして、各種基金から総額23億9,000万円を取り崩して対応していくことを検討中であります。具体的には、財政調整基金から9億3,000万円、公債費の増大への対応として、市債管理基金から6億1,000万円、今後5カ年間の復旧・復興事業の財源として、ふるさとしおがま復興基金の一般積立分から8億5,000万円の取り崩しを見込んでおり、また、基金を取り崩した後も本市の財政運営に支障が生じないよう、3つの基金を合わせまして11億円程度の残高を確保するという前提でこのような取り組みをいたしてまいりたいと思っております。

なお、その他の基金、例えば庁舎建設基金やふるさと基金といったようなものにつきましては、それぞれの基金の目的により活用することを前提といたしておりますことから、今回の

見直しにおきましては、取り崩しを行わないという方針で対応いたしております。

議員のほうからは、このようなせっかくの基金を、いわゆる穴埋めの活用ではなくて、振興活性化策につながるようなというご質問をいただきました。ただいまもご説明を申しあげました基金の活用につきましては、今後5カ年間の収支不足に対応する一般財源の補填といたしております。したがって、建設工事を実施するために必要な公債費や復旧・復興事業への対応を目的として取り崩しをさせていただくものでございます。現在、復興途上にあります本市において、数多くある国の制度のすき間と申しますか、独自財源の充当が必要な部分がございますので、このような基金を今後の復旧・復興あるいは新たな建設事業の原資とさせていただきますという内容であります。

次に、しおがまサービスマインドについてご質問いただきました。議員がご訪問されました寝屋川市では、おもてなしの観点で、職員が市民の方々に対応する。いつでも、誰でも、どこでも、市民に対し丁寧な対応を行っていくという取り組みをされていると。そういった中で、本市の取り組みはいかがかというご質問でございました。

やはり質の高い市民サービスを提供する市政を実現するということは、大きな課題であります。常日ごろから職員の人材育成に取り組み、職員の資質の向上と能力開発を図ることが極めて重要であると、私も認識をいたしております。本市では、目指すべき職員像として4つの柱を掲げ、人材の育成に取り組んでおります。具体的に申し上げます。1点目といたしましては、何よりも市民満足の向上に対する意識を持ち、市民の声に謙虚に耳を傾け、市民から信頼を得られる職員であります。2点目といたしましては、仕事に対し、責任感と積極性を持ち、バランス感覚を兼ね備えた職員であります。3点目ではありますが、時代の変化に対応して、改革、改善を目指す職員。4点目ではありますが、高い専門知識とスキルを身につけ、自己啓発に常に努める職員といったような、目指す職員像を掲げさせていただいております。

本市では震災後、早期復旧・復興に向けて、今、全力で取り組んでおりますが、そのためには、職員が常に市民の皆様目線に沿った行政を運営する責務が求められております。また、以前にも増して、市民の皆様初め、全国各地から多くの皆様が市役所に来庁いただいておりますので、職員一人一人がおもてなしの心、あるいは感謝の心を持って対応することで、市職員あるいは市役所全体、そして、本市のイメージアップにつなげてまいりたいと考えているところであります。今後も、常に来庁される相手の立場に立って、先ほど田中先生からのご質問でありました、いつでも、誰でも、どこでも、市民に対し丁寧な対応ができますよう、

なお、職員の意識啓発をいたしてまいりたいと考えております。

三点目に、道路整備についてご質問いただきました。若干言いわけめいたご答弁になりますことをお許しいただきたいと思いますが、まず、本塩釜駅前地区の道路整備についてであります。本塩釜駅前北側の北浜沢乙線と新町川の間にある市道3路線は、東日本大震災で大きな被害を受け、路面の沈下や陥没等により道路災害復旧工事の予定箇所として提案をさせていただきました。しかしながら、道路災害復旧では、路面のかさ上げや側溝整備等だけでは災害復旧には認められないという判断を示されたところであります。その後、しからば復興交付金による事業化ということで、10回にわたる要望の際に提案をさせていただいてまいりましたが、基幹事業としては、残念ながら認めていただけませんでした。今回の第10回の復興交付金事業採択で、一括配分を受けました効果促進事業の中で対応することは可能であるという見解が示されましたので、早速、路面のかさ上げや側溝整備等も含め、実施に向け整備計画を作成し、できるだけ早く着工いたしてまいります。

また、ご質問の中の島周辺の道路整備につきましては、道路災害復旧工事の予定箇所として既に採択を受けておりますが、当該地区の下水道事業の進捗事業と調整を図る必要があります。具体的には、下水道の管路が整備をできないと路面の掘削ができないという状況にありますことから時間を要してまいり、地域の皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしてまいりました。今回、第二中央ポンプ場へ接続する雨水幹線が認められ、当地区内の側溝を含めた雨水排水計画のめどが立ち、今もう仕事が速やかに進められておりますが、こういったことがありましたので、道路整備につきましても、できるだけ早い時期に着工いたしてまいりたいと思っております。

次に、市民からの道路要望に対する予算確保については、どのように対応していくのかというご質問でありました。

本市の市道認定路線は、166.3キロであります。管理道路延長が66キロ、合わせまして約233キロの道路を管理いたしております。この道路の維持管理につきましては、パトロールや地区要望による維持修繕が必要な箇所、あるいは緊急性や危険度、あるいは小中学校の通学路や福祉施設の周辺地区で優先的に作業をさせていただいたところでありますが、今後、道路施設等の老朽化が進み、一方では、限られた予算の中でこれまで以上の効果的・効率的な対策が求められておりますことから、長寿命化計画策定に向け、平成25年度から道路ストック総点検に既に取り組んでいるところであります。この結果を踏まえまして、限られた予算の

中で、道路施設の安全性を確保しながら、従来の傷んでから直すという事後保全型の維持管理ではなくて、傷みが小さいうちに対策を行い長持ちさせるという予防保全型の維持管理に転換を図ってまいり、計画的に予算を有効活用いたしてまいりたいと思っています。このような内容については、なお、建設行政推進計画という形で取りまとめを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） まず、道路整備について、本塩釜駅前地区等、整備していただくというのを聞いて安心しました。塩竈市のメイン道路なものですから、メインの地区が、地盤が下がり、建物との乖離があるということは、塩竈市の復興が進んでいないような印象を与えてしまうので、なるべく早急によりしくお願いしたいと思います。それから、新富町貞山通線、スーパーの前ですけれども、あそこもやはり往来の多い、車の往来が多い地区なので、あそこが傷んでいると、やはり塩竈市の復興がなっていないんじゃないかと言われるものですから。

実は、私に娘がおりまして、車を運転するものですから、塩竈市の道路悪いと物すごく言われたんですよ。お父さん、議員だべと。何だと。ほかのまちに行ってみらんと。それはやはり、うんかつらいことなんですよ。それが、今の若い人たちの意見だそうです。いろんな道路の中で、工事で整備した後、継ぎ目がかくつとなるところがいっぱいあるんですよ。そういうことを注意して走れとよく怒られているんです。そういうのを感じる時に、塩竈市の道路に対する予算がどのようになるのかということが問題になるかなと。要するに、市民は、固定資産税や都市計画税を道路等に使われるんじゃないかと思って払ってくださるわけですよ。それなのに、ほかのまちより傷んだ道路があるということは、市民サービス欠如ととられていくわけですので、なるべくそういう対応をしていただきたいと思います。今回このような質問をさせていただきました。今までそういうことはしたことないんですけれども、やはり今回の件に関しては、これからも、きょうも雪、あした雪じゃないかと。そうすると雪の処理に対して迅速に対応できることが、市民サービスの視点から物すごくいいことなんですよ。ほかのまちではこうなんだって言われちゃうんですよ。それを聞くたびに、くうっと思いつながりながら過ごしてきました。でも、きょう、こういう機会を得たものですから、こういう話をさせていただきます。そういうことが、市民に対する市役所のサービスなんじ

やないかなと思ってたんですよ。そういうことで今回この問題は終わりにします。ありがとうございます。よろしくお願ひします。予算を確保していただいて、きちんとした道路を整備していく仕組みがないとやはりだめだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、富市戦略の塩釜港の整備なんですけれども、岸壁がマイナス9メートルになったということは、航路のほうに問題がなってくるわけですよ。航路がマイナス7.5では、マイナス9メートルの船が入ってこない。マイナス9メートルの航路をつくり上げることが、塩竈市が経済的に反映していく道ではないかと思っているんですよ。先ほど市長が中型船と言われましたが、約5,000トンから1万トンぐらいの船でよろしいんだと思うんですよ。それが塩釜港を目指して入ってこられることにより、昔、市長が市長に就任されたときに、船の荷揚げでかなりのお金が流れていく、経済が活性化するというお話を聞かせていただきましたものですから、できたらそういうことがきちんとできるような港になって、そして、市民生活が安定していくようなまちにしていくことが、まず一番なのではないかと。いにしえの人たちが、塩竈市が発展する過程で、私財をなげうって塩釜港をつくられたということをお聞きしていますので、そういうことを考えると、今、市民がつくるというわけにもいかない巨額なものですから、行政が力を発揮してそういう整備をしていくことにより、塩竈が発展していくのではないかと。それができると物流が起きてくるわけですよ。そうすると、新しい市場ができたときに、そこに中積み船が直接入る可能性が出てくるのではないかと。だから、港の整備をしていながら、あそこの岸壁まで、魚市場の岸壁も今6.5と聞いているので、できたら7.5ぐらいまでになって、中積み船が入るぐらいのまちになると、港そのものが整備されていくのかなと思ってたんですよ。なぜそのように思うかという、塩竈は、魚であれ、先ほど市長が言われるばら積みの貨物であれ、そういう海の向こうからの富がこのまちを繁栄させてきたんじゃないかと思っているわけですよ。それができないと、このまちが、やはり栄えていかないんじゃないかと思っております。それができていくことによって、このまちが繁栄し続けていくことだと思っているもので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、なぜ今回市税の分析を聞くかといいますと、先ほど市長は、今市税が52億ぐらいで、前は77.5億だったと言われましたけれども、この52億は、たしか税率改正でかさ上げされた数字だと思うんですよ。もし、旧態の市税の税率で実際はどのくらいなのかということをやると、もっとすごい数字なんじゃないかと私は推察していたんですよ。それが、塩竈市

の落ち込みだったんだと思います。それだけ豊かなまちだったんですよ。その豊かなまちが、どうしてこうなったかということの反省の上に立って、まちを豊かにしていくことを考えることだと思います。それには、塩竈市が投資をしていくことだと考えていたんですよ。どういふものに投資するかは、私にはまだ見えておりませんが、やはり投資を行うことによって税収がふえてくる、そういう仕組みが必要なんだと思います。

今回いろんなことを、議員をさせていただいて学ばせてもらおうと、全てをつなげていかなければならないだろうと。一つの補助金を出すことによって公助ができ、公助ができた次は何かと言われてきた、このごろ聞くことは、魚が高くてないんだと。そうすると、全てそこまで仕向けていくことのルートをつくって、そういう仕組みの中で民間の方々に仕事をしていただいて、税を納めていただくことができなければ、まちとして成り立たないのかなと。器を、ハードはいいと思うんですけども、ソフトの面で、もう一つ、一つのものをつくり上げていかないと、援助しなければできないだろうなというのが、私がこのごろ気づいていることなんです。今までは行政は、設備を用意してやれば、民間が活力で頑張れるんだという話で来たと思うんですけども、この21世紀に来て、そういうのではなくて、それ以上にもっとハード的なものの仕組みをつくりながら、ソフトあるいはそういう考え方をビルト・インしていかないと、企業が成り立っていかないんじゃないかと。それが、震災からの問題だと思っているんですよ。そういうものを一つ一つ、このまちが行政として持てる力を発揮して、市民に提供していくことが大事だと、このごろ気づかされたんですよ。そういうことを、きちんとした物の考えの中できちんと物を考えていく筋道が、今問われているのかなと思っております。

今、私の知り合いのコックさんが、塩竈の加工屋さんに行って、魚を加工し始めました。何度も来ていただいています。そして、ようやく商品ができ上がりました。その商品を売る態勢のところまで持っていきそうです。そういう話を聞いたときに、初めて頭をはたかれました。今までは、商品さえできれば、市場に送る、いろんなところに送る、そういう仕組みだけだったんですよ。そうではなくて、一つ一つをきちんと仕上げ、取引先まで紹介するような仕組みをつくらなければ、今、地方は再生できないのではないかと。それがうんと大切なようなことを感じてきたんです。だから、きょう、こういう話をさせていただきました。

そうすると、塩竈市が何をするかというと、昔の税のような集め方はできないですけども、目標として、このぐらいの税が集まるまちにしようやと、そういう目標を掲げて、市民をふ

やす、移住していただく、移住していただくいろんな施策を打ち上げていかざるを得ないんだろうと。それがこのごろ、きょうも新聞に載っておりました。女川町の18歳の医療費無料化。そこまで行政が来てるんだろうなというのを感じました。これが、たしか東京の港区から始まったやに聞いております。子育てをする人たちにそういう恩典、特典を与えることが、人がこのまちに選んで住んでいただける。あるまちに聞いたら、子育て世代は水道料もただだと言われていました。ショックでした。そこまで人に住んでもらうためにやっている地区があるわけですよ。それにはどうしても税をふやさなければならぬんですよ。税をふやすためには、やはりみんなが汗をかいて、企業に頑張ってもらわなければならないんですよ。そういうことを考えながら、今回こういう思いで申し上げました。

もう一つ申し上げると、先ほどの市長の3,000平米。はっきり申し上げると、ある大手銀行は厳しいときに本店を売りました。それが企業なんです。それによって自分たちのイメージを、職員のイメージを変えていく姿勢なんですよ。それが大変大事だなと思っております。だから、塩竈市が、普通財産あるいは行政財産区別なく見直しをかけて、売れるものにするなら売れていく。そして、売った後、市民が住むという前提なんですよ。その施策こそが大事だと思っております。本当に行政財産が今使われているのか。普通財産だけではなくて、行政財産で使われてない、もう必要なくなった財産も、その部分に所属しているんだと思います。そういうものまでも精査してやっておられるのかということもお聞きしたいと思っております。

最後に、サービスマインドについてもう一度お伺いします。何でサービスマインドが必要かといいますと、情報の共有なのです。市役所ぐらい情報をいっぱい持っていて、本当に隣の課で何しているかわからないぐらいの情報量なんですよ。その中で、隣の人までちゃんとつないでやっていくということは、結構大変な職場だと思います。普通の企業よりはるかに多い、科目の多い仕事だと思います。全部精査したら、市民の行政サービスの仕事を、1人の人間がプロ化するために何十年もかかることを3年ぐらいでかわって、5年ぐらいでかわっていくようなシステムで、果たしてそれができるのだろうかと思っております。なぜかというと、業務が多過ぎます。普通の企業とは比べられないぐらい業務量を持っているのが役所だと思います。こんなに業務を持っている仕事を統括することは、大変な仕事だと思っております。それを法律に基づいてきちんと処理していくということは、生半可な知識ではできないだろうというのが私の感想です。そして、この震災以降、皆さん方が頑張ってきたこと

もわかりますし。ただ、それでも、今塩竈市は踊り場のように負けているのではないかと。

なぜそれを申し上げるかという、隣のまちでは再開発が進んだと。つち音が駅前で見えま
す、仙石線に乗っていくと。塩竈市は、まだつち音がないと。これを、やはりどこかでつち
音を、本当に駅前にあのクレーンが立つ姿を物すごく願っております。それが、多分、どん
なにいい施策をし、市民が喜んで、やはり目で見えるもの、目で見えるものを市民に提供
しなければ、復興には至らないんだらうと。新浜のほうではそういうのがいっぱいできまし
た。でも、海岸から港町側については、ほとんどできておりません。それが、悔しい思いで
あります。ぜひいろんなことを頑張ってください、塩竈市が元気なるように、市長に頑張っ
ていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、田中議員の思いを伺いました。

まず、港湾整備についてであります。特に、マイナス9メートル岸壁の整備に合わせて、や
はり将来、航路マイナス9メートルの整備が急がれるのではないかとご質問でありまし
た。

今、本航路のしゅんせつであります、これはもともと県が実施をいたしておりました。当
然のことではありますが、宮城県内の全ての港湾管理者というのは宮城県であります。したが
いまして、航路マイナス9メートルのしゅんせつについても、当初は県が実施をいたしてお
りました。実はその費用負担の2分の1を塩竈市が払ってきたという状況であったわけであ
ります。それで、こういった状況ではいつまでたってもなかなか進まないし、事業が進むと
いうことは本市の負担がふえてしまうということで、いろいろ働きかけを行いまして、これ
を直轄事業と、要するに国が直接やる事業の中に組み込んでいただきました。その後、大幅
に事業が促進されたということについては、議員の皆様方もご案内のとおりでありますし、
過日の勉強会でもそのような話を受けられたというふうに思っております。それで、7.5水深
のしゅんせつについては、既に代ヶ崎沖までも行っております。今現在は、7.5水深の船につ
いては、遅滞なく出入港ができるという状況になっているというふうに理解をいたしてお
ります。

ただし、7.5から9メートルへさらに掘り下げてあります。湾内については、一定程度問題
ないのですが、今、大きな課題になっておりますのが、7.5に掘ったことによりまして、代ヶ
崎地区の方々に大分波が強く当たるようになってきたと。場合によってはしづきが越えてき

たり、あるいは防潮堤の前面が深掘れして、防潮堤そのものが危なくなってきたという
ような課題が、改めて浮き上がってきているそうでもあります。国のほうにおいては、今、代
々崎地域の皆様方とそういったお話をされておられるようでもあります。場合によっては、そ
の護岸周辺の強化工事といったようなものもやらなければならないというような状況のよう
であります。

したがいまして、そういった問題解決後にさらにマイナス9メートル、残るしゅんせつとい
うのが促進をされるという理解でありますし、こういったことが進むことによりまして、旧
来マイナス9メートル水深の船舶出入港、たしか年間七、八隻ぐらいの割合でありました。
これは、潮待ちといいますか、満潮のときしか入ってこれない。それでまた満潮のとき出て
いくというようなそういった都合で七、八隻しか入れない状況であります。9メートル水
深に掘り下げることによって、恐らくは、この中型船がもっともっとふえていくのではない
のかと。今、国におきましては、船舶の入出港が少ないからあんまり急がないというような
言い方をされているようではありますが、我々は逆であります。掘ることによってどんど
ん入ってきます。鶏が先か卵が先かの議論になるかと思いますが、我々もできる限り早期に
こういったことが完成されますように取り組んでまいりたいと考えております。

税収であります。先ほど議員のほうから、たしか新たな地方分の税収が付加されたのではな
いかと、その部分が伸びたはずだというお話でありましたが、一方では削られております。
市税であったものを国に吸い上げられている。あるいは税率を引き下げると、ほかの税率
との交換ということでもあります。そういったこともありましたので、若干の増減はありますが、
基本的には状況は変わっていないというふうにご認識をいただいてよろしいのかなと思
っております。

今後、地方自治体として取り組むべき課題であります。震災復興推進計画でもこれは掲げ
させていただいております。やはり、何よりもこの地域に住み続けていただくということと、
もう一つは、産業の活性化をいかに図っていくかというこの2つの課題は、当然最大の課題
であるというふうに認識をさせていただいているところであります。当然のことではありま
すが、税収の伸び、我々の場合は、とりあえず歯どめをかけるということではあります。ど
こで歯どめをかけるかということについては、やはり定住人口の確保策と一体不離ではないか
なと思っておりますし、また、社会増減というものを図る上では産業の活性化が不可欠であ
りますので、人口問題とこの問題というのは別個ではないということについては、同様の認

識であります。したがって、先ほどの3,000平米につきましても、我々は今回の財政再建計画の中では、売り払いをさせていただくということで予算を計上させていただいているところでもあります。決して今までどおり保有するというのではなくて、売り払いをして、そこから付加価値を創出していきたいということで、このような取り組みをさせていただきたいということであることをご理解いただければと思います。

次に、しおがまサービスマインドについてであります。議員のほうから、情報の共有、かなり情報量が豊富であると、そういったものを市役所内部でもしっかりと共有するということが大切ではないかというようなご質問をいただきました。そのために、議会のほうにお認めいただきまして、パソコンシステムについては新しいシステムを立ち上げさせていただいております。ぜひ、一度ごらんいただければと思いますが、例えば庁議の内容でありますとか、長期総合計画の内容あるいは震災復興計画の内容、そして、庁内のさまざまな会議の情報が、全てそれぞれの職員のパソコンに入力できるようなシステムになっております。また、市のホームページをお開きいただきますと、先ほどの言葉をおかりすれば、いつでも、誰でも、どこでも、そういったものをごらんいただけるというシステムは構築されております。ただ、若い方々はまだしも、一定程度の年齢がいった方々がなかなかこういったシステムになじめないという部分もございますので、今後、これらの方々のためにどのようなシステムの強化というものを図っていけばいいかということについては共有の課題だと思っておりますし、また、そのために我々行政が、今、議員のほうからお話しいただきましたおもてなしの心、あるいは市民の皆様方に対する感謝の気持ちを常に持ち続けながら仕事に取り組んでいくという大切な部分については、私からもなお、職員に徹底をしていきたいと思っております。

道路整備であります。私も、日々、市の公用車で市内を回っております。でこぼこで、あるいは亀裂が入っておってという部分については、その都度担当課のほうに、こういった場所があったよということを報告しながら、早急に対応するようにということを指示してまいったつもりであります。きょう、市民の方から、市内の道路がまだまだ復旧が進んでいないというお話をいただいたということについては、本当に申しわけなく思っております。今後早急にそのような対策ができますように、なお職員の意識を徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） どうもありがとうございます。

きちんとされていかれるようになるとは思っていたんですよ。ただ、一つ、今回の件で思っていることが一つありまして、全てデータで出すときに、土地の場合なんですけど、今が売りどきだと思っているんですよ。土地は。なぜかという、塩竈の市内を歩くと、奥のほうに行くと、山側なんですけれども、住宅地かなり建っているんですよ。それが売れているか、売れていないか、まだ、私には門外漢なのでわかりませんが、そのような活況を呈したのは久しぶりではないかと。建築確認戸数が、多分、今は前と全然違うんだらうと思っております。そのようなときに、市が持っている土地を工夫して売っていけないかなというのが私の感想なんです。それを、今まではただ、この土地がありますからこれを買いませんかというような土地は、多分売ってきたんだと思うんですよ。今塩竈市の持っている土地は、加工しないと売れないのではないかと。取りつけ道路が悪かったり、いろんなことがあるはずなんです。ところが、役所だとそれができるんじゃないかと思っているんですよ。役所のパワーだと思っています、私は。信頼があって、力があって、行政としての物を考える力を持っているところがあれば、皆動いていくわけですよ。動く、一つ一つが仕事としてなっていくわけですよ。そういうのが、今このまちに必要なんじゃないかと思っています。そういうことをすることによって、まちが活性化していくんじゃないかと思えます。

塩竈市が、どのような土地を持って、どうやっているか、私は余り知りません。ただし一つだけ思うことは、土地というのは売りどきがあって、売りどきを逸すると、もう売れなくなるんだらうと思えます。多分久しぶりに、この震災によって塩竈の土地が流動化したんだと思えます。土地の値段というのは、流動化して競い合えば上がっていきます。そうすると税金は自然とふえていきます。その呼び水、井戸の水と同じような呼び水を役所が担ってほしいなと思ってたんですよ。私のうちにも井戸、古い井戸のときはこういう手あったんですよ。これ枯れたとき、必ず呼び水入れると出てくるんですよ。この呼び水が塩竈に足りないんじゃないか。それが民間でできるかという、なかなかできないものですから、きょうこのような質問をさせていただいたわけですよ。もう役所しか体力ないんだらうと私は見ているんですよ。その役所の力をもって、井戸の呼び水になって、このまちを活性化させていただきたいものですから、このような質問をさせていただきました。ひとつよろしく考えて、対応していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） 以上で、田中徳寿議員の一般質問は終了いたしました。

これより、一般質問は一問一答方式にて行います。

11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。

今回12月定例会におきまして一般質問をお与えいただき、関係各位の皆様には感謝申し上げます。

あの震災以来、塩竈市全体で復旧・復興に取り組んでいるところでありますが、今年度は特に、復興を実感していただくための生活の再建と産業の復興に重点的に取り組まれております。そのような意味で、私からの質問は、来年度の予算編成に向けて、復興実感の参考になるような質問をしたいと思います。本日は、観光行政から復興事業まで5点質問いたしますので、市民の方にお得な情報となりますよう、これまでの当局の実績を踏まえ、親切な答弁をご期待いたします。

初めに、（1）観光行政についてお聞きします。

塩竈市にとって観光事業は、重要な産業でもあり、シティセールスとしても全体の産業のイメージアップにもつながり、そして、市民の塩竈市に対する愛着精神ともなります。そこで、塩竈市では観光行政にどのように取り組まれているかお聞かせください。具体的な項目として、①全体的な観光行政としての取り組み、②市内の津波高表示方法、③塩釜港入り口の景観について、通告いたしておりますので、それぞれご見解をいただければ幸いです。

続いて、二番目、市道と関連施設の管理について、4点お聞きします。

復興事業を進める中、市民生活上の生活基盤について、なかなか復興を実感できないところもございます。市内の道路は、まだまだでこぼこも多く、いつになったら補修していただけるのか。

質問項目は、一点目、都市基盤の長寿命化計画と市道の計画的改修について、道路ストック計画や長寿命化計画、道路基盤の再開発についてお聞かせください。つまり、道路維持管理の当初予算が2,300万円では、少な過ぎないかという質問でございます。

二点目は、防犯灯の設置と維持管理について。その制度と運営についてお聞かせください。

次に三点目、有線テレビのポールについて。現在残っているポールと電線の処理は、これからどのようになされるのか。現状を把握して、調査費と撤去の予算化が必要だと思いますが、所見をお聞かせください。

次に4点目、公園内の設備とフェンスの維持管理について。さびついたフェンスが目立ちますので、道路管理ではありませんが、管理費関連としてお聞きします。

続いて大きな項目の3番目、浦戸架橋（生命の橋）について。この件は、市民クラブから議会のたびにお聞きしてはいますが、再度、いや再々度お聞きします。

これは、会派からの要望、そして寒風沢住民からの要望書、また、先般の9月の議会の決議として当局に要望してまいりましたが、その後の取り組みについて。1点目、取り組みの方向性はどのように考えておられるか、お聞きします。また、2点目、意向調査を行うと9月議会で回答いただきましたが、ご返答をお聞かせください。

次に大きな項目の4番目、市立病院事業について。

11月18日に民生協議会で、今年度上半期の改革プランの取り組み状況を検討させていただきました。そこで今回の質問は、①事業運営（改革プラン）の取り組み状況、②病床利用率と今後の方向、③医師の確保策の3点についてお聞かせください。

最後に、5番目、復興事業についてお聞きします。

このたび復興交付金の第10回配分として69億9,100万円が配分され、これまでの交付金対象事業合計は475億、交付金合計369億円となりました。そこで、これからの塩竈市はどのように復興事業が進んでいくのかお知らせください。具体的な質問項目は、①全体的な進捗状況、②次年度以降の構想の2点です。

簡潔な質問となりましたが、答弁は当局のやる気と市民サービスが伝わる返答となることをご期待いたしまして、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 志子田議員から5項目についてご質問をいただきました。

初めに、観光行政についてお答えをいたします。全般的な観光行政としての取り組みについてというご質問でありました。

これまでの取り組みにつきましては、震災で、一時6割まで減少いたしました観光客入り込み数の回復を図るべく、24年度から3カ年間かけまして、仙台・宮城デスティネーションキャンペーン事業に参画をいたしてまいりました。期間中は、復興状況の発信や本市に職員を派遣をいただいている自治体などでの観光キャラバン活動を精力的に行うとともに、JR、旅行会社等関係機関と連携し、各種イベントを切れ目なく実施をいたしてまいりました。その結果、本年1月から9月までの観光客入り込み数であります。前年を3.1%上回り、震災

前との比較でも、その水準を超えるまでに回復をいたしております。特に、食のまち塩竈を県内外に強く印象づけるため、「おいしおがま初夏の食べ歩き」「特選ひがしものまぐろ祭り」「しおがま蔵出し新酒祭り」あるいは「日本一のしおがまおでん大鍋まつり」など、四季折々の食材を生かした食に関するイベントに力を入れてまいりました。

次に、今後の取り組みについてであります。

来年7月から9月にかけては、宮城県におきましては、仙台・宮城夏キャンペーンが実施をされます。本市では、先月、ふるさとイベント大賞の最高賞であります内閣総理大臣賞を受賞した塩竈みなと祭を中心に、本年度より再開をいたしました浦戸の海水浴場や三陸塩竈ひがしものなどの観光資源を最大限に生かし、多くのお客様のおいでをいただきますよう、関係機関と協力しながらPR活動を積極的に行ってまいります。

そういった中で、市内の津波高表示方法についてであります。市内には、震災の記録を後世に残すための表示物等が、既に存在いたしております。例えば、千賀の浦緑地には、震災慰霊碑とその地点での津波高、石碑の基盤から2.3メートルであることを示す震災復興モニュメントが設置をされておりますし、西町の西方跡公園には、京都の桜守、佐野藤右衛門様からご寄進をいただき、この付近の津波の到達点を示す波分桜が植樹をされております。さらに、市内のライオンズクラブやロータリークラブから、本塩釜駅前の震災記念碑や港町公園の復興の鐘が設置をされておりますほか、壱番館やマリゲート塩釜、市内各郵便局など市内の主要な建物の壁面や柱などに、それぞれの施設での津波の高さを示す表示物が設置をされているところであります。こういったことを観光客へ周知をさせていただきますために、観光ボランティアガイドの方々にご活躍をいただいております。平成25年10月から26年9月まで、152回、約1,125名のお客さんをご案内し、その際に、本市の被災の実情についても詳しくご説明をいただいたところであります。

また、観光の一環として、塩竈入り口の景観についてのご質問でありました。

先ほど、田中議員のご質問にもお答えをいたしました。塩釜港は、本市の産業振興に大変大きな役割を果たす港であります。先ほど、石油製品あるいはセメント類について、約73.数%の取扱貨物量があるということをご案内をさせていただきましたが、この金属スクラップについても、貨物量の10%ぐらいを港のほうで扱っているところであります。今後、地域産業支援港湾としての役割を果たしていく上で、これらの再資源資機材の取り扱いも港の役割の重要な部分を果たすものというふうにご案内をしております。

次に、市道と関連施設の管理についてのご質問をいただきました。都市基盤の長寿命化計画と市道の計画的に改修についてのご質問でありました。まだまだ予算が足りないのではというお話をいただきました。

本市の市道認定路線、166.3キロメートルであります。また、いわゆる管理道路が延長66キロ、合わせまして約233キロの道路を管理いたしております。通常の維持管理については、道路パトロールや地域要望により、安全性や緊急性に応じて維持修繕に取り組んでおりますが、今後、道路施設の老朽化が進み、一方では、限られた予算の中で、これまで以上の効率的・効果的な対策ということが求められているものと考えております。

本市では、平成25年度から、道路ストック総点検の取り組みをさせていただいております。対象は、道路、橋梁、トンネル等において、構造物本体や路面の状況、また、附属施設のガードレールや照明灯、あるいは標識灯の状況を点検、調査をいたしております。この結果も踏まえながら、道路施設の安全性を確保しながら、先ほどもご答弁申し上げましたが、従来の傷んでから直す事後保全型の維持管理から、傷みが小さいうちに計画的に対策を行い、長持ちをさせるという予防保全型の維持管理に転換を図り、計画的な修繕を進めてまいる所存であります。現在、道路施設も含む市内の公共施設全体を長期的な視点を持って、施設更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進めるための公共施設等総合管理計画を策定中でございます。この中で、必要な維持管理費の形状をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中で、防犯灯についてはいかがかというご質問でありました。

初めに、防犯灯整備の事業概要についてご説明をさせていただきます。

本市ではこれまで、夜間の犯罪防止策ともなります防犯灯につきましては、町内会や各地区の防犯協会、または学校との協議を踏まえ、計画的に設置をいたしてまいりました。主な事業といたしましては、平成21年度から25年度に取り組みました安全・安心ロード整備事業、平成23年度から27年度までの予定で取り組んでおりますLED防犯灯整備事業で、それらの実施に当たりましては、各種補助金等を活用するとともに、その他民間企業からの防犯灯設備のご寄附や工事作業へのご協力をいただきながら、新設または従来の水銀灯や蛍光灯からの更新に努めているところであります。防犯灯設置の地区別割り当てというようなことについてであります。これら防犯灯の新設または更新する灯数は、財源等に基づき年度内の設置灯数を決定し、設置する場所等につきましては、それぞれの町内会からの要望に基づき、

その後、担当者が町内会や防犯協会と現地調査を行った上で決定することといたしております。

なお、各地区の防犯協会や町内会への灯数の割り当て等については、基本的に決まりはございませんが、設置灯数には予算の関係で制限もございますことから、申請のあった灯数と過去の設置状況等を勘案しながら、各地区の防犯協会や町内会等の地域バランスといったようなものも考慮し、それぞれの灯数調整を行わせていただいているところであります。

次に、市道関連施設の管理についてということで、有線テレビ用のポールについてご質問いただきました。

昭和61年、体育館建設に伴い、テレビ受信障害対策として、体育館周辺のテレビ視聴困難区域にアンテナ本体となる高さ7メートルから4メートルの鋼管柱38基の共同受信施設、共同アンテナを設置いたしました。その後、平成23年の地上デジタル化により受信障害は解消し、共同受信施設の役割は一定程度終了したものと考えております。共同受信施設の状況については、道路上に設置してあるものや個人宅に設置されておるものがあり、中には町内会で設置する防犯灯などに利用されている共同アンテナ等もございます。今回、地元の町内会より要望があり、利用されていない3基を既に撤去をいたしておりますが、今後とも町内会と状況を確認しながら、撤去が必要な箇所があれば、適切に対応いたしてまいります。

次に、公園内の設備とフェンスの維持管理についてご質問いただきました。前回は申し上げましたが、現在市で管理している公園については125カ所であります。日常の管理につきましては、市で定期的に施設の点検を行っている状況でございます。また、町内会の皆様などからご連絡をいただき、異常等が発見された場合には、速やかに対応するように努めているところであります。

ご質問のフェンスの張りかえにつきましては、軽微な劣化によるものは、その都度修繕をさせていただきますが、大規模な修繕が必要なフェンス等につきましては、計画的な改修を行ってまいります。また、危険遊具につきましては、国の指針により毎年1回、有資格者による精密点検を実施させていただきます。この判定結果を受け、軽微な劣化による金具の交換など小修繕が可能な遊具につきましては、補修を行っております。さらに、本定例会でも補正予算をお願いいたしておりますとおり、危険度が高いと判定された遊具については、適正に撤去させていただくことに努めているところでございます。

次に、浦戸架橋についてご質問いただきました。今後の取り組みの方針と島民の意向調査に

ついてというご質問でありました。

9月定例会におきまして議決をされました、東松島市宮戸・浦戸寒風沢間架橋（命の橋）実現に向けての決議を踏まえまして、私からは、東松島市長にお会いし、架橋計画を検討していくに当たっての東松島市のご協力についてお願いをさせていただきました。また、担当課におきましても、東松島市の担当部門を訪問し、架橋計画の検討の実務的な部分についての情報交換、協議等について、正式にお願いをさせていただいたところでもあります。さらに、架橋検討に不可欠であります船舶航行の安全を確保するための諸条件、具体的には、架橋のクリアランスということになるのだと思っておりますが、について、10月に宮城海上保安部交通課に赴き、国土交通省港湾局による港湾の施設の技術上の基準についてご教授をいただいたところでもあります。

今後の取り組みについてというご質問でありました。今年も例年どおり、浦戸の架橋については、四島五地区全体の島民の皆様から11月19日に、浦戸振興協議会並びに浦戸架橋推進協議会より、各区長連名で、浦戸振興に関する要望をお受けいたしました。その内容であります、架橋建設に当たっての浦戸の島内間の架橋の実現、構想の推進という中身でありました。このことについては、島民の方々との意識の共有ということについては大変重要な課題だと思っております。今後検討を進めていく上で、やはり浦戸の島民の方々のご理解をいただいてまいりたいと思っております。今後もこのような対策の一環として、意向調査といったようなことについても、さまざまな機会に取り組みを行ってまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、市立病院事業についてご質問いただきました。

まず、今年度の改革プランの取り組み状況についてであります、11月の協議会で、上半期の状況についてご報告をさせていただきましたが、8月までは入院収益は目標額を達成し、外来収益は昨年度を上回る状況でありました。しかし、9月に入院収益が大きく落ち込んだことにより、上半期は、残念ながら約4,000万円程度のマイナスとなるものと見込んでおります。この原因といたしましては、診療報酬改定と消費税の影響が大きいものと判断をいたしております。具体的にありますが、診療報酬改定の影響であります、国は、増大する医療費抑制のために、入院から在宅へとシフトする医療政策に転換をされており、各病院が長期入院患者を早期に退院させるような改革を行ったところでもあります。また、経過措置として半年間の猶予がありましたが、たまたま9月がこの猶予期間の終了時期でありましたこと

から、このような特異的な現象が発生したのかなというふうに考えております。また、消費増税の直接的な影響として、年間約4,000万円程度支出が増加する見込みであり、間接的な影響として、患者さんの受診控えを招いている状況もあるのではないかとというふうに推察をいたしております。

次に、病床利用率と今後の動向についてのご質問でありました。

昨年度は、長期の入院患者が多かったために、病床利用率は98.2%と非常に高い状況でありましたが、今年度は、先ほど申し上げましたようなさまざまな理由で、8月までは88.6%、昨年度より約10%減少いたしております。特に9月以降であります。病床利用率が80%前後で推移しており、毎月の入院収益が昨年度より2,000万円減少するという非常に厳しい状況となっております。病院では、非常事態宣言をし、全職員対象の現状説明会を開催するなどさまざまな対策を実施しており、12月に入り、徐々に患者数は増加傾向となっておりますので、残された期間、なお一層心を引き締めまして頑張りたいと考えております。

また、医師の確保対策のご質問でありました。

年度当初、17名体制でしたが、1人は開業のため、1人はドクターバンクからお越しいただいた医師でありましたが、本人の自己都合により退職、またもう1人は、12月末で大阪の出身地にお戻りになるということで退職いたしておりますので、14名の体制で診療を行っているところでありますが、今後の医師招聘につきましては、今回、条例改正をお願いいたしております緩和ケアの医師が1月から勤務をいただきます。また、4月からは、大学医局から内科医師の派遣が行われる予定でありますので、医師体制が再び整いつつあるというふうに考えているところであります。今後も残り3カ月半となっておりますが、これからは病院の繁忙期でありますので、病院職員一丸となって、質の高い医療を継続し、経営の健全化に全力で取り組んでまいります。

次に、震災復興事業についてご質問いただきました。

まず、東日本大震災による本市の被災総額であります。平成25年4月時点で1,216億円に上るものと集計をいたしておりますが、本市の復興をなし遂げるため、約1,110億円の事業を計画し、現在取り組み中であり。これら復興事業全体の進捗につきましては、上半期末時点での集計で、約62.7%の執行率、完了率は約45.3%と把握をいたしております。

個別にご説明をさせていただきますが、まず、災害復旧事業につきましては、契約ベースで約86.4%の執行率、完了率は約4割と把握をいたしております。次に、その他の災害関連事

業につきましては、契約ベース約84.8%の執行率、完了率は約6割と捉えておりますが、実は、災害関連事業の中に新たに魚市場の整備事業が加わります。80億近い事業でありますので、この事業が加わりますと、この災害関連事業については、また大きく契約ベース、執行率ベースが落ちるものと考えております。最後に、復興交付金事業についてであります。現時点で72の事業をお認めいただいておりますが、契約ベースで47.7%、完了率が3割というふうに理解をいたしているところであります。

以上でご答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） どうもご答弁、毎回ご丁寧で、ありがとうございます。

それでは2回目の質問をさせていただきます。

最初に観光行政についてですけれど、これらのご答弁、塩竈市もいろいろ観光に力を入れてやられていることはわかっていますが、あえてこのようなこととか、こういうところがまだ足りないとか、こういうことをしたらいいんじゃないかということ、感じたことを質問したいと思います。

全体的な観光行政としての取り組み、震災の直後には入り込み数が4割ぐらいは減ったけど、今年度は大体100%ぐらまで戻ったといういいことを今聞きました。それで、いっぱいこれからも塩竈市に観光に来ていただいて、塩竈市の宣伝になると、塩竈市から出ているいろんな産業面での商品なんかも、やっぱりイメージアップするんですよね。ですから、観光事業ということだけではなくて、それが関連して、あるいは市民の精神的な誇りとかそういうものにもかかわってきますので、観光行政だというふうにだけ考えるのではなくて、塩竈のイメージアップということで引き続きやっていただきたいと思いますが。

それで、観光客がふえたときに、ちょっと今1点、私気がかりになっているのは、観光客用のトイレのことで、市の利用するところもあるんでしょうけど、そういうところを、おもてなし用のトイレ、あるいはもうちょっと積極的に考えて、1回100円でもいいと、有料でもいいから気持ちよく、塩竈に来て、もう観光客ですから、お金をそういうふうにけちけちして来る方はあんまりいないと思うので、有料でもいいからやったら、そういう施設もあればいいんじゃないかなと。あるいは本塩釜から神社までの間の沿道に、うちのは観光客用にトイレ使っていただいていたいいですよというような表示で、おもてなし用の何かそういう市からの援助のあるような、そういうことをされるといいんじゃないかなと思ひまして、その件につ

いてだけ初めにお聞きしたいと思いますが、何かやられていたらお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいまご質問では、観光客の、お越しいただいた方のトイレということでございます。

今、観光交流課のほうで運営しておりますトイレというのが、海岸通の駐車場のところにまず1カ所ございます。そちらと、あとは鹽竈神社の表坂の下のところにもトイレがございまして、そちらの2カ所については観光客の方に気持ちよく使っていただけるようにということで、最近ではトイレの中に、掲示いただく部分に広告をとって、そういったところで運営費なんかも生み出すような形の工夫なんかもしながら、そういった取り組みなんかをしておるところでございます。ただ、今議員おっしゃられたような、一般の方々にそういった観光客向けのトイレの開放というようなことの取り組みまではまだしておりませんので、そういったことは確かにこれからちょっとやっていきたいと思っておりますけれども、そのほかに鹽竈神社さんのトイレですとか、あとは今どちらでもコンビニトイレなんかは誰でもどうぞということでありますので、ただ何か我々ももっと歩いてみて、またちょっとそういった意味での点検もしてみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。積極的に取り組んでもらいたいと思います。

そういう考えでもってまちづくりをしていただければと、塩竈をぶらっと歩いてみたいなという方がふえるんじゃないかと思ひまして提案させていただきましたので。どこの観光地だか忘れましたが、まち全体で表示しながら、ここ使えますというところをやっているところもあるみたいですからね。その件はわかりました。

それで、二番目の津波高表示の件で、観光客が来たときに、一応塩竈も津波上がったので、心配なことは心配だという方もまだいます。それで、そのことが心配でなかなか塩竈に観光に来てもらえないのでは困るので、しっかり表示をしていただきたいというつもりで質問させていただきました。それで、ご答弁のほうでは、いろんな施設のところに表示はしてありますよと。本塩釜周辺とか、あるいは各郵便局、それから、うれしいことに波分桜ですか、いろんな都市にいろいろ波分、波分、波分神社とか何々というところは、そこまで津波が来たということで波分という地名を使っているというのが、それは昔からそういうことで、ここまで来たんだよという表示でしょうけど。それで、今回、今年度塩竈市でも津波の避難道

路のための新しい施策もやっていただいているので、避難道路こっちですよというときに、やっぱりここは何メートルまで来た、ここまで来たというのがないと、ここまでだったら避難しても、ここまでは大丈夫だなという、そういうところまでいろいろ、観光の面ばかりではなくて、いろんな道路標識のところにも、いろいろここまでですよというようなところがあると、ここまで避難すれば、もう津波の高さよりも高いんだということで安心していただければ、いろいろもっともっと塩竈市にも観光客、安心して来ていただければと思いますので、今現在ある表示以外に、もっとそういう表示をふやそうという考えがあるのかどうかだけ、ちょっと1点お聞きします。お願いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、議員のほうからご質問いただきました、ここまで来たのでというような意味でありましたら、県内で統一して標識を整理しております。それらについては、今後塩竈市でも、例えば電柱部分でありますとか、そういったものに導入をし、取り組みをいたしてまいりたいと思っております。

もう一つであります、津波避難のルートについても、実は津波の前から塩竈では表示してきたんですが、なかなか目につかないみたいで、皆様方からあんな高いところではというご不興をいただきましたので、そういったことも合わせて、今後県のほうでは、様式を統一して計画的に取り組むようでありますので、我々もそういったものを積極的に活用させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。担当課長さんでなくて市長のほうから、市民サービスで答えていただきました。

県内で統一してということですので、それがくれば、そういうものがいろんなところに張られると、わかるようになって安心になると思います。でも、結局県内の統一事業が完成してないので、やっぱり観光客は、今現在のところ、心配な方もいるということでございますので、それは順次進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、3番目の塩釜港入り口の景観のことでございますけど、1つは、貨物関係の入り口で、金属スクラップが観光船から大いに目立つところに、出口、入り口のところで、塩釜港は観光港だけではなくて、商業港も漁港もいろんなことがございますので、それはそうだと言われるかもしれませんが、観光面から見て、ある程度のそういうところのものについて

は、船から、ある程度やっぱり囲ってあるというようなそういうものがあればよろしいのですが、今のところは、どうもそのままのところに積み上げられているところが、果たして観光港としての政策としてどうなのかと。塩竈市で管理しているわけではなくて、県だということもありますが、その辺のところをどうしたらいいのかなと。

それからあと、マリゲートは、これは塩竈市のほうで管理していることになるのでしょから、あの海側の玄関のほうですね。なかなか斜めになって、タイル剥がれたまま、震災に遭ったという証拠をとっておくという意味では、ああそうなんだと観光客も思うかもしれませんが、もう3年半たちましたので、そういうところがやっぱり、船着き場の玄関口ですから、そういうところの配慮、この2点、何かこれから市のほうでは考えているのかどうかをお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤産業環境部次長。

○産業観光部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） それでは、塩釜港入り口の景観に関する質問についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、金属くずでございますが、現在実態としまして、貞山埠頭、それから東埠頭のほうから船積みをされているような状況でございます。ただ、積み上げられている金属くずでございますが、これは常置されているものではございませんで、港湾の荷役事業者の方が、船積みするまでの期間、そこに荷さばき場とか野積み場とか、そういったところに一時的に置かれている状態なんですけど、ただ、次から次と金属くずが動いている関係がありまして、そこに常に目にさらされているといったような実態があるのかと思ひます。

港湾施設につきましては、港湾管理者である県のほうで港湾施設等管理条例に基づいて許可を出しておりまして、港湾事業者の方々については、その使用許可を守って利用しているといったような状況でございます。ただ、景観の配慮については、使用の許可条件としては設定をしていないということもござひますし、他の港湾と異なる対応を求めるとなつた場合については、荷役作業のほうへの支障となりますし、効率の低下になるということで、過度のそういった条件の設定はできないのかなというふうに考えてござひます。

それから、マリゲート塩釜のタイルが剥がれているといったようなことござひましたが、こちらについてはいずれ防潮堤の復旧工事が行われる関係で、手戻りにならないように、そういった影響を受ける部分についてはまだ未整備の部分があるということで、防潮堤の整備に合わせて、その辺改修が行われるものというふうに見込んでござひます。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。マリングートのほうはもうちょっとということ、わかりました。

それで、もう一本のほうの金属スクラップのほうですけど、近くにある立派な自動車をスクラップしてくれるところの会社は、きちっと塀が周りをぐるっと囲んでおります。そういうことですから、こちらのもう一つの一時置き場のほう、全部が全部5メートルぐらいでとか、絶対見えないようにということではなくて、海側に面して見えるところだけでもちょっと何かそれなりの、観光地塩竈ですというような、ついでにあのフェンスつくったときに、塩竈の宣伝になるような大看板みたいな、アピールするようなものでも建てられたらなおいいと思うんですけど、全部隠して全部ということではないですよ。それも鉄くずの輸出業ということだって大切なことですから。ただ、何とか少し、中とって何とかならないかということでございます。でも、直接市のほうの担当ではないので、その辺のところは県のほうにいろんな法律上、塩竈だけということもないというかもしれませんが、塩釜港は結局観光港でもあるのでというところで、その辺進めていってもらいたいと思います。これは要望です。

次、二番目の市道と関連施設の管理について質問させていただきますが、先ほど田中議員からも同じように、道路の関係では余りにもでこぼこ多くてということでもございました。市長もたびたび答弁では、でこぼこしているということでもございます。それなのに、わかっているで直せないのということなんですよね。結局道路補修のところの当初予算2,300万円ということで、私もいろんなところの市民から、こういうところ処理してほしい、ここ直してほしいとは言われているんですけど。10月の台風が来たときに、もう当初予算全部使っちゃってないんですと、仕事したくてもできないんですと、こういうことですので、係の方がやる気がないわけじゃないんです。予算がないだけなんです。ですから、その辺のところ、予算をやっぱりつくってやらないと、せつかく職員の方がやる気になっても、予算がないことにはできませんということでは進みませんので、市長も答弁するのにも大変だし、何とかしていろんな道路関係の補修費の予算ばかりでなくて、建設部のここの分の予算ということで、何とか早急にそういうところを直す方法というものはないものなんでしょうか。優秀な職員の方がいっぱいそろっていても、やっぱり予算というものがなくてできないものなのか、その辺のところお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前半の部分については、私が議会でご答弁申し上げましたので、再度ご説明させていただきたいと思いますが、まず大きくは、津波浸水区域とその他の区域ということに分けて、その際にもご説明させていただきました。津波浸水区域内については、実は道路下に埋設をされております下水道管がほとんど傷んでいるということをご説明申し上げさせていただきました。したがって、下水道管の入れかえをしないままに道路の路面を補修しましても、またほっくり返すということになりますと、結果として二重の投資になりますので、津波浸水区域内については、大変恐縮ではありますが、まずは下水道の復旧を急がせていただきたいというようなご答弁を私は間違いなく申し上げさせていただきましたので、ようやくそういった部分が一定程度整理されつつありますので、今後は津波浸水区域についても早急に路面の復旧・復興に取り組みたいと思っております。

その他の部分につきましては、実は災害査定を受けたものについては、山手のほうから早く始めておりまして、私も当初は、山手じゃないだろうと、浸水区域じゃないのかというようなことを建設部と打ち合わせしたら、そのような事情で市長できないのですというお話の中でやってまいりましたので、山手の部分については、一定程度、例えば地震でこぼこができた部分等については復旧が終わっているというふうに理解をいたしておりますが、なお、担当のほうからご答弁をいたさせます。

○議長（佐藤英治君） 赤間建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（赤間忠良君） 道路維持費につきましては、工事費としては2,300万でございますが、そのほかに道路維持管理工事として1,600万、合わせまして4,000万弱の予算の中で現在執行している状況でございます。その中でも緊急性のあるものにつきましては、補正予算等で今回もお認めいただいておりますが、そのような形で今後とも対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今、担当課からも言われました。それでもやっぱり、そんなこと言ってもやっぱりね、この12月の議会にも議案は出ってますけど、市民から直してくださいという要望地区が199あって、残りの112カ所、まだ未処理ですよ。パトロールして142カ所、こういうところ直さなくないと言うけど、126カ所未処理です。これ全部浸水区域なんですかということを知った

いんですよ。浸水区域のことは、市長さん言われたとおりわかりました。それはやっぱり下水のほうから直さなくてない。でも、そうでないところ、それから、災害査定のところは大體終わったと言うけど、災害査定を受けてない、そういうところでなくたって、いろいろ傷んでいるところ、目立ちますよということなんですよ。だから、最初の当初予算が余りにも少な過ぎたんじゃないでしょうか。市民から要望されても、このままだと来年度予算をつけていただいた4月以降でないと、今のここの補修も何もできませんという状態は、それはちょっと余りにも市民サービス、行政のサービスとしては、ちょっと心もとないんじゃないかと。ですから、先ほど田中議員も言われましたけど、復興というのは目に見えるところで復興してもらわないと困ると。そういう意味では、道路の補修費は、今課長言われましたけど、全部やっても4,000万円ですから、そんなにうんとかかるということでもないですので、その辺のところ、復興実感の年とするためには、まず見える道路を優先的に直していただきたいということなんですけどその辺について、その方向性だけでもいいですからお答え願えれば、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 阿部財政課長。

○市民総務部財政課長（阿部徳和君） それでは、道路補修等の財源的な考え方について、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

今、赤間課長が申しあげましたような道路維持補修費、道路維持工事、それから、道路維持管理費の委託料といったものは、本市の場合、一般財源をもとに予算措置をしております。一般財源、例えば100円ことし予算措置したものを、国の補助や県の補助、そういったものがあれば、塩竈市が100円の予算措置をすると2分の1の補助であれば200円の仕事ができるということになると思います。そういうふうな考え方で、なるべく財源のあるものを見つけていくということで、数多くの市民の補修要望箇所、そういうものに応えていけるということになります。ですから、今般、道路についてはさまざまな、土木課のほうにおいては緊急減災対策事業であるとか、そういった財源的なものを見つけながら充てるものは充てる、それから、それを充てたことによって浮いたお金をまた別なところに向けて道路補修をやっていく、そういった財源的な工夫、取り組みもしながらやっておるものでございます。

今回、12月補正で580万円ほど上程させていただいておりますけれども、この補修費につきましても、当初、楓町ののり面を一般財源でやろうとしていたものを、道路の緊急減災対策事業ということで有効な財源を見つけていただいたがために回せる予算というのが生み出せ

まして、今回、緊急的に取り組めるというふうなことで生み出したものでございます。さまざまな国の制度、有利な制度、例えば道路改良じゃないとだめだよとか、側溝は対象にしませんよとか、災害復旧であれば傷んだところだけ、ですから、同道路の補修についてはパッチワーク状の仕上がりになってしまっているとか、財源としては非常に縛りがあります。その中で限られた予算を有効に活用する中で、建設部としては、いろいろ財源にも配慮していただいた中で、最大限の執行をしていただいているものというふうに考えております。そういった中で、なるべく、年度途中であっても、有利なものを見つけられたときにはそれを充てて、さらに市民の要望箇所、または議員さんからご指摘いただいたところに取り組んでいくというふうな予算の工夫をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。

ですから、予算がないから、財政課長さんがいろいろ言ってくれたんでしょう。

ということで、ないということであれば、また考え方変えたくないし、たしか塩竈市でもいろんな方、市民の奇特な方からいろいろ寄附なんかいただいている、あるいはそういう寄附もいろいろ、塩竈市ということではなくて、社会福祉関係にとかいろいろな寄附の仕方はあると思いますけど、そんなに困っているんだったら、特定財源という考え方で、道路にだけ、道路を直してくださいという寄附でも募らなければならないんじゃないかというふうに考えたりしたくなるわけです。奇特な方が聞いていて、そういうふうに思われまして、そういうことはぜひご協力をお願いしたいと。なかなか予算がないということわかりました。

これ以上は平行線なので、次の防犯灯の設置と維持管理。これは、先ほどのご丁寧な説明でよくわかりましたので、各町内会さんのほうも、防犯協会なりいろんなところ、ご相談、それから、いろんな安全労働事業、LED事業といろいろございますので、その辺のところに対処なされると思います。うちのほうの市民クラブも、12カ所の市政報告会いたしまして、何カ所かの町内会さんからそういうことを要望されましたので質問させていただきました。

それと、その次の三番目の有線テレビのポールのことです。3基は撤去していただいたということでございます。それで、そういう方向性でいいのか。それから、考え方として、私が問題視していたところの場所の有線テレビのポールは、行政財産で管理していただいたんですけど、もう使わなくなった場合の管轄としては、もうこれは道路関係のほうの、教育委

員会の管理でなくて、建設部の管理に移行して、しっかり管理すべきじゃないかと思うんですけど、その辺の調査費とか撤去の予算化などについて、お考えがありましたらよろしくお願ひします。

○議長（佐藤英治君） 渡辺生涯学習課長。

○教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（渡辺常幸君） 先ほど市長のほうからも答弁させていただきましたように、状況的には、道路上に設置してあるもの、また、中には体育館の敷地内に設置しておるようなポールもございます。それぞれその利用状況、地元の町内会と状況を確認させていただきながら、必要であればそのような、手続も含めて今後対応させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） よろしくお願ひします。その方向でお願ひしたいと思ひます。

時間も少なくなってきましたので、次の大きな三番目の浦戸架橋のことについてお願ひします。

市長さんも東松島市のほうに行っているいろいろ情報交換していただいたり、海上保安庁のほうまで行っているいろいろ進めていただいているということに、まずひとつ感謝申し上げたいと思ひます。

それで、11月19日の振興協議会のほうで、区長さんの要望として島内間架橋が先だというような要望だということでもございましたけれども、これは島民全員の方に、私は、意見交換を要するとか、意向調査というものは、島民全員の方にそのようなことを調査するのかなと思ひてましたけれども、区長さんの要望のほうが、やっぱりこれは優先事項なのか、その辺のところ、私としてはちょっと腑に落ちないところがござひますので、その辺の考え方。区長さんから来たから、意向調査というか、そういうものは必要ないとか何とかという調査は要らないと思ひているのか。あるいは、そういう調査は、積極的に進めている会派のほうが、会派の名前で島民一人一人に意向調査して、アンケートとって、そして、女川町でも原発のことでそういうふうに動いた議員がいて、マスコミのほうに発表して、そういうことが話題になったりしていることもござひますけど、そのような方向に進めたほうがいいのか、市全体として進められる意向調査のほうがいいのか、その辺のところのお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私がご答弁申し上げましたが、決して今のような意味で言っておりませんよ。11月19日に、浦戸振興推進協議会並びに浦戸架橋推進協議会より、各区長連名でこのような要望が出されましたということをご報告申し上げたわけでありまして、その際に、改めて、まずは島内の意思統一ということも改めて必要ではないかという行政側の考え方を申し上げたということでもあります。

意向調査については、改めて今後さまざまな機会にまた取り組まさせていただきますというご答弁を申し上げさせていただいているはずでございますので、ご答弁のとおり受けとめていただいて結構でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） どうもすいません。失礼いたしました。別なほうに取り違えて、島内間架橋が先だというほうが、この問題が出ると、何十年か前と同じようになって、せっかく進んでいる事業が、まだ事業にはなっていないんですが、そういう構想がなくなることを心配して、私ちょっと走りました。それは申しわけございません。市長が、これだけいろいろ走り回って、いろんなところで交渉なされているわけですから、そのようなことはないということで、すいません。よろしくその方向でお願いします。

それで、なぜこういう、そもそもこの浦戸架橋の寒風沢宮戸間の命の橋について会派からやっているかという、やっぱりそういう構想というかそういう話は、そのときのちょうどいいチャンスというか、東松島市のほうから塩竈のうちのほうの会派のほうにそう話があったときに、これはチャンスだなと、そういう話があるときに進めないとできることではないなと。何もないうちに塩竈市のほうから一方的にお願いするということではなくて、考え方としては、お話があったと。そういうご縁談があったと。ちょうどいいそういうときに、いい縁談があつて、その適齢期の機を逃すと、なかなか私のようになって、なかなか実現しなくなると、こういうこともあるんじゃないかと思えますから、向こうから縁結びでお話来たときに、そういうところをしっかりと進めてもらいたいという気持ちで、うちのほうの会派のほうも進めてもらっているわけでございますので、今回9月の議会では、議会として、塩竈市議会として要望、決議したことでございますので、これからも引き続きこの件に関して進めていってもらいたいと思えます。私の言うことだけ言わせて、この件は終わりにしたいと思えます。

それから四番目の市立病院について。いろいろやはり消費税絡みのことがあるんじゃないか

など私は思って聞いたんです。この4,000万円くらいのマイナスの原因ということで。そういうことで、入るほうも出るほうも消費税絡みで、やはり病院の経営に影響するんだと。ですから、収入のほうというか、制度上の、国の制度上ですからもうどうしようもないって言われればそうかもしれませんが、そういうことで、なかなか改革プランが今年度は非常に厳しい状態になっている。だからといって消費税はそのままですので、そのことを理由にしてもしょうがないので、しっかりこれからも経営改革、取り組んでほしいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（鎌田礼二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君）（登壇） 平成26年第4回定例会におきまして、昨日の小野幸男議員に続き、公明党会派を代表して一般質問をさせていただきます浅野敏江です。

市長初め、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

平成23年3月に発災しました東日本大震災から、早くも4年目の師走を迎え、いまだ多くの方が厳しい生活環境を余儀なく強いられております。この間、見えてきた課題を中心に、大きく3点お尋ねいたします。

一点目は、福祉施策として、被災後のドメスティックバイオレンス・虐待・不登校の現状とそのための対策をお聞かせください。

被災後、避難所、仮設住宅などの急激な住まいの環境の変化や失業、職場の変化に精神的に立ち直れない被災者が、家族に対して暴力や暴言を繰り返し、家庭の崩壊を招いている現状が、各地の被災地から聞こえてきます。特に、子供や高齢者に対する家族からの身体的・精神的虐待の報告も、被災地ではされているようです。これらの問題について、本市ではどのような状況なのかお聞かせください。

次に、「障害者の権利に関する条約」批准後の本市の精神障がいのある人に対する対応につ

いてお聞きいたします。

我が国は、本年1月、障害者の権利に関する条約の批准書を国連事務総長に寄託し、その結果、2月19日に、我が国においてその効力を生ずることとなりました。いわゆる障害者権利条約は、障がい者の人権、基本的自由を守り、尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している障がい者のための初めての国際条約です。その内容は、前文及び50条からなり、さまざまな分野における障がい者の権利実現のための取り組みを締結国に対して求めています。

そこでお聞きいたします。本市の障がいの方が、安心して暮らせる福祉の取り組みをお聞かせください。特に、精神障がいのある方の長期入院は、社会的入院と言われ、20年、30年の長きに及ぶこともあり、人生の大半を病院で暮らしている障がい者は、全国で7万人とも8万人ともお聞きしております。地域で生活することを希望しても、ご家族または地域での受け入れ態勢が整わないために、このような社会的入院が続いているのではないのでしょうか。本市において、こういった状況をどう把握されているのかお聞かせください。

二点目は、教育支援について2項目お聞きいたします。

まず、要保護児童・生徒に対する修学旅行費扶助についてお尋ねいたします。小学校・中学校における修学旅行において、児童・生徒が修学旅行を希望する場合、旅行費用は分割または一括で事前に支払うことになっています。学校教育法では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。このことから、経済的理由によって就学に困り、援助を希望する世帯は、就学援助費受給申請書を教育委員会に提出し、修学旅行費については、限度額がありますが、交通費、宿泊費、見学料の費用は行事終了後に支給される仕組みとなっております。具体的に修学旅行費の扶助について、どのような手順で行われるのかお聞きいたします。文部科学省では、就学援助の対象者は、要保護者、生活保護法第6条第2項に規定する保護者、準要保護者、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者と認める者とあります。生活保護世帯には、生活扶助の内容に教育扶助があります。しかし、この教育扶助の中に修学旅行費は含まれていないとお聞きしております。生活保護の最低限度の生活を保障されている状況の中で修学旅行費の積立金を捻出することは、大変厳しい状況であります。修学旅行費の捻出に苦慮している保護者に対して、事前に立てかえることがないように前払い制度を創出してはいかがでしょうか。市長

の见解をお聞きいたします。

次に、貧困の連鎖を断ち切るための学習支援をこれまでも何度か提案してきましたが、その後の学習環境の改善に進展はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、安心・安全なまちづくりについてお聞きいたします。

近年の異常気象等による大雨、洪水、高潮等の被害に、震災以降、地盤沈下した土地や側溝の破損により対応がままならない状況がまだまだ続いていると思いますが、最近の本市の現状をお聞きいたします。また、本市の形状が急な斜面が多い土地柄、宅内貯留は全国でも注目を浴びている事業であります。最近、この事業の執行が少ないように思われます。少ない予算で安心して支えられるこの宅内貯留につきまして、今後の市の対応についてお聞きしまして第1回目の質問といたします。ご清聴大変にありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 浅野議員から3点についてご質問いただきました。

初めに、福祉施策についてお答えいたします。被災後のDV・虐待・不登校の現状と対策についてのご質問でありました。

まず、本市の現状であります。いわゆるDV、65歳未満の方々に対するパートナーからの暴力に対する相談件数をまず申し上げます。被災前の平成22年度が、1年間に14件でありました。震災直後の平成23年度が17件、さらに1年経過後の24年度が14件、2年経過後の25年度が22件と、震災後、若干の増減を繰り返しながらも、やや増加の傾向がございます。

次に、児童虐待の相談件数であります。平成22年度が82件、23年度55件、24年度74件、25年度61件となっております。なお、平成26年度は、11月末現在であります。27件と、前年を若干下回る状況で推移をいたしております。また、65歳以上の高齢者に対する高齢者虐待につきましては、平成22年度が30件、23年度39件、24年度31件、25年度28件となっており、件数としては減少傾向ではありますが、実は相談内容としては複雑化をしているケースがふえておるといような状況であります。

DV・虐待につきましては、阪神・淡路大震災の経験から、震災後、二、三年後に急増するといったようなことがあったようでありますので、本市でもこのようなことを懸念しておりましたが、今のところ、急激に件数が増加したという状況にはございません。

一方、市内の小中学校における年間欠席日数が30日以上、いわゆる不登校児童の割合であります。平成22年度が2.1%、23年度が2.1%、24年度が3.1%、25年度が2.8%と減少し、不

登校についても、震災の影響といったようなものは、今のところ顕著にはあらわれていないというふうに感じております。

次に、このようなDV等への対応策についてであります。まず、DVや児童虐待に関しましては、震災後に専門の相談員が対応する家庭児童相談のファミリーダイヤルを設置し、悩んでいる方々が相談しやすい体制を整えております。この電話相談では、主に相談者の悩みを聞き、不安解消に努めておりますが、相談の内容等によりましては、法律相談や生活相談などにもつなぎをさせていただいているところであります。また、児童虐待につきましては、児童相談所を初め、児童福祉、教育、保健医療、人権擁護、警察などの各関係機関で構成されます要保護児童対策地域協議会を設置し、定期的に要保護児童に関する情報交換や支援を行わせていただいております。高齢者虐待につきましては、平成23年度に虐待防止対応マニュアルを作成し、周知を行ってきているところであります。民生委員の方々やサポートセンターなどから相談が入るようになり、虐待に対する認識が徐々に高まってきていると感じております。また、担当ケアマネジャーや介護関係事業者との連携により、高齢者虐待の早期発見と迅速な対応に努めているところであります。今後とも、震災による生活不安が続くと思われまますので、関係機関との連携を図りながら、相談者の心に寄り添った適切な対応を行ってまいります。

不登校児童に関しましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、あるいは青少年相談センターでの電話相談、けやき教室の設置や児童・生徒の実情に合わせて教職員が連携して家庭訪問を行ったり、補充的な学習支援などにより、登校や学級復旧に向けた取り組みを行っております。今後新たな不登校児童・生徒を出さないよう、きめ細かに粘り強く対応いたしてまいります。さらに、震災後、心のケアが心配された仮設住宅につきましても、仮設住宅サポートセンターの支援員などが日々家庭訪問し、声かけや生活全般の相談を受けたり、保健師が健康相談を行うなど、さまざまな面からサポートを行わせていただいております。今後とも声かけ家庭訪問を継続し、仮設住宅にお住まいの皆様の安全・安心な生活をさらにご支援をさせていただきたいと考えております。

次に、「障害者の権利条約」批准後の本市の精神障がいのある方々への対応についてというご質問でありました。

障害者の権利条約であります。障がいに基づくあらゆる差別を禁止すること、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進することなどを主たる内容とする障がい者の人権の促

進・保護をするための条約でございます。今年10月現在の批准国は世界で151カ国であり、我が国も本年批准し、承認をされております。この条約を契機として、国におきましては、条約の主たる内容であります障がいに基づくあらゆる差別を禁止する、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進する、また、条約保全実施を監視する枠組みを設置するというような内容に沿って、社会的入院をされている精神障がい者の地域移行に向けた取り組みを進めるといった目標を立てたところであります。

ご質問の精神障がい者の長期入院の現状についてであります。実態であります。厚生労働省精神障害保健課の平成23年度調査によりますと、1年以上の精神疾患入院者は、全国で約20万人と推計されております。また、宮城県長寿社会政策課の推計では、約3,500人が入院をされているという状況であります。なお、県全体の3,500人を人口構成比率で案分した場合、本市の入院患者は、約90名と推計されます。

この方々に対する本市の対応でございますが、病院や障害福祉事業所と連携を図りながら、本人の自立に向けての方向性を模索し、ホームヘルパー利用やグループホーム利用といった福祉サービスがスムーズに受けられますよう調整を行っております。また、本市と家族会としての取り組みであります。同じ環境にございます家族の交流を通し、家族の精神的負担の軽減に取り組むを行っております。また、家族会と本市のかかわり合いでは、毎年、家族会の各種会議に出席をさせていただき、問題・課題を共有させていただいておりますほか、現在、二市三町の広域で組織をいたしております宮城東部地域自立支援協議会におきまして、家族会支援を平成26年度の重点施策として取り上げさせていただいております。その中で、家族会のニーズの聞き取り調査を行い、対策を検討するなど、行政と家族会の連携を強めさせていただいております。

次に、障がい者の地域受け入れの環境づくりについてであります。精神障がいをお持ちの方々は、やはり病院とのかかわりは大変強く、ご本人の自立の方針を定める上で、病院と家族との連携が必要不可欠であります。このような状況を踏まえ、今後は、家族と行政が緊密な連携を保ちながら、ご本人の自立に向けてどのような支援を行うべきか、意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、教育支援についてご質問いただきました。特に、前払い制度等を含めてのご質問でありましたが、教育長からご答弁をいたさせます。

次に、安心・安全なまちづくりについてのご質問。まず、大雨・洪水・高潮対策についての

ご質問でありました。

雨水ポンプ場を今市内で数カ所整備を行っておりますし、例えば、牛生ポンプ場については、既に完了し、稼働を始めているところであります。10月14日火曜日に台風19号通過の際に、最大時間雨量、本市では30ミリの大雨が降りましたが、周辺では、牛生・芦畔地区では、この大雨による洪水被害はなかったという状況であります。このことに代表されますように、ポンプ場の整備が完了している地区の皆様には、大雨・洪水の心配はかなり解消いただいたものというふうに考えているところであります。また、現在、復興交付金事業として、中央第二ポンプ場でありますとか藤倉ポンプ場、さらに越の浦ポンプ場につきましても、今から整備を進めてまいります。これらのポンプ場完成後には、さらに多くの皆様に、大雨の際に安心してお暮らしいただける環境を提供できるのではないかと、整備を促進してまいります。

宅内貯留施設についてご質問いただきました。

平成6年度に策定をいたしました総合治水計画に基づき、市内低地区への流出抑制対策として、民有地や学校などの公共用地への宅内貯留施設の整備に取り組んでおります。計画貯留量は4万8,940トンであります。に対し、今現在、整備状況であります。2万7,050トンの整備が完了いたしております。約55%の進捗状況であります。また、最近では、災害公営住宅整備におきましても、敷地内の駐車場や公園の地下に貯留施設の整備を合わせて行っているところであります。

宅内貯留施設の整備の今後の取り組みについては、特に最近、件数が減ってきているのではないかとご質問をいただきました。

震災以降、下水道施設の復旧・復興事業に重点的な取り組みをいたしておりますことから、整備件数は、震災前の年間約30件から、震災後は六、七件に規模を縮小させていただいております。今後、復旧・復興事業に一定程度の見通しが立ちましたら、速やかにまた事業量の拡大といったようなことに取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 要保護児童・生徒に対する修学旅行費扶助について、ご質問いただきました。

初めに、塩竈市内の小中学校における修学旅行費の集金状況等についてご説明を申し上げます。

修学旅行の必要経費は、1人当たり、小学校で2万円、中学校で約5万5,000円となっております。市内全小中学校では、このように多額であることから、就学援助世帯に限らず、家庭の負担軽減を図るために、小学校の場合には5年次で1年間、中学校では中学校1年生から2年間にわたって毎月集金し、積み立てを行ったり、場合によっては、業者に対して納入期限の猶予、分割払いの契約を取り交わすなどの措置を行っておるところでございます。

次に、就学援助世帯の修学旅行費の事前支給についてでありますけれども、ご承知のとおり、塩竈市の就学援助制度では、経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、修学旅行費及び医療費の一部が支給されることになっております。修学旅行費は、実績による支出でございますので、修学旅行が終了後、学校から実績報告書及び修学旅行費の請求書が教育委員会に提出された後に、学校を通して保護者に支給される流れとなっております。修学旅行実施後、就学援助対象児童・生徒については、実績をもとに確実に市から修学旅行費が支給されますので、学校では、支給された修学旅行費を業者へ直接支払うことが可能でありますので、保護者とよく相談させていただきながら適切に対応するように、各学校に周知してまいりたいと考えております。

貧困の連鎖を断ち切る学習支援事業の他都市等の取り組みについては、私どもも周知しているところでございます。今年度現在で要保護、教育扶助の対象となっている児童・生徒は、小学生で15名、中学生で10名の合計25名となっております。本市では、他都市のような要保護児童・生徒に対する直接的な学習支援は行っておりませんが、全ての児童・生徒に対する学習支援として、まず第1に、学習意欲の醸成のため、家庭における学習環境づくりとして、ふれあい運動の、特に、連続の時間を決めようテレビやゲーム、温かく語り合おう夢タイムの推進を図っております。二つ目として、具体の学ぶ場として、平成24年1月から、市内6小学校に学び支援員を配置し、放課後の学び教室を設置運営しております。この教室は、放課後の時間帯に、希望する児童に対して自主的な学習の場を提供するものであります。延べ参加人数は、平成23年度が3カ月で2,606人、平成24年度は1年間で9,679人、平成25年度は1年間で1万577人であります。このような取り組みは、全ての児童の学習習慣を形成するものでありますが、就学援助世帯の保護者や児童・生徒に意図的に働きかけ、これまで以上に多くの子供が参加できるように今後とも声がけをしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

今回の質問は、どうしても震災から4年たってきたときに、いろいろ見えてきた。特に、これまではどうしても復興が第一だということで、住む場所とか、ハード面ことに私たちも目が行っておりました。しかし、公明党で4回にわたって仮設住宅をアンケート調査しまして、特にことしは心の問題が大変多く聞かれてまいりました。私も、この夏にさまざまな研修に行ったときに、やはりドメスティックバイオレンス、また、虐待、子供やご老人に対しての虐待、そして不登校も、その附属的だというのがありますがけれども、果たして先ほど教育長が言ったように、市長がおっしゃったように、このものが全て震災の影響かどうかということは、数字にはあらわれておりません。しかし、そういった面で数字にあらわれないそういったものが、徐々に被災地で広がりがあり深刻化しているということは否めない事実だと思いますので、今回そういったことについて集中的に質問させていただこうと思っております。

先ほど市長のほうのご答弁にもありましたように、DVにおきまして、虐待におきましても、数は、大都会と違いますので、比較的人数的には二十何名とか四十何名とかという数かもしれませんが、しかし、それが表にあらわれないという数もあります。そういった意味で、このDVにおきまして、今さまざまな取り組みが行われておりますし、その深刻さがございます。先ほどいろいろ電話相談とか、相談しやすい体制をいろいろ図っていらっしゃるということで、具体的にそういった中の事例として、市がどれだけつかんでいらっしゃるのか。例えば、そういったところにお電話かけられるといいですよというご案内があったとしても、そういった中身のことをある程度掌握していて、そのことについて対応を考えていけるという、そういった体制はできているのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 木村子育て支援課長。

○健康福祉部子育て支援課長（木村雅之君） DV、それから児童虐待といった問題に対しましては、市としましては、電話相談サービスなども設けておまして、そういったところに電話が入れば、その中で問題解決に向けて相談体制を整えておりますし、その後、どうしても解決が必要な問題につきましては、関係機関のほうに相談を依頼するなど、そういった体制をとりながら対応しているところでございます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

こういった問題につきましては、行政だけでなく、さまざまなNPOの非営利団体の活動をしている団体がこの宮城県にも相当数ありまして、やはりそこからの具体的な声というのは、私たちさまざまな機会があつて、耳にしたり、目にしたりすることもありますし、また、ホームページなどによつてそういった中身も具体的にいろいろ紹介されております。そういった中の一つの団体からの報告でありますけれども、やはり子供、今のはファミリーですので、特に女性からとか大人からの電話相談かと思いますが、また子供の虐待におきましても、チャイルドラインというような電話の相談窓口があるということで、そういった部分におきましても、全国からそういった15万件ぐらいの子供からの電話があつた中で、震災後、宮城県とか被災地からの子供の電話も多くなつてきている。ただ、その中身が、これまでであつたいじめの問題とか、学習問題とか、そういった日常的な相談であつたのが、震災以降は暴力的なものを受けていると。また、周りの人に対してそれが言えないということが多くあります。声にならない声をどうやって捉えていくかということは、やはり数字に上がってくる、先ほどの数字の報告を受けまして思ったのですが、その表に出てこない声にどのような対応をしていけるのか。市長も先ほどきめの細かい対応とおっしゃいましたが、やはりそういった部分でどのような取り組みとか、こういった非営利団体との連携とか、そういったことを図られているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいまのDVに関して、NPO団体等との連携ということでご質問をいただいたところでございます。

先ほど市長答弁の中にもございましたように、DVについては、震災後、被災地でかなり心のケアが必要だということが求められておりまして、宮城県が主催する形で昨年度から、県内8地域でDVの研修会を行っているところでございます。塩釜地区でも多賀城市を会場に、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、2市1町が共催する形で実施をいたしたわけでございますけれども、その実施運営に当たっては、県内にございますハーティ仙台というNPO法人がでございます。この法人は、日常から暴力被害女性に対するサポートを目的に精力的な活動をしている団体でございます、この団体の支援を受けながら研修会等を開催しているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

私もハーティの方とは何回かお会いして、本当に積極的であり、また具体的であり、さまざまな相談にも乗っていただき、そういった女性が気楽にお茶を飲むような場もつくっていただいているというふうに、大変支援として心強く思っております。そういった意味では、こちらの支援するほうの、またそういった団体の方々との触れ合いももちろん大事であります。もう一点は、確かに仮設住宅にお住まいの方たちは、だんだん少なくなってきました。ありますが、実際にそこに住まわれている方々とそういった団体の方々との交流、現場での声、また現場での、自分が虐待を受けているのか、DVを受けているのかという意識も、割と年配の方にはない場合もあるんですね。これが、このぐらいは我慢しなければならないとか、今うちも大変なんだからというような声にならない声をどうやって救うのかというのは、やはりそういった現場に行って、実際これはDVになるんですよと、あなたが今受けているこういった行為は虐待になるんですよというそのこと自体を当の本人が理解しなければ、幾ら私たちや行政の方やその支援の方たちがその中身についてわかったとしても、本当にその中に手の届くような支援ができるのだろうか。確かに虐待だけを何とかしようとしたんでは、絶対にうまくいかないという声もあります。やはりその家庭の背後だったり、それから、その被災する前のさまざまな家庭の成り立ちによって、それが表面化しているということもありますので、ぜひその辺のことのお考えについてお聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 隠れたDVに対してどのように対応ということでございます。

DVでございますけれども、私ども外形にあらわれたDV、暴力的なDVをDVというふうに思いがちでございますけれども、DVにはさまざまな形態がございます。経済的な暴力、精神的な暴力、社会的な暴力というものがございます。例えば経済的な暴力ということでございますと生活費を渡さない、精神的な暴力でございますと、大声でどなったり無視をするというような暴力等がございます。さまざまなその暴力、私どもつかんだ際にどのように対応するかということでございますが、内容によって、まず、相談をしたいというお話をいただいたときには、もちろん第一義的には、私ども福祉事務所のほうで相談を受けるという態勢をとっておりますが、手に負えないという場合には、例えば宮城県の女性相談センターのほうにつなぐ、あるいは警察のほうにつなぐということをさせていただいております。さらに深刻になりまして、そのDVから逃げたいというような状況に発展した場合でございます

けれども、そのようなときには有無を言わず警察のほうに引き継ぐということをお願いしております。

それから、そういう状態が継続反復して繰り返されると、本人がその地域でなかなか生活できないというようなことがございますので、そのような場合には、裁判所のほうに引き継げるように、例えば配偶者暴力の相談支援センターのほうに通告をいたしまして、裁判所からの必要な法令手続をしていただくと、そのような対応をとっているところでございます。

以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

今、部長がさまざまおっしゃっていただいた一連の流れですが、次につながるのはいいのですが、その方に付き添っていただける方はいるのでしょうか。例えば、うちのほうの窓口、一番最初の福祉事務所のほうでその相談をしたと。担当した職員が、その方とどこまで一緒に伴走していただけるのか。結局、裁判所なり警察につながるといっても、その方が1人でそこに行かれるのか、本当にこれは心もとない話です。女性支援センターは私も何度か行ったことがあります、本当にそこで、変な話ですが、取り調べのような聞き方もされます。当然母子関係とか、そういったさまざまなプライバシーに関しても、赤裸々にお話ししなければならないところがあります。そういったときに、どこまでその方に伴走していただけるのか。伴走していただける方がいるのか。そういったことも大きな流れになっていきます。全員が、職員の方で対応できるとは思っておりませんが、その辺のことまで、完結できるまで役所のほうで責任を持ってその方の心に添った行動ができるのか、その辺についてお聞きしたいと思っております。

○副議長（鎌田礼二君） 木村子育て支援課長。

○健康福祉部子育て支援課長（木村雅之君） 実際に重篤な相談ですとか、そういったものがございました際には、まず先に法律相談、そういったところにご案内しているような状況もございます。その方がどうしても一人では話せない、どうしても詳しいことをしゃべれないということであれば、こちらの相談員が付き添いで法律相談のほうに伺うこともございます。そういった形で今のところ対応を図っているような状況でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） いろいろな時間的な制約やマンパワーもございますが、本当にその人の

生死にかかわるような大きな問題にも発展する場合も多々ございますので、ぜひそのときは、追跡調査といいますか、その方が本当に完結して安心できる生活になるまで、ぜひ見守っていただいて、伴走していただきたいと思いますので、そのことをお願いしたいと思います。

もう一点、子供の虐待についてですけれども、虐待もDVもいろんな相談、また、次の段階でということはお聞きいたしました。ここでお聞きしたいことは、その子供の生きる力、またそういった子供の人権をみずから守っていくと、自分はかけがえのない人間なんだ、親から虐待を受けたり、そういった暴力行為を日常的に受けている子供というのは、自分はこの世に生まれてくる存在ではない、この世にいる必要はないのではないかというふうに、自分を否定的に考えがちです。そういった子供が大人になっていって、果たして夢のある、希望のある人生を送れるかという、そうではない、逆に言えば犯罪に走ったりする場合もございます。そこで、何とかその子供が、自分が生きる力、みずからのその力ですね。安心して、自信を持って自由に生きる、そういった人権を子供たちに繰り返し教えていくというのが、CAPといたしまして、宮城県にもCAPみやぎというところの代表がいらっしゃって、そういった活動を続けていると。震災後も被災地におきまして、17人の会員が3名ずつチームを組んで52回、2011年は82回、それからその後も50回とかというふうに繰り返し行ってきたと。しかしこれは、学校とか保育所、幼稚園なども行ってきておりますが、残念ながら、津波の被災地ではそれどころではなくて、提案してお電話しても、今それどころではありませんという声が多かったと。今、4年たったこの時期、じわじわとこういった子供たちの心の問題がやや広がってきているこういった時期に、この子供たちに本当の生きる力を学ばせていただくこういった機会を与える考えはないか、その点をお聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 今、被災地支援の活動の一つとして、CAPという活動のご紹介がございました。CAP、私どもの調査によりますと、昭和50年代にアメリカでスタートした概念、活動ということのようでございます。既にアメリカ国内では、幼稚園から高校まで、事業に取り入れられているということのようでございます。目的といたしましては、子供への暴力防止を果たすためのプログラムということございまして、各年代ごとに大体5つの種類に分かれているということでございます。例えば就学前、幼稚園、保育所を対象としたプログラム、それから、小学生を対象としたプログラム、中学生を対象としたプログラムなどがあるというふうに伺っているところでございます。日本国内でもそのような活動が

広まっております、ただいま議員おっしゃったように、宮城県内でも精力的に活動されているということでございます。

いずれにいたしましても、DV、被害が発生してからということも大切でございますが、被害が発生する前に、子供たちに対して、例えばDVについての正しい知識を身につけてもらう、あるいはその暴力から自分自身を守るための知識なりスキルを身につけるということも必要であるというふうに考えているところでございます。今後、市内の保育所、幼稚園、あるいは学校でできないか、その実現等に向けて教育委員会とも相談してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） よろしく願いいたします。

次に、障害者の権利条約でございます。先ほど市長のほうからのご答弁にもありましたように、この日本国もそれに批准したということで、大変厳しい、厳しいといたらあれですけど、障がい者にとっては当然守るべき権利でありますけれども、日本は、ややもするとそういったことがおざなりになっていたり、また、ご本人の気持ちとは逆の方向に行ってしまう。これは、世界から見ると、むしろ日本のそういった長期的な社会的入院などは、もう虐待に入るのではないかとというふうに、もうイエローカードを出されているということもお聞きしております。それで、先ほど市長がおっしゃったように、やはり地域でそういった方々をどのように受け入れるかというのが、大変重要な問題になってくると思います。

私も数年前でありますけれども、そういった病院から出なきゃならない。ただし、やはり問題行動も多いために、地域でなかなか受け入れられない。その方を受け入れるためのご親族の方も高齢になってきているということで、成年後見制度のお手伝いをいただきながら、実際はある施設のほうに移っていただいたんですが、それでも病院とは違って、自由な行動、それから相談者がいて、少しでも社会と触れ合うことができる、そういった施設で今お暮らしになっている方が実際いらっしゃいます。そのときは、私のほうの市の職員の、福祉事務所の職員の方が、本当に一生懸命丁寧に対応していただきまして、私とまたご家族の方と一緒に、ご本人と、またその成年後見制度のネットワークの方と、また、病院の方々のケースワーカーさんというふうに、何回も何回もお話し合いに臨んでいただいて、その一人の方が、今安心して暮らしている、こういった実績が塩竈市にもございます。ぜひ、こうい

った点で、一人の、先ほど聞きましたら、人数的に言えば、うちのほうの人口的な割合でいえば90人ぐらいの方がいらっしゃる。こういった方々のそういった生活に対する真摯な取り組み、このことが、やはりこれから私たちにとっても問われてくるのではないかなと思っておりますので、ぜひこの後見制度、今、成年後見制度も市で予算も組まれておりまして、そういったご案内もされておりますが、今こういった状況はどのくらい利用されているのか、もしおわかりでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 郷古健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君） ただいま成年後見制度の市での利用状況というなお話がありました。本市で予算化している成年後見制度につきましては、身寄りのない、どなたも後見になり得なかった場合に市が代行するというような、そういったことでの予算化でございます。そういった中では、まだ本市での、市が申し立てをする成年後見制度の利用というようなものはございません。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） はい、わかりました。多分これからもまた、身寄りのない方とかということで、周知徹底がまだまだされていないこともあるかと思っておりますので、ぜひ丁寧なご案内もお願いしたいと思います。

次に、教育長のほうからご答弁いただきました、生活保護を受けている方の子供さんに対する前払い制度、実質がなければ、実際に行かなければ、その事実によって支給されると。これは、これまでも同じでありまして、だからこそ日々のその最低生活費の中からその子供の、一般のご家庭においても、子供の積み立てが大変なので、1年間とか2年間という長期の積み立てをなさっているかと思っておりますので、その辺のことを具体的にやはり、どっちみちといったら変ですけど、そのお金は保護者の手に入るのではなくて、学校のほうから業者のほうにお渡しになっていただく。確かにその子が行かなかつたらば、それまでかもしれませんが、何とかそこを積み立てしないでもいいように学校のほうでできる取り組みというのはないのか、個別に各家庭と学校とのご相談となってくれば、それはしたところとしないところでまた差が出てくるわけですので、そこの部分を、一旦父兄の手元にそのお金が戻るような仕組みではなくて、学校でストップしながら積み立てできるような、そういった仕組みはできないのか、その辺お聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 要保護家庭と準要保護家庭で、また捉えが若干違っていて、準要保護の場合には、保護者の了解を得て、学校のほうでそれを修学旅行費等に転用するという事は可能でございますが、生活保護については、直接ご本人のほうに行くわけでありまして、そこを教育委員会のほうでいただいているというわけにはいかないものですから、今、先ほどご答弁申し上げましたように、個々のケースに応じてやっているところではございます。ただ、学校ごとに若干その取り組みなどが異なることもあるというふうに聞いておりますので、来年度から事務の共同実施も始まるものですから、そういったときに全ての学校が同じ対応ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） 神奈川県相模原市とか、岡山県の総社市というところでは、この修学旅行費の前払い制度を実際行っているという事例がございます。ぜひ、このことを教育委員会のほうでもお調べいただいて、本当にその生活の中から捻出するのは、どこの家庭でも大変ですが、特にこういった、今200万以下で生活している低所得者のご家庭というのも、本市においてもかなりの数に上っていると思います。ぜひ、子供にとっても、親にとっても、せっかくの、小学校だったり、中学校だったり、一番の思い出の修学旅行でありますので、ぜひこの辺の仕組み、調整できるのであればそういうふうにしていただいて、皆さんが無事故で楽しく行っていただけるような仕組みを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、子供の貧困対策の問題であります。2013年に公布されました子どもの貧困対策の推進に関する法律と、2015年度から本格的実施されている生活困窮者自立支援法の2つが相まって予算措置されております。その中に、具体的に学習支援ということもうたわれておりまして、それを実施している自治体がふえています。実際、私たちも何年前に民生のほうの常任委員会でも四国のほうに行き、この勉強をしてまいりました。高知市と今後ろから声が聞こえました。高知市に行き勉強してまいりました。そのときは、福祉部と教育委員会が連携を図りまして、市が雇用した教員免許資格の方が家庭訪問をして、そういった場所に呼びかけている。確かにさっき教育長が言ったように、そういった生活困窮者でなくても、放課後のそういった勉強会をやって、かなりの人数が参加していると。これはうれしい報告だと私も受けとめておりますが、この中にそういった子供たちも参加できているのかどうかという実態が知りたいと思います。その子供たちは置いてきぼりにしていないのかどう

か、その辺を把握されていたらお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 高橋教育委員会学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（高橋義孝君） ただいま、放課後の学び支援の教室のほうへの就学援助の児童の参加の割合についてということでご質問いただきましたが、現在のところについては、実際のところの割合についてはまだ調べておりませんので、今度の機会に、その辺のところを各学校に調査をした上で回答申し上げたいというふうに思っております。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。ぜひ調査していただきたいと思います。

そして、その子たちも、本当に違和感なく参加できるように。確かにチャレンジ塾になってきますと、特定のその子供たちをピックアップとなって、よその子供たちとのそういった差別とか、あとまたいじめの対象になるのも心苦しいと思いますので、そういった子たちが自然に友達と一緒に学び合えると、そういった機会をどんどんつくっていただきたいなと思っていますので、ぜひこれは強力に推し進めていただきたいと思っています。

最後になりますが、下水道の関係です。今回、今さまざまな宅内貯留のほうも、一定程度落ちついたらまた事業を始めるというようなことをご答弁いただきました。これから新藤倉、また越の浦のほうのポンプ場のほうも完成してくるというお話でございますし、先ほど来道路のお話が出てましたけれども、下水のほうの修理というか補修というか、そういったものを完成したら上のほうの道路も直りますよと。新浜町におきましてもそういった箇所がありますので、ご期待申し上げるところでありますけれども、今後、新浜町、それと越の浦のほうの大雨・洪水・高潮対策については、今回の工事によって、これまでの冠水状況というのは解消されるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 安全・安心なまちづくりということで、今議員ご質問の新浜地区と越の浦地区については、新浜地区については、道路災害復旧も路面災と言われる舗装災害は終わりましたけれども、先ほど来市長からの説明もありましたけれども、側溝関係、大分沈下しているところがありまして、それについては、その道路の下に入れる下水道工事も今やっています。それと同時に、排水対策ということで、復興交付金事業の基幹事業で今復興庁と協議調整中で、ほぼ採択になる見込みで今職員頑張っておりまして、要は道路も側溝の下水も雨水も、皆同じような観点で取り組まないと、道路は道路、下水は下水という

形でいくと、もうばらばらになりますので、それは統一した形で新浜地区を進めるということでやっておりますので、その復興交付金事業が採択になって事業始まりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

それから、越の浦地区は、たびたび浸水箇所がございます。越の浦地区のポンプ場予定箇所の上流のほうですけれども、ダブル踏切のところとか、それからダブル踏切からもう少し東側の下流のところにつきましても、この復興交付金事業で取り組む越の浦ポンプ場の流入もとでございますので、これらの浸水対策も含めて越の浦ポンプ場、今調整しております。前からいろいろご質問ありましたけれども、JR調整云々もほぼ調いましたので、年明け早々に工事の発注手続に入りたいと思います。

以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。ご期待申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、その宅内貯留の整備です。まだ55%、約半分ぐらいという、予定より半分という話でございました。本当にこれは、当初は全国から視察に来られたと、先輩議員たちにお聞きしております。本当に塩竈市のように高い急傾斜地が多いところで、また、住宅も本当に高台に密集しております。新しい団地や復興住宅については、もう既にそういったものも予定されているようではありますが、まだまだ古い住宅でもご協力いただきながら進めていただきたいと思っておりますので、この辺についてお考えがありましたら、もう一度お聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 先ほど市長のほうからも答弁ありましたけれども、震災前は年間約30カ所ぐらい取り組んでおりました。それで、震災に伴って復旧・復興、今そちらを重点的にやっておりますので、今この宅内貯留に関しては、年間六、七件と規模縮小しております。それで、復興事業の見通しが一定程度立ちましたら、この塩竈の特徴である宅内貯留事業、この事業規模をもう少し拡大して取り組むとともに、今、復旧・復興の中でも取り組めるということで、災害公営住宅のところにも全部貯留施設を設けております。ですから、民間側の宅地のところの協力をいただきながらということと、あとは公共施設のみずから宅内貯留も取り組むということで、今後ともこの宅内貯留事業に関しては進めてまいりますので、ご

理解願います。

○副議長（鎌田礼二君） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了いたしました。

次に、16番小野絹子議員。

○16番（小野絹子君）（登壇） 一般質問の最後になりました。私は、高橋卓也議員に続きまして一般質問を行います日本共産党市議団の小野絹子でございます。

最初に、東日本大震災から3年と9カ月が経過しております。被災者の皆様に災害公営住宅に移られた方、また、年度内で移られる方が、本土では71世帯、浦戸では39世帯の方々が災害公営住宅に入居され、または入居されることになり、安堵しております。しかし、多くの方々は、災害公営住宅の建設のおくれで、仮設住宅の生活を余儀なくされております。仮設住宅にお住まいの皆さんが、この寒い冬を無事に過ごされることを祈るとともに、当局におかれましては、震災復興事業を加速されることを求め、本市議団も被災者の皆さんの生活となりわいの支援に尽力することを述べまして、通告に従って一般質問を行わせていただきます。

私は、今回7項目の質問をしますが、5項目までは市民の皆さんから要望されていた内容で質問いたします。

最初に、第一小学校の学童保育の施設についてお伺いします。

第一小学校の学童保育の子供たちが使用している水道水は、赤水が出ていると聞いております。学童保育以外の水道の蛇口には浄水器がつけられておるようですが、学童保育で使っている水道の蛇口にも浄水器をつけるべきだと思いますのでお聞きします。

さらに、学童保育で使ったコップなどを洗うのに、冬も冷たい水で洗っていると聞いております。湯沸かし器はプロパンガスで対応できます。第一小学校のみならず、学童保育を行っている各クラブに湯沸かし器の設置を求めますが、対応についてお聞かせください。

第2に、子供の医療費助成の拡充と病児保育について、2点お伺いします。

子供の医療費助成について、現在宮城県は、入院の場合就学前まで、外来はいまだ2歳児までの無料化であります。各自治体が、子育て支援や定住促進の政策から、独自に年齢の拡大を行い、塩竈市も入院で中学3年生まで、外来で小学校6年生まで拡大しております。今回お伺いするのは、外来も中学3年生まで拡大・拡充することを求めますが、いかがでしょうか。子供は、中学生になると体力もつき、病院にかかる率も低くなります。お隣の利府町は、外来で中学3年生までの助成を10月から実施しております。また、先ほども紹介があり

ましたが、本日の地元紙で、女川町が子供の医療費無料化を高校生まで拡充することが報道されております。さらに、県内で高校生までの医療費無料化は大衡村と加美町で行われ、色麻町が来年4月から実施の方針を報道しております。当市でも、少子化対策、子育て支援、定住促進を図るためにも、中学3年生までの外来の医療費助成を求めますが、お伺いします。

次に、病児保育についてですが、民間保育所で月曜日から金曜日まで、発作を起こすAちゃんを預かっておりますが、土曜日の体制は保育士さんが少なくなるためお預かりできなく、Aちゃんのおじいさんとおばあさんが見ているそうでありますが、用事があれば孫を見ることができず、母親から病児保育所がないのかと問い合わせがありました。既に担当課にもお話し申しておりますが、どのような対応をお考えかお聞かせください。

第三に、NEWしおナビバスの運行拡充についてお伺いします。

これまでも我が党を初め、各議員から、伊保石災害公営住宅や錦町災害公営住宅へのバスの乗り入れを要望する質問が展開されてきております。災害公営住宅へ入居している市民の足の確保に、NEWしおナビの乗り入れは喫緊の課題になっております。1月に錦町の災害公営住宅に移ることになった高齢者の母親から、錦町の住宅に移るのはうれしいが、困ったことになってしまった。息子が障害福祉施設に通っているけれども、障害福祉施設にどのように通わせたらいいのか困っていると相談されました。被災者の方々の生活をしっかりと守っていく上でも、一日も早いNEWしおナビの乗り入れの拡充を求めますが、対応についてお伺いします。

さらに、NEWしおナビは、午前2回、午後2回と1日に4回、1時間ごとの運行になっております。市民の足の確保は、定住促進の政策上も必要なことです。反対回りを実現すれば、30分ごとにバスが走ることになります。そのためには、バスをもう一台購入して、反対回りの運行を求めますがいかがでしょうか。お伺いします。

第四に、ベンチの設置についてお伺いします。

通行している高齢者の方から、歩き疲れてまた腰が痛くなって、通行途中で一休みしたいので椅子やベンチを置いてほしいと要望されました。坂道の階段の途中に一休みできる屋根つきベンチが何カ所か設置されておりますが、坂道のあるところや平坦地にも設置できる箇所にはぜひ、高齢者のために一休みできるベンチの設置を求めますが、対応についてお伺いします。

第五は、これまで一般質問や当市議団が毎年提出する要望書で取り上げてきた道路整備につ

いて、その後の経過と今後の取り組みについて4点お伺いします。

1点目は、市道藤倉庚塚線の藤倉二丁目側の歩道を安全・安心して通行できる整備を求めた件について。2点目は、歩行者が、通勤や通学あるいは買い物、病院に行くのに利用している水路の鉄板の安全対策について、暫定整備と今後の取り組みについてです。3点目は、国道45号から藤倉に入る入り口の拡幅について。4点目は、市道伊保石須賀線上の石田地域の道路の拡幅について、それぞれお答えをお願いします。

第六点は、加工団地の地盤沈下対策についてお伺いします。

去る9月26日、塩釜市団地水産加工業協同組合の総会に、私は産業常任委員長として出席いたしました。平成25年7月1日から26年6月30日までの25年度の事業報告書概況に、水産加工団地の最大の課題である地盤沈下問題について、次のように報告されておりました。地盤沈下問題について、復興大学ワンストップサービス仙台センターの支援のもと、昨年、東北工業大学工学部都市マネジメント学科、今西 肇先生を代表に、塩竈市新浜地区加工団地の地盤沈下対策プロジェクトを立ち上げ、KCみやぎ推進ネットワーク産学共同研究会委託事業として採択され、震動にも強く、津波にも強い地盤沈下のない生産拠点づくりを目指し、現状調査、地盤沈下対策の最適工法の検討などについて勉強会を開催してきたことが述べられております。しかも、26年度の基本方針では、水産加工団地の長年の課題である地盤沈下問題に関して、昨年に引き続きKCみやぎ産学共同研究会、塩竈水産地盤改良プロジェクトとして、復興大学塩竈市新浜地区地盤沈下対策プロジェクトリーダー東北工業大学今西教授を中心として取り組むほか、新たに日本材料学会地盤改良部門委員会のもとに、未改良既存埋立立地の地盤沈下対策検討委員会を、大学教授、企業の専門家18名で発足。平成26年4月から平成28年3月までの活動期間で、現状調査、埋立地の課題抽出、将来に向けての対策方針の提案を行うことの方針が決定され、活動を開始する旨、新たな動き、環境改善に向けて継続して取り組むことが述べられております。

さらに10月17日には、宮城県トラック協会塩釜輸送サービスセンターにおいて、第二次塩釜水産加工業グループ、第六次塩釜水産加工復興グループ、塩釜冷凍事業協会が主催で、先ほど紹介しました今西先生を講師に、災害に強い産業拠点づくりを目指してのテーマで、水産加工団地の地盤の現状ほかについて研修会がありました。多くの業界の方々や何人かの議員も参加しました。残念ながら、当局の姿は見受けられなかったのですが、産学が力を合わせて加工団地の地盤沈下対策に取り組もうとしているのに、行政はどのようにお考えに

なっているのかお伺いいたします。

第7に、塩釜商工会議所から提出された7項目の要望書に対する市の対応についてお伺いいたします。

ことしの7月15日、産業建設常任委員会は、塩釜商工会議所の桑原会頭初め会議所の部会長の皆さんと、本格復興に向けた各業界の現状と課題について意見交換を行いました。その後、塩釜商工会議所では10月14日に、市長と議長に、平成27年度震災復興に関する要望書を提出されました。要望項目は、一つ、仮称「みなと塩釜ゆめ博」実施に関する助成について、一つ、水産業・水産加工業の再生について、一つ、港湾施設の早期復旧・整備促進について、一つ、商業機能の再生支援について、一つ、地元企業の受注拡大と助成措置について。一つ、乾杯は塩釜の地酒で行うことを促進する条例制定について、一つ、商工会議所会館（建てかえ、改修など）への財政支援についての7項目であります。但し、当局は、11月4日に商工会議所に回答をしておられますが、その内容についてお聞きしたいと思っております。

質問は以上の7項目でありますので、ご答弁をよろしくお願い申し上げまして、私の1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小野絹子議員から、大きく7点についてご質問いただきました。

初めに、第一小学校の学童保育の施設についてのご質問でありました。水道からの赤水対策についてであります。

第一小学校の仲よしクラブが使用しております教室の水道の赤水については、本市でも調査を実施いたしました。結果といたしましては、校舎全体の水道管が老朽化しているようであります。改善するためには水道管の全面的な入れかえが必要との報告を受けているところであります。このため当面の対策として、水道の蛇口に簡易的なフィルターを設置させていただいているというのが現状であります。なお、水道管全面入れかえまでの対策として、今後浄水器の設置等についても、現在検討させていただいているところであります。

二点目の湯沸し器の設置についてであります。第一小学校に限った話ではないのですが、市内6つの小学校の仲よしクラブが使用しておりますスペースについては、放課後児童クラブという地区を限定して利用を認めていただいております。これは、学校施設という管理上、ほかの区域に放課後児童クラブの子どもさんたちが入らないようにということから、そのような制約の中で児童クラブを運営させていただいております。したがって、学校の中でま

いますと、その他の場所には湯沸し器等も設置はされておりますが、残念ながらそういったものを使えないという状況でありますので、各クラブにおきましては、電気ポットの湯沸かし器等を活用しながらお湯を使っているというのが実態でございます。

なお、プロパンガスというお話もございましたが、ご案内のとおり、学校内の教室でありますので、プロパンガス等を持ち込むことについての安全性といったようなことについてさまざまな制約があるものと思っておりますので、その辺については、また後ほど検討させていただきたいと思っております。

次に、子ども医療費助成の拡充と病児保育についてご質問いただきました。

まず、子ども医療費助成の対象となる年齢を、外来も中学3年まで拡充してはというご質問でありました。

子ども医療費助成事業につきましては、本年4月から、外来を小学校6年生まで、入院を中学校3年まで拡充して事業実施をさせていただいているところであります。本事業の拡大部分につきましては、その財源にふるさとしおがま復興基金という限りある財源を活用させていただいております。こういったことから、ことし新たにこのような制度に取り組みをいたしておりますので、その実施の効果あるいは財源の状況等を確認し、まずは現制度の安定運営をしっかりと図ってまいりたいと思っております。さらなる拡大については、今後の課題ということにさせていただきます。

次に、病児保育の対応についてお答えいたします。

一時預かり事業ということについてであります。保護者が、急病、入院等により一時的に保育ができなくなる場合に保育を行わせていただく事業であります。公立保育所では、新浜町保育所において実施をいたしておりますが、対象となる児童は、生後1歳4か月以上就学前までの児童で、対象児童の定数は1日当たり10人程度とさせていただいております。

なお、一時預かり事業で保育を行う場合の要件につきましては、塩竈市一時預かり特定保育事業実施要綱で規定をさせていただいているところであります。要件の1つ目といたしましては、保護者の方の傷病や入院、通院などの理由により、緊急または一時的に保育が必要な場合であります。2つ目といたしましては、育児に伴う心理的・身体的負担を解消するために休養する場合であります。3つ目といたしまして、保護者の方の就労形態などにより、家庭における保育が断続的に困難となる場合などであります。ただし、就労の場合には、月64時間以内の就労に限らせていただいているところであります。ご質問いただきました一時預

かり事業につきましては、ただいま申し上げました保護者の方の要件が該当するかどうかを判断させていただくということになるものと考えております。

次に、NEWしおナビ100円バスの運行の拡充についてご質問いただきました。今定例会でも、何人かの議員の方々からご質問いただきましたので、同様のご答弁となりますことをご理解いただきます。

本市は、コンパクトな市域の中で市内循環バスしおナビ100円バスと、その空間地域を走るNEWしおナビ100円バスを運行し、市内の公共交通の一翼を担っております。ほかにも市内にはJRの4つ駅があり、またミヤコーバスによる営業バス路線、タクシー運行など、民間の交通事業者の皆様と協力し合いながら本市の総合交通体系を支えていただいております。こうしたことから、市民の代表者、その他関係機関等による地域公共交通会議におきまして、公共と民間による交通体系について、共通理解を得た上で進めていく必要があります。また、今回の債務負担行為の調書にも明記をさせていただいておりますが、NEWしおナビ100円バスにつきましては、どこまで乗っても一律100円という定額低料金で、市民負担の軽減と利便性の向上を図り運行を行っておりますが、平成27年度までは国の特定被災地域公共交通調査事業による全額補助を見込めますが、平成28年度以降は、通常の県による約3分の1の補助となりますことから、今後の安定的な運行を図る上で財源対策が必要となっているところであります。

また、先ほど逆回りもというご質問をいただきました。実は、ご案内のとおりNEWしおナビ100円バスについては、1日3回ということで運行いたしておりました。実は4回目の3時から5時までについては、タクシー業界の方々から、タクシー業界の営業に大変大きな支障が発生しているという悲痛な声を上げられたところでありました。そういった形で運行いたしてまいりましたが、4回目を提案させていただくときに、あわせて今仮設住宅から市内へのタクシー運行便を出させていただいております。これらについて、市内のタクシー業界の方々のご支援をいただいておりますが、そういったことを評価いただきまして、1便の増便については理解をいただいたところでありました。今申し上げましたように、逆回りも同じ時間でということになりますと、さまざまな影響が発生するものと思っておりますので、地域公共交通会議にしかるべき機会にご説明をさせていただきながら、今後、議論を重ねさせていただきたいというふうに考えております。

ベンチの設置、それから道路整備、その後の経過、取り組み等につきましては、具体的な内

容でありますので、後ほど担当部長からご答弁をいたさせます。

次に、加工団地の地盤対策についてお答えをいたします。

新浜町地区水産加工団地内の地盤沈下につきましては、震災以前より地盤沈下現象が顕著であったところに、震災によって沈下が一層進んだ状況でございます。加工団地内の道路、側溝あるいは下水道管路の対策は、行政として、公共事業で災害復旧に現在取り組んでいるところであります。

一方、民有地の対策につきましては、平成23年10月に、加工団地の皆様方から対策の要望をいただいたところではありますが、24年3月に水産庁に対し、地盤改良と合わせた地盤かさ上げについて、ぜひ補助対策をお願いしたいという要望をいたしました。地盤改良については対象とならないと。かさ上げについては、その土砂分についてはこの事業の対象とさせていただきますというお話を頂戴いたしました。その際、加工団地から、かさ上げだけでは意味がないというご意見をいただいたところでもあります。民有地での対応については、加工団地組合では、東北工業大学教授のご協力のもと、加工団地に適した建設工法などを研究され、ある事業所の建設の際に取り入れているなど、さまざまな取り組みをされていることについては理解をいたしておりますし、調査結果については、本市のほうにも一定程度頂戴いたしておりますので、我々組織内でも、そういった工法もあるということについては理解をいたしております。

市といたしましては、前段の取り組みの結果を受けまして、加工団地の皆様方に、加工団地内の更地を活用させていただきまして、圧密先行荷重盛土工法というものを試験施工させていただいております。このことは、経済的にもかなり有利ではないかと。また、一定程度の時間はかかりますが、初期の圧密沈下を促進するという点については、この試験施工の場合に一定程度効果が発現されたところでもありますので、このことについても、団地の皆様方にお知らせをしながら、相互に今後は引き続き勉強させていただきたいというふうに考えているところでもあります。

次に、塩釜商工会議所からの7項目の要望に対する対応についてお答えをさせていただきます。

平成26年10月14日に、塩釜商工会議所から7項目にわたる平成27年度震災復興に関する要望書が提出をされております。市では、11月4日に文書で回答を行わせていただきました。

一点目は、仮称「みなと塩釜ゆめ博」実施に対する助成についてであります。交流人口のさ

らなる拡大策として、塩釜商工会議所が事務局となり、準備委員会を開催し、検討を行っている仮称「みなと塩釜ゆめ博」の実施に対して支援協力を要望されたものでございます。回答の趣旨といたしましては、市では会議所と連携し、国や県の補助制度の有効活用、最大活用による財源確保を図りながら、実施に向けた支援協力体制を構築いたしてまいりますという回答をさせていただいております。

二点目でありますが、水産業・水産加工業の再生についてでありますが、要望内容は、新魚市場の早期完成、販路の回復・開拓や新商品開発などへの長期的な支援、6次産業への取り組み支援、風評被害への支援の継続についてであります。回答の趣旨でありますが、新魚市場の整備は、先行している荷さばき所B棟工事については平成27年2月末竣工の予定で進めており、他の施設についても早期完成を目指して努力をいたしてまいりますという内容であります。また、震災で失った販路の回復に対する支援や新商品開発、ブランド化への取り組みにつきましては、フード見本市を初めとする支援を継続する一方で、復興交付金を活用した販路回復への支援策について、今、復興庁のほうと話し合いをさせていただいているということをお答えいたしました。また、第6次産業への取り組み支援につきましては、浅海養殖漁業者が第6次化の取り組みを模索しており、今後も引き続き支援を継続してまいりたいと考えております。また、風評被害への対策の継続につきましては、魚市場での放射能検査等を今後も実施をいたしてまいるといふ回答にいたしております。

三点目であります。港湾施設の早期復旧・整備促進についてでありますが、現港湾計画に盛り込まれている事業の早期実現や一層の港湾機能の充実を要望されたものでありますが、回答の趣旨でありますが、3港統合一体化後の国際拠点港湾仙台塩釜港における塩釜港区の位置づけを踏まえ、港湾計画に盛り込まれた内容の早期実現、機能充実に向けて今後も継続して要望活動などの取り組みを行ってまいりますという内容であります。

四点目は、商業機能の再生支援についてであります。海岸通地区市街地再開発事業についての全面的な支援と割り増し商品券の継続発行を要望された内容であります。回答の趣旨でありますが、海岸通地区市街地再開発事業につきましては、今後も準備組合の皆様との連携を密にし、ともに事業を推進いたしますという内容であります。また、割り増し商品券事業につきましては、市民や商業者の間で高い評価を得ており、事業の継続については、今年度の事業終了後の成果も踏まえて検討を行ってまいりますということでもあります。

五点目でありますが、地元企業の受注拡大と助成措置についてでありますが、公共工事にお

ける市内企業への優先発注と、事業用地のかさ上げ対策や事業用建物の耐震診断等に対する助成措置を要望されたものであります。回答の趣旨であります。工事の金額、種類、内容によって、入札の参加資格で地元企業が参画をしやすい要件を付すなど、地元企業への発注拡大に努めておりますという内容であります。また、耐震診断に対する助成措置についてであります。床面積の半分が住宅の用途であれば、店舗や工場も含めて市の木造住宅耐震改修事業などの対象といたしておりますという内容を説明させていただきました。

六点目であります。乾杯は塩釜の地酒で行うことを促進する条例制定についてであります。塩釜の地酒の利用を促進するための条例の早期制定についての要請であります。回答の趣旨といたしましては、近年、乾杯条例の制定の動きが全国の自治体で広がっておりますが、個人の嗜好性が高いことなどから、自治体が条例を制定することについては賛否両論があり、全市的な機運の盛り上がりなど今後の推移を見守ってまいりますという回答であります。

七点目は、商工会議所会館への財政支援についてであります。商工会議所の運営費や事務費の拡充など長期的な財政支援に加え、震災により甚大な被害を受けた会館の建てかえや大規模改修などに対する助成支援を要望されたものであります。回答の趣旨であります。これまでの中小企業相談業務や市民まつりへの補助を今後継続いたしますとともに、活動基盤である施設の改修や新設の際には、実施内容をお聞きした上で、市が行える財政的支援を検討させていただくという内容であります。

私からは以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） それでは、私のほうから、議員質問の7項のうち四項目のベンチ設置について、それから、五項目の道路整備についてのご質問にご回答いたします。

まず、4項目のベンチの設置についてお答えいたします。

これまで本市では、このベンチについては坂のまち憩いパーク整備事業ということで、市内随所に7カ所整備しております。整備箇所といたしましては、主に道路用地の有効活用により、市内の長い坂道の途中や長い階段の途中に設置しており、日差しの強い日や荷物の多いときなどに、気楽に休んでいただき、高齢者に優しい道づくりを推進することを目的として設置しております。今後ともこれらの整備方針に従って検討してまいります。

次に、五項目の道路整備に関する質問でございます。4点ありました。

初めに、藤倉二丁目の歩道についてですが、車道の中央部に雨水排水ボックスカルバートが

埋設されております。そのことから、道路災害復旧事業によるその路面の高さ調整が困難な状況でありまして、現況での復旧となっております。このことから、歩道につきましては、従来と同じように車道に比べて一段低くなっている部分がございます。また、宅地との高さが一定でないこともあり、歩道の勾配がきつくなっている箇所もありましたので、これまで概略設計を行いました。今後は、より効果的な整備に向けて詳細設計を実施してまいります。

二点目でございます。藤倉二丁目地区内の水路の鉄板の安全策についてでございます。市としましては、応急対策として、これまで水路上部に設置されております鉄板に関しては、部分的にゴムマットを敷くなど応急対策を実施しております。なお、長期的な対策につきましては、藤倉地区の復興交付金事業の効果促進事業ということで、雨水排水計画を検討しております。今後整備に向け調整してまいります。

三つ目でございます。国道45号から藤倉に入る道路の拡幅についてですが、七十七銀行北浜支店前の国道45号から藤倉に入る区間の道路改良につきましては、交差点部分に伴う国道管理者、それから、交通管理者と協議中です。もうしばらく時間をいただければと思います。

四点目、石田地区の道路の拡幅についてでございます。近年、石田地区並びに利府町側の須賀地区で、住宅の開発に伴い若干交通量の増加が懸念されております。同地区の市道伊保石須賀線につきましては、小中学校の通学路にもなっておりますことから、概略設計、調査設計を今年度実施しております。今後は、これらの測量調査の結果を踏まえて、拡幅など交通安全対策を検討してまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） ご答弁いろいろありがとうございました。

それでは、一問一答でお願いしてましたので、最初、市長のほうから赤水の関係、一小の全面的な水道管の入れかえが必要だということでご答弁がありました。そういう点で、いつぐらいからこういった取り組み、これからの考え方ですね。私も初めて、学童保育でそういう赤水が出るということが、今回父兄から言われてわかったわけですけど、あわせていろいろそういう点でわかったのですが、いずれにしても学校では、学校の水道管の入れかえというのは、教育委員会で担当するようになるんだろうというふうに思うんですけども、そういう点で、市長はどういうふうに考えておられるのでしょうか。概略でもいいですが、今後こういった取り組みをどう考えていくのかというのをお聞かせください。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 教育予算全体の配分のことになるかと思imasので、教育長のほうからご答弁いたさせます。

○副議長（鎌田礼二君） 菅原教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） それでは、教育委員会から、今のご質問につきまして回答申し上げたいと思います。これまで行ってまいりました学校施設の赤水対策の状況もあわせながらご報告申し上げたいと思います。

まず、第一小学校について申し上げたいと思います。第一小学校の給水管対策でございますが、まず平成24年度に給食室の給水管の整備を行っております。建ててからかなりの年数が経過しておりますので、給水管の対策といたしまして、まず給食室ということで整備を行っております。また、平成25年度に、校舎全体ということで給水管のオゾン殺菌法による洗浄を行っているところでございます。また、水質につきましては、学校保健安全衛生法によります検査を行っておるといふうなことでございますが、そういったことで、飲料水としての基準は達成しているということにございますが、今回ご質問いただきましたように一部に濁りが見られる状況があったということから、当面の対策といたしましては、児童が使用する水飲み場につきまして浄水器を設置しているということでございます。今回の部分については、それ以外というところではございましたので、今回の対応となっているところでございます。

今後についてでございます。これまでも行ってまいりました市内の学校施設におけます給水管でございますが、まず第三中学校におきまして平成20年度に、西校舎につきましては、給水管の縦方向の主要管の入れかえ作業という規模の大きなものでございましたけれども、入れかえを行っております。それから、第三小学校におきましては、ご存じのとおり大規模改造を行っておりますので、その中で給水管について入れかえをするというようなところでございまして、やはりその抜本的なところでは、このような制度を活用しながらと、全面的な入れかえに近いものになってくるというふうなところで捉えられているところでございます。

そのようなことでございますので、なお、ほかの制度活用、また、赤水対策でそのほかの効果的なものがないかどうか、そういったものについては検討課題では当然でございますので、今後も検討をしていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） そういう点では、今回質問した要望にぜひ応えていただきたいということとあわせて、やっぱり全面的な入れかえについて、教育委員会としても十分検討して、市のほうに予算要求をしてもらうということは必要ではないかと。といいますのは、やっぱり水というのは透明ですよ。それが赤水が出てくるというふうになると、低学年の子どもなんかは、学校の水は赤水なんだよというような印象で過ごされてしまうのではないかとということも危惧されます。そういう点では、ぜひとも早く改善されることを求めているというふうに思います。

時間の関係で、子供の医療費については、確かにことしから小学6年生までになったわけで、経過を見るということもあると思います。ぜひ、中学生になると、そうはいつでも医療費が、余り病院に行かなくなっているということも実態だと思うんですね。だけど、そういう枠がきちんと中学3年生までが無料になっていると、外来ですよ。そうすると、やっぱり親にとっても安心できるということになると思います。そういう点では、ぜひ早いうちの施策として取り上げていただけるように、これもご期待申し上げたいというふうに思います。

ちなみに女川では、報道では、12月議会の質問の中で、町長さんが、高校生まで無料にするということを答弁したというふうに出ていますので、そのお知らせをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほど保育関係で、私は病児保育というので取り上げたんですが、親が病気じゃなくて、子供さんが、要するに発作を起こす子供さん、いつも起こすわけではないですが、たまに起こすということで、そのときには発作を起こされると、やっぱり手がかかるんだそうですね。一定分。救急車を呼ぶまでの間もあるでしょうし、呼ぶときもあるしね。そういう点で、そういうふうな状況のときに、土曜日では人手がないと、はっきり言わせてね。だから、預かっている保育所でも、それはお預かりできかねるということで、しかもその子供さんはゼロ歳児からずっと入っていたようですが、今、間もなく4歳ぐらいになるんでしょうかね。そういうようなお話をお聞きしていました。病気がここ何年かの間に、短い間に発見されたということのようではありますが、いずれにしましても、さっき市長がお話しなされた一時預かりというの、あるいは子供さんの一時預かりというものがそういう形でできるものなのかどうか、ちょっとその辺、課長のほうからご答弁いただけますか。

○副議長（鎌田礼二君） 木村子育て支援課長。

○健康福祉部子育て支援課長（木村雅之君） ただいま保育所にお預かりしている児童の中で、発作を起こす児童がいらっしゃるということでご質問がございました。一つ言えるのは、お預かりする場合には、急な発作による転倒や発作後の対応方法など、保育を行うための環境をまず整える必要がございます。今回のケースの場合には、これからの児童本人の発育を考えれば、現在通所しているなれ親しんだ保育所において通常保育を行うことが、児童にとっては一番よい方法であるとは考えられます。ただ、現在の保育所での対応が難しいという場合には、本市としてもその保育所あるいは保護者の方との話し合いを行った上で、児童の状況あるいは就労状況などをお聞きした上で、適切な対応を考えていく必要があるものと考えております。

それと、病児保育についてというご質問もございました。今現在、本市における病児保育、小児科医の状況と保育スペースの確保の問題などを踏まえますと、現時点での実施については難しいものと考えております。今後に向けて体制づくりを検討していきたいと今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） かなり難しい問題だと思いますので、ぜひ誠意ある対応を考えていただけるようお願いしておきたいというふうに思います。

質問の4点目の件はわかりました。

5点目の道路の関係ですけれども、それぞれご回答いただきました。私に取り上げたのは、今まで、何年にはやりますよとか、それから、調査をしてやりますとかというのが出てたわけでありますので、今部長がお答えになった方向できちんと対応していただきたいというふうに思います。

ここで私も一言申し上げておきたいんですけれども、やはり何といても、先ほど来この12月議会では、特に道路の問題で各議員から要望、意見が出されました。特に、要するに簡単に言えば、皆さんもおっしゃっているとおり、維持補修関係を含めて、やっぱり財源がないと、先ほど4,000万のお話もありましたけれども、そういう点では、先ほど田中議員も、道路が本当に走っていて悪いというふうに言われていると。これは、私も言われてます。恐らく言われぬ議員さんはいないでしょう。市長も言われていると思います。それくらいね、やっぱり塩竈の道路は悪いんです。私は、殊に藤倉については、震災で今こういうふうにして

るからということで我慢してもらっているのもありますけれども、そうでないところも悪いということは出されます。いろんな面でいろいろ評価を受けても、道路が悪いというのは一様に市民の口から出る言葉です。そういう点で私は、来年は選挙の年でもありますので、そういう点では市民はしっかりと見ているわけですよ。予算をどう組むかということも大事ですが、そこにどれだけお金を注いで整備するのかということが大事だと思うんですね。今でも覚えています、伊藤栄一議員が、塩竈の道路を直すのに、これは未舗装の部分でしたっけか、1億円あればできるんだというお話をされましたのを、私今でも覚えております。そういう点では、やっぱりまだ200カ所ぐらいの要望が、応えられないのがあると。担当課は物すごく苦しんでいると思うんですよ。部長を初めですね。だけれども、なかなか進まない。ですから、きちんと状況を把握して、しているんだと思いますが、やはり来年は予算措置をきちんとしてやっていく必要があるんでないかと。財政課長のお話もお聞きしました。いろいろ苦慮しているというのはあります。しかし、思い切って道路予算をつけるということが大事ではないかと思うんですが、その辺のところについて市長のご見解なりをお伺いしておきます。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど田中議員から、本市の税収についてご質問いただきました。残念ながら年々減少していくという一途でありますというご説明をさせていただいております。今現在塩竈市の一般会計予算というのは、200億であります。この200億をどういうふうに分けていくのかということに尽きるわけであります。この200億を、例えば福祉に使います、学校に使います、あるいは道路整備に使います、さまざまな使い方を、我々はでき得る限り知恵を絞りながら、一つは、国費が裏打ちされるような使い方をさせていただきたいということを申し上げさせていただいております。先ほどの財政課長の話もそのような内容であるというふうに私は受けとめております。でありますから、どこかを押せばどこかが引っ込むという話ですよ。そこは、ぜひご理解をいただきたい。そのために、今全体的な調査をして、道路あるいは下水に限らず、塩竈市内にある公共施設を今後市民の皆様方に快適にお使いいただけるためにはどれだけの経費が必要かということ、今算出しているわけあります。したがって、その結果をお示ししながら、こういった形で維持管理、補修に取り組んでいけば、こういった部分は逆に削らせていただきますというものを示させていただきます、議会でご審議をいただくものと思っております。先ほど来、そういう趣旨で再三再

四ご説明をさせていただいているつもりでありますので、来年度に向けて、今そういった取り組みを、なお加速をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） そういう点では、早く精査していただきながら、議会に示していただきたいというふうに思ひます。当然ながら、来年は、恐らく予算措置はされるだろうというふうに思ひますが、いずれにしても実情をつかみながらやるということは重要ですので、それは早目に出していただきたいということだけ述べておきたいと思ひます。

6点目の加工団地の地盤対策についてお伺ひするわけですが、市長は圧密度のお話をされました。圧密度をやったところで、今、水産加工の、要するに助成事業を受けて、そして冷凍庫を建てているところがありますが、そこでは、私がお聞きしたところ、102本のくいを打って200万かかったというふうにお話しされておりました。くい打ちにね。2,000万、2,000万、ああ、そう。失礼しました。2という数字だけ頭にありましたので。

それで問題は、圧密というふうに言っていますが、粘土なんですよ。これは市の資料でも出されていると思ひますけれども。ですから、圧密だけでは、粘土では対応し切れないということが、今回の状況の中でもわかったんでないかと思うんです。そういうのを踏まえて、市のほうで対応の仕方について、積極的に対応することを私はここで求めておきたいと思ひます。いろいろ状況もつかんでいるということですから、そういう点ではここでやりとりしても事がそれでおさまるといふわけではないと思ひますので、ぜひ、そういった点で、市長答えたいんですね。お答えいただきます。そういうことで、この問題についてもっと積極的にかかわっていただきたいと。産業と学会が一緒になっているわけですから、そこに官が入るといふことが非常に大事ななというふうに思ひますので、そのことについてお伺ひしているわけですよ。

○副議長（鎌田礼二君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

では、佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、小野議員からご質問いただいておりますが、基本的に、上にどういふものをつくるかによって基礎が違ってくるというのがご理解いただければ。ですから、例えばくいを打つというのは、上に重いものを載せるとすれば、当然その重いものを支えるためのくいを打つというのは当たり前なことだと思ひております。例えば、私どものほうは、

道路をつくっていくわけでありますので、道路をつくるために、例えば1メートル地盤を盛り土するとしたときに、下側にどれだけの荷重がかかるかということを経算しながら、我々のほうでも道路整備、下水道整備の中で地盤改良というのはやらせていただいております。我々が取り組んだ地盤改良の成果というのもございます。これは、圧密先行荷重をかけることではなくて、さまざまな工法を活用して、例えば1メートルの下水道管を入れるために、下側の地盤をどれくらい改良するかというようなことについては、全て計算に基づいて取り組ませていただいております。ただ、新しく取り組んでおられる工法についても、我々もしっかりと勉強いたしてまいりますので、今後はそういった成果を我々のほうにも頂戴しながら、どこかにその手法を活用できる場所がありましたら、我々のほうでも積極的に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、商工会議所から提出された7項目の要望書のうち、時間もありませんので、まず1番目の「みなと塩釜ゆめ博」の実施に関する助成についてということで、これもきのうから一般質問の中で大分お答えいただいております。そういう点では、大都市仙台のお客様をターゲットにするというか、お客様においでいただいて、この塩竈の港町、門前町、そしていろいろなイベントを見ていただいて、塩竈をもっと知っていただいて、広げていきたいという心意気だというふうに理解するわけです。そういう点で、これはいつぐらいから、そういう点ではぜひいろいろ援助もしながらやっていただきたいということが1つです。3分しかありませんので。

それから、商業機能の再生支援について、これも割り増し商品券について、市長は検討するということを述べられました。まさに12月31日で今年度発行した分は終わるわけです。ですから、新年度に向けて、やはり割り増し商品券について対応できるように、これは私ども産業建設でも視察しました、福岡の筑後市とか春日市とか行ってまいりました。そういう中でも商品券は、要するに割り増し商品券は継続してやっているんですね。そこにやっぱりその地域の商店を活性化させていく、そういうのが出てくるわけです。そういう点で、私もぜひ継続を希望しているわけですが、そういう点では新年度までに方針を決めて掲げるつもりでいるのかどうかを含めてお答えいただければと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、ゆめ博についてであります。10月14日に我々も初めてこの構想をお伺いいたしました。商工会議所でも、具体的な規模でありますとか、あるいは費用については、恐らくは全く試算をされていない。期間もございます。半年間やるのか、3カ月ぐらいで終わるのか。そういったことについても、今からそのゆめ博実行委員会的なものを組織して、いろいろ議論をされるものと思っております。ですから、私も今ここでお答えできる材料は全くないわけですが、塩竈全体の活性化につながっていくものという認識の中で、でき得る限り本市としても参画をし、努力をさせていただくということを回答申し上げたということでもあります。

それから、今回は2割増しでありました。割り増し商品券についても、まずはその成果をしっかりと検証していかなければならないということ、菊地議員のご質問にもお答えさせていただきました。12月末まででありますので、まだ、全て使い切っていないという方々もおられるようでもありますので、まずはその成果を確認するということが1点目であります。

2点目といたしましては、きのうもご答弁申し上げましたとおり、国においても、そういった地域の活性化につながるようなということで、例えば割り増し商品券の販売等についても、今後支援策を検討していこうという動きがあるようでもありますので、我々はできる限りそういったものを活用していきたいという思いはあります。

3点目になりますが、法律で、7カ月間置かないと次の割り増し商品券というのは販売できないそうでもあります。そういった制約もありますことから、そういったものを全てしっかりと検討をした上で、いずれ改めてまたその検討結果につきましては、また議会の皆様方にご相談を当然申し上げさせていただくことになるものと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） ありがとうございます。

視察した筑後市、商品券と出してはありますが、それはお中元とお歳暮に合わせて販売しているということで、年に2回商品券を出しているんですね。だから6カ月ですか。そういう意味でね。7カ月。そこに、そういう制度も、そういうふうにしてやっているところもあるということを申し上げておきます。

○副議長（鎌田礼二君） 以上で、小野絹子議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明17日を議会運営委員会開催のため休会とし、18日定刻再開したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明17日を議会運営委員会開催のため休会とし、18日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月16日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 鎌田礼二

塩竈市議会議員 菊地進

塩竈市議会議員 志子田吉晃

平成26年12月18日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

平成26年12月18日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第84号ないし第112号(各常任委員会委員長議案審査報告)

第3 請願第4号ないし第8号(各常任委員会委員長請願審査報告)

第4 議員提出議案第7号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

追加日程第1 議員提出議案第8号

出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	健康福祉部長	桜井史裕君

産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市立病院事務部 次長兼業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
市民総務部 政策課長	川村淳君	市民総務部 財政課長	阿部徳和君
健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君	健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君
健康福祉部 健康推進課長	相澤和広君	健康福祉部 保険年金課長	並木新司君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
庶務係主査	小林久美子君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13番伊藤栄一議員、15番高橋卓也議員を指名いたします。

日程第2 議案第84号ないし第112号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤英治君） 日程第2、議案第84号ないし第112号を議題といたします。

去る12月8日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。

17番伊勢由典議員。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月10日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第93号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、児童扶養手当の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、飲料水兼用耐震性貯水槽整備事業及び市民交流センター管理運営費が計上され、また債務負担行為において体育施設管理運營業務委託等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 本市においては、新年度から老朽化した電話交換機及び交換台の更新を機に、行財政改革の一環として、現在の内線電話方式から課・係直通のダイヤルイン方式に移行するものであるが、移行に当たっては混乱が生じることのないよう周知徹底を図られるとともに、利用者に対し今後とも丁寧な対応に努められたい。

1. 本市では学校給食調理員の退職等に伴い、今後調理業務の一部委託を実施するものであるが、衛生管理の徹底などにより安全で安心できる給食を安定的に提供できるよう努力されたい。

次に、議案第102号「工事請負契約の一部変更について」は、塩竈市立第三小学校東校舎の大規模改造工事について、工事内容に変更が生じるため契約金額を変更しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号から議案第106号までは、「工事請負契約の締結について」であります。

まず、議案第103号については、浦戸地区集落再生促進施設整備工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号については、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び保管施設C棟の新築工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号については、港町1丁目海岸通地区津波避難デッキ整備工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 津波避難デッキ整備工事については、工事の速やかな進捗を図られるとともに、完成後には、災害時において市民や観光客等が迅速に避難され安全確保ができるよう、わかりやすいサイン等の表示を行うなどその周知に努められたい。

次に、議案第106号については、下水道災害復旧工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号から議案第109号までは、財産の取得について提案されたものであり、東日本大震災による住宅を失った被災者の生活の再建を支援するため、災害公営住宅に係る土地及び建物を取得しようとするものであります。

まず、議案第107号については、錦町地区災害公営住宅に係る土地及び建物を取得しようと

するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号については、桂島地区災害公営住宅に係る建物を取得しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号については、野々島地区災害公営住宅に係る建物を取得しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」は、塩竈市スポーツ施設、塩竈市体育館及び塩竈市市民プールの指定管理者候補として選定した団体を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 本市の体育館等スポーツ施設は、多くの市民にとともに全国からさまざまな方々が集い利用するものであることから、指定管理者との連携のもと、快適な利用環境の整備に努められたい。また、塩竈市体育館及び温水プール以外のスポーツ施設の管理のあり方についても、今後検討を深められたい。

次に、議案第112号「宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」は、財団法人宮城県市町村振興協会の名称変更に伴う宮城県市町村自治振興センターの規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会では審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員会委員長 伊勢由典

○議長（佐藤英治君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

8番西村勝男議員。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」については、子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴い、放課後児童健全育成事業の対象を小学校6年生まで拡大するなど所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 放課後児童支援員の設置については、保護者が安心して児童を預けることができるよう有資格者である支援員を確保し、その指導監督を徹底されるとともに、支援員等の待遇についても検討を深められるなど、放課後児童健全育成事業の充実に努められたい。

次に、議案第85号「塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例」については、児童福祉法の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「塩竈市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」については、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「塩竈市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例」については、塩竈市地域包括支援センター運営協議会の地域包括支援センターの設置等に関する事項を協議する市の附属機関とするとともに、条文を整理するため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、健康保険法施行令等の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、国民健康保険税の算定方式を変更するとともに、医療保険分の基礎課税額の税額を引き下げるため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「塩竈市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、新たな診療科目を追加するとともに既存の診療科目の名称を変更するため所要の改正

を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号「塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」については、介護保険法の一部改正に伴い地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定めるため新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なものを申し上げます。

1. 地域包括支援センターについては、地域特性を生かしながら医療と介護の連携のもと、今後も有資格者の適切な配置など人員の確保について検討を深められ、支援事業の充実ときめ細やかな対応ができるよう努められたい。

次に、議案第95号「塩竈市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」については、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるため新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号「塩竈市新型インフルエンザ等対策本部条例」については、塩竈市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において災害公営住宅等への入居世帯に対する移転費用を支援する塩竈市災害公営住宅等入居移転費支援金や放課後児童クラブ運営事業費等が計上され、また債務負担行為において災害公営住宅等入居支援事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. がん検診については、市民の命と健康を守るため関係機関と連携の上、市民が受診しやすい健診のあり方について検討を深められ、受診率の向上になお一層努められたい。

1. 災害公営住宅入居支援事業については、東日本大震災により被災した世帯のうち本市の災害公営住宅等へ入居する世帯に対し移転費用を支援するものであるが、既に移転を完了している世帯もあることから、迅速な事務手続による早急な支給ができるよう努められたい。

次に、議案第99号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、保険事業勘定では、浦戸地区に開設する包括支援センターの準備のための歳入歳出116万6,000円を

追加し、総額を49億1,539万3,000円とし、介護サービス事業勘定でも、浦戸地区包括支援センターに設置するケアプラン作成のための電算機器整備費として33万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,223万1,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員会委員長 西村勝男

○議長（佐藤英治君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

16番小野絹子議員。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月12日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第90号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」については、市営錦町住宅、市営浦戸桂島住宅及び市営浦戸野々島住宅の供用開始に伴い所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」については、一般汚水に係る従量使用料を引き下げるため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員から述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 本条例については、一般汚水の従量料金を引き下げ使用料の負担軽減を図ろうとするものであるが、今後においても使用料の対象経費や実績などを踏まえ、的確な将来計画に基づく適正な料金体系の構築に努力されたい。

次に、議案第97号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、東日本大震災復興交付金基金費、新浜町杉の下線道路事業費、海岸通地区震災復興市街地再開発事業費などが計上され、また債務負担行為において、伊保石地区の災害公営住宅整備事業が追加されるとともに、清水沢・北浜地区の災害公営住宅整備事業が変更され、地方債において、公営住宅整備事業が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

なお、審査に当たりまして各委員から述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 公園遊具撤去事業については、老朽化した遊具を撤去し事故を未然に防止しようとするものであるが、市内全域を対象とした遊具などの修繕計画の策定による計画的な修繕に取り組みられるとともに、今後も現状確認の徹底による安全の確保に努められたい。

次に、議案第98号「平成26年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、歳入歳出それぞれ15億2,200万円を減額するとともに、区画整理事業にかかわる藤倉・北浜地区下水道事業として債務負担行為を追加し、ポンプ場築造に係る越の浦地区の下水道事業の債務負担行為限度額の増額変更が計上され、また26年度の事業費の変更に伴い地方債の限度額の変更が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号「平成26年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」については、移転補償に係る事業費が追加計上され、歳入歳出それぞれ3億7,516万2,000円増の12億5,716万2,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号「平成26年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」については、移転補償に係る事業費が追加計上され、歳入歳出それぞれ2億9,489万6,000円増の8億8,989万6,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号「塩竈市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について」は、宮城県に委託した東日本大震災に係る災害等廃棄物処理の事務が完了したことに伴い、塩竈市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づく関係普通地方公共団体の協議を行うに当たり議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員会委員長 小野絹子

○議長（佐藤英治君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第84号及び第105号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第84号及び議案第105号に対する反対討論を行います。

議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回の条例改正で、学童保育の対象年齢を小学校6年生まで引き上げることや開設時間を延長することなど評価すべき点もありますが、問題点も含まれております。

問題の一つは、支援員の資格の問題であります。何より対象年齢の引き上げに伴うだけの体制をとることが求められております。また、放課後児童支援員の配置数は、支援の単位ごとに2人を配置するとされていますが、ただし書きにおいて、そのうちの1人を除き支援員の資格要件のない補助員にかえることができるとされています。

しかし、学童保育支援員は子供の発達や成長を科学的に捉え、必要となる毎日の保育・教育環境を整え、子供の家庭環境にも配慮しながら、子供や保護者の気持ちを共感的に受けとめ子供の意欲につなげていくという高い専門性が求められる仕事であります。したがって、資格者2名で実施すべきであると思います。

2点目は、支援員の処遇の問題であります。

問題は、雇用形態が月曜日から土曜日までのうち4日か5日のシフト制であり、賃金については支援員が時給1,000円、補助員が時給800円としております。民生常任委員会では、各委員からも、賃金が余りに低い、引き上げるべきではないかという意見が出されました。当議員団も同じ見解であります。

特に学童保育は、放課後をただ単に見ていけばよいということではありません。専門的な知識と経験を持った職員がプロとしての立場で保育するということでもあります。単に勤務時間が短いから非常勤職員でよしとする立場や考え方は、職員の身分の問題だけでなく、学童保育は子供たちの生活の場でもあることから保育される子供の人権にかかわってくる問題であ

ります。

そもそも塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を国基準に沿ったものとしていることに問題があります。学童保育を財政の効率だけで考えるべきではありません。支援員の役割にふさわしい待遇を求めるものです。

以上の理由をもって、議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について反対するものであります。

議案第105号は、港町一丁目・海岸通地区津波避難デッキ整備工事の契約案件について反対の理由を述べます。

この契約は、9月議会で津波避難デッキ整備工事の債務負担行為の設定に基づいて入札の結果、落札した業者との間に工事請負契約を行うものであります。既に当市議団は9月議会で同工事の債務負担行為の設定に反対をしまりました。港町地区津波復興拠点整備事業は、総額事業費20億6,080万円をかけてマリングート塩釜の2階からショッピングセンターの2階の駐車場まで通ずる有効幅員4メートル、全長372メートルの避難歩道橋を建設するというものであります。

しかし、市民や地元町内会の方々からは、港町町内会の方がいざというとき、わざわざマリングートまで来て上がるのかと。避難デッキは、地域住民が避難路として使用することは海側へ向かって逃げることになり、むしろ危険を伴うことになる。今必要なのは避難ビル、避難タワーであり、避難デッキは必要ない、税金の無駄遣いだという声が出されてきました。

被災地では、復旧・復興にとどまらず、災害に備えた新たな事業が必要なものもあります。その場合でも住民の要望に沿ったものであって、上からの計画で推し進めるものではありません。よって、議案第105号港町一丁目・海岸通地区津波避難デッキ整備工事の契約案件に反対する討論といたします。

以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

1 番浅野敏江議員。

○1 番（浅野敏江君）（登壇） 議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」につき、賛成の立場から討論いたします。

議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」は、来年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度に伴い、これまで小学校3年生までだった放課後児童健全

育成事業の対象を小学校6年生まで拡大するとともに、放課後児童クラブを午後6時半まで延長できるようにするための改正案であります。これは平成27年度に放課後児童クラブの利用を希望する保護者に対するアンケートにおいても、4年生以上の高学年の希望者が64人と高く、時間延長においても午後6時半までの延長を希望する保護者は71名、26%に上ります。

指導員の設置については、1クラブにつき2名以上の配置を規定としています。そのうち1名は保育士、社会福祉士、教員免許等の資格を有するとし、子供の育成に責任ある立場の指導員を配置しようとしております。反対者は、この指導員のうち1名については資格を有しない補助員の代行が可能であることに異議を唱えております。しかし、これまでも放課後児童クラブの支援員として資格を有していない方も多く従事しており、子供たちにおいては、なれ親しんだ支援員が今後も対応していただくことは大変安心にもつながることになります。

今回の条例案は、資格を有する者を規定したことにより子供の育成に専門性を加えたこと、また資格を有していた元保育士等の方にも指導員としての活躍の場を開かれるとともに、これまでも子供たちとかかわってきた資格を有していない支援員の方もそのまま働けることが担保された条例の一部改正案であります。保護者が安心して子供を預けられ、子供たちも安全に過ごせる放課後児童クラブの設置に賛成の会派を代表しまして、議案第84号「塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」については賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　続きまして、6番香取嗣雄議員。

○6番（香取嗣雄君）（登壇）　議案第105号工事請負契約の締結について、賛成会派を代表して討論を申し上げます。

本契約に関しては、さきの9月定例会において、平成26年度から27年度の2カ年事業として債務負担行為の補正を議会で認めた案件であり、その後市当局と契約事務を進めてきました復興事業であります。

この事業は、観光客などが津波発生時に安全に一時避難できるよう本塩釜駅からマリングート塩釜間を連絡する全長372メートルの津波避難デッキを整備するものであります。津波から避難する方々の命を救うために有効で重要かつ必要な事業でありますので、早急な設備が求められております。

さらに、平常時には、JR仙石線本塩釜駅付近からマリングート塩釜を結ぶ施設として、交通量の多い路線の安全対策にも寄与し地元の方々の安全性と利便性の向上のみならず、塩竈

市を訪れる多くの観光客の皆様にも活用いただけるいわば交流の橋渡しとも言える施設となっておるものであります。

なお、仮設店舗しおがま・みなと復興市場は、東日本大震災で沿岸部を中心に市内の中小企業者が被災したことから、速やかな事業再開支援のため、塩竈市が宮城県の港湾施設用地の使用許可を受け、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業を活用して整備し、平成23年8月に完成いたしました。建築基準法の許可の関係もあり、入居いただく条件としてその貸与期間は2年ということで、市でご説明しご理解をいただいた上で無償貸与を行ってまいりました。

その後、東日本大震災復興特別区域法の特例措置を活用し、また今回の港町一丁目・海岸通地区津波避難デッキ整備工事のほか県の防潮堤や港湾施設の災害復興工事などが平成27年度までに実施される事業として計画されていることから、さらに仮設店舗に入居されている皆さんの個別ヒアリングなどを踏まえ、市では店舗の活用期間の延長を申請して認定を受け、解体に要する時間を考慮し、使用許可期限を平成27年1月末日までとしてきたところであり、このことにより、当初2年間の条件であった入居期間が延長され、市では入居者の方々にはこの期間を有効に活用して本設での事業再開に向けた取り組みをお願いし、個別面談などを行いながら支援制度に関する情報提供なども行ってきたところであり、

この間、入居者の皆様には、さらなる期間の延長の要望も提出されたことから、市では整備工事の施工者と工程等の協議を行い、平成27年1月末日とされている使用許可期限を可能な限り延長できるよう最大限の努力をされると伺っております。仮設店舗の皆様には、本設移行が円滑に行われますよう心から念願するとともに、観光客などが安全に避難できる津波避難デッキの早期完成を望むものであります。

以上申し上げましたように、この事業は災害時における多くの人命を救うだけではなく、観光を中心とした交流人口拡大への一助となるなどさまざまな効果が期待できる事業であります。何よりも一刻を争う急ぐ復興事業として、早期完成を願うものでありますので、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、本議案に対する賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案84号について採決いたします。

議案第84号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第84号については、委員長報告のとおり可決しました。

次に、議案第85号ないし第104号、第106号ないし第112号について採決いたします。

議案第85号ないし第104号、第106号ないし第112号については、委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議案第85号ないし第104号、第106号ないし第112号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第105号について採決いたします。

議案第105号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第105号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第4号ないし第8号（各常任委員会委員長請願審査報告）

○議長（佐藤英治君） 日程第3、請願第4号ないし第8号を議題といたします。

去る12月8日の会議において、各常任委員会に付託されておりました請願審査の経過と、その結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。

17番伊勢由典議員。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました請願第4号「『集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと』を求める請願」については、12月10日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたした次第であります。今後政府並びに関係機関等の動きを見極めながら、さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員会委員長 伊勢由典

○議長（佐藤英治君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

8番西村勝男議員。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました請願について、12月11日に委員会を開催し、慎重に審査しましたので、その審査結果についてご報告いたします。

まず、請願第5号「子ども・子育て支援制度実施に当たり全ての子どもの権利が保障される取組みを求める請願」については、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしました次第であります。子供の権利が保障される取組み等について、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第6号「重度障がい者移送費等助成事業の制度改善を求める請願」については、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第6号については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号「東日本大震災被災者の医療費の一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める請願」については、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第7号については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員会委員長 西村勝男

○議長（佐藤英治君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

16番小野絹子議員。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました請願第8号「しおがま・みなと復興市場の仮設店舗の移設を求める請願」については、12月12日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしました次第であります。津波避難

デッキの整備工事並びにしおがま・みなと復興市場の仮設店舗に係る本市の対応について、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員会委員長 小野絹子

○議長（佐藤英治君） 以上で常任委員長の報告は終了いたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、請願第4号、第5号及び第8号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、請願第4号、第5号及び第8号については委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第6号及び第7号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、請願第6号及び第7号については委員長報告のとおり決しました。



日程第4 議員提出議案第7号

○議長（佐藤英治君） 日程第4、議員提出議案第7号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第7号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

15番高橋卓也議員。

○15番（高橋卓也君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

東日本大震災復旧・復興に係る事業期間延長を求める意見書

塩竈市では、東日本大震災からこの3年9カ月間、道路、下水道の災害復旧事業とあわせ現在災害公営住宅整備事業や防災拠点事業など復興事業に全力で取り組んでいるところです。

東日本大震災復興交付金事業について、復興期間を10年とした上で復興需要が高まる集中復興期間を5年間と位置づけされてきました。

当初から計画とされた期間での事業実施のために職員不足を補うため、他自治体からの職員の応援をいただきながら懸命に取り組んできているところです。

集中復興期間は5年間とされ、その期限とされている平成27年度までにあと1年となります。

この間、懸命に取り組んできたものの、建設需要が高まる一方で、技術者等の人材不足に加えて資材高騰など当初予想できなかった状況に置かれているのが現状です。

つきましては、被災地域の着実な復旧・復興を途中で途切れることのないよう、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。

記

復旧・復興事業が本格化する中で、技術者不足や資材高騰等により事業の円滑な執行が困難な被災地域の現状を踏まえ、災害復旧・復興事業の期間延長をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第7号についてはさよう取り計らうように決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第7号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第7号については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま1番浅野敏江議員から外15名から議員提出議案第8号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第8号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。



追加日程第1 議員提出議案第8号

○議長（佐藤英治君） 追加日程第1、議員提出議案第8号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第8号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

8番西村勝男議員。

○8番（西村勝男君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第8号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書

医療窓口負担免除措置再開では、昨年末12月27日、宮城県内の視察にあわせて安倍晋三首相が被災地自治体への医療費（国民健康保険）の財政支援を強化すると発表、それ以降、市長会や町村会が宮城県に対する支援の働きかけや各自自治体との再開に向けた検討が進められた。しかし、国から給付増加に対する財政補助率の拡大等が示された一方で、一部負担金等の免除措置に対する財政支援は認められず、また後期高齢者医療制度及び介護保険の一部負担金

及び利用料減免については、追加的な財政支援は示されなかった。

そうした免除措置再開に十分な財政手当てがない中、県内全市町村は現場の声を受けとめながら大変な財政的問題を抱え、対象の絞り込み等、医療と介護の減免を再開させている。

被災地では、今なお生活再建の見通しが立たない被災者も多く、生活環境の変化による体調悪化等により、医療や介護支援が必要となる要介護認定者等も増加しており、被災者に対するさまざまな支援の継続が求められている。

よって、国・県においては、生活再建に至らない被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第8号についてはさよう取り計らうように決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第8号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第8号については原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 0 0 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日

塩竈市議会議員 佐 藤 英 治

塩竈市議会議員 伊 藤 栄 一

塩竈市議会議員 高 橋 卓 也